

# 新根岸地区土地区画整理事業

## 環境影響評価方法書

令和8年6月

横浜市



## はじめに

新根岸地区土地区画整理事業（以下、「都市計画対象事業」といいます。）については、昭和22年の接収<sup>※</sup>後、根岸住宅地区として米軍による土地利用がなされた所（非提供地等を含む。以下、「旧根岸住宅地区」といいます。）を主な対象としています。

都市計画対象事業は、国有地と民有地とが細分化されてモザイク状に混在していたり、道路、公園及び下水道などの都市基盤が未整備であったりしている状況を改善し、持続可能な郊外住宅地のまちづくりとして、様々な世代が「住み」、「働き」、「楽しみ」、「交流できる」まちとして活用されるようにするため、公共施設の整備改善と宅地の利用の増進とを目的とする土地区画整理事業を実施するものです。

なお、都市計画対象事業においては、提供地内であっても、返還後、土地区画整理事業によらず土地利用が可能な区域については対象外としています。

土地利用の方向性については、令和3年3月策定の「根岸住宅地区跡地利用基本計画」で示した土地利用の方向性を深度化させたものを用いて意見募集を行い、その後、土地利用計画の検討を進めており、現地の状況を踏まえ、まちとして活用されるよう基盤整備の手法を土地区画整理事業としています。

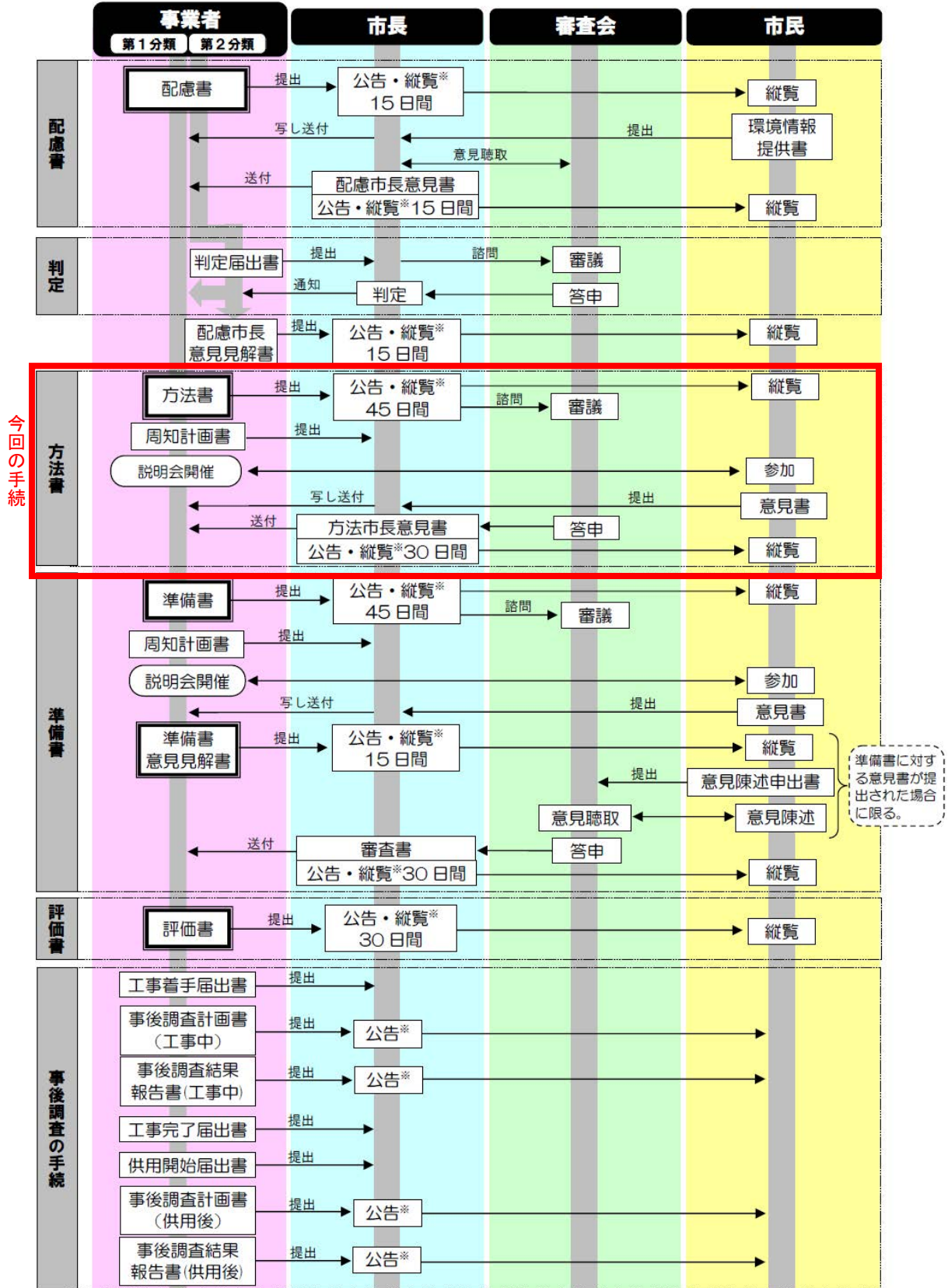
都市計画対象事業については、土地区画整理事業であり「横浜市環境影響評価条例（以下、「アセス条例」といいます。）」の第1分類事業に該当することから、アセス条例に基づき、環境影響評価方法書を作成し、『新根岸地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書』として、ここに取りまとめました。

また、都市計画対象事業においては、都市計画法で規定する市街地開発事業として都市計画に定めることから、アセス条例第46条第1項の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第1分類事業に係る事業者により行われます。

今後、事業の工事着手にあたっては、先般取りまとめた計画段階配慮の内容を踏まえ、環境に配慮した計画としつつ、検討を進めていきます。また、事業名称は計画段階配慮書の時点では「(仮称)新根岸地区土地区画整理事業(米軍返還前)」でしたが、「新根岸地区土地区画整理事業」と名称を変更しました。

※昭和27年の日米両国間の行政協定に基づき市内の接収区域があらためて米軍に提供されていることから、本図書においては「提供」と記載します。

# 横浜市環境影響評価条例における対象事業の手続の流れ



資料：「横浜市環境影響評価条例対象事業の手続の流れ」（令和7年4月、ホームページ閲覧）に一部加筆。

本書提出までの環境影響評価手続き経緯一覧

項目	日付	備考
計画段階配慮書の提出	令和7年7月15日	
計画段階配慮書の公告	令和7年8月5日	
計画段階配慮書の縦覧	令和7年8月5日～同8月19日	縦覧期間：15日間
環境情報を記載した書面の受付	令和7年8月5日～同8月19日	環境情報提供書の提出：0通
横浜市環境影響評価審査会	1回目：令和7年8月5日 2回目：令和7年9月16日	会場：横浜市役所
配慮市長意見書の公告	令和7年10月15日	
配慮市長意見書の縦覧	令和7年10月15日～10月29日	縦覧期間：15日間



## <目 次>

	頁
1 配慮市長意見書等を総合的に検討して計画段階配慮書の内容を変更した事項 .....	1-1
2 都市計画対象事業の計画内容 .....	2-1
(1) 概要 .....	2-1
(2) 対象事業の目的 .....	2-6
(3) 対象事業の内容 .....	2-8
(4) 施工計画 .....	2-11
(5) 計画を策定した経緯 .....	2-14
(6) 土地利用及び地域地区等の方向性 .....	2-16
3 地域の概況及び地域特性 .....	3-1
(1) 調査対象地域等の設定 .....	3-1
(2) 地域の概況 .....	3-2
(3) 調査区域の地域特性 .....	3-145
4 配慮指針に基づいて行った配慮の内容 .....	4-1
(1) 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容 .....	4-1
(2) 環境情報の概要等 .....	4-6
(3) 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解 .....	4-6
5 環境影響要因及び環境影響評価項目 .....	5-1
(1) 環境影響要因の抽出 .....	5-1
(2) 環境影響評価項目の選定 .....	5-1
6 環境影響評価項目に係る調査及び予測の手法 .....	6-1
(1) 温室効果ガス .....	6-1
(2) 生物・生態系 .....	6-3
(3) 緑地 .....	6-8
(4) 水循環（地下水位及び湧水の流量） .....	6-11
(5) 大気質 .....	6-14
(6) 騒音 .....	6-19
(7) 振動 .....	6-22
(8) 地域交通（交通混雑） .....	6-24
(9) 景観 .....	6-26
(10) 触れ合い活動の場 .....	6-29
7 方法書対象地域 .....	7-1

### 巻末添付資料

- 1 米軍根岸住宅地区跡地 土地利用の方向性についての市民意見募集資料
- 2 ボーリング柱状図および位置図資料
- 3 横浜市埋立事業に係る横浜市港湾局資料及びみどり環境局資料
- 4 環境影響評価項目の土壌に係る地歴調査結果

本書に掲載した地図の下図については、出典名に記載の無い図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図（タイル）、空中写真を加工して作成したものです。



## 1 配慮市長意見書等を総合的に検討して計画段階配慮書の内容を変更した事項

令和7年7月に提出した『(仮称)新根岸地区土地区画整理事業(米軍返還前) 計画段階配慮書(以下、「配慮書」といいます。)]に対する配慮市長意見書等を総合的に検討し、配慮書の内容を変更した事項は、表1-1～表1-2に示すとおりです。

表1-1 配慮書の内容を変更した事項

項目	配慮書からの変更点	方法書での記載概要	方法書該当ページ
事業名称	事業名称	方法書での事業名称を「新根岸地区土地区画整理事業」と名称を変更しました。	p.2-1
都市計画対象事業の概要	事業計画に係る許可等の内容	<p>市施行の土地区画整理事業の実施に係る法令の確認に伴い、許可等の内容を見直しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の決定は、設計の概要の認可と見直しました。</li> <li>・許可等を必要とする内容について、道路使用の許可及び道路占有の許可を更新しました。</li> </ul> <p>以降は、配慮書に記載していた項目で、方法書では削除した理由を示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行区域の決定は、都市計画決定権者が行う都市計画審議会で決定するため許可等に該当しないため削除しました。</li> <li>・土地造成許可は、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条で技術的基準の適合に係る協議の成立にて許可とみなされるため、削除しました。</li> <li>・埋蔵文化財包蔵地の発掘通知は文化財保護法第94条において、地方公共団体が行う場合は通知となるので、削除しました。</li> <li>・木竹の伐採協議は、横浜市風致地区条例第2条4項において、国等の機関が行うことについては、許可を受けることを要せず、協議のため削除しました。</li> <li>・一定の規模以上の土地の形質の変更届出、建築物の除却の届出、アスベスト調査については許可等に該当しないため削除しました。</li> </ul>	p.2-1
対象事業の目的	対象事業が実施されるべき区域	事業計画の進捗に伴い、対象事業が実施されるべき区域の範囲を計画区域から更新しました。また、対象事業における区域設定の考え方を更新しました。 (約50ha→約43ha)	p.2-1 ～2-7

表1-2 配慮書の内容を変更した事項

項目	配慮書からの変更点	方法書での記載概要	方法書 該当ページ
対象事業の内容	全般	対象事業において整備する範囲を示し、想定される手法を更新しました。	p.2-8 ~2-11
施工計画	全般	事業計画の進捗に伴い、現時点での工事概要等を更新しました。	p.2-11 ~2-13
土地利用の方向性	土地利用の方向性、土地利用計画の方向性	事業計画の進捗に伴い、根岸住宅地区跡地利用基本計画で示した土地利用の方向性を深度化させたものを用いて意見募集を行い、その後、土地利用の検討を進めている更新をしました。	p.2-16 ~2-17
地域の概況及び地域特性	全般	配慮書の公告・縦覧以降、統計資料等、情報が更新されたものは、既存資料の時点更新を行いました。	p.3-1 ~3-148
配慮指針に基づいて行った配慮の内容	全般	配慮市長意見書を踏まえ、「配慮の内容」を更新しました。	p.4-1 ~4-5

## 2 都市計画対象事業の計画内容

### (1) 概要

都市計画対象事業（以下、「対象事業」といいます。）の概要は、表2-1に示すとおりです。

また、対象事業が実施されるべき区域（以下、「実施区域」といいます。）は、配慮書時点では提供地を計画区域としていましたが、図2-1、図2-2、図2-3及び図2-4（下段）に示す区域へ変更しています。

なお、変更した理由は(2)対象事業の目的で示します。

表2-1 対象事業の概要

都市計画決定権者の名称並びに対象事業を実施しようとする者及び住所	<b>【都市計画決定権者】</b> 名称：横浜市 <b>【対象事業を実施しようとする者】</b> 名称：横浜市 代表者の氏名：横浜市長 山中 竹春 住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10
対象事業の名称	新根岸地区土地区画整理事業
対象事業の種類、規模	土地区画整理事業（第1分類事業） 実施区域の面積：約43ha ※土地区画整理事業による基盤整備が対象となっています。
対象事業が実施されるべき区域	横浜市中区（大平町、塚越、寺久保、根岸旭台、根岸台、簗沢）、南区（山谷、中村町、平楽）及び磯子区（上町、坂下町、下町、馬場町） ※それぞれ各一部
対象事業に係る許可等の内容	<b>【都市計画事業認可】</b> 都市計画法第59条第1項 <b>【設計の概要の認可】</b> 土地区画整理法第52条第1項 <b>【道路使用の許可】</b> 道路交通法第77条第1項 <b>【道路占有の許可】</b> 道路法第32条第1項
環境影響評価の受託者	株式会社千代田コンサルタント 代表取締役社長 濱田 忠 東京都千代田区神田須田町2-6

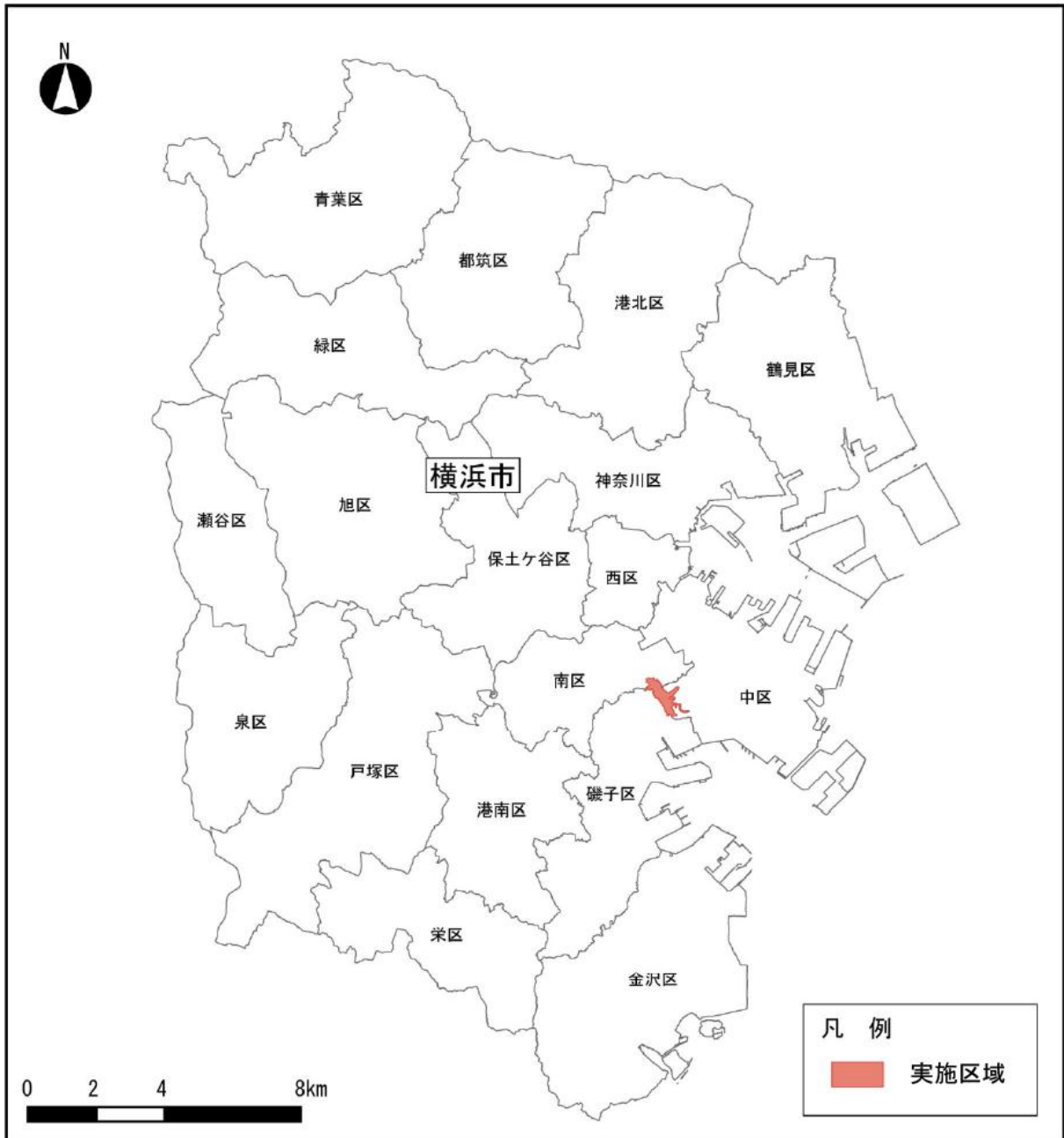


图 2-1 区域位置图 (広域)

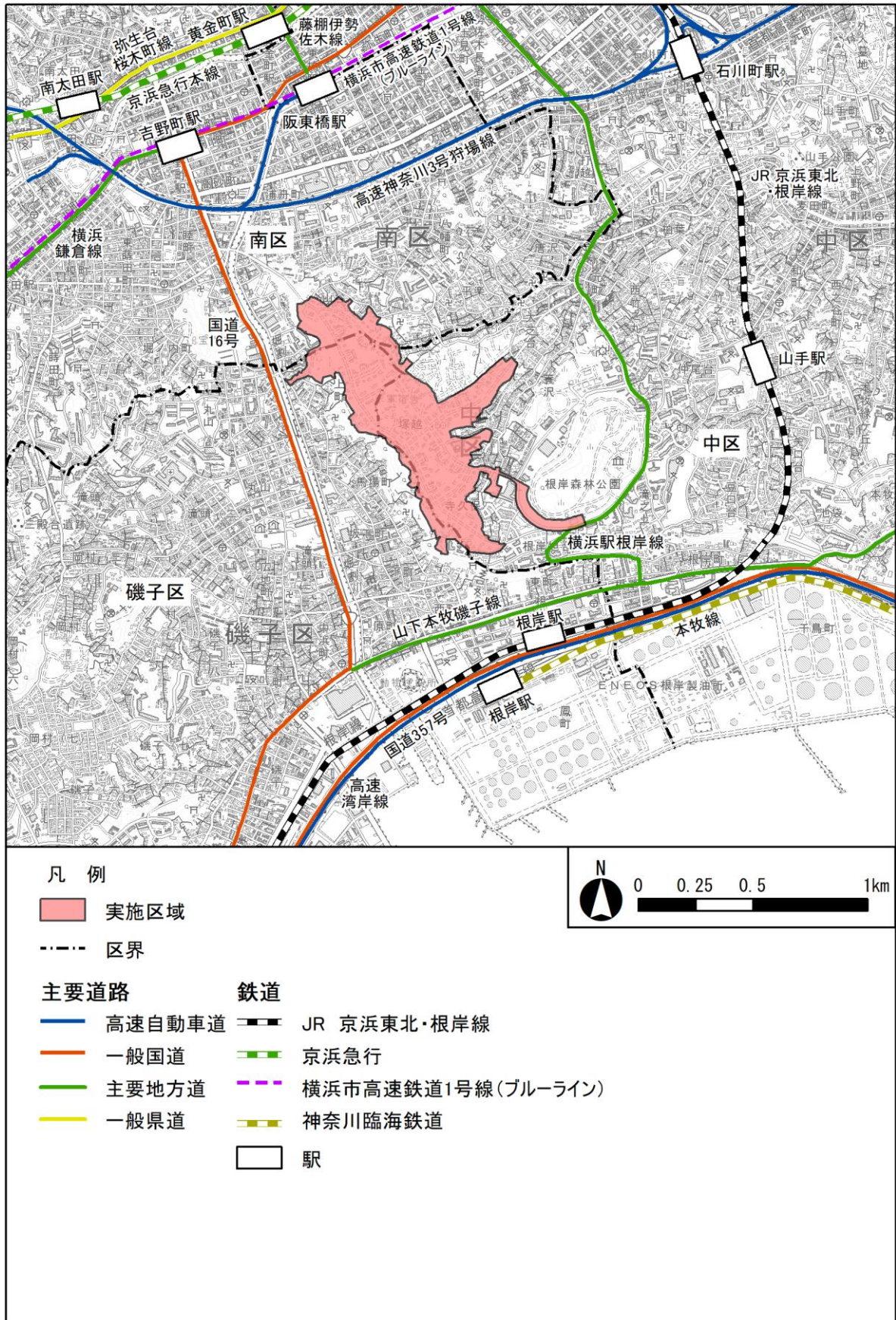


図2-2 実施区域位置図



凡 例

■ 実施区域

--- 区界



出典：「©横浜市財政局 地図情報システムデータ」、2025年撮影

図2-3 実施区域位置図（航空写真）

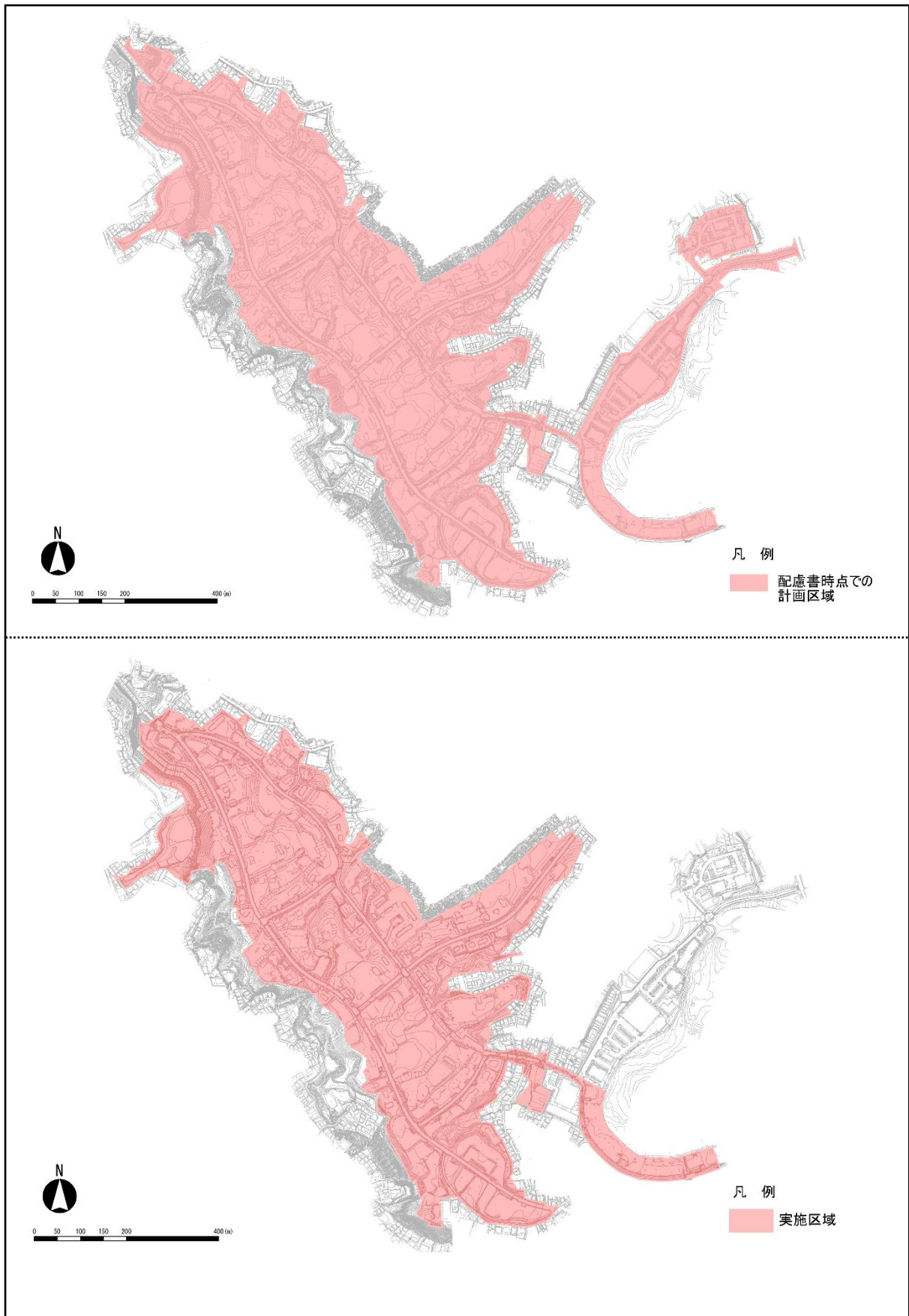


図2-4 計画区域と実施区域

## (2) 対象事業の目的

### ア 対象事業の目的

実施区域は、図2-1～図2-4に示すように、根岸住宅地区として米軍による土地利用がなされていた範囲と周囲を提供地に囲まれた非提供地1及び非提供地2（図2-5の中央左及び中央下の空白地）で構成され、特に、対象事業の大部分の範囲は、国有地と民有地とが細分化されてモザイク状に混在していたり（図2-5の黄色と緑色とで記載）、道路、公園及び下水道などの都市基盤が未整備であったりしている状況があります。

このことから、対象事業は、戦後約80年に渡り、貴重な土地を使用する制限を受けてきた地権者の方々はもちろんのこと、米軍施設があることで不便を強いられてきた周辺にお住まいの方々の想いも汲み、この状況を改善することを目的としています。

その改善については、実施区域を含む周辺の土地利用の方向性として、「根岸住宅地区跡地利用基本計画（以下、「跡地利用基本計画」といいます。）」で示した土地利用の方向性を深度化させたものを用いて市民意見募集を行い、その後、土地利用計画の検討を進め、土地区画整理事業による基盤整備を行います。

これにより、横浜市中期計画2022-2025にも記載がある「コミュニティの維持」など関係する地域力の低下などの本市の都市課題を解決する契機と捉え、横浜市中期計画2022-2025の政策26「人を惹きつける郊外部のまちづくり」の主な施策4「戦略的な土地利用の誘導・推進」を実現し、様々な世代が「住み」、「働き」、「楽しみ」、「交流できる」まちとして活用されるよう実施していきます。

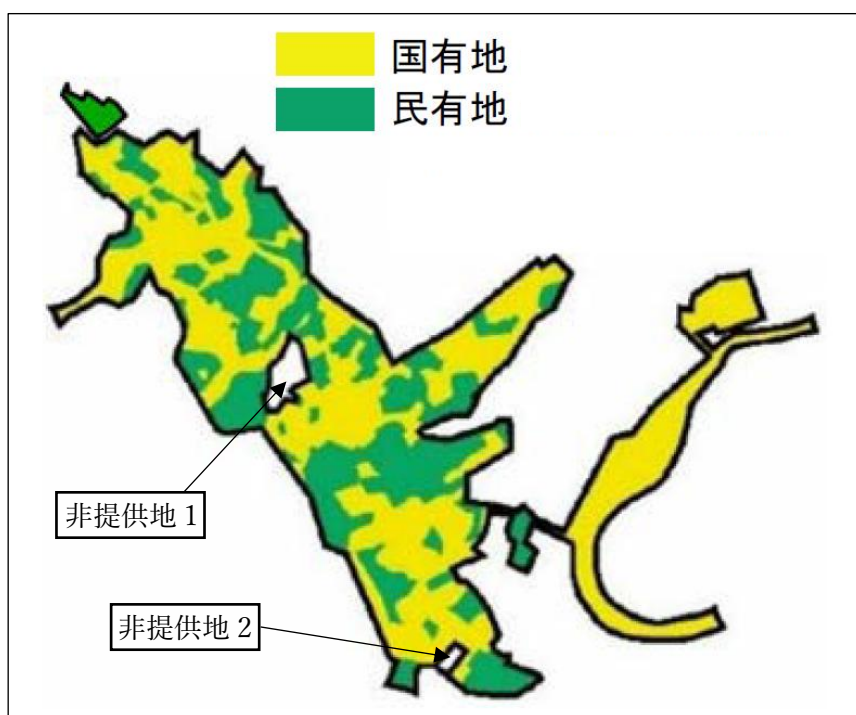


図2-5 土地所有分布図

資料：「根岸住宅地区跡地利用基本計画」（令和3年3月）を修正

## イ 対象事業の実施区域の設定

配慮書時点では計画区域を提供地全域としていましたが、その後、対象事業の実施区域についての検討を進め、これに伴い環境影響評価の対象事業となる区域の範囲を見直しました。

対象事業では前述したように国有地と民有地が入り混じる状況の解消や提供地内の未整備な都市基盤整備を目的としています。

そのため、土地の改変や国有地と民有地との混在等の影響が少なく、土地区画整理事業によらず土地利用が行える区域（根岸森林公園に隣接する範囲及び北側の範囲）については、実施区域の範囲から外しています。

その結果、対象事業の実施区域は、配慮書同様に提供地を基本とするものの、配慮書時点の計画区域から変更が生じています。（図2-4）

なお、アセス条例第2条第1号では、事業について「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築をいう。」と定義しています。しかし、根岸森林公園における実施区域外（土地区画整理事業の対象外）の取り扱いについては、土地取得の方法、整備着手時期、整備内容が未確定であることにより、上記「一連の土地の形状の変更」に該当しないと判断したため、事業に含めていません。

### (3) 対象事業の内容

対象事業においては、実施区域がまちとして活用されるように都市基盤を整備するもので、具体的な手法は、地物の撤去等、土地の切土や盛土（一次造成）、道路や公園等の公共施設の整備（二次造成）となっています。

対象事業の大まかな流れは、図2-6を想定していますが、実際の施工にあたっては、地物の撤去等、土地の切土や盛土（一次造成）、道路や公園等の公共施設の整備（二次造成）が、同時に実施されるものと想定しています。

各段階の概要を以降に示します。

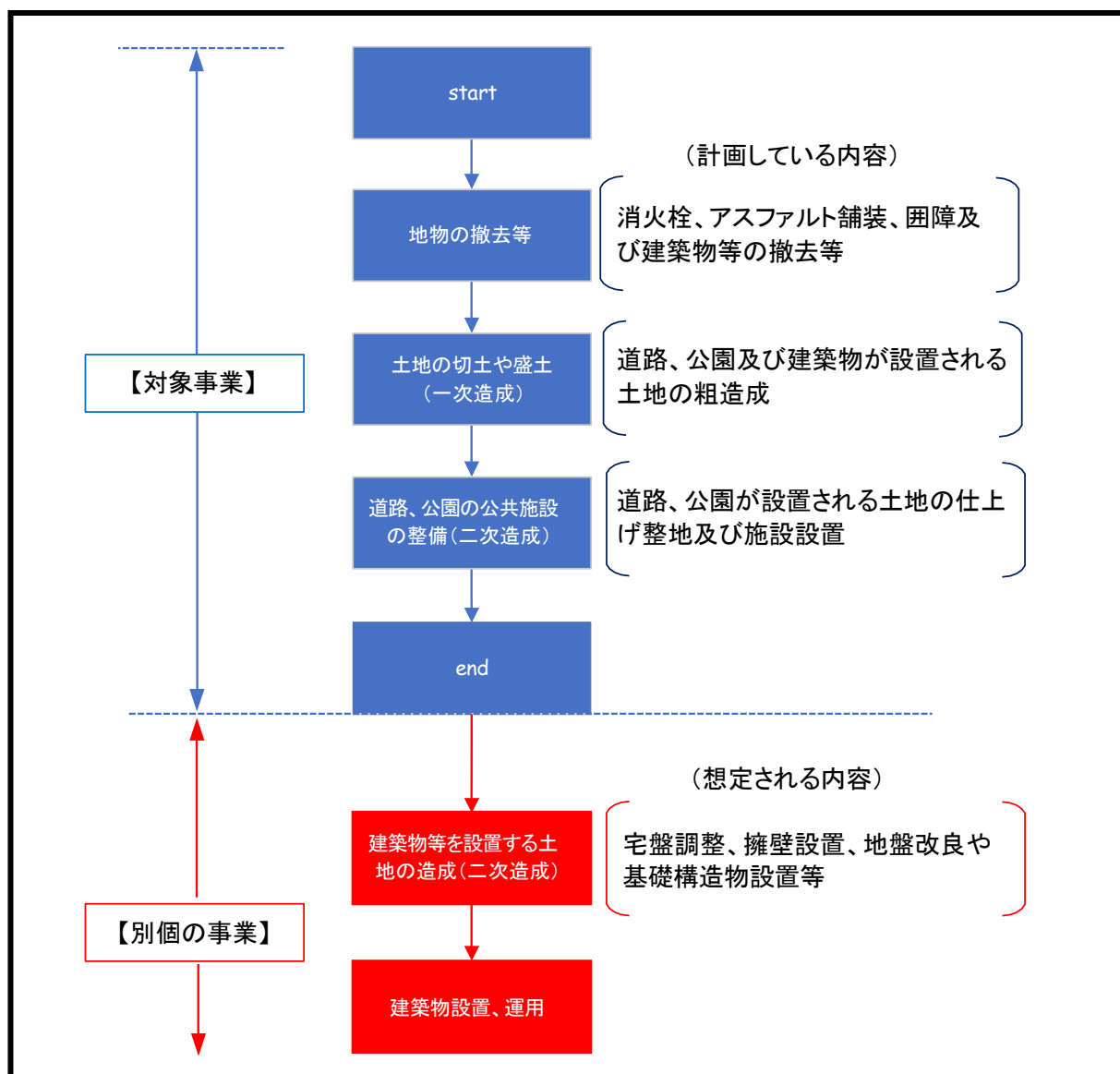


図2-6 対象事業と別個の事業の流れ

## ア 地物の撤去等

当該項目については、主に国が存置した消火栓、アスファルト舗装・道路施設、旧根岸住宅地区を囲むフェンスの撤去等と対象事業による土木工事の用に供する仮囲いの設置となっています。

実施区域が広域避難場所に指定されていることを踏まえ、仮囲いの設置場所については、防災に係る機能の維持等を考慮して決定していきます。

また、対象事業に伴い発生する廃棄物は、主として造成工事や解体工事等の建設系廃棄物であり、工事期間中に限定して発生するものです。これらの廃棄物については、建設リサイクル法等に基づき、発生量の把握、分別及び再資源化が義務付けられており、周辺環境への影響が低減・回避されるよう、適切な処分が実施されます。市施行で行う対象事業においては、規定のとおり法令に基づいて対応し、廃棄物の適切な処分を実施します。

## イ 土地の切土や盛土（一次造成）

当該項目については、地盤を所定の高さとするために、掘削（切土）したり盛土したりすることです。

切土量及び盛土量については、建設発生土を低減していくよう配慮した造成計画を検討し、建設発生土は横浜市の「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に基づいて場内再利用を原則としています。

「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」では、工事の円滑な推進と資源の循環的な利用の促進に資することを目的に、建設発生土は発生抑制、現場内利用、工事間流用、指定処分、確認処分の順序で処理をすることになっています。

市施行で行う対象事業において、やむを得ず場外区域の外へ搬出することとなった場合にあっても、規定のとおり「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に基づいて対応し、環境負荷低減を図ります。

なお、切土や盛土で構成される造成については、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」といいます。）の技術的基準の適合に係る協議で、盛土、切土、擁壁及び排水施設計画の規模・安全性について、切土法面や盛土法面の崩壊等による周辺環境への影響がないよう、専門的・技術的な確認が行われます。市施行で行う対象事業においては、規定のとおり法令に基づいて対応し、切土法面や盛土法面の崩壊等による周辺環境への影響がないよう安全を確保します。

## (ア) 造成計画

造成計画について、現状の地盤高さを生かし、切土量及び盛土量を極力低減した計画となるよう検討しています。その中で周辺地域との高低差がある場所における造成については、周辺道路高さに合わせた斜め造成やひな壇のように段々状の平坦な宅地を造成し、対象事業実施後に新設される住宅地等が、実施区域に隣接している既存の周辺環境との連続性が生み出せるよう計画を検討しています。（図2-7）

また、高低差が大きく自然勾配で処理のできない切土法面や盛土法面の造成端部では、擁壁やのり面保護工により、崩壊防止や安全性を確保していきます。

なお、切土や盛土で構成される造成については、盛土規制法の技術的基準の適合に係

る協議で、盛土、切土、擁壁及び排水施設計画の規模・安全性について、切土法面や盛土法面の崩壊や基礎地盤の沈下等による周辺環境への影響がないよう、専門的・技術的な確認が行われます。市施行で行う対象事業においては、規定のとおり法令に基づいて対応することから、切土法面や盛土法面の崩壊や基礎地盤の沈下等による周辺環境への影響がないよう安全を確保します。

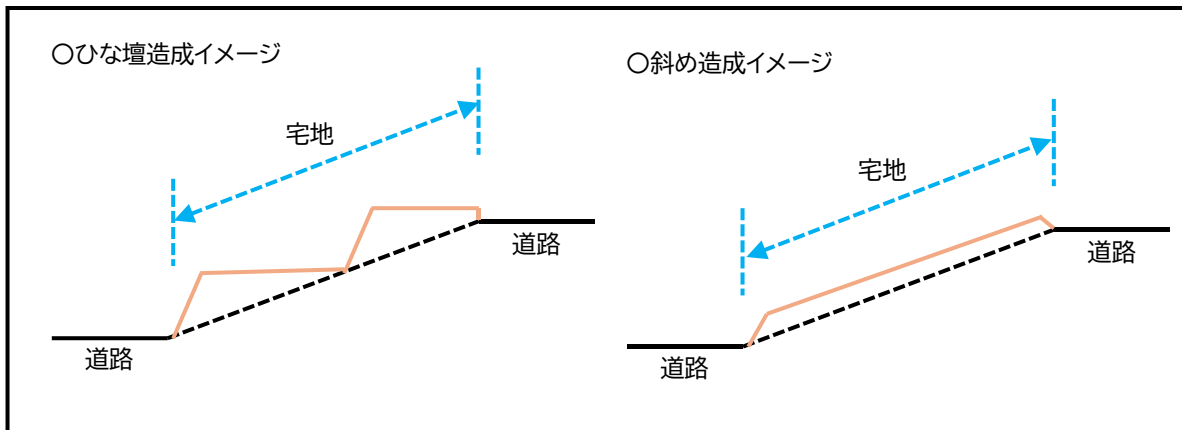


図2-7 切土工・盛土工による造成イメージ

#### ウ 道路、公園の公共施設の整備（二次造成）

当該項目については、道路（含む、道路法面・付帯地。以下、「道路」といいます。）、公園を整備するために、施設を設置することとなっています。

最終的な形態などについては、各管理者との調整、施設設計の協議などにより決定していきます。

道路、公園の概要について、以降に示します。

#### (ア) 道路

道路については、主要なネットワーク、緑の回廊ネットワーク及び、区画道路となっています。

また、周辺の密集市街地の防災力向上につながるように、フェンス等で行き止まりになっている既存の道路を整備する道路と結び、アクセスの向上を図ります。

なお、道路の整備にあたっては、実施区域周辺の地域特性や交通状況を熟知している道路管理者及び交通管理者との協議において、将来（「存在・供用時」）の道路交通が安定かつ安全になるよう道路幅員、線形、交差点処理、縦横断構造等を確認します。

道路計画ごとの概要は次のとおりです。

##### a 主要なネットワーク

主要なネットワークについては、周辺の骨格道路と接続する道路ネットワークを形成するものです。

##### b 緑の回廊ネットワーク（歩道、歩行者専用道路）

緑の回廊ネットワークは、実施区域の西側斜面地に沿う形態で、緑や景観を楽しむ

ながら、実施区域を回遊できる歩道とします。

### c 区画道路

区画道路については、主に住宅地等ゾーンに設置され、当該ゾーンの生活道路としての利用を想定しています。

### (イ) 公園

新たに整備する公園については、「市街地開発事業において整備する公共施設等の設計に関する技術指針（以下、「公共施設等の技術指針」といいます。）」【平成 17 年 3 月 30 日都事第 361 号】（最近改正 令和 7 年 4 月 1 日）における、第 8 条第 17 号に基づく、開発面積である約 43ha の 3 %以上の面積となる、約 1.3ha 程度の公園（以下、「3 %公園」といいます。）を実施区域に整備することを検討しています。

3 %公園の配置については、センターゾーン及び、平面的な配置バランスを考慮して検討をしています。

対象事業で新たに整備する公園の最終的な形態などについては、土地区画整理事業の事業計画決定前に実施する公共施設管理者協議によって決定します。

### (ウ) その他

- ・調整池については、実施区域は汚水も雨水も水再生センターを流末とする合流又は部分分流地域であって、水再生センターにおいて実施区域で生じる雨水を処理できることから、設置しないこととしています。

なお、掘割川と標高が近い区域の雨水に関しては、河川への放流としています。

- ・実施区域に含まれる西側斜面林では、最小限の伐採を実施し、現有地物（既設斜面对策工、階段）の補完を行うこととしています。

### (4) 施工計画

対象事業で実施する土地の形状の変更については、2 (3)対象事業の内容で示す具体的な手法のとおりとなります。

工事着手想定スケジュールとしては、令和 9 年度に都市計画決定を目指し、その後、令和 11 年度以降からを目指しています。

施工の方法としては、土地の掘削、埋め戻し、削剥、均し、盛土及び施設の設置を想定しています。

具体的な手法の実施時期については、令和 11 年度以降から並行的に進めていくことを想定し、着手から 10 年程度での工事完了を目指しています。

なお、各施工内容を行う建設機械や施工時間については、表 2 - 2 に示すとおりです。

表2-2 施工内容等一覧

具体的な手法	施工内容	建設機械名称	施工時間
地物の撤去等	土地の掘削、埋め戻し	ユニッククレーン バックホウ ハンドブレーカ	9:00~17:00 (平日のみ)
土地の切土や盛土(一次造成)	土地の掘削、削剥、均し及び盛土(一次造成)	バックホウ ブルドーザー ラフタークレーン コンクリートポンプ車	
道路や公園等の公共施設の整備(二次造成)	土地の掘削及び施設の設置(二次造成)	ユニッククレーン バックホウ モーターグレーダ 転圧機械 アスファルトフィニッシャー タンクローリー	

道路基盤の整備施工にあつては、整備区間における安全の確保を目的として、道路管理者、交通管理者へ許可申請を行います。

道路管理者へは、道路の効用や交通の安全を確保するため、工事用仮設の安全な形態や安全な構造、通行機能を確保する計画を策定し、道路占用許可申請を行います。

交通管理者へは、交通の安全と円滑を確保するため、歩行者通路の確保や幅員の確保、工事区間との区画、交通整理員の適切な人員配置に関する計画を策定し、道路使用許可申請を行います。

工事用車両については、図2-8に示すルートを想定しています。

また、工事では、横浜市グリーン購入の推進に関する特記仕様書において、建設機械は「排出ガス対策建設機械」及び「低騒音型建設機械」を採用し、周辺環境への影響を低減させます。

なお、実施区域内では、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、工事においては文化財保護法に基づき、工事着手前に所管する教育委員会との協議を行うとともに、必要に応じて試掘・確認調査を実施し、その結果に応じた保存又は記録保存等の措置を講じます。

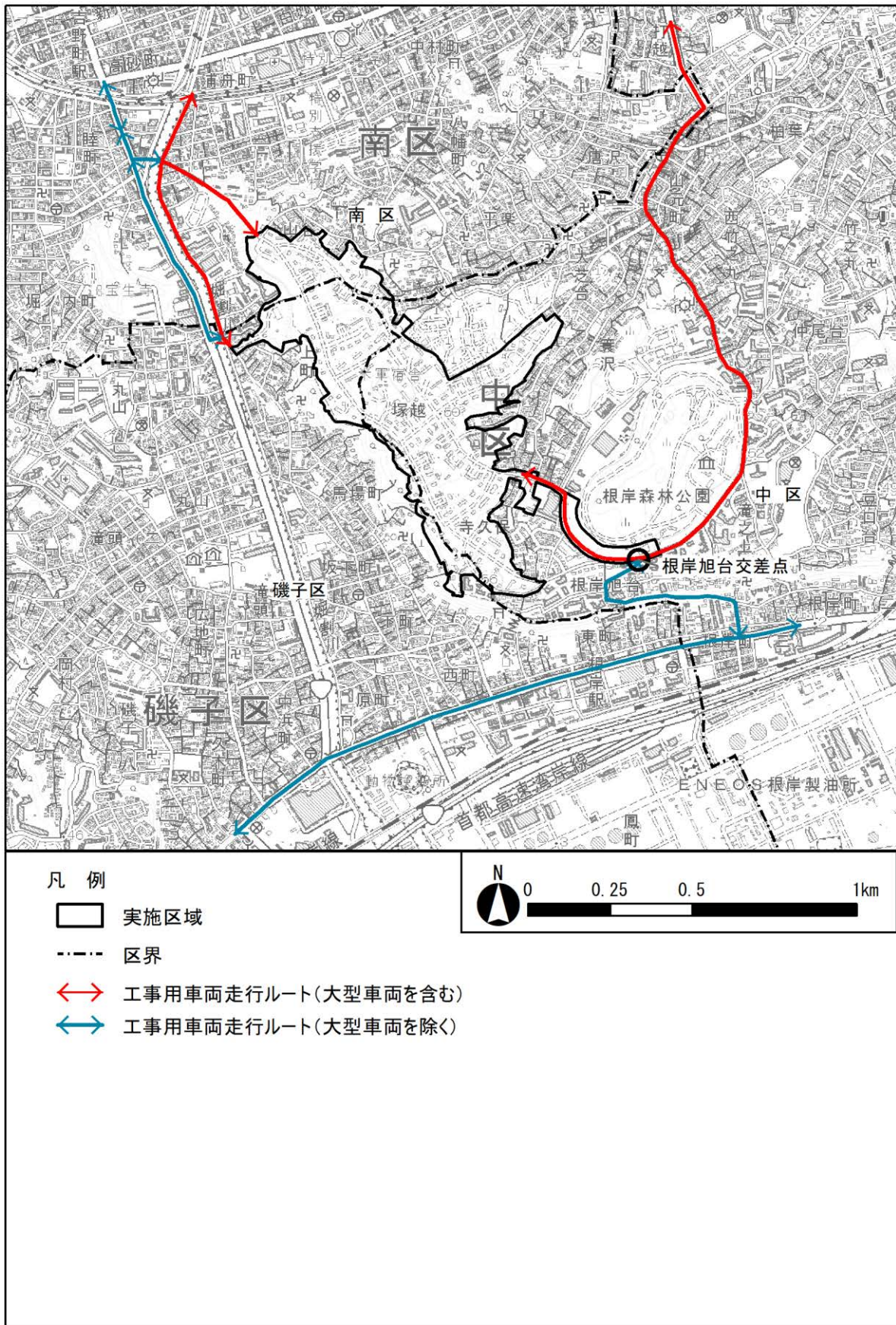


図2-8 工事用車両のルート

## (5) 計画を策定した経緯

対象事業に係る主な経緯は、表2-3～表2-4に示すとおりです。実施区域は、昭和22年に米軍人やその家族などが居住する住宅地区として接収されました。

平成16年の日米合同委員会において、横浜市内の米軍施設6施設を対象とした返還方針が合意されたことを受け、同年10月に「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」を設置し、跡地利用の検討を始めました。平成17年6月には学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」を設置し、同年12月に「返還施設の跡地利用に関する提言」をいただき、この提言や市民意見を踏まえ、平成18年6月に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定しました。その後、指針の具体化に向けた取組方針を、平成19年3月に「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」としてまとめ、指針や行動計画に基づき、米軍施設の早期返還と跡地利用検討を進めてきました。

返還については、平成30年の日米合同委員会において、早期の引き渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米間で協議を開始することが合意され、令和元年の日米合同委員会において、原状回復作業を速やかに実施するための共同使用が合意されました。令和2年6月から防衛省により原状回復作業に必要な施設現況調査等の各種調査や建物等の解体のための設計が行われ、令和3年7月から住宅等の解体撤去工事に着手されました。その後、返還日が令和8年6月30日に決定しました。

跡地利用については、民間土地所有者等の組織である「ねぎまち協議会」が平成29年5月に「まちづくり基本計画（協議会案）」を策定し、平成30年に返還方針が見直されたことを受け、令和2年9月に本市が「跡地利用基本計画（案）」を公表し、市民意見募集を経て、令和3年3月に「跡地利用基本計画」を策定しました。その後、本事業の事業化に向けた検討を進め、令和7年4月に将来的な土地利用の可能性や事業手法等についてのサウンディング調査を実施しています。令和7年10月から11月にサウンディング調査結果を踏まえた土地利用について市民意見募集（巻末資料「米軍根岸住宅地区跡地 土地利用の方向性についての市民意見募集資料」参照）を行い、その後、土地利用計画の検討を進めています。

表2-3 対象事業に係る主な経緯

年月日	主な経緯
昭和22年10月16日	農耕地域（野菜畑など民有地）が、X住宅地区として接収
昭和36年4月19日	根岸住宅地区に名称変更
昭和44年11月23日	旧根岸競馬場地区（昭和20年9月3日接収）の馬場部分（165,425m <sup>2</sup> ）が返還、残部（土地118,573m <sup>2</sup> 、建物37,330m <sup>2</sup> ）が根岸住宅地区に統合
昭和47年2月16日	広域避難場所に指定
昭和47年3月31日	日米合同委員会において、市営バス根岸台折り返し場の土地の共同使用が合意
昭和52年12月15日	日米合同委員会において、旧根岸競馬場地区の一部の返還が、横浜海浜住宅地区及び新山下住宅地区等の返還とともに合意
昭和54年3月1日	根岸住宅地区の一部（中区根岸台1～2、山元町5丁目198-5外）の土地354.16m <sup>2</sup> が道路拡幅のため返還
昭和55年8月5日	根岸住宅地区の一部（磯子区上町）土地336.60m <sup>2</sup> が返還（子供の遊び場）
昭和55年9月25日	日米合同委員会において、根岸旭台地区の下水道整備のための根岸住宅地区内道路の共同使用が合意
昭和55年12月10日	根岸住宅地区の一部（中区山元町3丁目152-5外）米軍専用送電線敷372m <sup>2</sup> が返還
昭和56年7月16日	根岸住宅地区の一部（磯子区上町）土地32.40m <sup>2</sup> が返還（子供の遊び場追加分）
昭和57年3月31日	旧根岸競馬場地区の一部（中区蓑沢外）土地50,342.06m <sup>2</sup> 、建物29,018.71m <sup>2</sup> が、横浜海浜住宅地区及び新山下住宅地区とともに返還

表2-4 対象事業に係る主な経緯

年月日	主な経緯
昭和 58 年 9 月 8 日	日米合同委員会において、道路拡幅整備のため、根岸住宅地区の一部土地（南区山谷）の返還が合意
昭和 59 年 1 月 20 日	上記土地 61.66m <sup>2</sup> が返還（道路拡幅整備工事完了：昭和 59 年 3 月 31 日）
昭和 63 年 8 月 11 日	日米合同委員会において、根岸森林公園拡張整備区域への道路として、根岸住宅地区内山元町側進入路の共同使用が合意
平成 4 年 6 月 25 日	根岸森林公園拡張整備区域が一般公開される（面積 38,985m <sup>2</sup> ） これにあわせ、山元町側進入路も供用開始
平成 6 年 6 月 30 日	根岸住宅地区の一部土地（南区山谷）76.03m <sup>2</sup> が返還
平成 11 年 2 月 17 日	根岸住宅地区の隣接地（南区中村町）の崖が崩落
平成 11 年 12 月 17 日	横浜防衛施設局が、隣接地崖崩落箇所の恒久対策工事に着手
平成 13 年 8 月 31 日	横浜防衛施設局による、上記恒久対策工事が完了
平成 16 年 10 月 18 日	日米合同委員会において、返還の方針が合意
平成 16 年 10 月	市経営責任職による「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」を設置
平成 17 年 6 月	学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」が設立
平成 17 年 12 月	「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」から「返還施設の跡地利用に関する提言」をいただく
平成 18 年 1～3 月	「返還施設の跡地利用に関する提言」に対して、意見募集の実施
平成 18 年 6 月	「米軍施設返還跡地利用指針」を策定
平成 19 年 3 月	「米軍施設返還跡地利用指針」の具体化に向けた取組方針を「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」としてまとめる
平成 21 年 2 月 20 日	米海軍横須賀基地司令部と根岸住宅地区などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結
平成 22 年 3 月 27 日	根岸住宅地区の民間土地所有者等の組織「米軍根岸住宅地区返還とまちづくりの会」が設立
平成 24 年 3 月 24 日	「米軍根岸住宅地区返還とまちづくりの会」から民間土地所有者等の合意形成を図る「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」へ移行
平成 24 年 7 月 25 日	「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が横浜市地域まちづくり推進条例の規定に基づく地域まちづくり組織に認定
平成 26 年 8 月 25 日	根岸住宅地区の 4 箇所のゲートのうち 2 箇所が閉鎖
平成 27 年 12 月	米軍人、軍属及びその家族等の米軍関係居住者がすべて退去
平成 28 年 7 月 4 日	住宅地区側のゲート 1 箇所を残し、管理事務所側のゲートが閉鎖
平成 29 年 5 月 13 日	「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が「まちづくり基本計画（協議会案）」をまとめる
平成 30 年 11 月 14 日	日米合同委員会において、早期の引き渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米間で協議を開始することが合意
令和元年 6 月 5 日	「根岸住宅地区跡地利用基本計画 まちづくりの方向性」を公表
令和元年 9 月 24 日	「根岸住宅地区跡地利用基本計画 基本的考え方」を公表
令和元年 11 月 15 日	日米合同委員会において、早期の引き渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するための共同使用が合意
令和 2 年 9 月 18 日	「根岸住宅地区跡地利用基本計画（案）」を公表
令和 2 年 6 月	南関東防衛局が、施設現況調査等の原状回復作業を開始
令和 2 年 10 月 30 日～11 月 30 日	「根岸住宅地区跡地利用基本計画（案）」に対する市民意見募集を実施
令和 3 年 3 月 31 日	「根岸住宅地区跡地利用基本計画」を策定
令和 3 年 7 月	南関東防衛局が、既設建物及び工作物の解体撤去工事に着手
令和 6 年 1 月 18 日	日米合同委員会において、横浜市による跡地利用のための作業を実施するため、共同使用の内容を変更することについて合意
令和 7 年 4 月 7 日～5 月 16 日	対象地区における土地利用や、企画での参加に関心がある法人の皆様などを対象に、将来的な土地利用の可能性や事業手法等について、サウンディング型市場調査（対話）を実施
令和 7 年 10 月 20 日～11 月 19 日	前述、サウンディング型市場調査（対話）の結果などを踏まえ、土地利用の方向性をとりまとめ、市民意見募集を実施
令和 8 年 3 月 12 日	日米合同委員会において、根岸住宅地区を令和 8 年 6 月 30 日までに全部返還することを合意
令和 8 年 5 月 26 日	根岸住宅地区の返還日が令和 8 年 6 月 30 日に決定

## (6) 土地利用及び地域地区等の方向性

実施区域を含む土地利用計画については、令和3年3月に横浜市が策定した「跡地利用基本計画」の詳細化を図るために、令和7年10月から11月までの期間を対象に、跡地利用基本計画で示した土地利用の方向性を深度化させたものを用いて意見募集を行い、市民の方からのご意見を伺いました。その後、土地区画整理事業後における実施区域の土地利用の検討を進めています。

以降、市民意見募集を行った土地利用の方向性、土地区画整理事業後における実施区域の土地利用計画及び地域地区等の見直しの方向性を示します。

### ア 土地利用の方向性

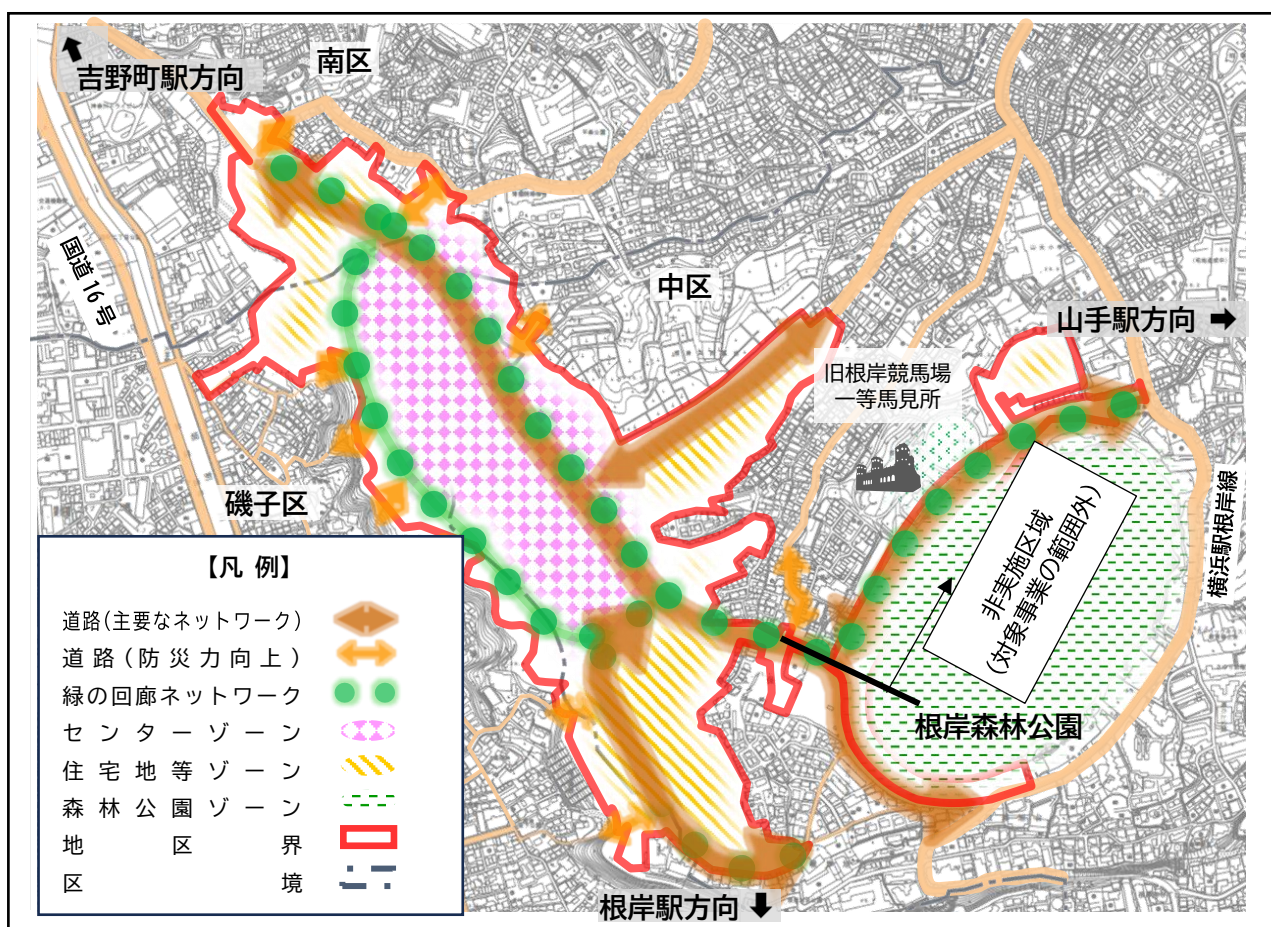
市民意見募集で用いた深度化した土地利用の方向性は、図2-9及び表2-5に示すとおり、主にセンターゾーンと森林公園ゾーンを更新しました。その内容は次のとおりです。

#### ・センターゾーン

跡地利用基本計画では「文教ゾーン」としていたもので、従前の教育・研究場の場である大学施設等による土地利用の想定に加え、研究・開発施設や生活利便施設による土地利用も想定しています。

#### ・森林公園ゾーン

基本計画で示した森林公園ゾーンについては、横浜市認定歴史的建造物に認定された一等馬見所の保全活用と一体となった、根岸森林公園の拡張を想定しています。



資料:「令和7年10月から11月まで実施した市民意見募集資料」から抜粋

図2-9 土地利用の方向性

表2-5 土地利用ゾーンの内容と更新事項の理由

ゾーン名称	内容	更新事項の理由
センターゾーン	横浜市立大学を核とし、産学連携や交流拠点となる施設を集積することを想定(更新箇所) 【具体的な土地利用の想定等】 ・教育・研究の場である大学施設等を想定 ・生活利便施設の立地を想定(更新箇所)  (※横浜市立大学の医学部の教育・研究施設は対象事業の実施区域内で整備することを基本としています。)	・地区内外において、居住される方や周辺住民等の生活利便性の向上
住宅地等ゾーン	・住宅施設、生活利便施設の立地を想定(※低層住宅を主とし、一部に中層住宅を想定しています。)	(配慮書から更新なし)
森林公園ゾーン	・根岸森林公園を拡張 ・隣接の一等馬見所の保全・活用などと連携し、観光スポットとしても魅力ある憩いの場づくりを進める(更新箇所)	・根岸森林公園の拡張に当たり、横浜市認定歴史的建造物に認定された一等馬見所の保全活用と一体となった計画に伴う更新 ※ただし、対象事業においては、公園の拡張整備は行いません。

### イ 土地利用計画の方向性

市民意見募集を実施し、その後、検討を進めている土地区画整理事業後の土地利用計画の方向性については、表2-6に3つのゾーンに対応する土地利用計画の方向性を示します。

表2-6 3つのゾーンに対応する土地利用計画の方向性

土地利用の方向性 3つのゾーン	土地利用計画
センターゾーン	・文教施設用地 ・業務、公共公益施設用地 ・公共施設用地
住宅地等ゾーン	・住宅用地
森林公園ゾーン	・その他の空地

### ウ 地域地区等の見直しの方向性

地域地区等の見直しの方向性については、実施区域が長きに渡り持続可能なまちとなるべく検討を進めています。表2-7には現状の用途地域を示します。

用途地域の変更については、土地区画整理事業の進捗を踏まえ、適切な時期に行うこととしていますが、都市計画として適切なものとなるよう、都市計画審議会において審査され決定されることとなります。

#### (用途地域)

実施区域の大部分は「第一種低層住居専用地域」と指定され、また、風致地区は「第3種風致地区」と指定されています。

なお、「第一種住居地域」、「準工業地域」については、用途地域は現状のままで見直しの方向を検討しています。

表2-7 現状の実施区域の用途地域等一覧

用途地域	建蔽率	容積率	最高高さ	風致地区
第一種低層住居 専用地域	40%	80%	10m	第3種風致地区 建蔽率：40% 最高高さ：10m
第一種低層住居 専用地域	60%	100%	10m	指定なし
第一種住居地域	40%	200%	20m	指定なし
準工業地域	60%	200%	20m	指定なし

実施区域に係る住宅地等ゾーン及びセンターゾーンでは、用途地域の変更は次に示す見直しの方向性にて、検討を進めていきます。

#### 住宅地等ゾーン

- ・低層住宅を想定している地域については、「第一種低層住居専用地域のまま」と検討しています。
- ・中層住宅を想定している地域については、「第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域等」と変更で検討しています。

#### センターゾーン

- ・大学施設を想定している地域については、「第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域等」と変更で検討しています。
- ・研究施設、商業、子育て支援施設等を想定している地域については、「第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域等」と変更で検討しています。

#### (地区計画)

指定する地区計画の内容の方向性については、「建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物の緑化率の最低限度、地区施設（歩道上空地、緑地、交通広場等）の整備」等を検討しています。

#### (風致地区)

風致地区の方向性については、第3種風致地区から第4種風致地区（建蔽率：40%、最高高さ：15m）へ変更や廃止を含め検討しています。

なお、風致地区については、横浜市風致地区条例審査基準【建築物の高さ】により、建築物の高さの最高限度の緩和を受けることができるので、その内容も含めて検討しています。



(2) 地域の概況

ア 気象の状況

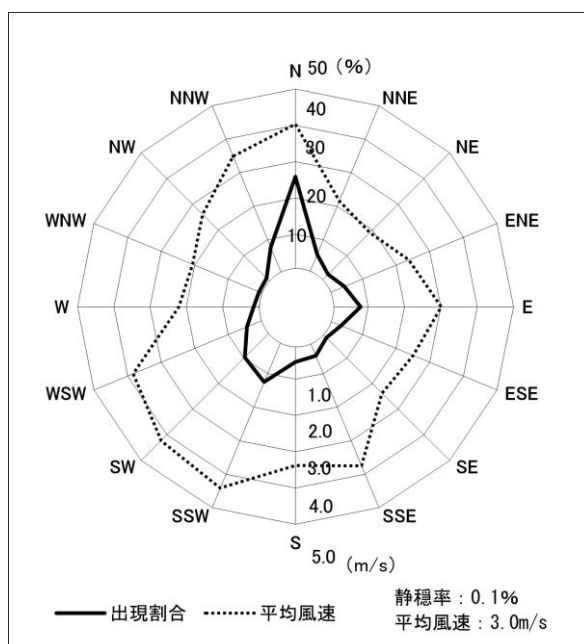
横浜地方気象台（横浜市中区山手町 99 番地）における気象の状況は表 3 - 1 及び図 3 - 2 に、横浜地方気象台の位置は図 3 - 3 に示すとおりです。

令和 7 年の気象の状況は、平均気温が 17.6℃、最高気温が 38.1℃、最低気温が-0.6℃、平均湿度が 68%、平均風速が 3.5m/s、最多風向が北、日照時間が 2,259.9 時間、降水総量が 1,321.5mm となっています。

表 3 - 1 気象の状況（令和 7 年）

項目	全年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	17.6	7.3	6.9	11.0	15.7	19.3	24.7	28.2	29.5	26.6	18.9	13.4	9.3
最高気温 (°C)	38.1	14.8	17.9	25.7	27.2	28.3	34.3	36.1	38.1	35.6	30.1	22.2	21.6
最低気温 (°C)	-0.6	0.9	-0.6	0.6	4.4	13.1	16.0	21.5	24.8	18.9	10.7	6.6	1.1
平均湿度 (%)	68	52	45	65	70	75	78	77	74	77	77	63	60
平均風速 (m/s)	3.5	3.6	3.9	3.9	3.8	3.7	3.4	3.7	3.7	3.3	3.2	3.1	3.2
最多風向	北	北	北	北	南南西	北	南南西	南南西	南南西	南南西	北	北	北
日照時間 (h)	2259.9	218.3	219.7	177.8	187.8	140.3	201.1	270.7	261.5	176.1	78.4	160.5	167.7
降水総量 (mm)	1321.5	29.5	9.0	134.5	128.0	225.0	102.5	54.5	44.0	378.5	145.0	19.0	52.0

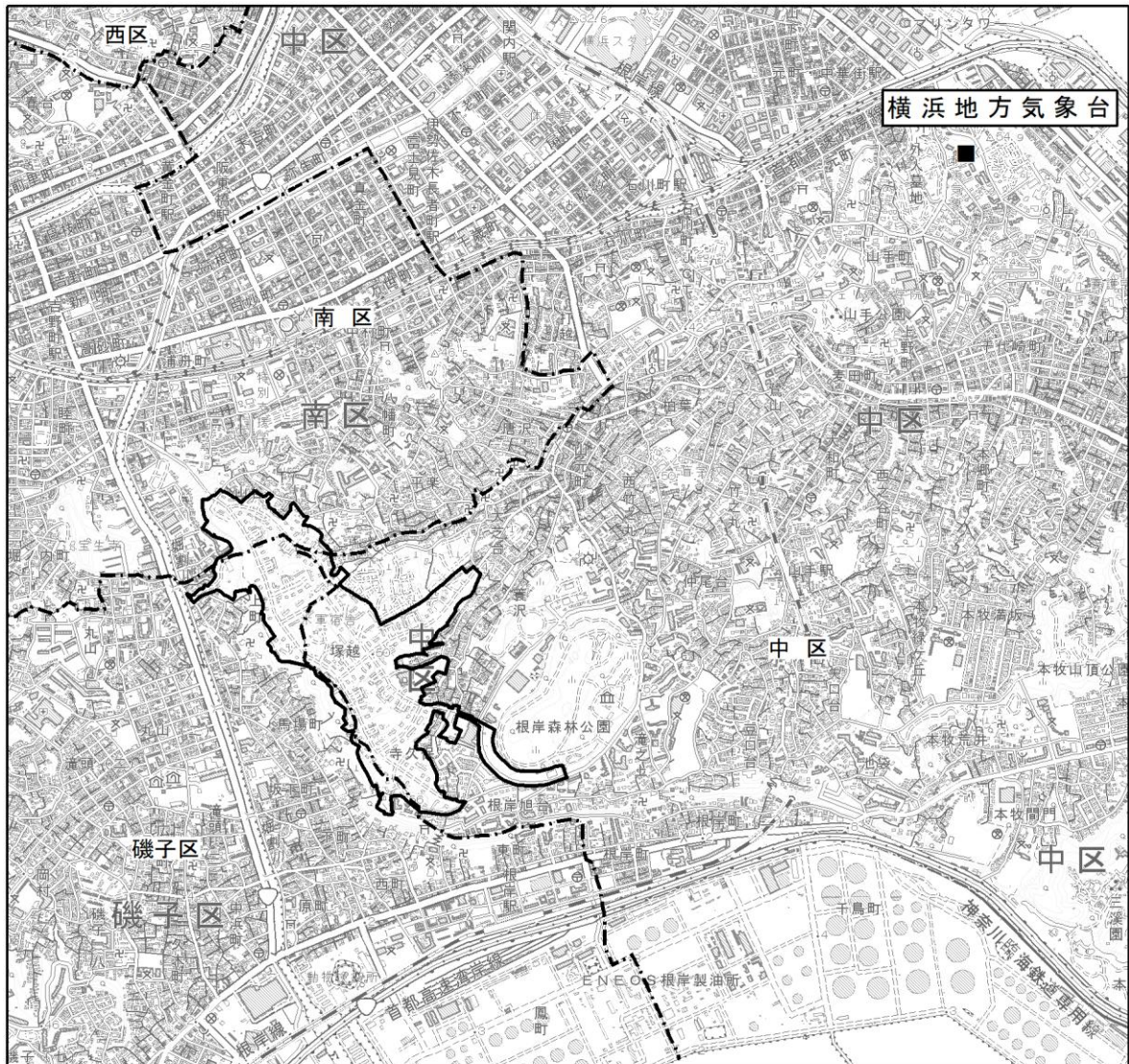
資料：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧）



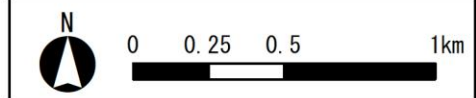
注：静穏は、風速 0.2m/s 以下。

資料：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧）

図 3 - 2 風配図（令和 7 年）



- 凡例
- 実施区域
  - 区界
  - 気象観測所



資料：「地域気象観測所一覧（令和8年2月5日時点）」（気象庁ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-3 横浜地方気象台の位置

## イ 地形、地質、地盤の状況

### (ア) 地形

調査区域の地形分類図は、図3-4に示すとおりです。

実施区域の地形は、主に「下末吉段丘面群」及び「山麓緩斜面」が主体であり、周辺を含めると「一般斜面」、「平坦化地」及び「盛土地」となっています。

なお、調査区域に「日本の典型地形 都道府県一覧」(建設省国土地理院、平成11年4月)、「自然環境保全調査報告書」(環境庁、昭和51年3月)、「第3回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)、「日本の地形レッドデータブック 第1集(新装版)―危機にある地形―」(小泉武栄・青木賢人編、平成12年12月)、「日本の地形レッドデータブック 第2集―保全すべき地形―」(小泉武栄・青木賢人編、平成14年3月)、「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月神奈川県条例第13号)及び「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月横浜市条例第53号)に記載されている保全すべき地形は存在しません。

調査区域における標高区分図は、図3-5に示すとおりです。

実施区域の標高(250mメッシュの最高標高)は、一部を除き「40m以上～50m未満」及び「50m以上」となっています。

### (イ) 地質

調査区域の表層地質の状況は、図3-6に示すとおりです。

実施区域の表層地質は、大部分が「火山灰・泥・砂及び礫」であり、一部が「泥を主とする未固結堆積物」、「砂・泥互層及び砂質泥岩」となっています。

実施区域及びその周辺の地質断面の状況は、図3-7～図3-8に示すとおりです。

実施区域及びその周辺の地質として、実施区域の西側に分布する低地(A-A'断面)については「沖積層(粘土、砂)」及び「上総層群(泥岩・砂岩・礫岩)」、実施区域の南側に分布する台地(B-B'断面)については「立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層」、「相模層群(ローム・凝灰質粘土)」及び「上総層群(泥岩・砂岩・礫岩)」から構成されています。

なお、調査区域に「日本の地形レッドデータブック 第1集(新装版)―危機にある地形―」(小泉武栄・青木賢人編、平成12年12月)、「日本の地形レッドデータブック 第2集―保全すべき地形―」(小泉武栄・青木賢人編、平成14年3月)に記載されている保全すべき地質は存在しません。

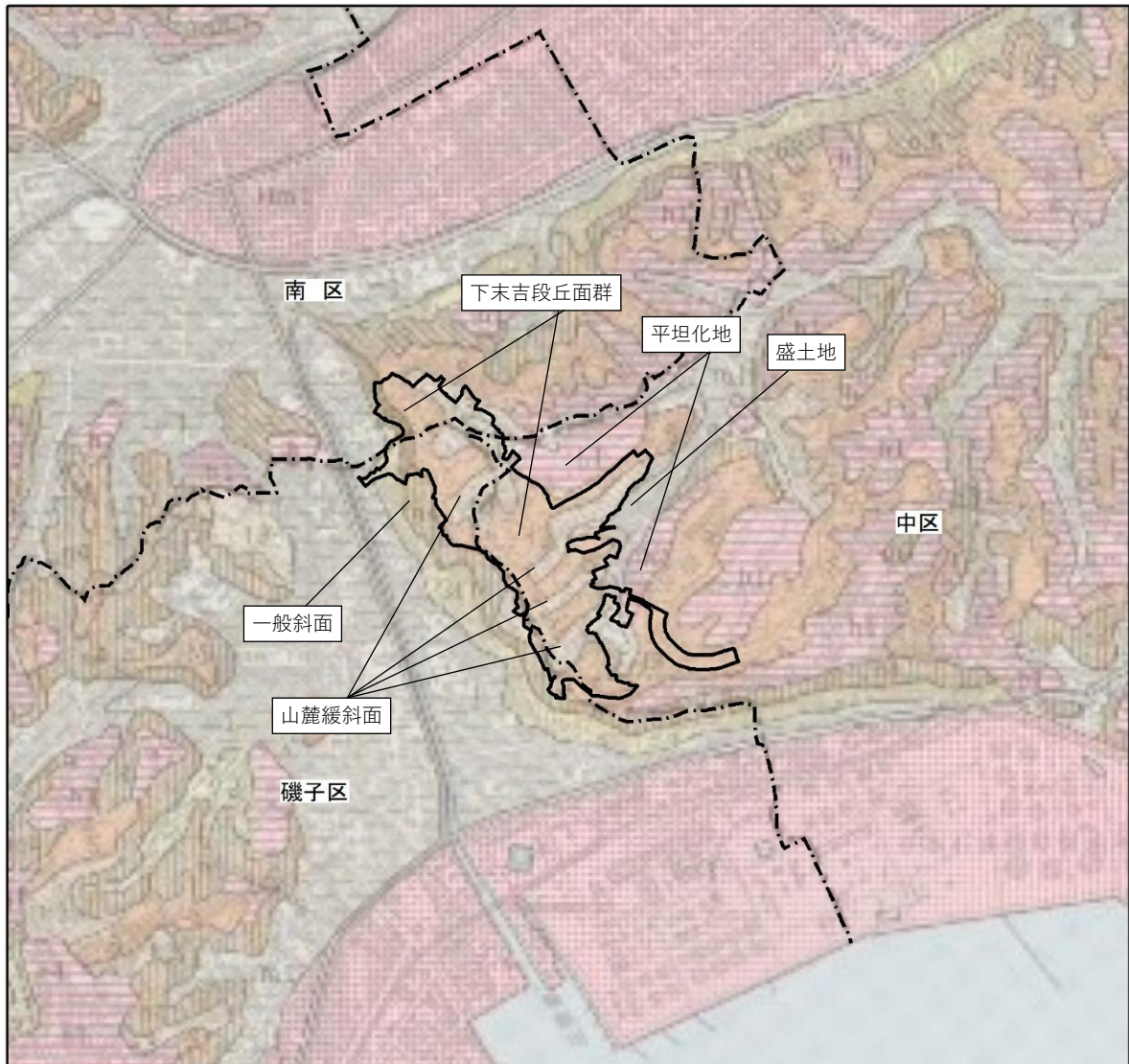
### (ウ) 地盤・土壌

調査区域の土壌の状況は、図3-9に示すとおりです。

実施区域の土壌は、「人工改変土」となっています。

調査区域における軟弱地盤の分布状況は、図3-10に示すとおりです。

実施区域は、一部を除き「丘陵地および台地面」となっており、軟弱地盤の分布はほとんどありません。



凡例

□ 実施区域

--- 区界

一般山地

f3 山麓緩斜面

r3 r4 一般斜面

段丘地形

s 下末吉段丘面群

低地の微高地

st1 砂堆・砂州

人工地形

h1 平坦化地

Hm1 旧水面上の埋立地

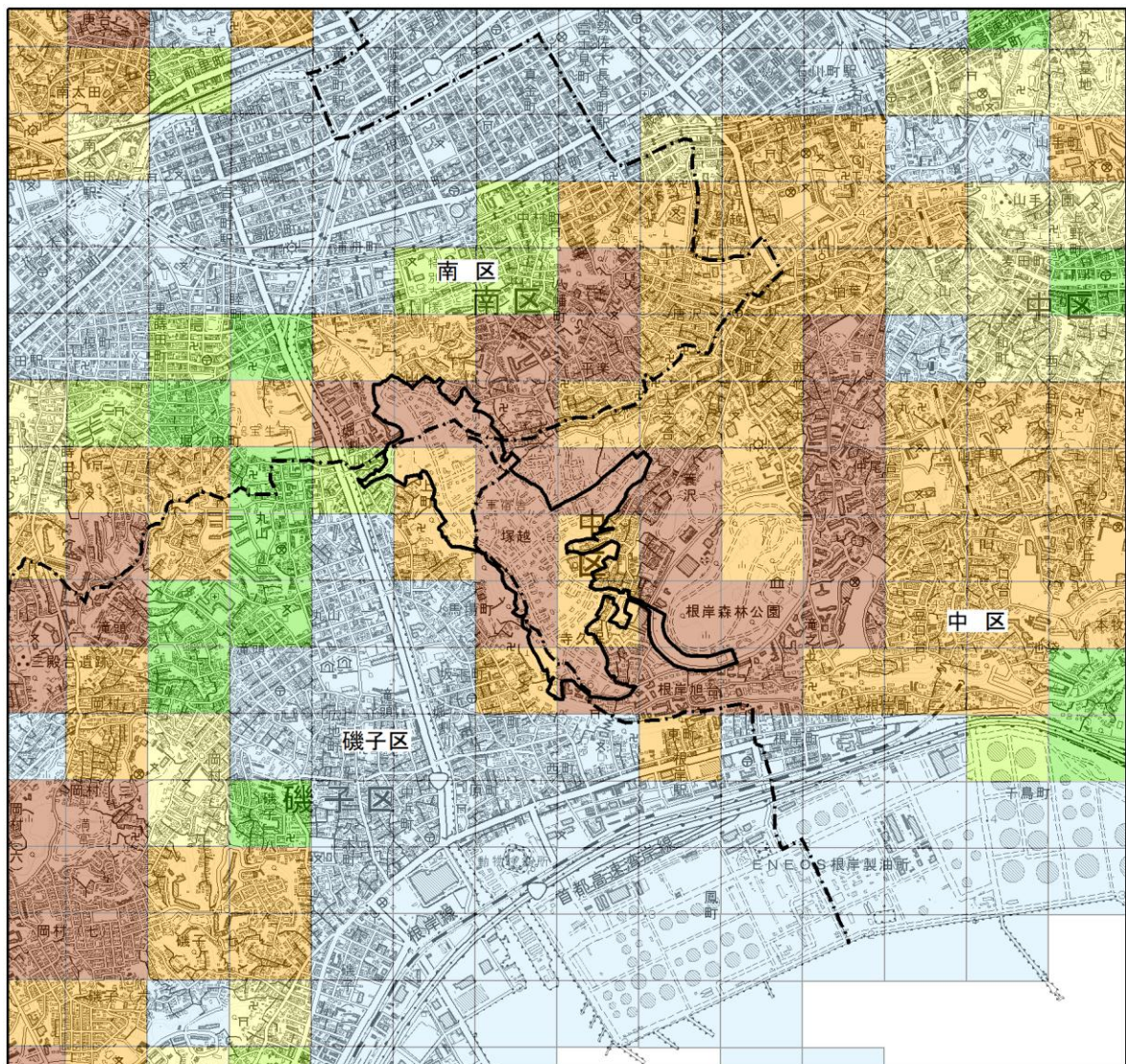
m1 盛土地



0 0.25 0.5 1km

資料：「地形分類図（横浜・東京西南部・東京東南部・木更津）」（神奈川県、平成3年3月）

図3-4 地形分類図



凡例

実施区域

区界

最高標高

0 m～10 m未満

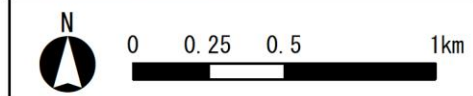
10 m～20 m未満

20 m～30 m未満

30 m～40 m未満

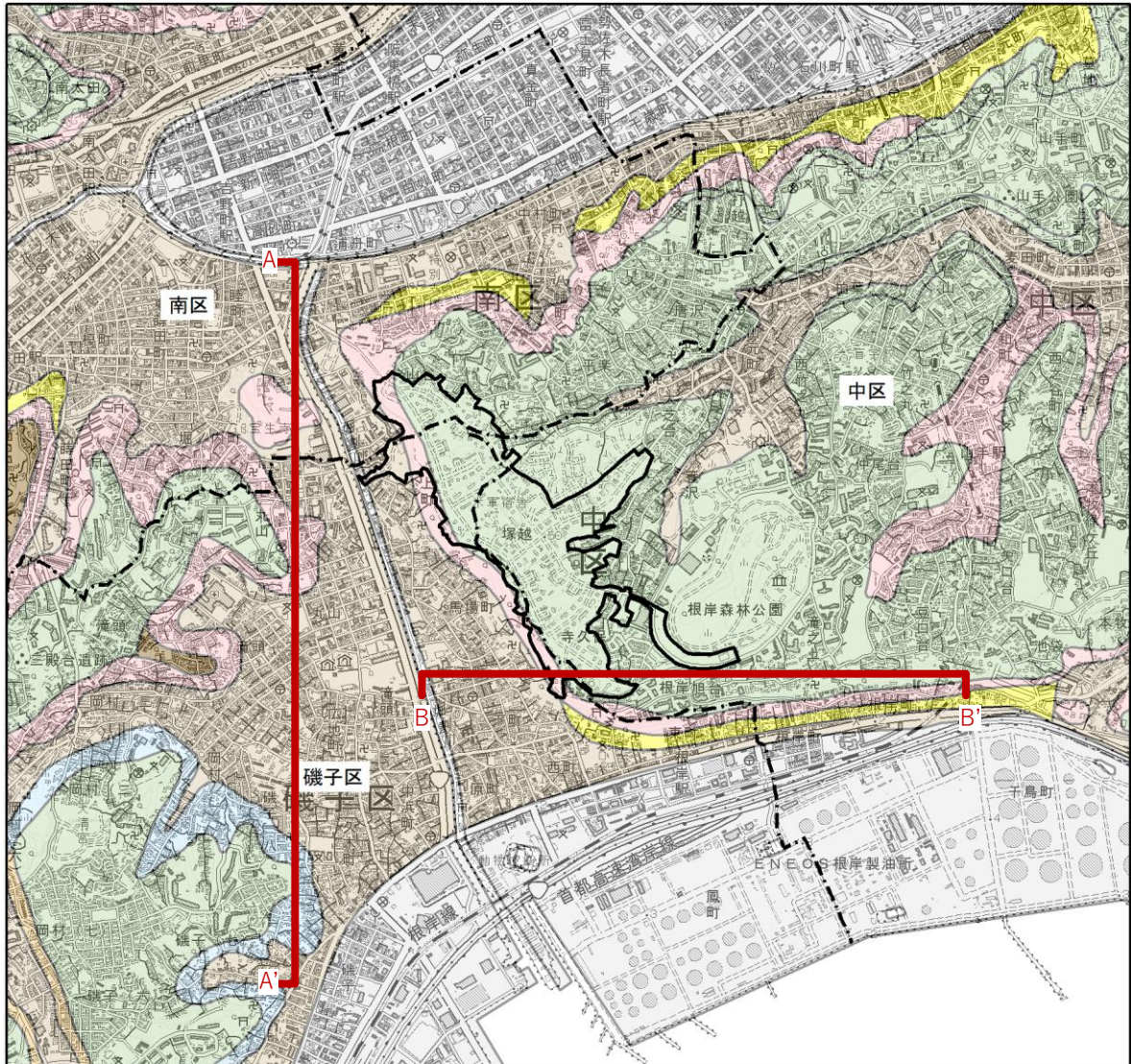
40 m～50 m未満

50 m以上



資料：「国土数値情報（標高・傾斜度5次メッシュ）」（国土交通省ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-5 標高区分図



凡例

□ 実施区域

- · - · 区界

未固結堆積物

□ 埋め立て土

□ 泥を主とする

□ 砂を主とする

□ 火山灰・礫及び砂

半固結堆積物

□ 火山灰・泥・砂及び礫

□ 泥・砂及び礫

□ 砂質泥岩

□ 砂・泥互層及び砂質泥岩

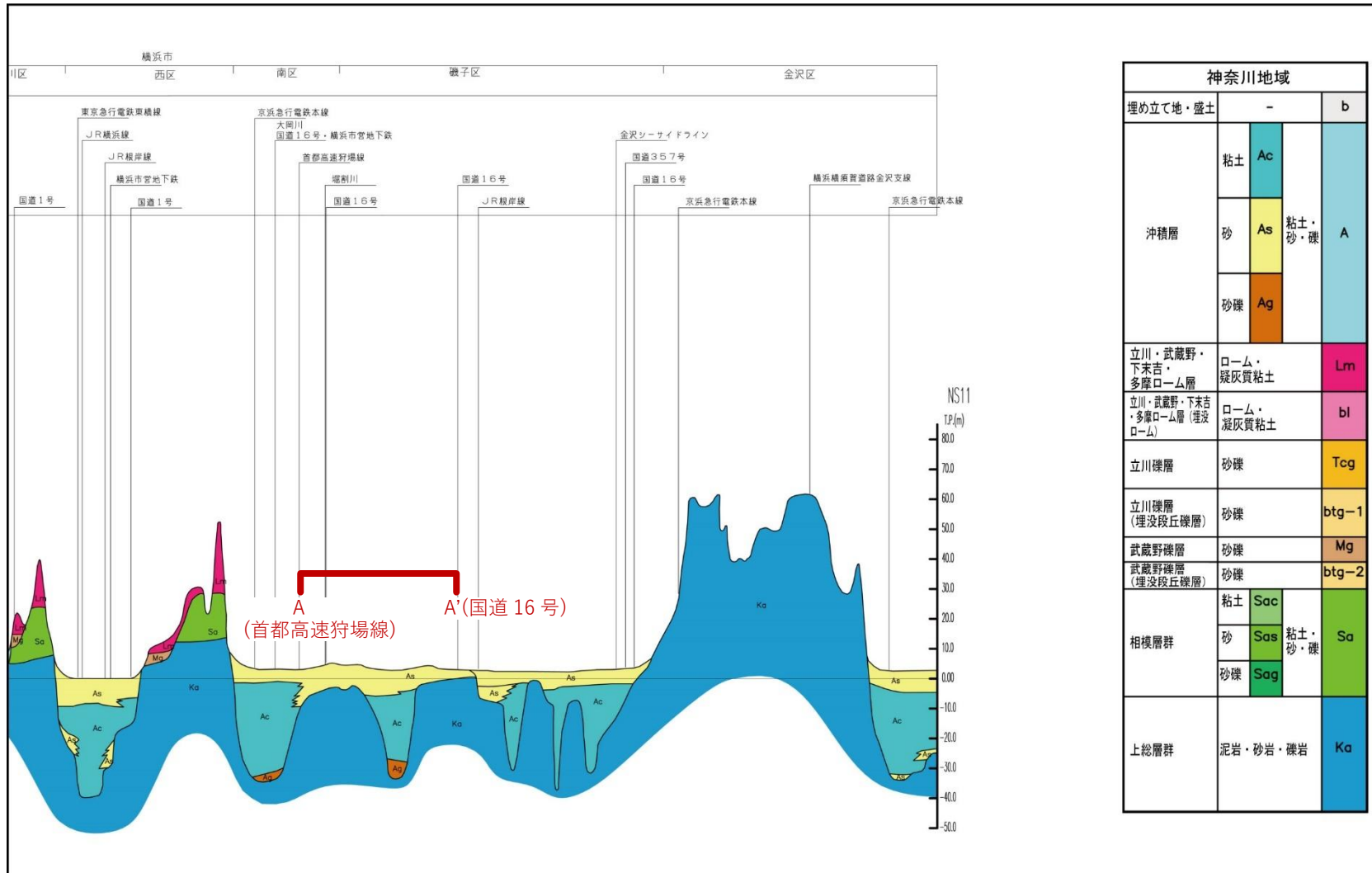


0 0.25 0.5 1km

注：線分(A-A'、B-B')は図3-7、図3-8の地質断面図と対応します。

資料：「土地分類調査 GIS データ 表層地質図（横浜）」（国土交通省ホームページ、令和8年3月閲覧）

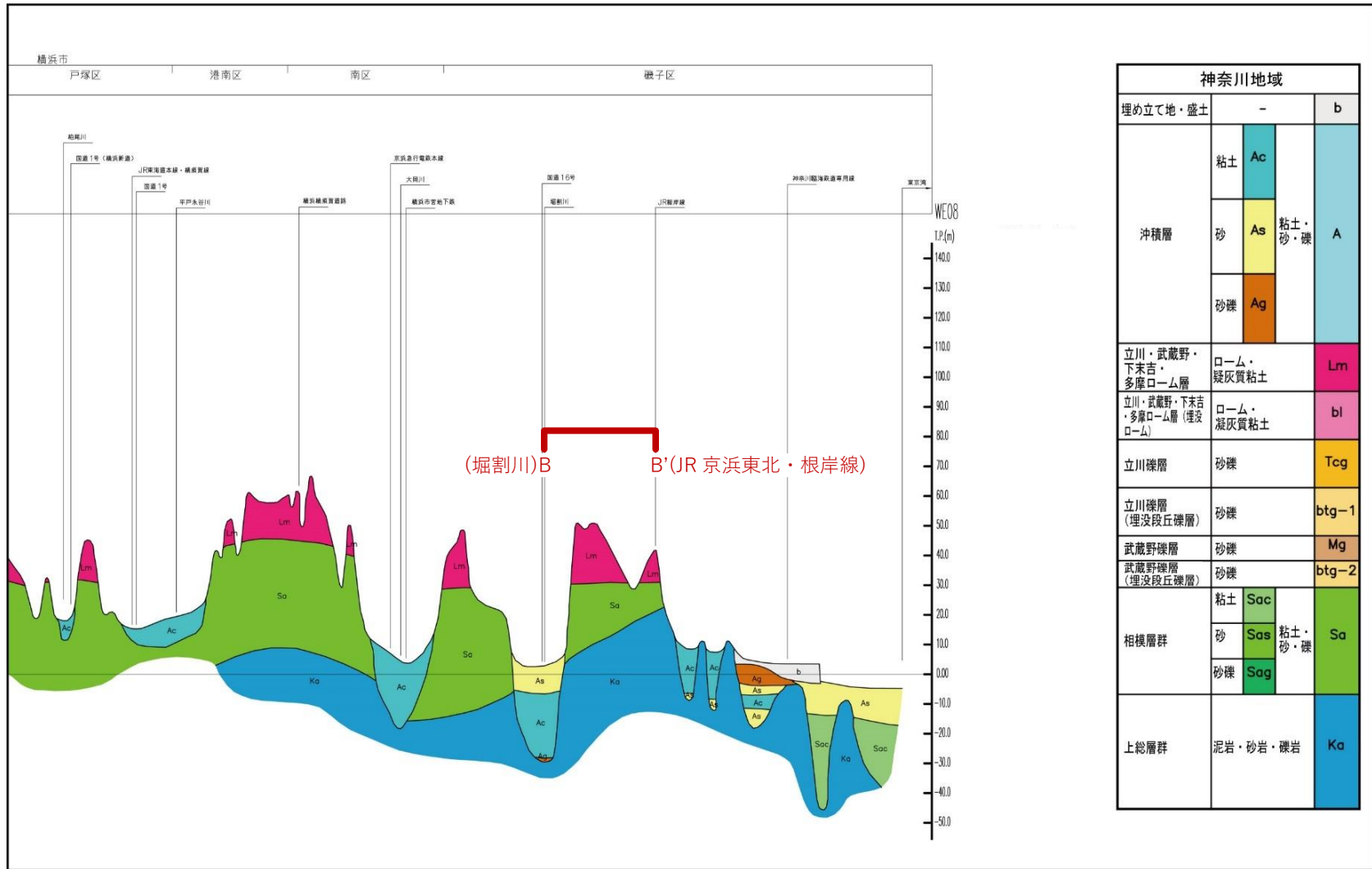
図3-6 表層地質図



資料：「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省ホームページ、令和8年3月閲覧）

注：線分(A-A')は図3-6の地質断面と対応。

図3-7 地質断面図 (A-A'断面)



資料：「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省ホームページ、令和8年3月閲覧）

注：線分(B-B')は図3-6の地質断面と対応。

図3-8 地質断面図 (B-B'断面)

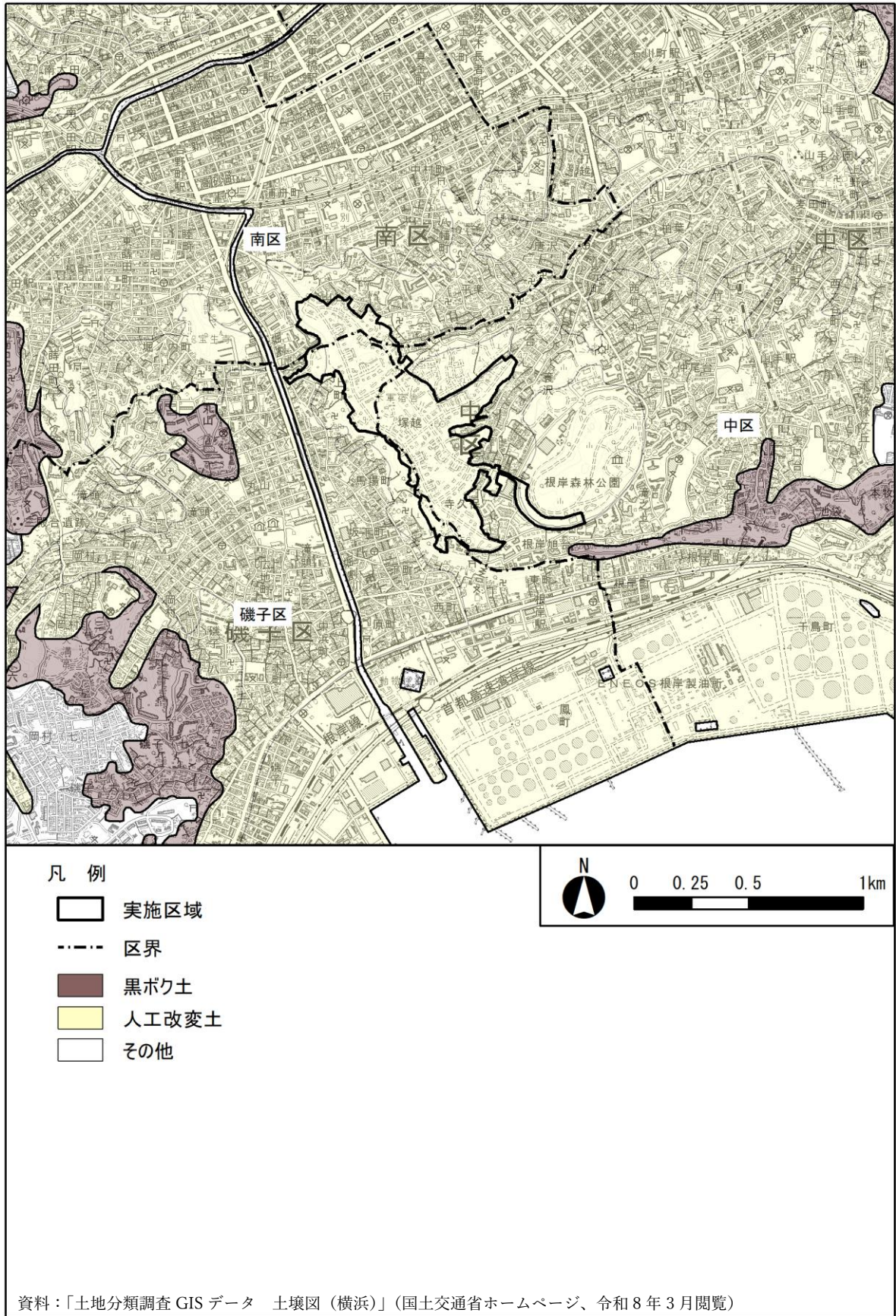
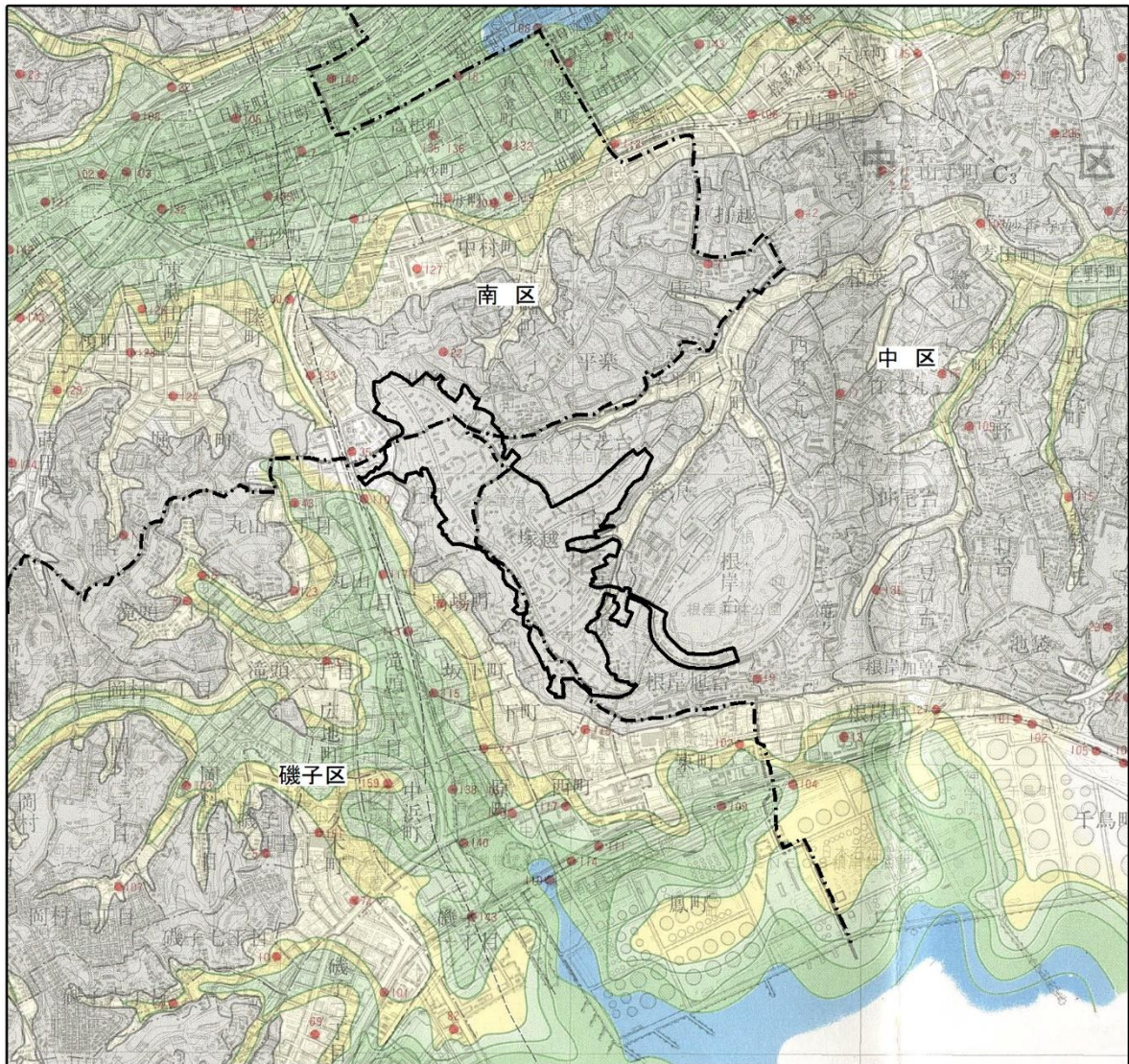


図3-9 土壌図

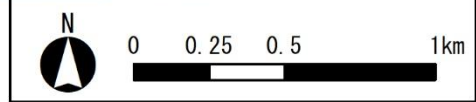


凡例

- 実施区域
- 区界
- ボーリング地点

軟弱地盤の層厚

- |   |  |
|---|--|
| <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 0～5m   | <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #add8e6; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 40～50m    |
| <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #ffff00; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 5～10m  | <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #4682b4; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 50～60m    |
| <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #90ee90; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 10～20m | <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #d3d3d3; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 丘陵地および台地面 |
| <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #32cd32; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 20～30m |  |
| <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #228b22; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 30～40m |  |



資料：「横浜のボーリング調査位置及び軟弱地盤分布図」（横浜市、平成8年3月）

図3-10 軟弱地盤分布図

## ウ 水循環の状況

実施区域及びその周辺における河川及び海域の状況、流量観測地点は図3-1-1に、河川の概要は表3-2に示すとおりです。

実施区域の周辺には、大岡川、中村川、堀川、堀割川及び大岡川分水路の5河川が流れています。また、実施区域の南側は、東京湾となっています。

流量の観測は大岡川の清水橋で行われており、令和5年度の測定結果（平均値）は3.28 m<sup>3</sup>/s<sup>注</sup>となっています。

調査区域に存在する地下水利用施設の概要は表3-3、位置は図3-1-1に示すとおりです。調査区域の東側には、届出揚水施設である「学校法人 聖光学院」があります。

調査区域の湧水の状況は、図3-1-2に示すとおりです。調査区域には、湧水が2箇所（打越湧水、滝之上白滝不動尊）存在します。

注)「令和5年度横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」に関連するデータ（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）より、全24回（各月×1日2回）の測定結果で流量が0m<sup>3</sup>/s以上のものを平均した値です。

表3-2 河川の概要

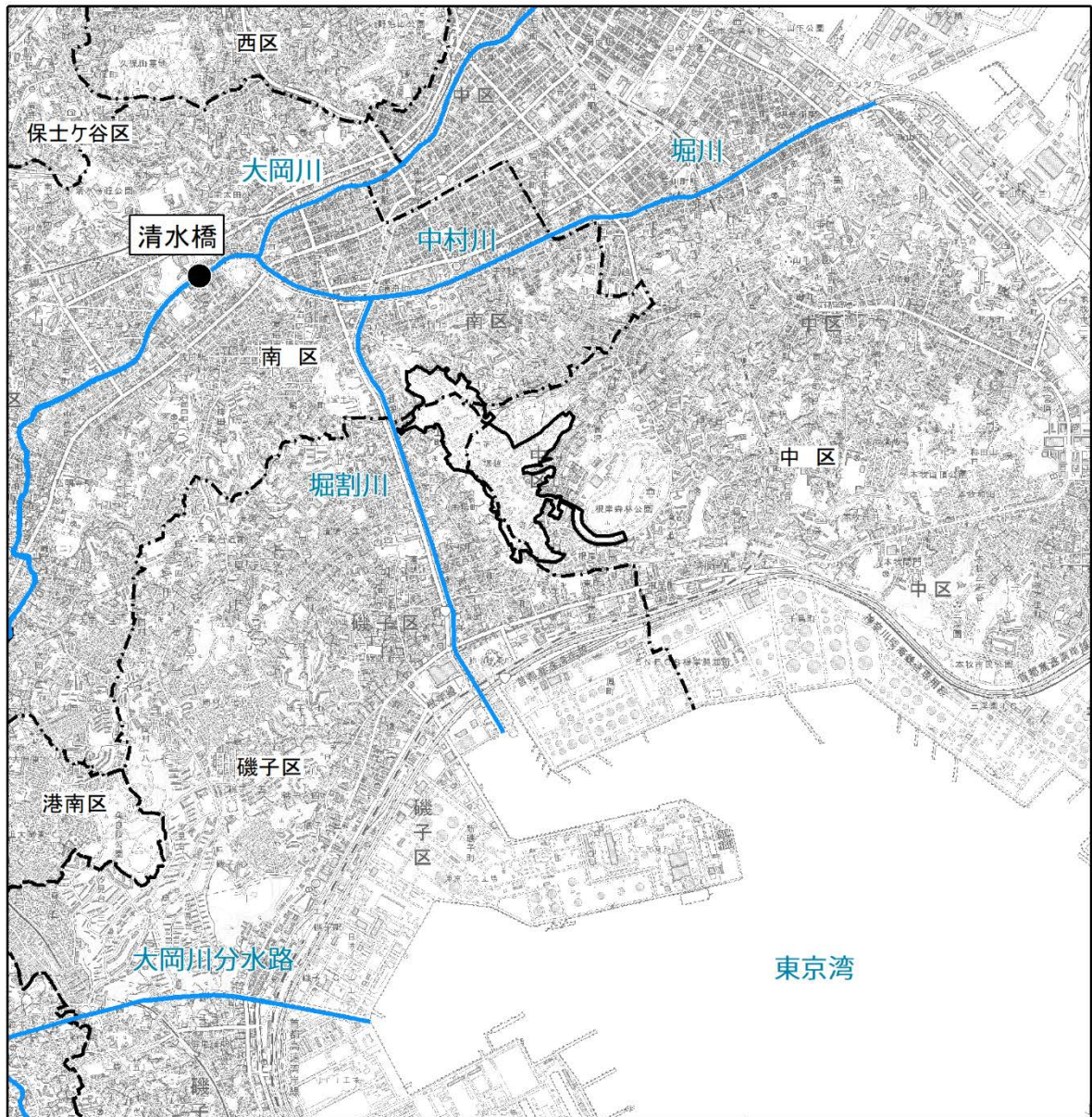
区分	水系名	河川名	河川延長 (m)
二級河川	大岡川	大岡川	10,540
		中村川	3,000
		堀川	900
		堀割川	2,700
		大岡川分水路	3,640

資料：「横浜市を流れる河川」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

表3-3 地下水利用施設の概要

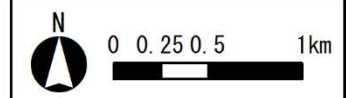
種別	事業所名	事業所所在地	さく井 年月日	井戸深度 (m)	ストレーナー 位置 (m)	揚水量 (m <sup>3</sup> /日)
届出揚水 施設	学校法人 聖光学院	中区滝ノ上 100 番地	平成 24 年 3 月 15 日	100	6.5-12, 72.5-78, 83.5-94.5	15

資料：「工業用水法・横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水施設の名簿 令和7年4月1日時点」  
（横浜市みどり環境局水・土壌環境課、令和7年4月）



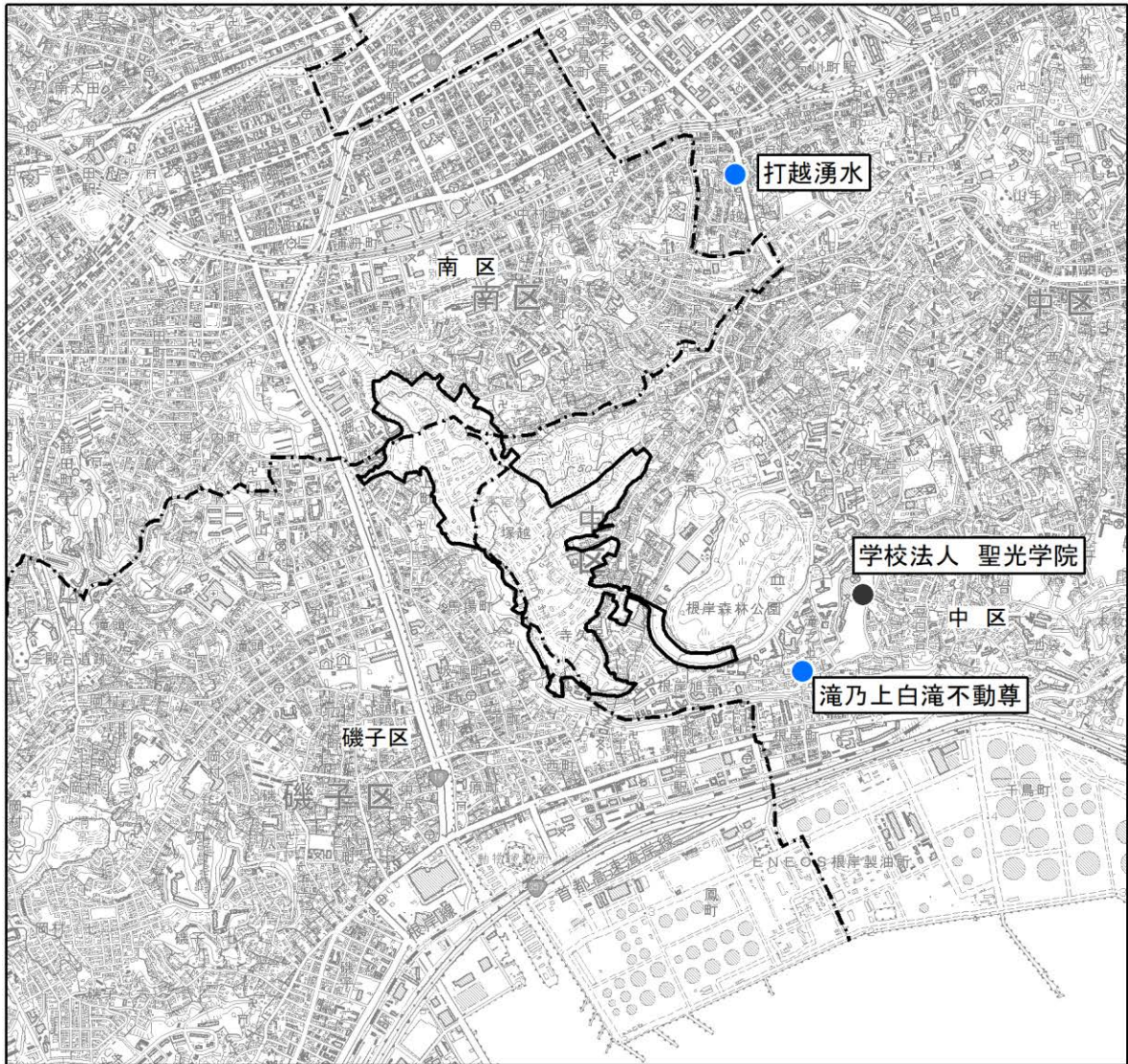
凡 例

- 実施区域
- 区界
- 二級河川
- 流量観測地点

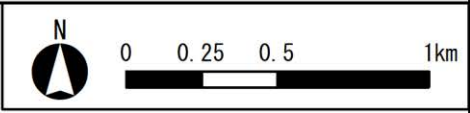


資料：「令和6年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市みどり環境局）  
「国土数値情報（河川）」（国土交通省ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-11 河川及び海域の状況、流量観測地点



- 凡例
- 実施区域
  - 区界
  - 地下水利用施設
  - 湧水



資料：「横浜市内の湧水特性」（横浜市環境科学研究所報 第32号、平成20年）  
「工業用水法・横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水施設の名簿」  
（横浜市みどり環境局水・土壌環境課、令和7年4月）

図3-12 地下水利用施設及び湧水の状況

工 植物、動物の状況

(ア) 植物相及び植生の状況

調査区域及びその周辺の植物相の状況を把握するため、表3-4に示す文献を整理しました。

表3-4 文献その他の資料一覧（植物）

No.	文献その他資料名	出典・編集者	発行年	対象データの範囲
1	横浜の植物	横浜植物会	平成15年7月	調査対象地域
2	横浜のレッドデータ植物目録	北川淑子・田中徳久	平成16年3月	調査対象地域
3	横浜の川と海の生物（第15報・河川編） 修正版	横浜市環境科学研究所	令和2年3月	調査区域を 通過する水系
4	横浜の植物2020-横浜の植物（2003）補遺-	横浜植物会	令和2年10月	調査対象地域
5	神奈川県レッドデータブック2022〔植物編〕	神奈川県環境農政局 緑政部自然環境保全課	令和4年3月	調査対象地域

a 植物相の概要

調査区域及びその周辺の植物相の概要は、表3-5に示すとおりであり、62目155科1,399種の植物が確認されています。

表3-5 文献により確認された植物

分類	確認種数	主な確認種
シダ植物	12目22科101種	トウゲシバ（広義）、イヌカタヒバ、タチクラマゴケ、クラマゴケ、ミズニラ、スギナ、オオハナワラビ、ゼンマイ、イヌシダ、ホウライシダ、ヒメワラビ、イヌガンソク、イヌワラビ、ホソバナライシダ、マメツタ等
種子植物	50目133科1,298種	イチョウ、モミ、ヒノキ、イヌガヤ、シキミ、ヒトリシズカ、ドクダミ、ウマノスズクサ、ユリノキ、クスノキ、セキショウ、ムサシアブミ、ヘラオモダカ、ヤナギスズタ、サルトリイバラ、ウバユリ、エビネ、ヒメヒオウギズイセン、ノビル、オランダキジカクシ、マルバツユクサ、ヒメガマ、ウキヤガラ、ヤマヌカボ、イヌビエ、シバ、クサノオウ、ツクバトリカブト、チダケサシ、キリンソウ、ノブドウ、エンジュ、ヒメハギ、クマヤナギ、アキニレ、ムクノキ、ヒメコウゾ、ヒメキンミズヒキ、クサイチゴ、オニグルミ、アマチャヅル、イモカタバミ、エノキグサ、アリアケスミレ、オトギリソウ、ミズタマソウ、オオモミジ、イチビ、シャクチリソバ、ムギセンノウ、ヤブツバキ、コヒルガオ、ホタルカズラ、イヌツゲ、ノコギリソウ、ヤブタバコ、イワミツバ、ツクバネウツギ等
合計	62目155科1,399種	-

## b 植生の概要

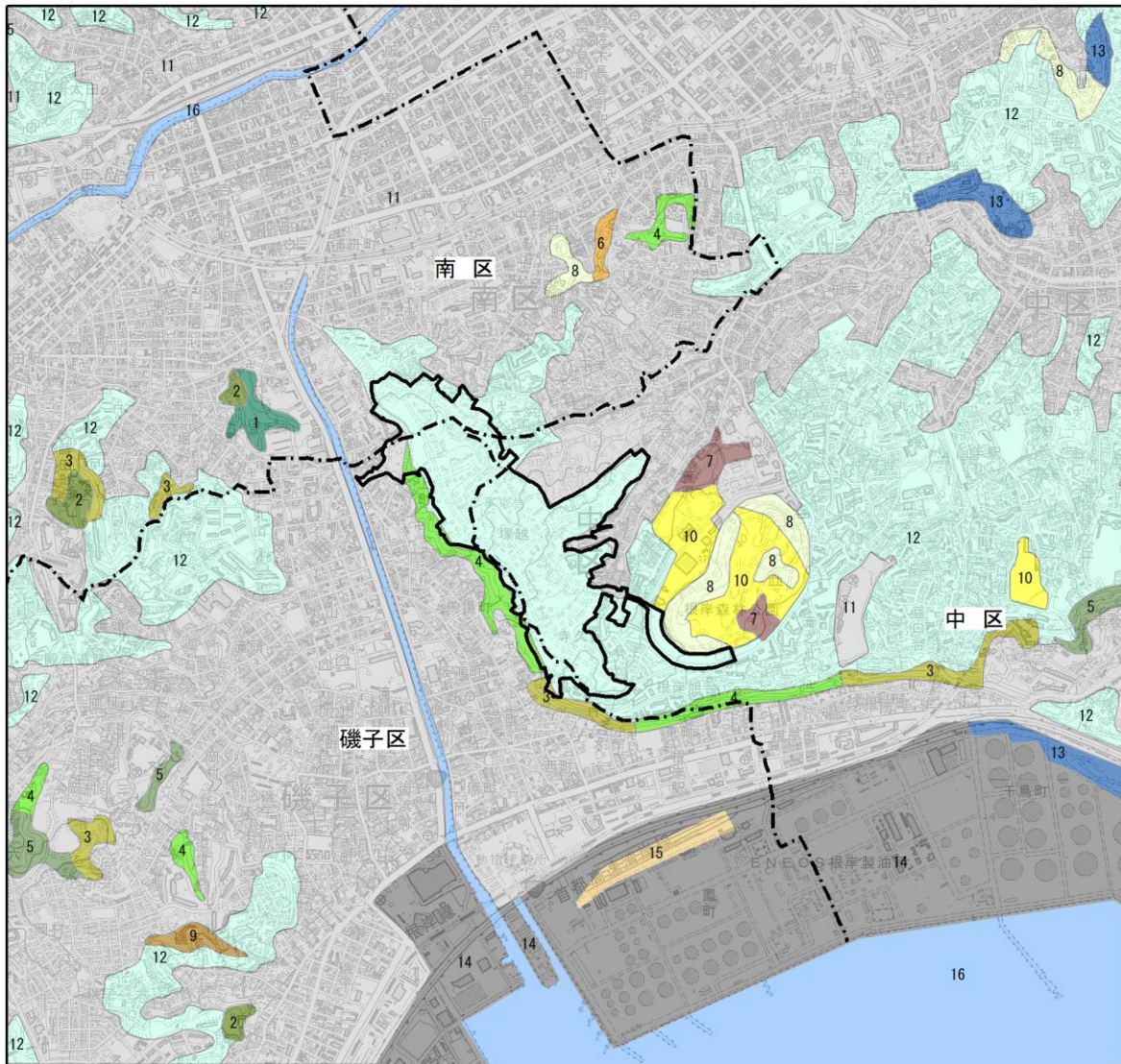
調査区域における現存植生図は、図3-13に示すとおりです。

調査区域の現存植生は、「市街地」、「緑の多い住宅地」及び「工場地帯」の占める割合が多く、その中に「ヤブコウジースダジイ群集」、「アカメガシワーカラスザンショウ群落」、「ゴルフ場・芝地」等が点在しています。

実施区域の現存植生は、「緑の多い住宅地」が大部分を占めており、一部が「シイ・カシ二次林」、「オニシバリーコナラ群集」、「市街地」等となっています。

調査区域における潜在自然植生図は、図3-14に示すとおりです。

実施区域の潜在植生は、「ヤブコウジースダジイ群集・典型亜群集」が成立するとされています。



凡例

□ 実施区域

- - - 区界

1, ヤブコウジースダジイ群集

2, イノデタブノキ群集

3, シイ・カシ二次林

4, オニシバリーコナラ群集

5, アカメガシワーカラスザンショウ群落

6, ススキ群団(VII)

7, その他植林

8, クスノキ植林

9, 竹林

10, ゴルフ場・芝地

11, 市街地

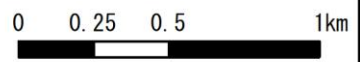
12, 緑の多い住宅地

13, 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等

14, 工場地帯

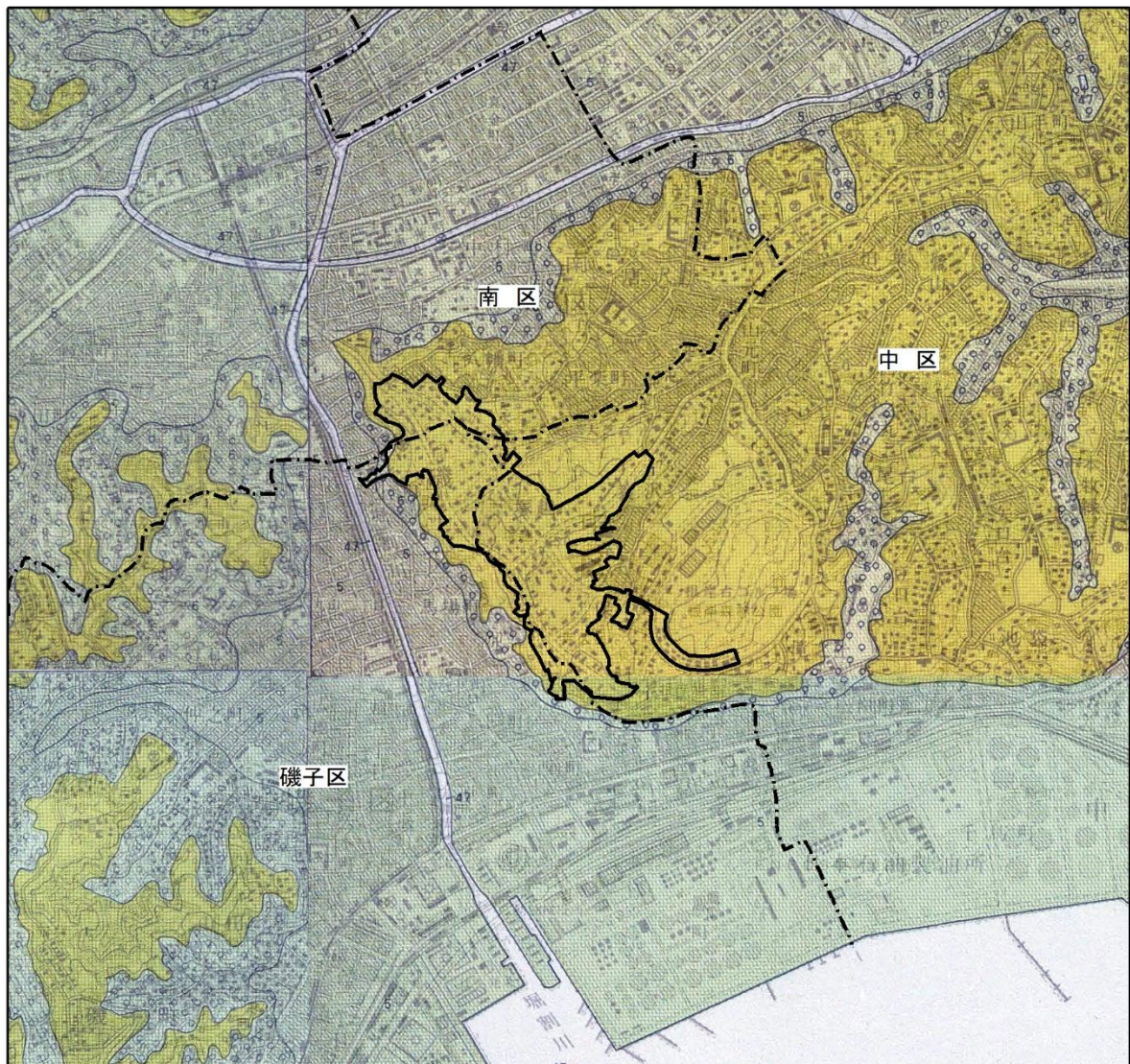
15, 造成地

16, 開放水域



資料：「第6・7回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-13 現存植生図



凡例

■ 実施区域

--- 区界



ヤブコウジースタジイ群集  
・典型亜群集



イノデータブ群集・典型亜群集



イノデータブ群集・ケヤキ亜群集



開放水域



0 0.25 0.5 1km

資料：「神奈川県潜在自然植生図」（神奈川県、昭和50年3月）

図3-14 潜在自然植生図

c 植物の重要な種、重要な群落及び重要な樹木

植物の重要な種の選定基準は表3-6に、重要な群落の選定基準は表3-7に、重要な樹木の選定基準は表3-8に示すとおりです。

表3-6 重要な種の選定基準（植物）

記号	選定基準	カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和25年5月法律第214号) 「神奈川県文化財保護条例」 (昭和30年4月神奈川県条例第13号) 「横浜市文化財保護条例」 (昭和62年12月横浜市条例第53号)	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 市天：横浜市天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)	国内：国内希少野生動植物種
III	「第5次レッドリスト」 (環境省、令和7年3月)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
IV	「神奈川県レッドデータブック2022[植物編]」 (神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、令和4年3月)	EX：絶滅 準絶：準絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 注目：注目種
V	「横浜のレッドデータ植物目録」 (北川淑子・田中徳久、平成16年3月)	Ex-A：絶滅種(Ex)のうち、分布域・分布量が限られた種 Ex-B：絶滅種(Ex)のうち、横浜市全域にみられた種 En-A：絶滅寸前(En)のうち、分布域・分布量が限られた種 En-B：絶滅寸前(En)のうち、横浜市全域にみられた種 V-A：危急種(V)のうち、分布域・分布量が限られた種 V-B：危急種(V)のうち、横浜市全域にみられた種 R：準絶滅危惧種

表3-7 重要な群落の選定基準

記号	選定基準	カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和25年5月法律第214号) 「神奈川県文化財保護条例」 (昭和30年4月神奈川県条例第13号) 「横浜市文化財保護条例」 (昭和62年12月横浜市条例第53号)	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 市天：横浜市天然記念物
II	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館、平成18年)	群落複合
III	「植物群落レッドデータ・ブック」 (財)日本自然保護協会、(財)世界自然保護基金日本委員会、平成8年)	4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危惧 1：要注意
IV	「第2回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」 (環境庁、昭和54年3月) 「第3回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」 (環境庁、昭和63年3月) 「第5回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」 (環境庁、平成12年3月)	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落または個体群
V	「第6・7回自然環境保全基礎調査(植生調査)」 (環境省ホームページ、令和8年3月閲覧)	・植生自然度9 ・植生自然度10

表3-8 重要な樹木の選定基準

記号	選定基準	カテゴリー
I	「第4回自然環境保全基礎調査報告書(全国版・概要版)」 (環境庁、平成2年3月) 「第6回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」 (環境省、平成13年3月)	・巨樹・巨木林
II	「名木古木に指定されている樹木一覧」 (横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)	・名木古木

(a) 植物の重要な種

調査区域及びその周辺における植物の重要な種は表3-9～表3-11に示すとおりであり、ナツノハナワラビ、アマナ、ヨコハマダケ、ヒメアカガシ、ミヤコアザミ等の33目61科148種が確認されています。

なお、選定基準Ⅳの絶滅（EX）及び野生絶滅（EW）及び選定基準Ⅴの絶滅種（Ex-A、Ex-B）に該当する種は除外しています。

表3-9 文献その他の資料による重要な種（植物）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク						
				I	II	III	IV	V		
1	イワヒバ	イワヒバ	イヌカタヒバ			VU				
2	ミズニラ	ミズニラ	ミズニラ			NT	VU	V-B		
3	ハナヤスリ	ハナヤスリ	ナツノハナワラビ					V-B		
4			コヒロハハナヤスリ				NT	V-B		
5			ヒロハハナヤスリ					En-A		
6	コケシノブ	コケシノブ	ハイホラゴケ					En-A		
7	サンショウモ	サンショウモ	サンショウモ			NT	CR	En-B		
8	へゴ	キジノオシダ	オオキジノオ				NT	En-A		
9	ウラボシ	コバノイシカグマ	フモトカグマ					En-A		
10		イノモトソウ	アマクサシダ					R		
11		チャセンシダ	コバノヒノキシダ					V-B		
12		メシダ	シケチシダ						En-A	
13			ムクゲシケシダ				VU	En-A		
14			ヘラシダ						V-B	
15			ナチシケシダ						En-B	
16			オシダ	メヤブソテツ					En-A	
17			イワへゴ					En-A		
18			ギフベニシダ					V-A		
19			エンシュウベニシダ					V-A		
20			イノデモドキ					V-B		
21			ウラボシ	マメヅタ					V-B	
22		マツ	マツ	モミ					V-A	
23		ヒノキ	ヒノキ	ネズミサシ				NT		
24	コショウ	ドクダミ	ハンゲショウ					V-B		
25		ウマノスズクサ	カントウカンアオイ					V-A		
26	オモダカ	トチカガミ	ミズオオバコ			NT	VU	En-B		
27		ヒルムシロ	エビモ					V-B		
28			アイノコイトモ					En-B		
29	ヤマノイモ	ヤマノイモ	タチドコロ					En-A		
30			キクバドコロ					V-B		
31	ユリ	ユリ	タイワンホトトギス			VU				
32			アマナ				NT	En-B		
33	クサスギカズラ	ラン	エビネ			NT	NT	V-B		
34			キンラン			NT	NT			
35			クゲヌマラン			VU				
36			サイハイラン					V-B		
37			マヤラン			VU		R		
38			クマガイソウ			VU	VU	En-B		
39			タシロラン			NT		R		
40			オノノヤガラ					R		
41			クロヤツシロラン					R		
42			ヨウラクラン					VU	En-A	
43			クサスギカズラ	コバギボウシ					En-B	
44				ヤマアマドコロ				NT		
45			イネ	ホシクサ	ホシクサ					En-B
46				イグサ	ヒロハノコウガイゼキショウ					V-B
47	カヤツリグサ	ウキヤガラ						V-B		
48		ミヤマシラスゲ						V-B		
49		イソアオスゲ						En-A		
50		カンスゲ						En-A		

注1：選定基準の記号は、表3-6に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和7年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和7年）に準拠しました。

表3-10 文献その他の資料による重要な種（植物）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク				
				I	II	III	IV	V
51	イネ	カヤツリグサ	オタルスゲ					En-A
52			シラコスゲ					V-B
53			アゼスゲ					V-B
54			モエギスゲ					V-B
55			コアゼガヤツリ					V-B
56			セイタカハリイ				VU	V-A
57			ハリイ				VU	
58			クログワイ					V-B
59			シカクイ				NT	V-B
60			クロテンツキ					V-B
61			メアゼテンツキ				VU	
62			フトイ					V-B
63			マツカサススキ					V-B
64		イネ	ヤマスカボ					V-B
65			ヤマアワ					V-B
66			オガルカヤ					V-B
67			キタメヒシバ				NT	
68			スズメガヤ				VU	
69			アシカキ					En-A
70			アゼガヤ					En-B
71			ハチジョウススキ					En-B
72			セイタカヨシ				NT	En-A
73			ヨコハマダケ				EN	En-A
74			ヤマミゾイチゴツナギ					R
75			ハマヒエガエリ				VU	
76			イヌアワ					V-B
77	キンポウゲ	ケシ	キケマン				V-B	
78		キンポウゲ	ボタンヅル				V-B	
79			シロバナハンショウヅル				En-B	
80			ウマノアシガタ				V-B	
81	ヤマモガシ	アワブキ	アワブキ				V-B	
82	ユキノシタ	ユズリハ	ヒメユズリハ				En-A	
83		ユキノシタ	アカショウマ				V-B	
84			ヨゴレネコノメ				V-B	
85		タコノアシ	タコノアシ			NT	V-B	
86	マメ	マメ	クサネム				En-A	
87			ホドイモ				V-B	
88			マキエハギ				V-B	
89			イヌエンジュ				En-B	
90			タンキリマメ				En-A	
91	バラ	グミ	オオバグミ				V-A	
92			マルバアキグミ				En-A	
93			アキグミ				V-B	
94		クロウメモドキ	ネコノチチ				EN	En-A
95		イラクサ	ナガバヤブマオ				En-A	
96			ラセイタソウ				V-A	
97			カテンソウ				V-B	
98			イラクサ				V-B	
99		バラ	ヒロハノカワラサイコ			VU	VU	En-A
100			フユイチゴ					V-B

注1：選定基準の記号は、表3-6に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和7年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和7年）に準拠しました。

表3-11 文献その他の資料による重要な種（植物）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク				
				I	II	III	IV	V
101	ブナ	ブナ	ツブラジイ				DD	
102			ウバメガシ				CR	
103			ツクバネガシ					V-A
104			ヒメアカガシ					V-B
105		カバノキ	ハシバミ					En-A
106			ツノハシバミ					En-A
107	キントラノオ	ヤナギ	ヤマナラシ					V-B
108			オオタチヤナギ				EN	
109	ムクロジ	ウルシ	ヤマウルシ					En-B
110		ミカン	マツカゼソウ					En-B
111	アブラナ	アブラナ	ジャンンジン					R
112	ナデシコ	タデ	シロバナサクラタデ					V-B
113			シンミズヒキ					V-B
114			サクラタデ					V-B
115			ウナギツカミ					En-A
116		ナデシコ	カワラナデシコ					En-B
117		ツツジ	ツリフネソウ	キツリフネ				
118	マタタビ		サルナシ					V-A
119	ツツジ		ヤマツツジ					V-B
120	リンドウ	リンドウ	センブリ					En-B
121		マチン	アイナエ				VU	
122		キョウチクトウ	コイケマ				VU	En-A
123	ナス	ヒルガオ	ハマヒルガオ					En-A
124	シソ	モクセイ	ミウライボタ				NT	
125		オオバコ	シソクサ				VU	En-A
126			トウオオバコ				VU	
127			カワヂシャ			NT		
128		アゼナ	エダウチスズメノトウガラシ					En-B
129		シソ	メハジキ					V-B
130			コシロネ					En-B
131			クマツヅラ	クマツヅラ				
132		モチノキ	モチノキ	ウメモドキ				
133	キク	キク	タウコギ					En-B
134			コヤブタバコ					V-B
135			アズマヤマアザミ					R
136			オグルマ				NT	En-B
137			カワラニガナ			NT	VU	
138			ヤマニガナ					V-B
139			センボンヤリ					V-B
140			サワギク					En-A
141			モミジガサ					V-B
142			ミヤコアザミ				VU	En-A
143			タムラソウ					En-B
144			セリ	セリ	セントウソウ			
145	ヤマゼリ							En-A
146	ボタンボウフウ							En-A
147	マツムシソウ	スイカズラ	ツクバネウツギ					V-A
148			オミナエシ					En-B
計	33目	61科	148種	0種	0種	15種	35種	129種

注1：選定基準の記号は、表3-6に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和7年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和7年）に準拠しました。

(b) 重要な群落

調査区域における植物の重要な群落の状況は、表3-12及び図3-15に示すとおりです。

調査区域には、神奈川県指定の天然記念物である「根岸八幡神社の社叢林」、「宝生寺・弘誓院の寺林」及び特定植物群落の「大岡のイロハモミジケヤキ群集」が存在します。

また、第6・7回自然環境保全基礎調査における「植生自然度9」に該当する植生として、「ヤブコウジースダジイ群集」、「イノデータブノキ群集」が存在します。

なお、実施区域に重要な群落は存在しません。

表3-12 文献その他の資料による重要な群落（植物）

No.	名称	所在地	選定基準				
			I	II	III	IV	V
1	根岸八幡神社の社叢林	横浜市磯子区	県天				
2	宝生寺・弘誓院の寺林	横浜市南区	県天				
3	大岡のイロハモミジケヤキ群集	横浜市南区				E	
4	ヤブコウジースダジイ群集	横浜市南区					植生自然度9 (ヤブツバキクラス域自然植生)
5	イノデータブノキ群集	横浜市南区 横浜市磯子区					植生自然度9 (ヤブツバキクラス域自然植生)

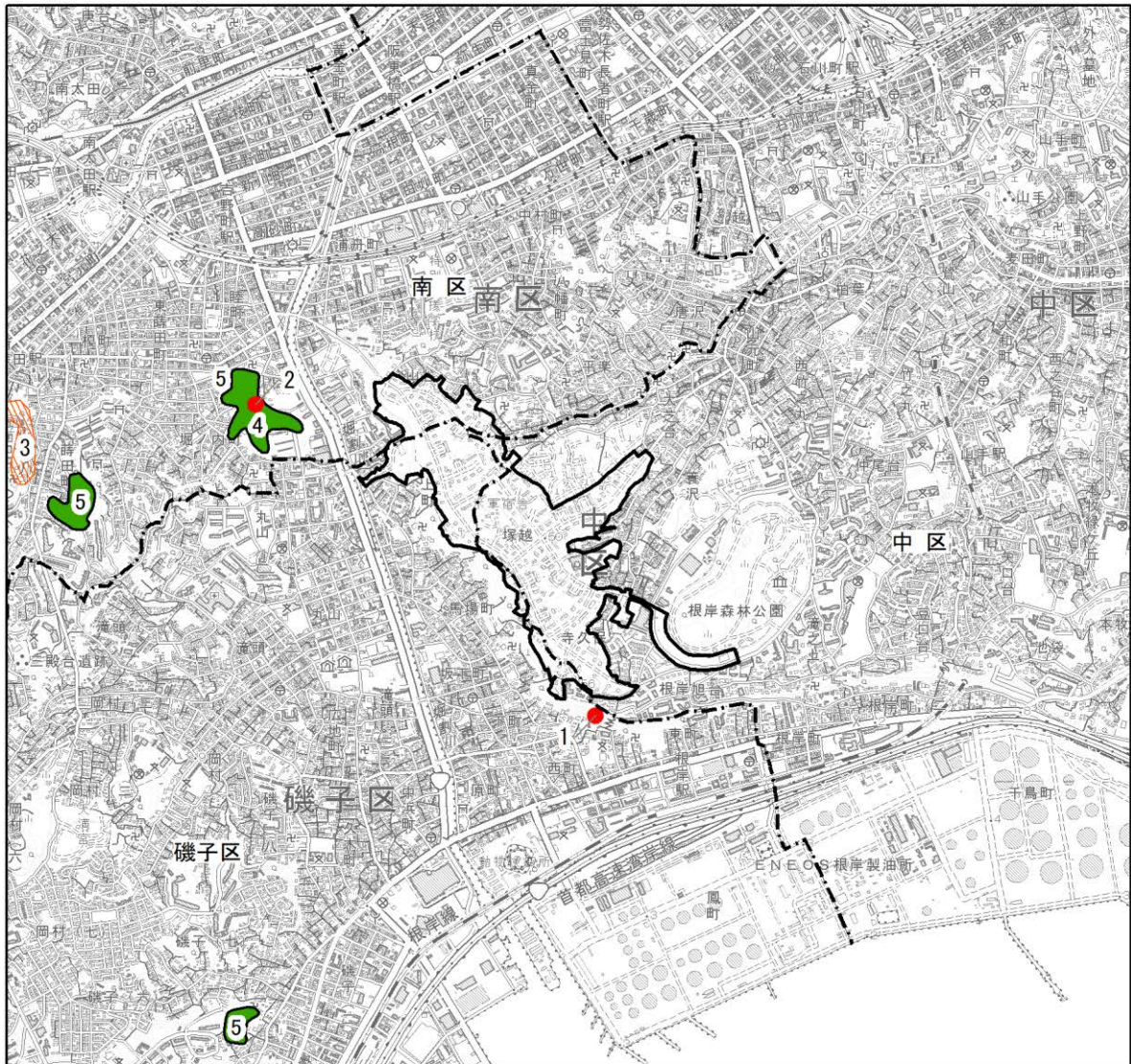
注1：表中のNo.は、図3-15に対応します。

注2：選定基準の記号は、表3-7に対応します。






資料：「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

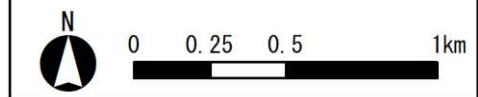
「第5回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（環境省ホームページ、令和8年3月閲覧）

「第6・7回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ、令和8年3月閲覧）



凡例

-  実施区域
-  区界
-  天然記念物
-  特定植物群落
-  植生自然度9(ヤブツバキクラス域自然植生)



注：図中のNo.は、表3-12に対応します。

資料：「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「第5回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（環境省ホームページ、令和8年3月閲覧）

「第6・7回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-15 重要な群落の状況

(c) 重要な樹木

調査区域における重要な樹木の状況は、表3-13～表3-15及び図3-16に示すとおりです。

調査区域には、自然環境保全基礎調査（環境省）により選定された「巨樹・巨木林」が1本存在します。また、横浜市の名木古木保存事業により指定された「名木古木」が89件存在します。

なお、実施区域に巨樹及び名木古木は存在しません。

表3-13 巨樹・巨木林

記号	所在地	樹種	樹齢	樹高 (m)	樹幹 (cm)
A	横浜市中区山手町230	ヒマラヤスギ	—	25	401

注：表中の記号は、図3-16に対応します。

資料：「第6回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（環境省ホームページ、令和8年3月閲覧）

表3-14 名木古木(横浜市指定)

No.	樹種	所在地	樹齡	群指定	指定番号
1	コルクガシ	中区山手町 36	139		90017
2	ヒマラヤスギ	中区山手町 36	139		200039
3	ヒマラヤスギ	中区山手町 230	100~120	13 本	95002
4	タブノキ	中区豆口台 111	160		200205
5	タブノキ	中区豆口台 111	250		201732
6	ケヤキ	中区竹之丸 38	110		200301
7	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200510
8	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200511
9	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200512
10	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200513
11	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200514
12	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200515
13	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200516
14	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200517
15	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200518
16	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200519
17	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200520
18	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200521
19	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200522
20	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200523
21	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200524
22	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200525
23	タブノキ	中区妙香寺台 4	150		200934
24	タブノキ	中区妙香寺台 4	100		200935
25	イチョウ	中区矢口台 19	100		201009
26	クスノキ	中区立野 64-30	100		201010
27	フジ	中区立野 49	100		201011
28	ソメイヨシノ	中区元町 211-36	90		201040
29	イチョウ	中区元町 211-36	100		201041
30	カキノキ	中区山手町 42-2	139		201059
31	ケヤキ	中区根岸旭台 11-2	150		201078
32	ケヤキ	中区根岸旭台 11	100		201830
33	シラカシ	中区根岸旭台 11	100		201831
34	シラカシ	中区根岸旭台 11	100		201832
35	ヒマラヤスギ	中区山手町 49-2	130		201080
36	アメリカデイゴ	中区山手町 48-7	200		201081
37	タブノキ	中区山手町 44-2	400		201082
38	ヒマラヤスギ	中区山手町 37-2	100		201083
39	ヒマラヤスギ	中区山手町 37-1	130		201084
40	ヒマラヤスギ	中区山手町 37-1	130		201085
41	タブノキ	中区山手町 37-1	200		201086
42	サザンカ	中区山手町 38-1	90		201087
43	ムクノキ	中区柏葉 75-2	200		201101
44	イチョウ	中区西之谷町 21	250		201105
45	タブノキ	中区西之谷町 21	250		201106
46	タブノキ	中区西之谷町 21	250		201107
47	タブノキ	中区西之谷町 32	250		201109
48	タブノキ	中区西之谷町 20	250		201110
49	エノキ	中区山手町 89-6	100		201207
50	クスノキ	中区竹之丸 70-2	150		201413

注1:「群指定」とは、2本以上の樹木をまとめて1指定として指定したものです。

注2:表中のNo.は、図3-16に対応します。

資料:「名木古木に指定されている樹木一覧(令和7年10月1日時点)」  
(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

表3-15 名木古木（横浜市指定）

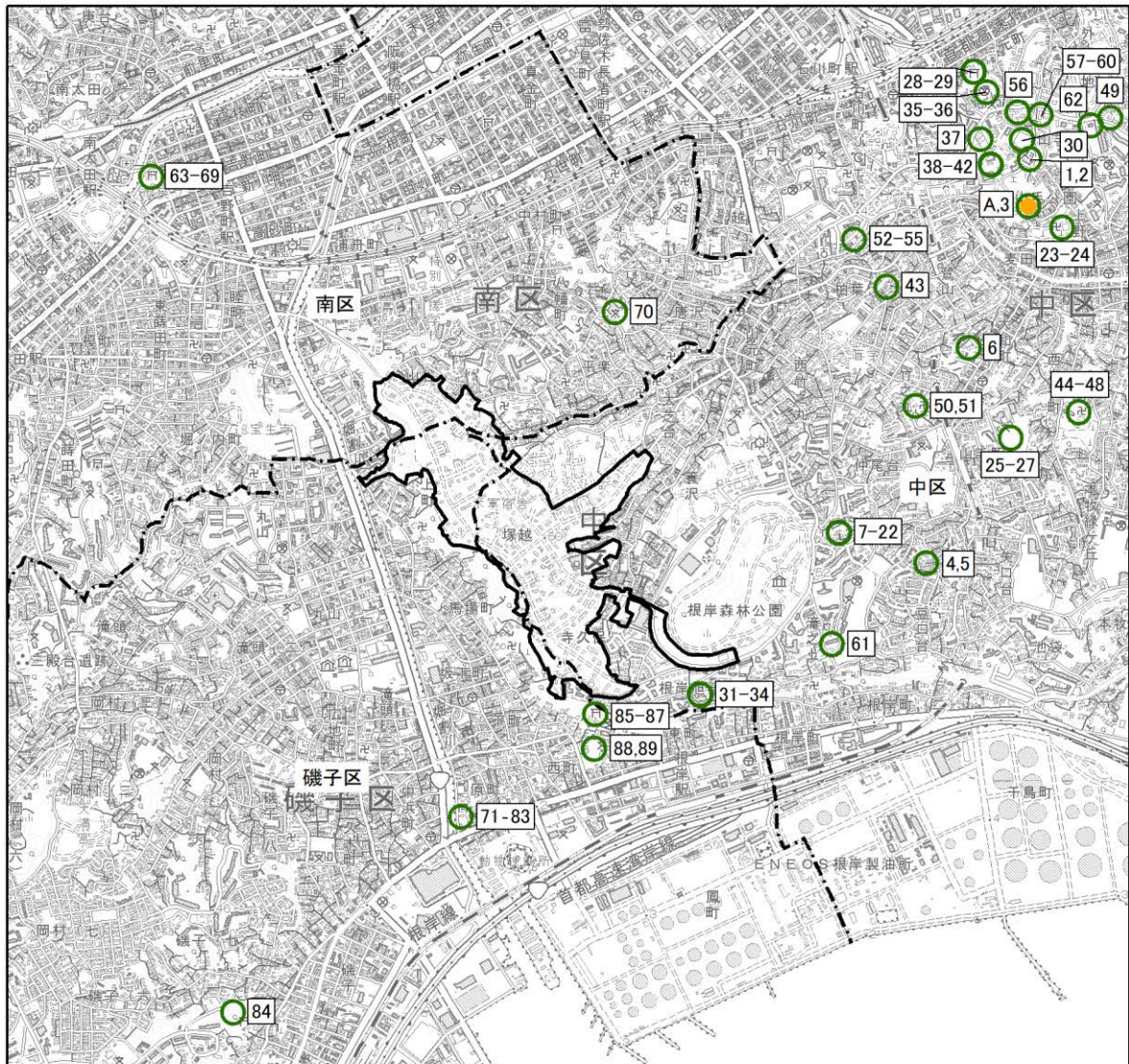
No.	樹種	所在地	樹齢	群指定	指定番号
51	クスノキ	中区竹之丸 70-2	150		201414
52	スダジイ	中区山手町 225	100		201503
53	シラカシ	中区山手町 225	100		201504
54	スダジイ	中区山手町 225	100		201505
55	スダジイ	中区山手町 225	100		201506
56	イロハモミジ	中区山手町 60-12	100		201606
57	スダジイ	中区山手町 66-2	100		201728
58	スダジイ	中区山手町 66-2	100		201729
59	スダジイ	中区山手町 66-2	100		201730
60	ヒマラヤスギ	中区山手町 66-2	100		201731
61	ソメイヨシノ	中区滝之上 7	100		202022
62	ヒマラヤスギ	中区山手町 82	100		202302
63	ケヤキ	南区山王町 5-32	190		49214
64	クスノキ	南区山王町 5-32	240		49217
65	クスノキ	南区山王町 5-32	240		49218
66	クスノキ	南区山王町 5-32	240		49219
67	クスノキ	南区山王町 5-32	240		49220
68	ヒマラヤスギ	南区山王町 5-32-1	100		201053
69	ヒマラヤスギ	南区山王町 5-32-1	100		201054
70	ユリノキ	南区平楽 1	100		200928
71	エノキ	磯子区原町 10-9	200		48116
72	ケヤキ	磯子区原町 10-9	200		48117
73	ケヤキ	磯子区原町 10-9	200		48119
74	ケヤキ	磯子区原町 10-9	200		48120
75	ケヤキ	磯子区原町 10-9	200		48121
76	イチヨウ	磯子区原町 10-9	400		49262
77	イチヨウ	磯子区原町 10-9	400		49263
78	カヤ	磯子区原町 10-9	350		49265
79	タブノキ	磯子区原町 10-9	250		49266
80	タブノキ	磯子区原町 10-9	200		49267
81	タブノキ	磯子区原町 10-9	250		49268
82	ムクノキ	磯子区原町 10-9	150		201510
83	カヤ	磯子区原町 10-9	200		201511
84	ナギ	磯子区磯子 4-3-6	330		49256
85	イチヨウ	磯子区西町 1-1	650		49257
86	タブノキ	磯子区西町 1-1	450		49258
87	タブノキ	磯子区西町 1-1	300		49259
88	クスノキ	磯子区西町 2-155-3	114		200931
89	クスノキ	磯子区西町 2-155-3	114		200932

注1：「群指定」とは、2本以上の樹木をまとめて1指定として指定したものです。

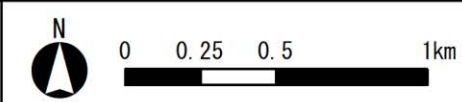
注2：表中のNo.は、図3-16に対応します。

資料：「名木古木に指定されている樹木一覧（令和7年10月1日時点）」

（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）



- 凡例
- 実施区域
  - 区界
  - 巨樹
  - 名木古木(横浜市指定)



注：図中の記号(A)は表3-13、No.は表3-14～表3-15に対応します。  
 資料：「第6回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林調査)」(環境省ホームページ、令和8年3月閲覧)  
 「名木古木に指定されている樹木一覧(令和7年10月1日時点)」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

図3-16 巨樹・巨木及び名木古木の状況

(イ) 動物の生息の状況

調査区域及びその周辺における動物相の状況を把握するため表3-16に示す動物相に係る文献を整理しました。分類群別では、哺乳類関係文献4編、鳥類関係文献6編、爬虫類関係文献2編、両生類関係文献2編、魚類関係文献6編、昆虫類等関係文献5編、底生動物関係文献7編、陸産貝類関係文献1編となっています。調査範囲は、図3-17に示すとおりです。

表3-16 文献その他の資料一覧(動物)

No.	文献その他資料名	出典・編集者	発行年・ 閲覧時期	対象分類群								対象データの 範囲
				哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類等 <sup>注1</sup>	底生動物	陸産貝類	
1	生物多様性情報システム -基礎調査データベース検索- (第2回~第6回自然環境保全 基礎調査 動物分布調査書)	環境省 ホームページ	令和8年 3月 閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○	調査区域を含む 2次メッシュ
2	神奈川県レッドデータ 生物調査報告書2006	神奈川県立 生命の星・地球 博物館	平成18年 7月	○		○	○	○	○ <sup>注2</sup>	○		魚類・水生昆虫: 調査区域を通過する 水系 それ以外:横浜市
3	環境アセスメント データベース(EADAS)	環境省 ホームページ	令和8年 3月 閲覧	○	○							調査区域を含む 2次メッシュ
4	神奈川の鳥と獣 神奈川県鳥獣生息 分布調査報告書	神奈川県	平成4年 3月	○	○							調査区域を含む 5kmメッシュ
5	かながわの鳥図鑑	神奈川県	平成4年 3月		○							調査対象地域 <sup>注3</sup>
6	神奈川猛禽類レポートII	神奈川野生 生物研究会	平成29年 9月		○							調査対象地域
7	自然環境保全基礎調査 全国鳥類繁殖分布調査 (2016-2021年)	環境省 ホームページ	令和3年 10月		○							調査区域を含む 20kmメッシュ
8	神奈川県内河川の魚類	神奈川県	平成26年 3月					○				調査区域を通過する 水系
9	横浜の川と海の生物 第15報(河川編) 修正版	横浜市環境 科学研究所	令和2年 3月					○		○		調査区域を通過する 水系
10	横浜の川と海の生物 (第15報・海域編)	横浜市環境 科学研究所	令和4年 3月					○		○		調査区域に含まれる河口
11	横浜の川と海の生物 (第16報・河川編)	横浜市環境 科学研究所	令和6年 3月					○		○		調査区域を通過する 水系
12	横浜のホタル生息地 (1983年度版)	横浜市	昭和59年 3月						○	○		調査区域を通過する 水系
13	神奈川県昆虫誌2004	神奈川県昆虫 談話会	平成16年 12月						○			調査対象地域
14	神奈川県昆虫誌2018	神奈川県昆虫 談話会	平成30年 12月						○			調査対象地域
15	神奈川県内河川の底生動物II	神奈川県	平成26年 3月							○		調査区域を通過する 水系

注1: 昆虫類等とは、昆虫類及びクモ類を示します。

注2: No.2(神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006)における昆虫類等のうち、昆虫類についてはNo.13(神奈川県昆虫誌2004)及びNo.14(神奈川県昆虫誌2018)により調査対象地域における網羅的な昆虫類相を把握することが可能なため、水生昆虫類及びクモ類のみを対象としました。

注3: No.5(かながわの鳥図鑑)については文献における分布整理の都合により調査対象地域のほか、西区・栄区・港南区で確認された種も含まれます。

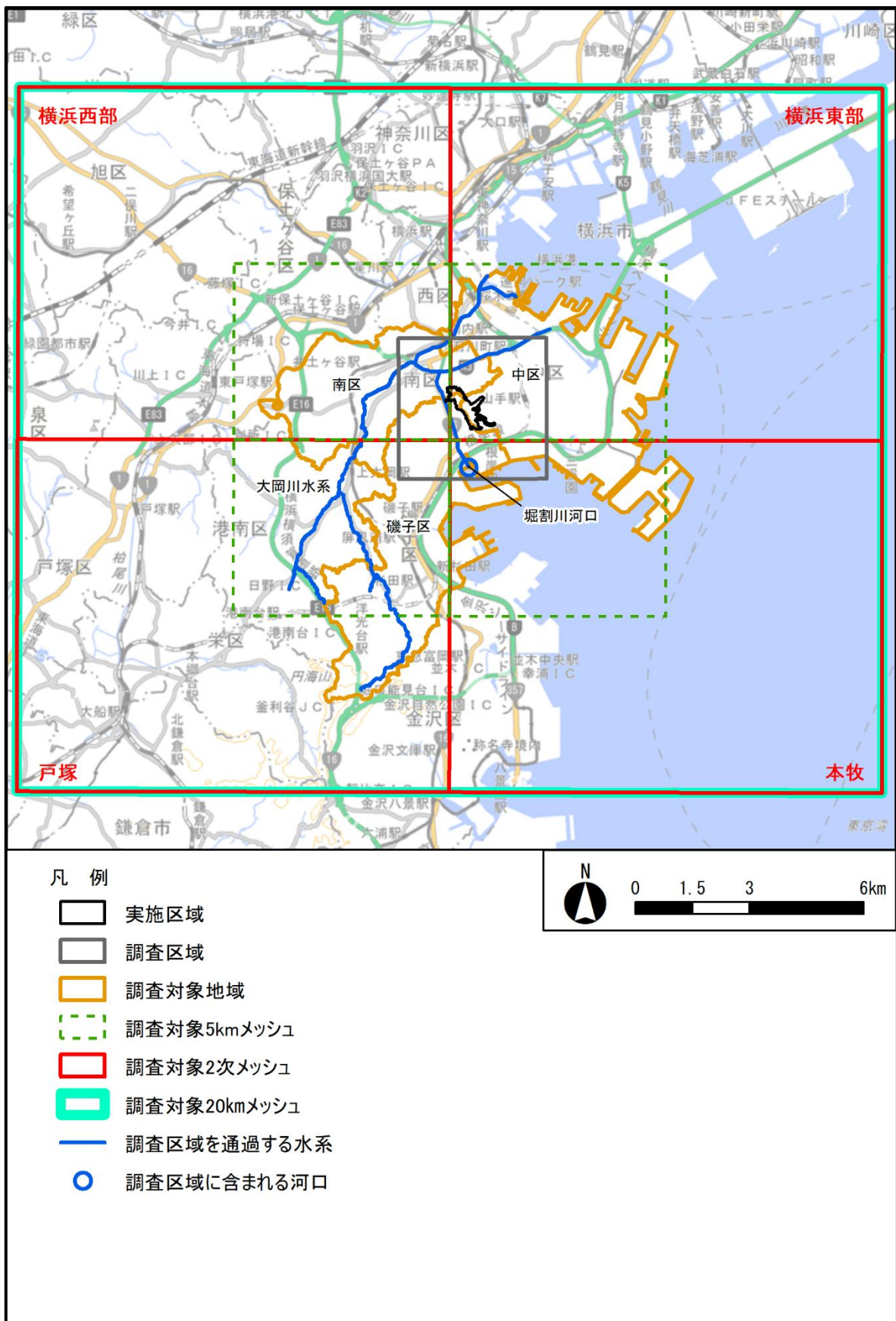


図3-17 文献その他の資料による調査範囲

a 動物相の概要

調査区域及びその周辺における動物相の概要は、表3-17に示すとおりであり、哺乳類4目8科12種、鳥類21目51科147種、爬虫類2目7科11種、両生類1目5科8種、魚類16目49科115種、昆虫類等19目196科1062種、底生動物54目152科273種及び陸産貝類3目14科34種が確認されています。

表3-17 動物相の概要

分類群	確認種数	主な確認種
哺乳類	4目8科12種	ヒミズ、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、クリハラリス、アカネズミ、カヤネズミ、ハツカネズミ、アライグマ、タヌキ、ニホンイタチ、アナグマ、ハクビシン
鳥類	21目51科147種	マガモ、キジ、アマツバメ、ホトトギス、アオバト、クイナ、カイツブリ、コチドリ、ハマシギ、カモメ、カワウ、アオサギ、ミサゴ、トビ、フクロウ、ヤツガシラ、ブッポウソウ、カワセミ、コゲラ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、モズ、カケス、ヒレンジャク、シジュウカラ、ヒバリ、ヒヨドリ、ツバメ、ウグイス、エナガ、センダイムシクイ、オオヨシキリ、セッカ、メジロ、キクイタダキ、ミソサザイ、ムクドリ、ツグミ、ルリビタキ、スズメ、カヤクグリ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等
爬虫類	2目7科11種	ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ
両生類	1目5科8種	アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、ツチガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル
魚類	16目49科115種	コイ、ナマズ、アユ、ボラ、クサフグ、アカエイ、カライワシ、ニホンウナギ、カタクチイワシ、ヨウジウオ、トウゴロウイワシ、カダヤシ、ダツ、スズキ、マコガレイ等
昆虫類等	19目196科1062種	コガネグモ、シロハラコカゲロウ、クロイトトンボ、ワモンゴキブリ、ハラビロカマキリ、オオハサミムシ、ショウリョウバッタ、ナナフシモドキ、アブラゼミ、ヤマトクロスジヘビトンボ、ウスバカゲロウ、ガガンボモドキ、ホタルトビケラ、モンシロチョウ、キンバエ、コクワガタ、クロヤマアリ、ヨシイムシ、タマトビムシ等
底生動物	54目152科273種	タテジマイソギンチャク、ナミウズムシ、エビヤドリツノムシ、ヒメケハダヒザラガイ、ツボミガイ、コシダカガンガラ、オオタニシ、クロシタナシウミウシ、モノアラガイ、ムラサキガイ、マガキ、マツカサガイ、アサリ、サミドリサシバ、ルドルフイソメ、イトゴカイ、ムラクモケヤリ、エラミミズ、シマイシビル、クダトゲイソウミグモ、イワフジツボ、キスイタナイス、フナムシ、スジエビ、ヨシノコカゲロウ、シオカラトンボ、アメンボ、ヘビトンボ、ゲンジボタル、ホンダワラコケムシ、フサコケムシ、シロボヤ等
陸産貝類	3目14科34種	ムシオイガイ、ウゼンゴマガイ、ナミギセル、オカチョウジガイ、タワラガイ、ヒメオカモノアラガイ、ヒメベッコウガイ、ヤマコウラナメクジ、ニッポンマイマイ、ミスジマイマイ、ニホンケシガイ、コハクガイ等

b 動物の重要な種、動物の注目すべき生息地

動物の重要な種の選定基準は表3-18に、動物の注目すべき生息地の選定基準は表3-19に示すとおりです。

表3-18 動物の重要な種の選定基準

記号	選定基準	カテゴリー
I	「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号) 「神奈川県文化財保護条例」 (昭和30年4月神奈川県条例第13号) 「横浜市文化財保護条例」 (昭和62年12月横浜市条例第53号)	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 市天：横浜市天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月法律第75号)	国内：国内希少野生動植物種
III	【哺乳類・魚類・昆虫類等・底生動物・陸産貝類】 「環境省レッドリスト2020」(環境省、令和2年) 【鳥類・爬虫類・両生類】 「環境省第5次レッドリスト」(環境省、令和8年)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
IV	【哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・魚類・底生動物・陸産貝類】 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館、平成18年) 【昆虫類等】 「神奈川県レッドリスト2026〈昆虫類・クモ類〉」 (神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、令和8年)	EX：絶滅 準絶：準絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 減少：減少種 希少：希少種 要注：要注意種 注目：注目種 DD：情報不足 不明：不明種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 繁：繁殖期(鳥類のみ使用) 非繁：非繁殖期(鳥類のみ使用)

表3-19 動物の注目すべき生息地の選定基準

No.	選定基準となる法律・文献等
1	<p>「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)  「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月神奈川県条例第13号)  「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月横浜市条例第53号)  <b>【区分】</b>  特天：特別天然記念物、国天：天然記念物、県天：神奈川県天然記念物、市天：横浜市天然記念物</p>
2	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)  「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)  ・生息地等保護区</p>
3	<p>「自然公園法」(昭和32年6月法律第161号)  「神奈川県立自然公園条例」(昭和34年4月神奈川県条例第6号)  ・国立公園 ・国定公園 ・県立自然公園</p>
4	<p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月法律第88号)  ・鳥獣保護区</p>
5	<p>「森林法」(昭和26年6月法律第249号)  ・保安林</p>
6	<p>「神奈川県自然環境保全条例」(昭和47年10月神奈川県条例第52号)  ・自然環境保全地域</p>
7	<p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年9月条約第28号)  ・国際的に重要な湿地に係る登録簿(ラムサール条約湿地)に登録されている湿地</p>
8	<p>「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月条約第7号)  ・自然遺産</p>
9	<p>「IBA (Important Bird Areas) 重要野鳥生息地プログラム」((公財)日本野鳥の会ホームページ、令和8年3月閲覧)に選定された生息地  <b>【区分】</b>  ・A1：世界的に絶滅が危惧される種の生息地 ・A2：生息地域限定種の生息地  ・A3：バイオーム限定種の生息地 ・A4：群れをつくる種の生息地</p>
10	<p>「KBA (Key Biodiversity Area) 生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」(国際環境 NGO コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ、令和8年3月閲覧)  <b>【区分】</b>  ・危機性(CR、EN、VU) ・非代替性(RR) ・A3：バイオーム限定種 ・A4：群れをつくる種</p>
11	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地(重要湿地)」(環境省ホームページ、令和8年3月閲覧)  ・選定地</p>
12	<p>「生物多様性保全上重要な里地里山(重要里地里山)」(環境省ホームページ、令和8年3月閲覧)  ・選定地</p>
13	<p>「緑の回廊(平成31年4月1日時点)」(林野庁ホームページ、令和8年3月閲覧)  ・設定地</p>
14	<p>「保護林」(林野庁ホームページ、令和8年3月閲覧)  ・保護林</p>

(a) 動物の重要な種

調査区域及びその周辺における動物の重要な種は表3-20～表3-29に示すとおりであり、哺乳類3目3科4種、鳥類12目31科75種、爬虫類2目4科7種、両生類1目3科6種、魚類6目11科23種、昆虫類等7目26科68種、底生動物7目11科14種及び陸産貝類2目4科5種が確認されています。

なお、選定基準Ⅳの絶滅（EX）及び野生絶滅（EW）に該当する種は除外しています。

表3-20 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	コウモリ	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ			VU	VU
2			ヒナコウモリ				VU
3	ネズミ	ネズミ	カヤネズミ				NT
4	ネコ	イタチ	ニホンイタチ				NT
計	3目	3科	4種	0種	0種	1種	4種

注1：選定基準の記号は、表3-18に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和7年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和7年）に準拠しました。

表3-21 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類 1/2）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				I	II	III	IV	
1	カモ	カモ	オシドリ				希少(繁)、減少(非繁)	
2			シマアジ				希少(非繁)	
3			ホシハジロ			NT		
4			キンクロハジロ			VU		
5			スズガモ			NT		
6			ウミアイサ				NT(非繁)	
7	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ			VU		
8			アマツバメ			VU		
9			ヒメアマツバメ				減少(繁)	
10	ハト	ハト	アオバト				注目(繁)、注目(非繁)	
11	ツル	クイナ	クイナ				VU(非繁)	
12			バン			VU		
13			ヒクイナ			NT	CR+EN(繁)	
14	チドリ	チドリ	タゲリ				VU(非繁)	
15			イカルチドリ				NT(繁)、注目(非繁)	
16			コチドリ				注目(繁)	
17			シロチドリ			VU	VU(繁)、NT(非繁)	
18		シギ	シギ	キョウジョシギ			NT	VU(非繁)
19				ハマシギ			VU	VU(非繁)
20				ヤマシギ				希少(非繁)
21				オオジシギ			NT	EX(繁)
22				タシギ				注目(非繁)
23				イソシギ				希少(繁)、注目(非繁)
24				クサシギ				NT(非繁)
25				キアシシギ				VU(非繁)
26				タカブシギ			VU	NT(非繁)
27				カモメ	カモメ	ウミネコ		
28	オオセグロカモメ					EN		
29	コアジサシ					EN	CR+EN(繁)	
30	カツオドリ	ウ	ウミウ				NT(非繁)	
31	ペリカン	サギ	ゴイサギ			VU		
32			ササゴイ			VU	VU(繁)	
33			アマサギ			EN	減少(繁)	
34			コサギ			VU		
35	タカ	ミサゴ	ミサゴ				VU(繁)、NT(非繁)	
36		タカ	ハチクマ			DD	CR+EN(繁)	
37			ツミ				VU(繁)、希少(非繁)	
38			ハイタカ			NT	DD(繁)、希少(非繁)	
39			オオタカ			NT	VU(繁)、希少(非繁)	
40			オジロワシ	天	国内	VU		
41			サシバ			VU	CR+EN(繁)	
42			ノスリ				VU(繁)、希少(非繁)	
43	フクロウ	フクロウ	アオバズク				VU(繁)	
44			フクロウ				NT(繁)	

注1：選定基準の記号は、表3-18に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「日本鳥類目録改訂第8版」（日本鳥学会、令和6年）に準拠しました。

表3-22 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類 2/2）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
45	ブッポウソウ	ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	CR+EN(繁)
46		カワセミ	ヤマセミ			VU	希少(繁)
47	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	NT	CR+EN(繁)、希少(非繁)
48	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ				VU(繁)
49		カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU(繁)
50		モズ	チゴモズ			EN	CR+EN(繁)
51			モズ				減少(繁)
52		カラス	オナガ			NT	
53		ヒバリ	ヒバリ				減少(繁)
54		ツバメ	ツバメ				減少(繁)
55			コシアカツバメ				減少(繁)
56		ウグイス	ヤブサメ				NT(繁)
57		ムシクイ	センダイムシクイ				NT(繁)
58		ヨシキリ	オオヨシキリ				VU(繁)
59		セッカ	セッカ				減少(繁)、減少(非繁)
60		ククイタダキ	ククイタダキ				希少(繁)
61		ツグミ	トラツグミ				減少(繁)
62			アカハラ				減少(繁)
63		ヒタキ	コサメビタキ				CR+EN(繁)
64			オオルリ				NT(繁)
65			キビタキ				減少(繁)
66			ルリビタキ				VU(繁)
67		セキレイ	キセキレイ				減少(繁)
68			セグロセキレイ				減少(繁)
69			ビンズイ			NT	VU(繁)
70		アトリ	カワラヒワ				減少(繁)
71		ホオジロ	ホオアカ				CR+EN(繁)
72			カシラダカ			EN	
73	アオジ					VU(繁)	
74	クロジ					CR+EN(繁)、減少(非繁)	
75	オオジュリン					VU(非繁)	
計	12目	31科	75種	1種	2種	31種	62種

注1：選定基準の記号は、表3-18に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「日本鳥類目録改訂第8版」（日本鳥学会、令和6年）に準拠しました。

表3-23 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			VU	CR+EN
2	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				要注
3		ナミヘビ	シマヘビ				要注
4			アオダイショウ				要注
5			ヒバカリ				NT
6			ヤマカガシ				要注
7		クサリヘビ	ニホンマムシ				要注
計	2目	4科	7種	0種	0種	1種	7種

注1：選定基準の記号は、表3-18に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和7年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和7年）に準拠しました。

表3-24 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル				要注
2		アカガエル	ニホンアカガエル				VU
3			トウキョウダルマガエル			NT	VU
4			ツチガエル				要注
5		アオガエル	シュレーゲルアオガエル				要注
6			モリアオガエル				要注
計	1目	3科	6種	0種	0種	1種	6種

注1：選定基準の記号は、表3-18に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和7年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和7年）に準拠しました。

表3-25 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				I	II	III	IV	
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN		
2	コイ	コイ	アブラハヤ				NT	
3			タカハヤ				EN	
4			マルタ				VU	
5			ウグイ				NT	
6			ドジョウ	ドジョウ			NT	
7		ヒガシシマドジョウ					NT	
8		フクドジョウ	ホトケドジョウ			EN	EN	
9		ナマズ	ナマズ	ナマズ				注目
10	ボラ	ボラ	メナダ				DD	
11	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	CR	
12	スズキ	タイ	キチヌ				DD	
13		カワアナゴ	カワアナゴ				EN	
14		ハゼ	トビハゼ			NT	EN	
15			ボウズハゼ				NT	
16			ルリヨシノボリ				NT	
17			オオヨシノボリ				NT	
18			クロヨシノボリ				NT	
19			ゴクラクハゼ				NT	
20			ウロハゼ					注目
21			スミウキゴリ					NT
22			チクゼンハゼ				VU	
23	クロユリハゼ	サツキハゼ				DD		
計	6目	11科	23種	0種	0種	6種	20種	

注1：選定基準の記号は、表3-18に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和7年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和7年）に準拠しました。

表3-26 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類等 1/2）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				I	II	III	IV	
1	クモ	ジグモ	ワスレナグモ			NT		
2		コガネグモ	コガネグモ				NT	
3	トンボ	アオイトトンボ	ホソミオツネントンボ				EN	
4			オツネントンボ				CR	
5	イトトンボ		キイトトンボ				CR	
6			クロイトトンボ				NT	
7			オオイトトンボ				CR	
8	ヤンマ		アオヤンマ			NT	CR	
9			コシボソヤンマ				NT	
10			カトリヤンマ				VU	
11			ミルンヤンマ				NT	
12			サラサヤンマ				EN	
13	サナエトンボ		ヤマサナエ				NT	
14	エゾトンボ		コヤマトンボ				NT	
15			タカネトンボ				VU	
16	トンボ		コフキトンボ				注目	
17			ハラビロトンボ				NT	
18			シオヤトンボ				NT	
19			チョウトンボ				EN	
20			ナツアカネ				VU	
21			マユタテアカネ				NT	
22			ノシメトンボ				EN	
23			ミヤマアカネ				VU	
24			バッタ	クツワムシ	クツワムシ			
25	バッタ	クルマバッタ					NT	
26		ナキイナゴ					NT	
27	ナナフシ	ナナフシ	エダナナフシ				DD	
28	カメムシ	セミ	ハルゼミ				CR	
29		コオイムシ	コオイムシ			NT	NT	
30	チョウ	セセリチョウ	ホソバセセリ				EN	
31			ギンイチモンジセセリ			NT	EN	
32			ミヤマチャバネセセリ				EN	
33			オオチャバネセセリ				EN	
34		シジミチョウ		ウラゴマダランジミ				EN
35				ミドリシジミ				EN
36				ゴイシシジミ				EN
37		タテハチョウ		コムラサキ				注目
38				ウラギンスジヒョウモン			VU	EN
39				オオウラギンスジヒョウモン				EN
40				ウラギンヒョウモン				EN
41				クモガタヒョウモン				EN
42				ミスジチョウ				EN
43				シータテハ				CR
44				オオムラサキ			NT	EN
45	シロチョウ	ツマグロキチョウ				CR		

注1：選定基準の記号は、表3-18に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和7年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和7年）に準拠しました。

表3-27 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類等 2/2）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				I	II	III	IV	
46	チョウ	ヒトリガ	アメリカシロヒトリ				注目	
47	コウチュウ	オサムシ	クロズカタキバゴミムシ				EN	
48			コアトワアオゴミムシ				DD	
49			クロサマメゴモクムシ				CR	
50		ゲンゴロウ	ヒメゲンゴロウ				NT	
51		ミズスマシ	ミズスマシ			VU	CR	
52		クワガタムシ	ミヤマクワガタ				NT	
53		コメツキムシ	ウバタマコメツキ				NT	
54		ホタル	ヘイケボタル				NT	
55		カミキリムシ		ヒゲナガモエフトカミキリ				NT
56				サビカミキリ				NT
57				タテジマカミキリ				NT
58				シロスジカミキリ				NT
59				クロトラカミキリ				CR
60				キスジトラカミキリ				NT
61				ペーヅヒラタカミキリ				VU
62				ミヤマカミキリ				NT
63				ネジロカミキリ				NT
64				クスベニカミキリ				NT
65				ビャクシンカミキリ				注目
66	クロカミキリ						NT	
67	マルクビケマダラカミキリ						VU	
68	ハムシ			イネネクイハムシ				VU
計	7目	26科	68種	0種	0種	7種	67種	

注1：選定基準の記号は、表3-18に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和7年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和7年）に準拠しました。

表3-28 文献その他の資料による動物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	カサガイ	ユキノカサガイ	ツボミガイ			NT	
2	新生腹足	タニシ	オオタニシ			NT	
3	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ			NT	
4		ヒラマキガイ	カワコザラガイ			CR	
5			ヒラマキミズマイマイ			DD	
6	イシガイ	イシガイ	ニセマツカサガイ			VU	
7			マツカサガイ			NT	
8	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU	
9	トンボ	カワトンボ	ハグロトンボ				要注
10		ヤンマ	コシボソヤンマ				要注
11			ミルンヤンマ				要注
12		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
13		エゾトンボ	コヤマトンボ				NT
14	コウチュウ	ホタル	ヘイケボタル				NT
計	7目	11科	14種	0種	0種	8種	6種

注1：選定基準の記号は、表3-18に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和7年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和7年）に準拠しました。

表3-29 文献その他の資料による動物の重要な種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	ニナ	ヤマタニシ	サドヤマトガイ			NT	
2	マイマイ	キセルガイ	ツメギセル			NT	
3			スルガギセル			NT	
4		オオコウラナメクジ	ヤマコウラナメクジ			NT	
5		ニッポンマイマイ	キヌビロウドマイマイ			NT	
計	2目	4科	5種	0種	0種	5種	0種

注1：選定基準の記号は、表3-18に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「日本産野生生物目録 - 本邦産野生動植物の種の現状 - 無脊椎動物編Ⅲ」（環境庁、平成13年）に準拠しました。

(b) 動物の注目すべき生息地

調査区域及びその周辺には、鳥獣保護区及び保安林の指定があります。

なお、それぞれの指定状況は、保安林については図3-22に、鳥獣保護区については図3-23に示すとおりです。

(ウ) 生態系の状況

a 環境類型区分

調査区域における環境類型区分の概要は表3-30に、分布状況は図3-18に示すとおりです。

調査区域の植生は、「樹林（自然植生）」、「樹林（代償植生）」、「草地（代償植生）」、「植林地・耕作地植生」、「市街地等」、「水域」の6つの環境類型区分に分類されます。

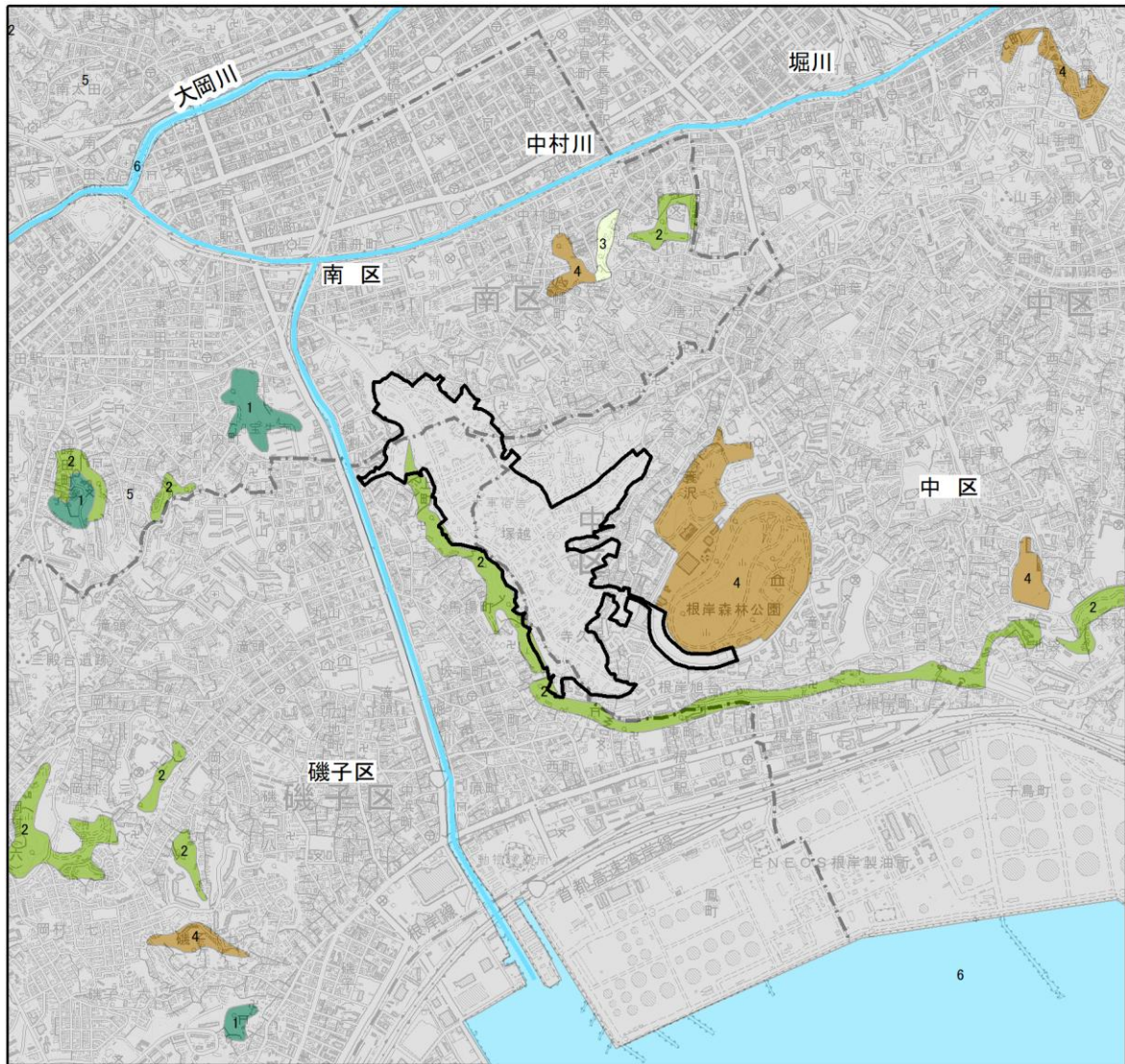
実施区域の環境類型区分は大部分が「市街地等」であり、実施区域の西側から南側にかけては帯状に「樹林（代償植生）」となっています。

また、実施区域の周辺には、「水域」として河川及び海域が存在します。

表3-30 環境類型区分の概要

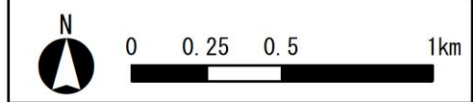
No.	環境類型区分	植生区分
1	樹林（自然植生）	ヤブコウジースダジイ群集、イノデータブノキ群集
2	樹林（代償植生）	シイ・カシ二次林、オニシバリーコナラ群集、アカメガシワーカラスザンショウ群落
3	草地（代償植生）	ススキ群団（Ⅶ）
4	植林地・耕作地植生	その他植林、クスノキ植林、竹林、ゴルフ場・芝地
5	市街地等	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地
6	水域	開放水域

資料：「第6・7回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ、令和8年3月閲覧）



凡例

- 実施区域
- 区界
- 1. 樹林(自然植生)
- 2. 樹林(代償植生)
- 3. 草地(代償植生)
- 4. 植林地・耕作地植生
- 5. 市街地等
- 6. 水域



資料：「第6・7回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-18 環境類型区分の状況

## b 生態系の概要

地域の生態系を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖模式図として図3-19に概要を整理しました。

調査区域の生態系は、前掲図3-18（環境類型区分の状況）に示すとおり、樹林環境と草地環境を基盤に成立しているものと考えられます。

また、前掲図3-13（現存植生図）に示すとおり、実施区域は緑の多い住宅地となっており、その西側から南側にかけて、帯状にオニシバリ-コナラ群集、シイ・カシ二次林が分布しています。実施区域の南東側には根岸森林公園があり、園内はクスノキ植林や芝地等がみられます。その周囲は市街地が広がっており、実施区域西側を南北に流れる堀割川が存在します。堀割川の西側には、前掲図3-15（重要な群落等の状況）に示すとおり、「植生自然度9」の自然植生が一部にみられます。

陸域の生態系では、ヤブコウジ-スダジイ群集、イノデ-タブノキ群集、シイ・カシ二次林、アカメガシワ-カラスザンショウ群落、その他植林、クスノキ植林、竹林、ゴルフ場・芝地、ススキ群団（VII）等に生育する植物を生産者として、低次消費者はガ類、カミキリムシ類、チョウ類、ハムシ類等の昆虫類が想定されます。これらの上位にはネズミ類、リス類等の雑食性小型哺乳類、コウモリ類等の昆虫食性哺乳類が想定されます。さらに上位には森林性・草地性鳥類、ヘビ類等の爬虫類、タヌキ、ニホンアナグマ等の雑食性哺乳類が位置し、最上位に高次消費者としてオオタカ、サシバ等の猛禽類、ニホンイタチ、ハクビシン等の中型哺乳類が想定されます。

また、水域の生態系では、開放水域（河川）の低次消費者として水生昆虫類等の底生動物が想定されます。これらの上位には、オイカワ等の魚類、カエル類等の両生類が位置し、最上位に高次消費者として魚食性鳥類のサギ類、カワセミ等が想定されます。

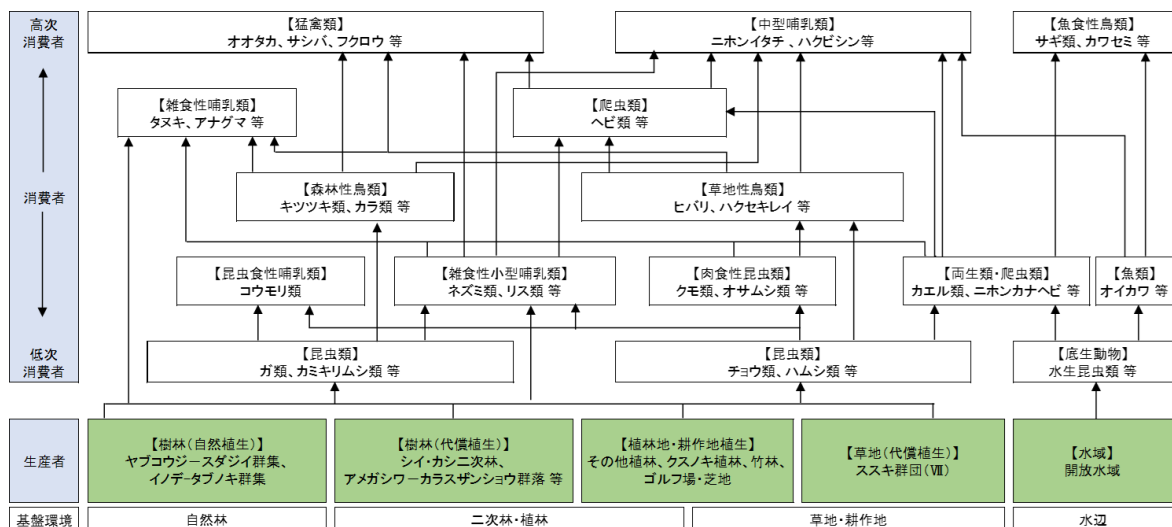


図3-19 食物連鎖模式図

c 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場の選定基準は、表3-31～表3-32に示すとおりです。

調査区域における重要な自然環境のまとまりの場の状況は、表3-33及び図3-20に示すとおりです。

調査区域には、天然記念物、鳥獣保護区、「植生自然度9」の自然植生、特定植物群落及び湧水が存在します。

なお、実施区域には、鳥獣保護区（根岸）の指定があります。

表3-31 重要な自然環境のまとまりの場の選定基準

記号	選定基準となる法律・文献等
A	「文化財保護法」（昭和25年5月法律第214号） 「神奈川県文化財保護条例」（昭和30年4月神奈川県条例第13号） 「横浜市文化財保護条例」（昭和62年12月横浜市条例第53号） 【区分】 特天：特別天然記念物、国天：天然記念物、県天：神奈川県天然記念物、市天：横浜市天然記念物
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月法律第75号） 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年2月政令第17号） ・生息地等保護区
C	「自然公園法」（昭和32年6月法律第161号） 「神奈川県立自然公園条例」（昭和34年4月神奈川県条例第6号） ・国立公園 ・国定公園 ・県立自然公園
D	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月法律第88号） ・鳥獣保護区
E	「神奈川県自然環境保全条例」（昭和47年10月神奈川県条例第52号） ・自然環境保全地域
F	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年9月条約第28号） ・国際的に重要な湿地に係る登録簿（ラムサール条約湿地）に登録されている湿地
G	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月条約第7号） ・自然遺産
H	「第6・7回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ、令和8年3月閲覧） ・植生自然度10：高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区 ・植生自然度9：エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
I	「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（第2回（環境庁、昭和54年3月）、第3回（環境庁、昭和63年3月）、第5回（環境庁、平成12年3月））」 ・A：原生林もしくはそれに近い自然林 ・B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 ・C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 ・D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの ・E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの ・F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの ・G：乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 ・H：その他、学術上重要な植物群落または個体群

表3-32 重要な自然環境のまとまりの場の選定基準

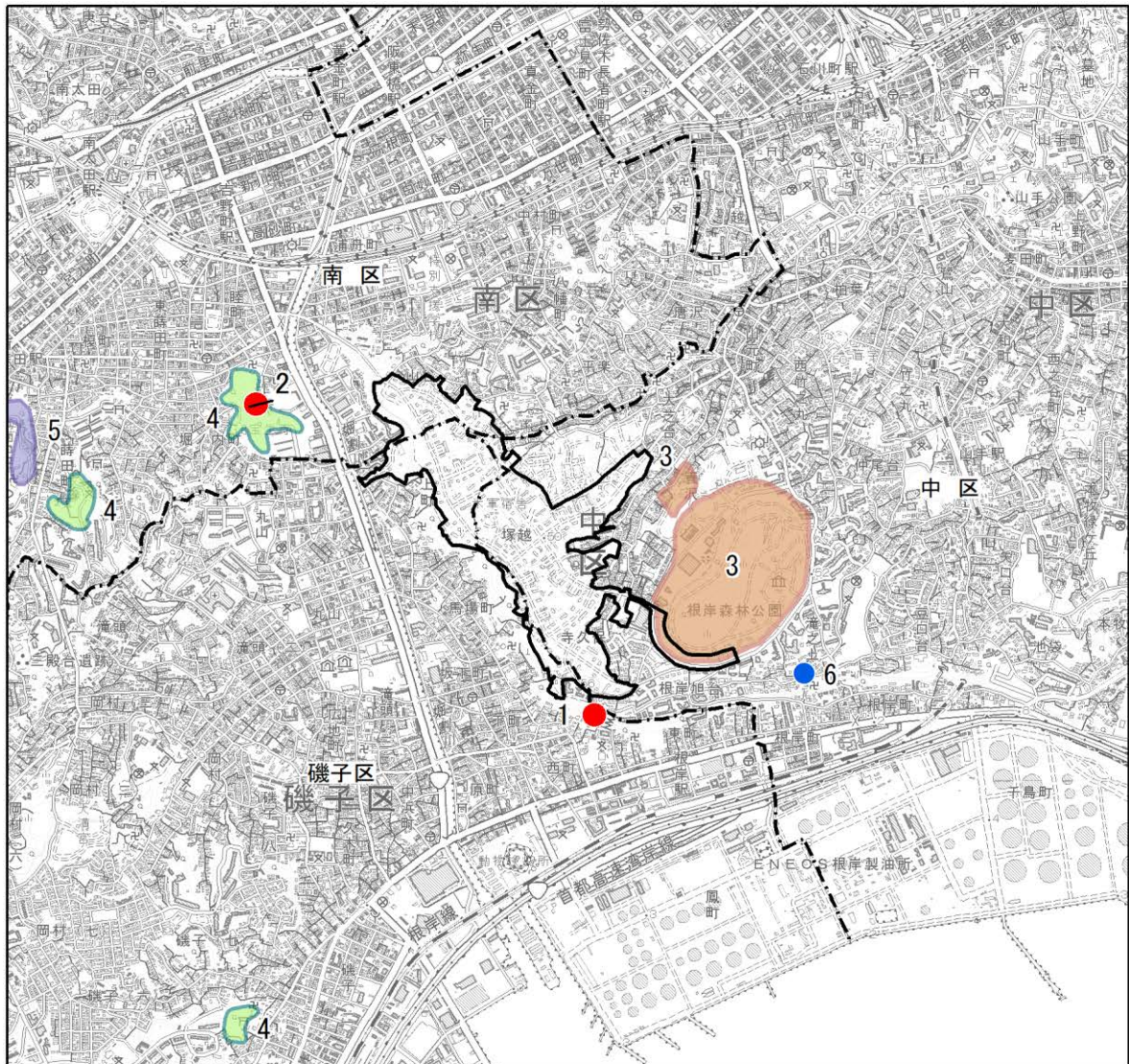
記号	選定基準となる法律・文献等
J	「IBA (Important Bird Areas) 重要野鳥生息地プログラム」((公財) 日本野鳥の会ホームページ、令和8年3月閲覧) に選定された生息地 【区分】 ・A1: 世界的に絶滅が危惧される種の生息地 ・A2: 生息地域限定種の生息地 ・A3: バイオーム限定種の生息地 ・A4: 群れをつくる種の生息地
K	「KBA (Key Biodiversity Area) 生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」(国際環境 NGO コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ、令和8年3月閲覧) 【区分】 ・危機性(CR、EN、VU) ・非代替性(RR) ・A3: バイオーム限定種 ・A4: 群れをつくる種
L	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(重要湿地) (環境省ホームページ、令和8年3月閲覧) ・選定地
M	「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省ホームページ、令和8年3月閲覧) ・選定地
N	「緑の回廊(平成31年4月1日時点)」(林野庁ホームページ、令和8年3月閲覧) ・設定地
O	「保護林」(林野庁ホームページ、令和8年3月閲覧) ・保護林
P	「横浜市内の湧水特性」(横浜市環境科学研究所報 第32号、平成20年) ・湧水

表3-33 重要な自然環境のまとまりの場

No.	区分	名称	選定基準				
			A	D	H	I	P
1	天然記念物	根岸八幡神社の社叢林	県天				
2		宝生寺・弘誓院の寺林	県天				
3	鳥獣保護区	根岸		○			
4	植生自然度9	自然林			○		
5	特定植物群落	大岡のイロハモミジケヤキ群集				E	
6	湧水	滝之上白滝不動尊					○

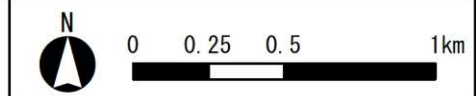
注1: 選定基準の記号は、表3-31~表3-32に対応します。

注2: 表中のNo.は、図3-20に対応します。



凡例

- 実施区域
- 区界
- 天然記念物
- 鳥獣保護区
- 植生自然度9
- 特定植物群落
- 湧水



注：図中のNo.は、表3-33に対応します。

資料：「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）  
「令和5年度 神奈川県鳥獣保護区等位置図」（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）  
「第2回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（環境省ホームページ、令和8年3月閲覧）  
「第6・7回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ、令和8年3月閲覧）  
「横浜市内の湧水特性」（横浜市環境科学研究所報 第32号、平成20年）

図3-20 重要な自然環境のまとまりの場の状況

(I) 関係法令による指定状況

a 自然公園

調査区域に「自然公園法」(昭和 32 年 6 月法律第 161 号)及び「神奈川県県立自然公園条例」(昭和 34 年 4 月神奈川県条例第 6 号)に基づく自然公園の指定はありません。

b 自然環境保全地域等

調査区域に「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月法律第 85 号)及び「神奈川県自然環境保全条例」(昭和 47 年 10 月神奈川県条例第 52 号)に基づく自然環境保全地域等の指定はありません。

c 特別緑地保全地区

調査区域に「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月法律第 72 号)に基づく特別緑地保全地区の指定はありません。

d 近郊緑地保全区域

調査区域に「首都圏近郊緑地保全法」(昭和 41 年 6 月法律第 101 号)に基づく近郊緑地保全区域の指定はありません。

e 風致地区

調査区域における「都市計画法」(昭和 43 年 6 月法律第 100 号)及び「横浜市風致地区条例」(昭和 45 年 6 月横浜市条例第 35 号)に基づく風致地区の指定状況は、表 3-34 及び図 3-21 に示すとおりです。

調査区域には、「山手風致地区」、「根岸風致地区」、「磯子風致地区」の指定があり、実施区域には「根岸風致地区」の指定があります。

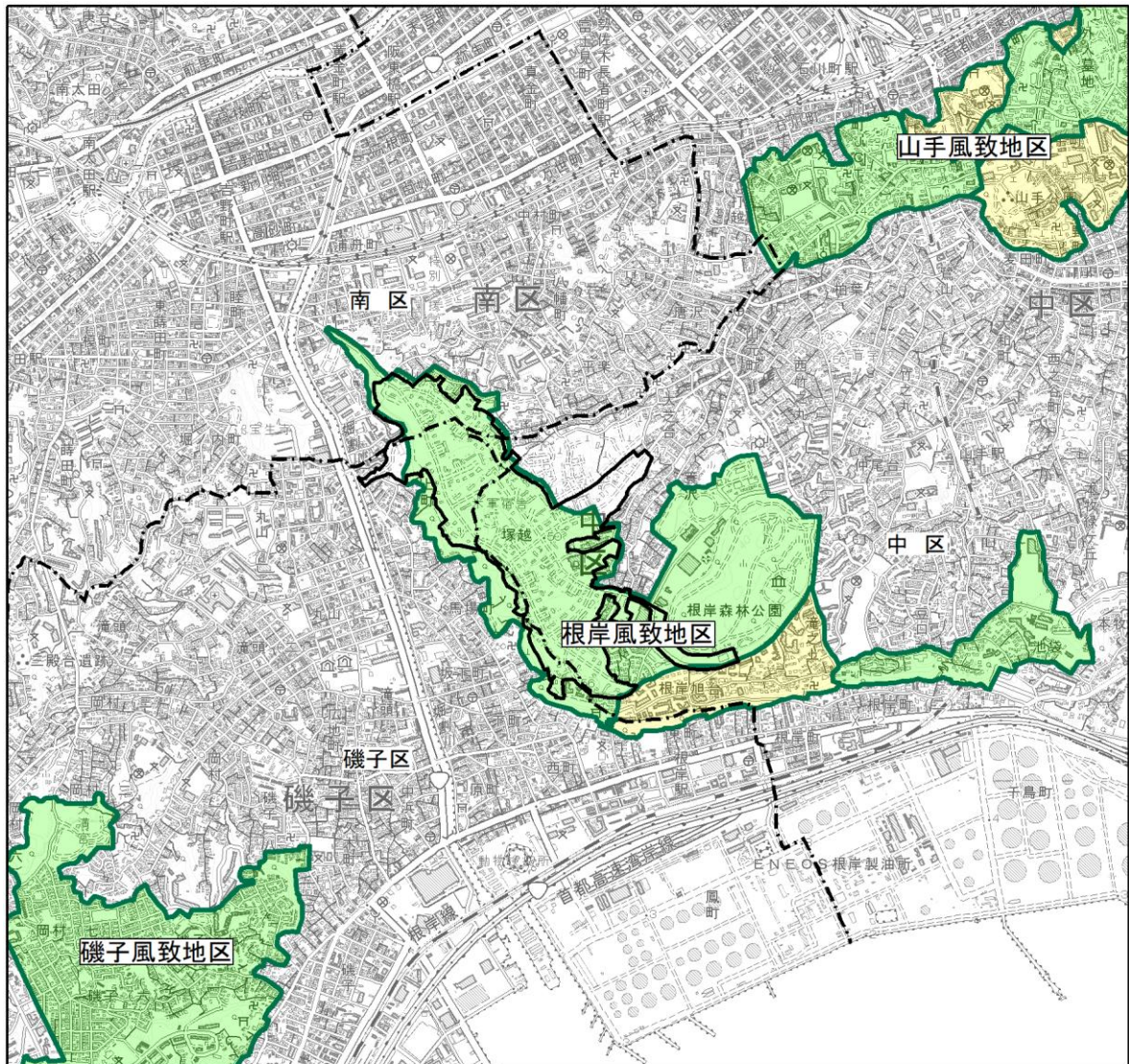
表 3-34 風致地区の概要

名称	種別	面積 (ha)	概要
山手	第 3 種 第 4 種	104	山手丘陵地として山手、元町公園を始め異国情緒豊かな外国人墓地、教会のほか港の見える丘公園などがあり一年中美しくすぐれた景観地です。
根岸	第 3 種 第 4 種	111	根岸森林公園を中核とした閑静な丘陵地帯の住宅地です。
磯子	第 3 種 第 4 種	199	久良岐公園、岡村公園を配し、汐見台団地を含む高台の住宅地です。

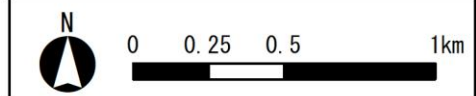
資料：「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧)

f 海岸保全区域

調査区域に「海岸法」(昭和 31 年 5 月法律第 101 号)に基づく海岸保全区域の指定はありません。



- 凡例
- 実施区域
  - 区界
  - 第3種
  - 第4種



資料：「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-21 風致地区の指定状況

**g 森林地域**

調査区域における「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月法律第 92 号）に基づく森林地域の指定状況は、図 3 - 2 2 に示すとおりであり、実施区域の一部に森林地域（「森林法」（昭和 26 年 6 月法律第 249 号）に基づく地域森林計画対象民有林）の指定があります。

また、実施区域に隣接する西側斜面には「森林法」に基づく保安林の指定があります。

**h 生産緑地地区等**

調査区域における「生産緑地法」（昭和 49 年 6 月法律第 68 号）及び「横浜市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」（平成 29 年 12 月横浜市条例第 42 号）に基づく生産緑地地区の指定は図 3 - 2 2 に示すとおりであり、実施区域には生産緑地地区の指定はありません。

また、調査区域に「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月法律第 58 号）に基づく農用地区域の指定はありません。

**i 鳥獣保護区**

調査区域における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区の指定状況は、表 3 - 3 5 及び図 3 - 2 3 に示すとおりです。

実施区域には、「鳥獣保護区（根岸）」の指定があります。なお、調査区域に特別保護地区の指定はありません。

表 3 - 3 5 鳥獣保護区の概要

名称	場所	面積 (ha)	期間	種類
根岸	横浜市中区、横浜市立根岸森林公園	19.3	令和 3 年 11 月 1 日～ 令和 13 年 10 月 31 日	身近な鳥獣生 息地

資料：「令和 7 年度 神奈川県鳥獣保護区等位置図」（神奈川県ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧）

**j 生息地等保護区**

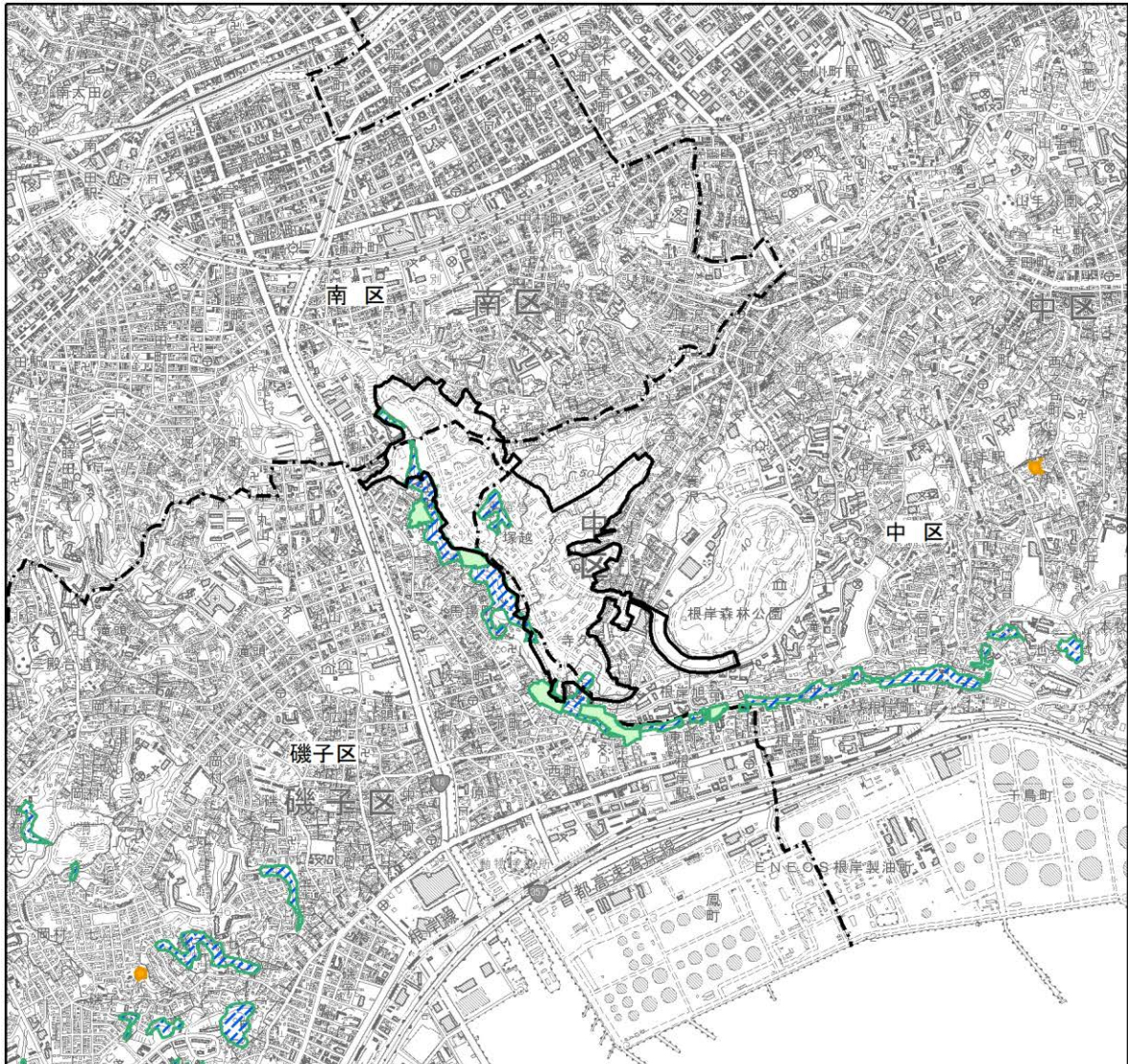
調査区域に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）に基づく生息地等保護区の指定はありません。

**k 重要な湿地**

調査区域に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号）に基づく区域の指定はありません。

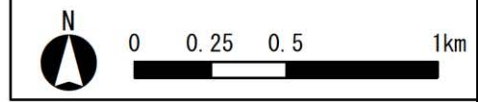
**l 自然遺産**

調査区域に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）に基づく自然遺産の指定はありません。



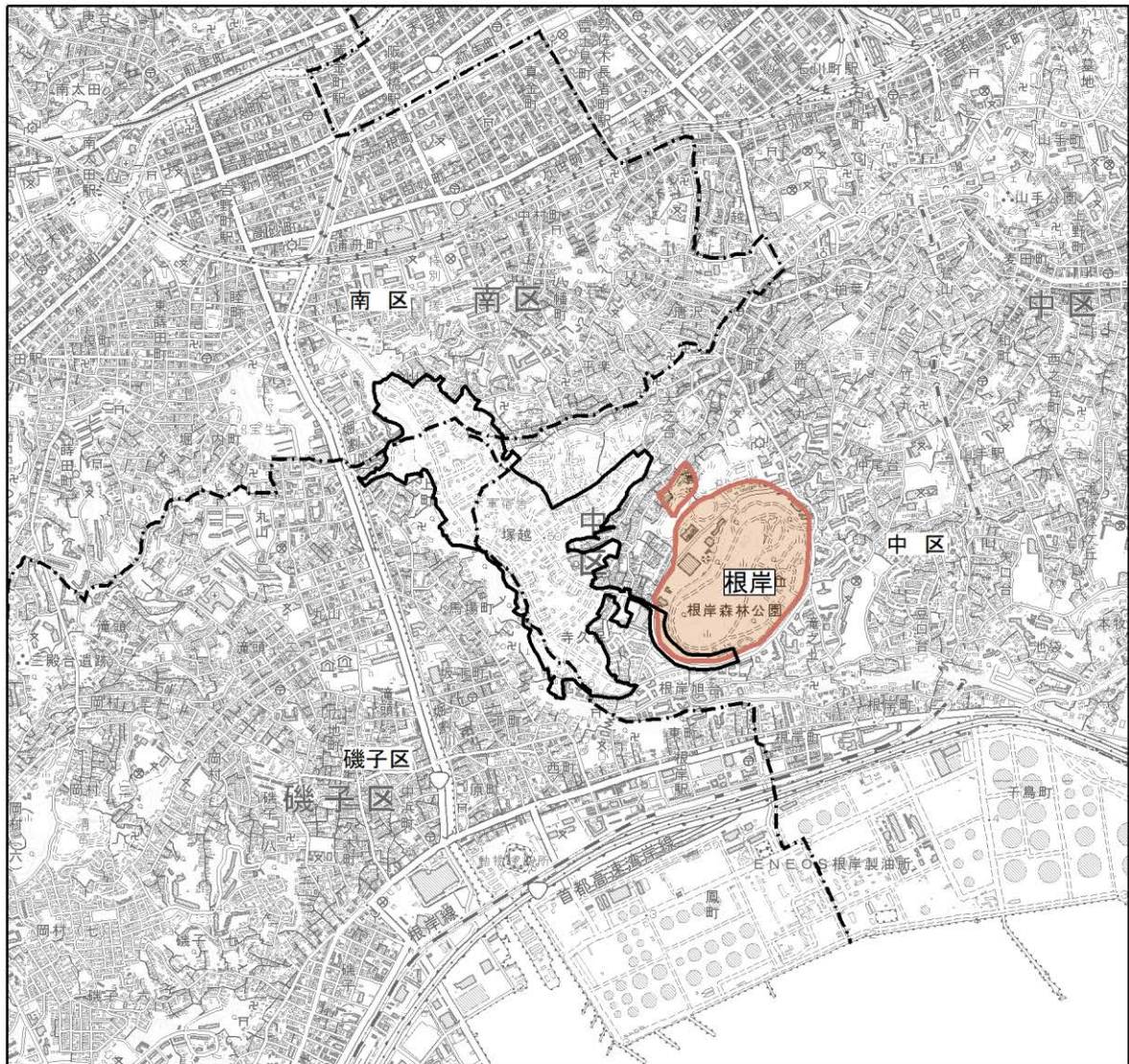
凡例

- 実施区域
- 区界
- 森林地域
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 生産緑地地区



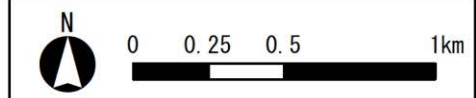
資料：「e-かなマップ（地域森林計画対象民有林位置図）」（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）  
「国土数値情報（森林地域）」（国土交通省ホームページ、令和8年3月閲覧）  
「神奈川県横浜川崎地区農政事務所からの提供情報より作成した図」

図3-22 森林地域及び生産緑地地区等の指定状況



凡例

- 実施区域
- 区界
- 鳥獣保護区



資料：「令和7年度 神奈川県鳥獣保護区等位置図」（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-23 鳥獣保護区の指定状況

## オ 人口、産業の状況

### (ア) 人口

調査対象地域における人口等の状況は、表3-36～表3-37に示すとおりです。

令和6年10月1日時点の人口及び世帯数は、中区が約15万人、約8万9千世帯、南区が約20万人、約10万9千世帯、磯子区が約16万人、約8万世帯となっています。

令和2年から令和6年における人口及び世帯数は、各区ともにほぼ横ばいで推移しています。

表3-36 人口等の状況

行政区分	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人員(人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
横浜市	438.23	3,765,878	1,838,442	2.05	8,593
中区	22.01	153,008	88,989	1.72	6,952
南区	12.65	199,485	109,350	1.82	15,770
磯子区	19.02	164,598	80,342	2.05	8,654

注：横浜市全域は令和8年3月1日時点、各区は令和6年10月1日時点の値です。

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

「令和6年全国都道府県市区町村別面積調(10月1日時点)」(国土地理院、令和6年12月)

表3-37 人口等の推移

行政区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
横浜市	人口(人)	3,777,491	3,775,352	3,771,961	3,771,766	3,771,063	3,772,267	
	世帯数(世帯)	1,753,081	1,767,218	1,781,879	1,799,480	1,817,762	1,838,206	
	中区	人口(人)	151,388	150,667	150,877	151,931	153,008	-
		世帯数(世帯)	85,108	85,139	86,028	87,497	88,989	-
	南区	人口(人)	198,157	197,761	197,672	198,934	199,485	-
		世帯数(世帯)	103,719	104,576	105,755	107,869	109,350	-
磯子区	人口(人)	166,731	166,363	165,605	165,196	164,598	-	
	世帯数(世帯)	78,731	79,167	79,373	79,912	80,342	-	

注：各年10月1日時点の値です。

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

(イ) 産業

調査対象地域における産業大分類別事業所数及び従業者数は表3-38に、農業、工業、商業の概要は表3-39～表3-41に示すとおりです。

事業所数は各区ともに「卸売業,小売業」が最も多く、従業者数は中区では「サービス業（他に分類されないもの）」、南区及び磯子区では「医療,福祉」が最も多くなっています。

表3-38 産業大分類別事業所数及び従業者数

分類		横浜市			
		中区	南区	磯子区	
全産業	事業所数(事業所)	117,684	14,787	5,424	3,898
	従業者数(人)	1,618,721	203,020	49,265	50,465
農業, 林業	事業所数(事業所)	176	4	2	5
	従業者数(人)	1,641	36	16	36
漁業	事業所数(事業所)	-	-	-	-
	従業者数(人)	-	-	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	事業所数(事業所)	-	-	-	-
	従業者数(人)	-	-	-	-
建設業	事業所数(事業所)	11,430	668	655	429
	従業者数(人)	95,934	8,897	4,584	4,063
製造業	事業所数(事業所)	6,013	252	261	163
	従業者数(人)	124,462	3,768	1,874	8,193
電気・ガス・熱供給・水道業	事業所数(事業所)	144	17	2	11
	従業者数(人)	5,190	1,039	268	346
情報通信業	事業所数(事業所)	2,570	485	74	60
	従業者数(人)	73,329	11,825	292	799
運輸業, 郵便業	事業所数(事業所)	3,235	827	77	104
	従業者数(人)	92,048	17,630	1,708	3,930
卸売業, 小売業	事業所数(事業所)	25,089	2,900	1,140	776
	従業者数(人)	296,217	29,399	8,724	7,827
金融業, 保険業	事業所数(事業所)	1,701	348	50	38
	従業者数(人)	32,813	7,502	396	492
不動産業, 物品賃貸業	事業所数(事業所)	11,449	1,382	541	353
	従業者数(人)	53,596	7,598	1,328	1,070
学術研究, 専門・技術サービス業	事業所数(事業所)	7,563	1,697	278	218
	従業者数(人)	84,545	11,819	1,296	3,027
宿泊業, 飲食サービス業	事業所数(事業所)	12,654	2,725	626	426
	従業者数(人)	130,192	23,246	3,565	3,145
生活関連サービス業, 娯楽業	事業所数(事業所)	8,800	886	482	323
	従業者数(人)	55,477	7,774	1,827	1,639
教育, 学習支援業	事業所数(事業所)	5,282	351	208	180
	従業者数(人)	97,046	5,479	3,173	2,452
医療, 福祉	事業所数(事業所)	13,472	988	668	528
	従業者数(人)	257,839	14,754	13,176	9,424
複合サービス事業	事業所数(事業所)	378	31	13	17
	従業者数(人)	5,068	336	92	381
サービス業 (他に分類されないもの)	事業所数(事業所)	7,396	1,127	336	261
	従業者数(人)	169,126	29,414	5,632	2,773
公務 (他に分類されるものを除く)	事業所数(事業所)	332	99	11	6
	従業者数(人)	44,198	22,504	1,314	868

注1：令和3年6月1日時点の値です。

注2：「-」は当該値のないものです。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

表3-39 農業の概要

行政区分	農家数(戸)			経営耕地面積(a)
	総数	販売農家	自給的農家	総面積
横浜市	3,056	1,770	1,286	152,739
中区	1	-	1	-
南区	9	7	2	x
磯子区	24	14	10	556

注1: 令和2年2月1日時点の値です。

注2: 「-」は当該値のないもの、「x」は値が公表されていないものです。

資料: 「横浜市統計書」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

表3-40 工業の概要

行政区分	事業所数 (事業所)	従事者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	付加価値額 (万円)
横浜市	3,315	91,029	429,567,200	83,020,000
中区	110	1,439	7,366,268	1,874,947
南区	129	922	1,390,763	606,963
磯子区	86	7,980	144,312,888	-11,869,879

注: 事業所及び従業者数は令和5年6月1日時点、製造品出荷額等及び付加価値額は令和4年1月~12月の値です。

資料: 「横浜市統計書」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

表3-41 商業の概要

行政区分	事業所数 (事業所)	従事者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (m <sup>2</sup> )
横浜市	19,245	237,013	10,721,961	2,756,841
中区	2,086	19,050	1,101,802	189,296
南区	853	7,088	162,578	67,652
磯子区	606	6,789	155,447	76,314

注: 事業所数及び従業者数は令和3年6月1日時点、年間商品販売額は令和2年1年間の値です。

資料: 「横浜市統計書」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

## カ 土地利用の状況

### (ア) 土地利用

調査対象地域における地目別土地利用の現況は表3-42に、調査区域の土地利用現況図は図3-24に示すとおりです。

中区、南区及び磯子区ともに宅地の割合が最も多く、面積は中区が9.72km<sup>2</sup>、南区が7.46km<sup>2</sup>、磯子区が11.22km<sup>2</sup>となっています。

実施区域の土地利用は、大部分が低層建物で、一部が森林、高層建物、低層建物（密集地）、公園・緑地となっています。

実施区域の周辺は、低層建物、低層建物（密集地）、公共施設等用地、公園・緑地等となっています。

表3-42 地目別土地利用の現況

単位：km<sup>2</sup>

地目	横浜市			
	中区	南区	磯子区	
総面積	272.25	10.09	8.06	13.24
宅地	205.53	9.72	7.46	11.22
田	1.89	-	-	-
畑	25.13	-	0.02	0.19
山林	17.14	0.15	0.30	0.69
原野	0.06	-	-	-
池沼	0.02	-	-	-
雑種地	22.49	0.22	0.28	1.13

注1：令和7年1月1日時点の値です。

注2：0.01km<sup>2</sup>未満については「-」と表示しています。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

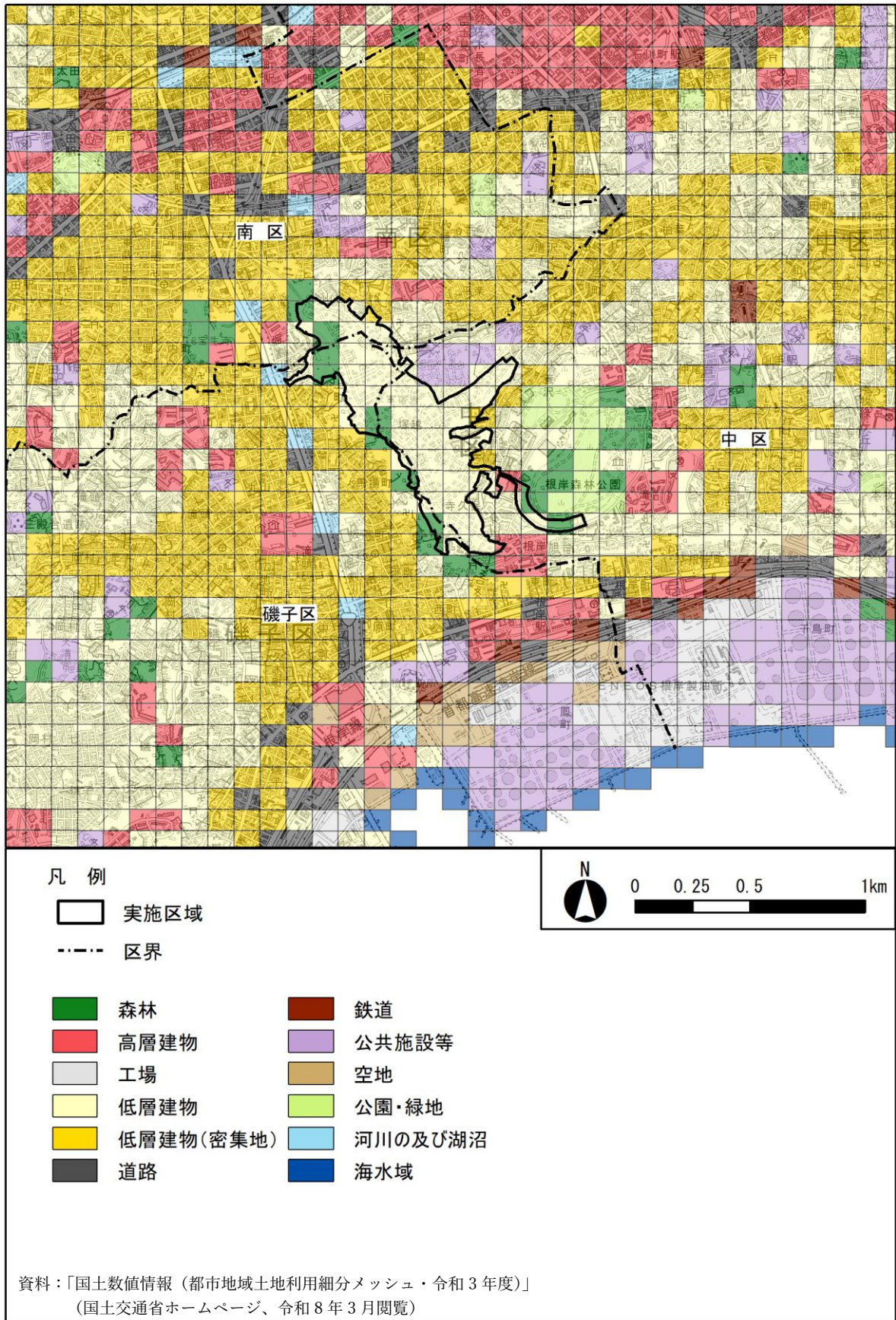


図3-24 土地利用現況図

(イ) 都市計画法に基づく地域地区等の状況

a 用途地域

調査対象地域における「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号)に基づく都市計画区域及び用途地域の状況は表3-43に、用途地域の指定状況は図3-25に示すとおりです。

実施区域は、大部分が第1種低層住居専用地域であり、一部に第1種住居地域、第1種中高層住居専用地域、準工業地域の指定があります。

実施区域の周辺は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準工業地域に指定されています。

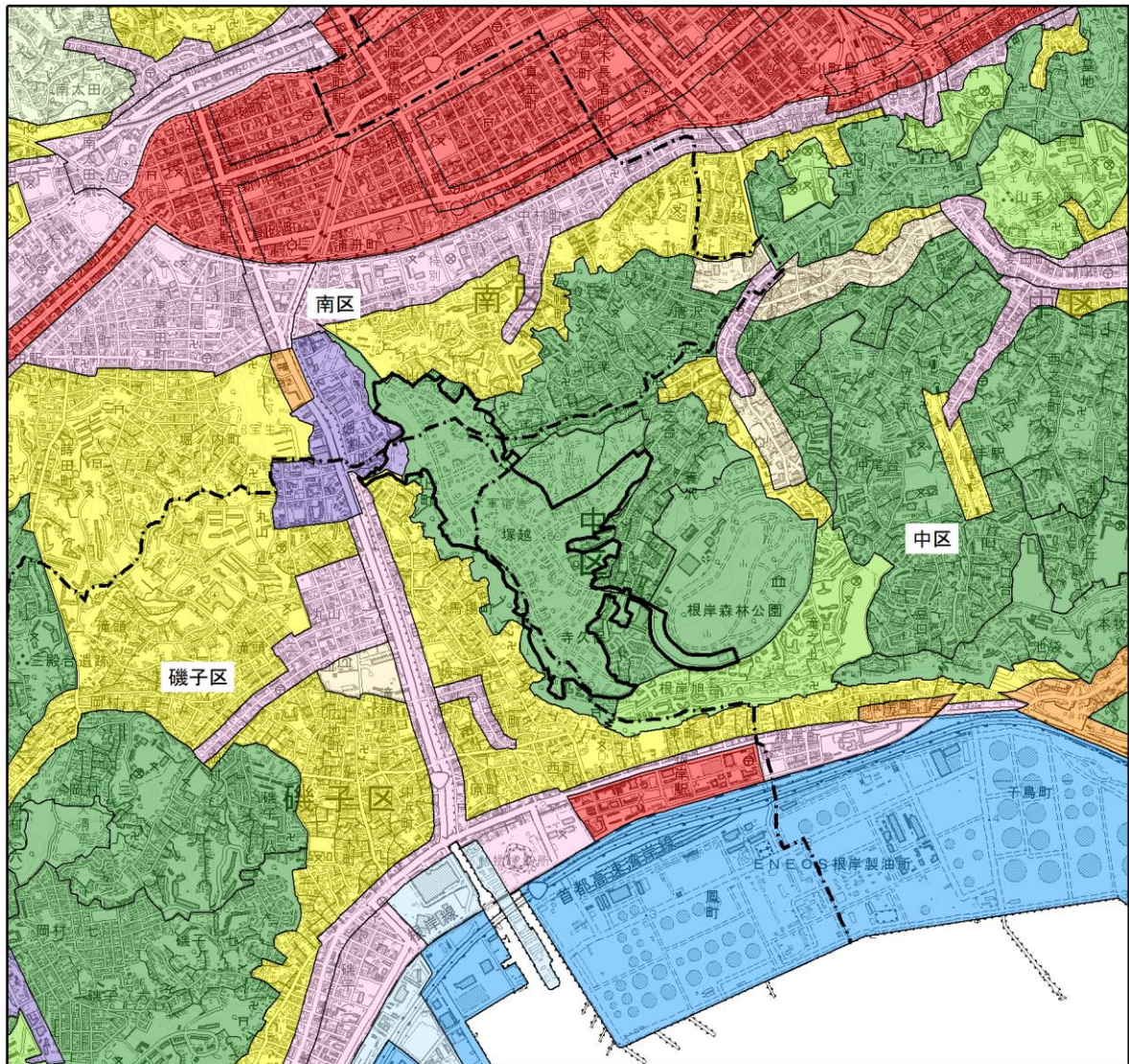
表3-43 都市計画区域及び用途地域の状況

単位：km<sup>2</sup>

行政区分		横浜市				
		中区	南区	磯子区		
都市計画区域	総面積	436.5	21.5	12.7	19.0	
	市街化区域	337.7	21.5	12.6	16.8	
	用途地域	住居系	第1種低層住居専用地域	4.6	4.2	5.5
			第2種低層住居専用地域	0.1	0.1	0.2
			第1種中高層住居専用地域	0.5	0.4	1.7
			第2種中高層住居専用地域	—	0.9	0.3
			第1種住居地域	1.4	3.7	2.5
			第2種住居地域	0.2	0.3	0.3
			準住居地域	0.5	0.1	0.6
			小計	7.3	9.7	11.1
	商業系	近隣商業地域	0.7	1.5	1.2	
		商業地域	6.7	1.1	0.3	
		小計	7.4	2.6	1.5	
	工業系	準工業地域	3.2	0.4	0.2	
		工業地域	—	—	0.4	
工業専用地域		3.6	—	3.6		
小計		6.8	0.4	4.2		
市街化調整区域	98.9	—	0.1	2.3		

注：令和6年3月31日時点の値です。

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

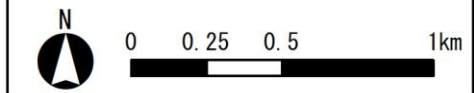


凡例

□ 実施区域

--- 区界

- |                |          |
|----------------|----------|
| ■ 第一種低層住居専用地域  | ■ 近隣商業地域 |
| ■ 第一種中高層住居専用地域 | ■ 商業地域   |
| ■ 第二種中高層住居専用地域 | ■ 準工業地域  |
| ■ 第一種住居地域      | ■ 工業地域   |
| ■ 第二種住居地域      | ■ 工業専用地域 |
| ■ 準住居地域        |          |



資料：「横浜市行政地図情報提供システム（用途地域等）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-25 用途地域の指定状況

## キ 交通、運輸の状況

### (ア) 道路交通

調査区域における主要な道路は、図3-26に示すとおりです。

調査区域には、高速湾岸線、高速神奈川3号狩場線、国道16号、横浜駅根岸線及び山下本牧磯子線等が通っています。

調査区域における交通量の状況は表3-44に、交通量調査区間は図3-26に示すとおりです。

実施区域周辺の道路の交通量は、高速神奈川3号狩場線(No.3)が35,539台/12時間、国道16号(No.7)が20,752台/12時間、横浜駅根岸線(No.13)が4,444台/12時間、山下本牧磯子線(No.15)が14,677台/12時間となっています。

調査区域におけるバス路線は、図3-27に示すとおりです。

調査区域には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、京浜急行バス、相鉄バス及びフジエクスプレス(横浜タウンバス)が運行しています。実施区域の周辺のバス停としては、横浜市営バスの「山元町4丁目」、「滝の上」、「旭台」、「根岸台」、「不動坂上」及び「天神橋」、神奈川中央交通バスの「山谷」及び「増徳院前」があります。

表3-44 交通量の状況(平日12時間)

路線名	No.	観測地点名	平成22年度		平成27年度		令和3年度	
			交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
高速神奈川1号 横羽線	1	横浜公園出入口～石川町 JCT・石川町出入口	34,818	15.6	29,362	18.5	22,359	13.3
高速神奈川3号 狩場線	2	山下町出口～石川町 JCT・石 川町出入口	53,080	22.7	51,367	29.9	41,755	28.1
	3	石川町 JCT・石川町出入口～ 阪東橋出入口	44,958	37.5	41,382	32.5	35,539	24.9
	4	阪東橋出入口～花之木出入口	52,821	35.3	48,812	24.3	44,688	25.7
	5	花之木出入口～永田出入口	48,480	39.2	45,400	25.4	39,549	26.0
高速湾岸線	6	三溪園出入口～磯子出入口	38,890	19.8	34,576	20.1	34,131	20.9
一般国道16号	7	横浜市磯子区磯子1-3-5	23,675	14.5	25,109	14.2	20,752	14.3
	8	横浜市中区曙町3-32	17,132	8.4	17,173	13.4	15,366	12.3
一般国道357号	9	—	—	—	17,980	41.9	20,115	41.9
	10	—	—	—	6,542	8.1	7,319	8.1
主要地方道 横浜鎌倉線	11	横浜市南区吉野町3-7	27,511	6.7	27,446	6.7	14,395	8.5
主要地方道 横浜駅根岸線	12	横浜市中区日ノ出町1-18	10,902	8.1	11,083	12.6	6,617	9.0
	13	横浜市中区根岸町3-165-1	11,222	6.6	6,362	6.7	4,444	6.9
主要地方道 藤棚伊勢佐木線	14	横浜市中区末吉町3	17,736	10.4	23,498	10.4	15,832	9.3
主要地方道 山下本牧磯子線	15	横浜市中区根岸町3-165-1	25,067	21.9	7,324	11.8	14,677	10.5
一般県道 弥生台桜木町	16	横浜市南区井土ヶ谷下町212- 2	14,352	9.3	18,464	9.3	12,050	9.8

注1：表中のNo.は、図3-26に対応します。

注2：交通量は、昼間(午前7時～午後7時)の12時間交通量を示しています。

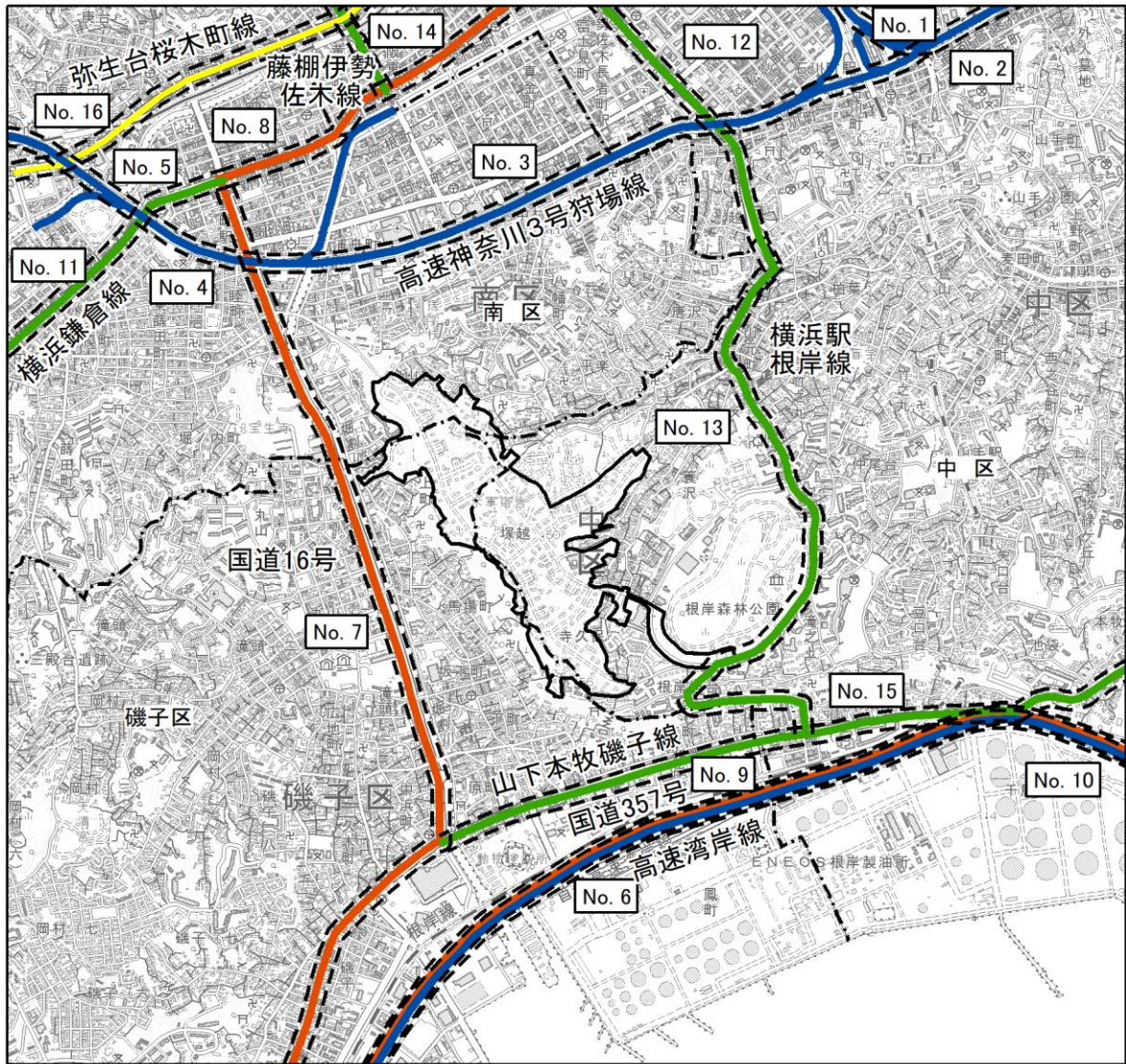
注3：斜体は、推計値であることを示します。

注4：No.10(基本区間番号：14700020005)は、平成27年度のセンサスでは「本牧第28号線(市道)」、令和3年度のセンサスでは「国道357号」として分類されており、本表ではより新しい令和3年度の区分に従いました。

資料：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省ホームページ、令和8年3月閲覧)

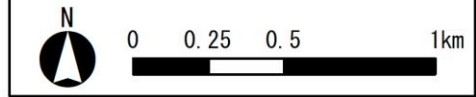
「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)」(国土交通省、平成29年6月)

「平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)」(国土交通省、平成23年9月)



凡例

- 実施区域
- 区界
- 高速自動車道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 交通量調査区間



注：図中のNo.は、表3-44に対応します。

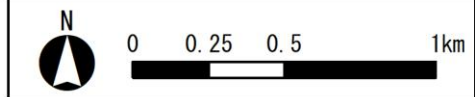
資料：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-26 主要道路網及び交通量調査区間



凡例

- 実施区域
- 区界
- 横浜市営バス
- 神奈川中央交通
- 京浜急行バス
- 相鉄バス
- フジエクスプレス（横浜タウンバス）
- バス停



資料：「横浜市営バス路線マップ（2025年11月版）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）  
「神奈川中央交通路線図（舞岡営業所路線図）」（神奈川中央交通ホームページ、令和8年3月閲覧）  
「京浜急行バス路線図」（京浜急行バスホームページ、令和8年3月閲覧）  
「相鉄バス路線図」（相鉄バスホームページ、令和8年3月閲覧）  
「横浜タウンバス 路線図」（フジエクスプレスホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-27 バス路線図

(イ) 鉄道

調査区域における鉄道網は、図3-28に示すとおりです。

調査区域には、JR京浜東北・根岸線、京浜急行本線、横浜市高速鉄道1号線（ブルーライン）及び神奈川臨海鉄道本牧線が通っています。調査区域の駅としては、JR京浜東北・根岸線の石川町駅、山手駅及び根岸駅、京浜急行本線の南太田駅及び黄金町駅、横浜市高速鉄道1号線（ブルーライン）の吉野町駅及び阪東橋駅があります。また、貨物鉄道駅として神奈川臨海鉄道本牧線の根岸駅があります。

調査区域における鉄道駅の乗車人数は、表3-45に示すとおりです。

過去5年間（令和2年～令和6年度）の推移をみると、各駅ともに令和3年度以降は増加傾向となっています。

また、神奈川臨海鉄道本牧線の根岸駅における過去5年（令和2年～令和6年度）の貨物鉄道駅の発着量は、表3-46に示すとおりであり、令和3年度以降はやや増加傾向にあります。

表3-45 鉄道駅の乗車人数（1日平均）

単位：人

路線	駅名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
JR京浜東北・根岸線	石川町駅	23,303	25,201	27,729	29,557	30,041
	山手駅	13,795	14,749	15,685	16,480	16,948
	根岸駅	17,747	18,254	19,152	20,001	20,762
京浜急行本線	黄金町駅	9,217	9,965	10,585	10,800	10,939
	南太田駅	7,028	7,539	8,055	8,436	8,567
横浜市高速鉄道1号線（ブルーライン）	吉野町駅	6,593	7,245	7,977	8,387	8,472
	阪東橋駅	9,055	9,836	10,820	11,323	11,726

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

表3-46 貨物鉄道駅の発着量

単位：トン

駅名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
根岸駅	発送	2,060,918	2,011,332	2,097,624	2,137,172	2,149,176
	到着	190,733	185,881	194,117	197,862	199,270

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

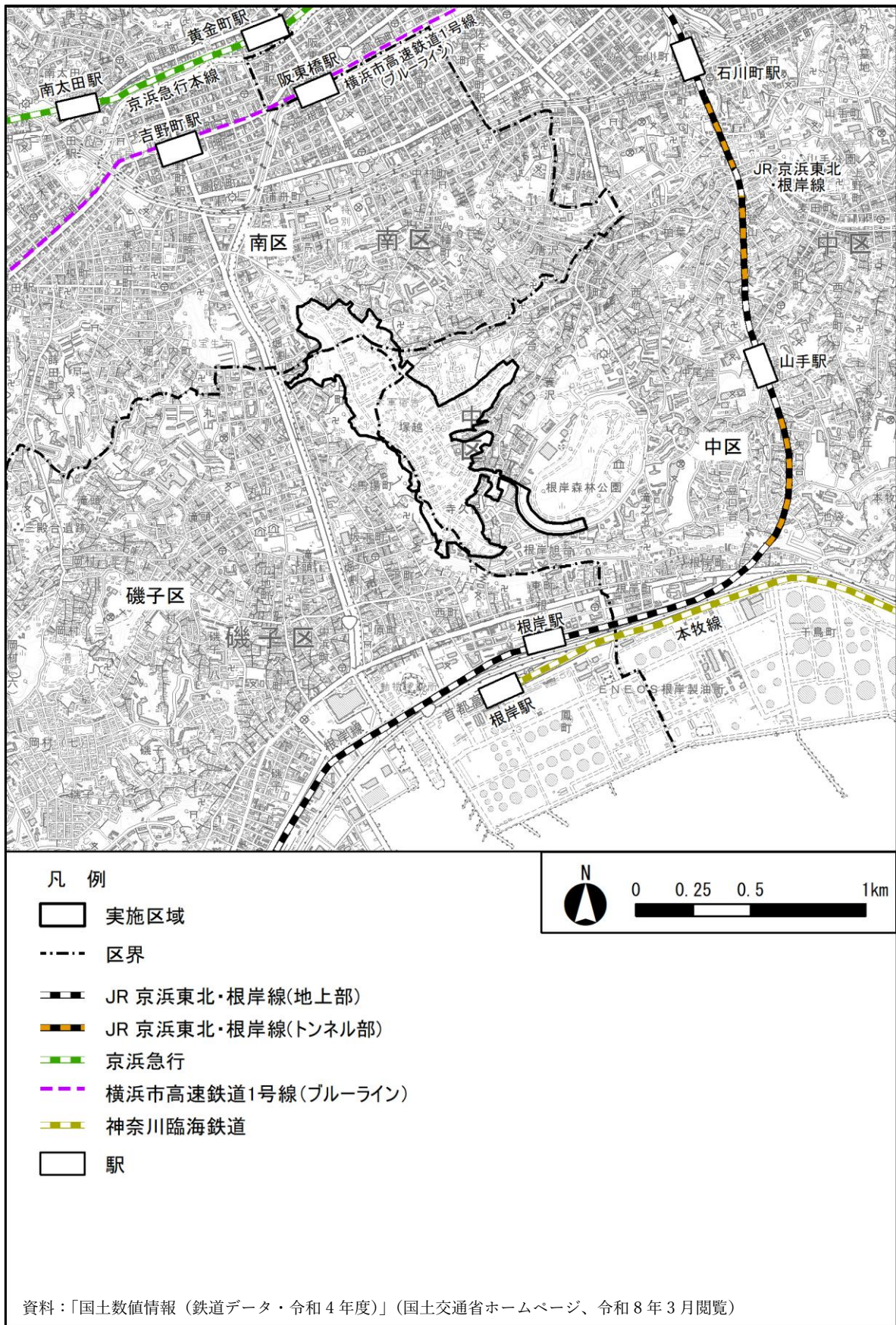


図3-28 鉄道網図

(ウ) 船舶

横浜港の入港船舶数は表3-47に、海上出入貨物量は表3-48に示すとおりです。  
過去5年間（令和元年～令和5年）の入港船舶数は28,579～32,295隻、総トン数は264,580,921～298,974,457トン、海上出入貨物量は93,622,944～110,623,229トンで、入港船舶数及び海上出入貨物量ともにほぼ横ばいで推移しています。

表3-47 横浜港の入港船舶数

区分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	隻数(隻)	32,295	28,995	30,024	30,345	28,579
	総トン数(トン)	298,974,457	264,580,921	270,231,755	265,868,575	288,525,510
外航船	隻数(隻)	9,455	8,525	8,556	8,230	8,800
	総トン数(トン)	259,084,566	227,732,678	230,462,306	225,883,663	248,339,643
内航船	隻数(隻)	22,840	20,470	21,468	22,115	19,779
	総トン数(トン)	39,889,891	36,848,243	39,769,449	39,984,912	40,185,867

資料：「横浜港統計年報」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

表3-48 横浜港の海上出入貨物量

単位：トン

区分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総計	輸移出	44,132,287	35,016,869	42,267,741	43,459,591	41,662,169
	輸移入	66,490,942	58,606,075	62,534,473	62,764,352	59,305,796
	計	110,623,229	93,622,944	104,802,214	106,223,943	100,967,965
外国貿易	輸出	29,647,803	23,878,179	28,971,647	28,923,777	29,495,668
	輸入	50,295,019	41,333,617	45,015,713	46,860,453	41,929,862
	計	79,942,822	65,211,796	73,987,360	75,784,230	71,425,530
内国貿易	移出	14,484,484	11,138,690	13,296,094	14,535,814	12,166,501
	移入	16,195,923	17,272,458	17,518,760	15,903,899	17,375,934
	計	30,680,407	28,411,148	30,814,854	30,439,713	29,542,435

資料：「横浜港統計年報」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

ク 公共施設等の状況

(ア) 主な教育施設等

調査区域における主な教育施設等は、表3-49～表3-51及び図3-29に示すとおりです。

調査区域には、保育所・幼稚園が78箇所、小学校が16箇所、中学校が10箇所、高等学校が8箇所、特別支援学校が1箇所、大学が2箇所、専修学校が3箇所、各種学校が2箇所存在します。

実施区域の周辺には、「ヨコハマイングリッシュプリスクール（N02）」、「根岸幼稚園（I06）」、「横浜市立山元小学校（N28）」、「横浜市立根岸小学校（I23）」及び「横浜テクノオート専門学校（M44）」が存在します。

表3-49 主な教育施設等

行政区分	区分	No.	名称	住所
中区	保育所・幼稚園	N01	太陽の子不動下保育園	根岸町 3-176-59
		N02	ヨコハマイングリッシュプリスクール	根岸旭台 37-14
		N03	さゆり幼稚園	滝之上 2
		N04	山元町保育園	箕沢 50-1
		N05	のぞみ山手駅前保育園	立野 75-8-2
		N06	横浜市竹之丸保育園	竹之丸 53-1
		N07	打越保育園	打越 39
		N08	横浜三育幼稚園	山手町 32
		N09	横浜みこころ幼稚園	山手町 44
		N10	横浜クリスチャンスクール	山手町 66-2
		N11	保育園ころころキッズガーデン	末吉町 4-83
		N12	ララランド横浜伊勢佐木	伊勢佐木町 7-156
		N13	伊勢佐木町保育園	弥生町 4-39-2
		N14	ル・ボワ保育園	千歳町 1-13
		N15	ヨコハマきぼう保育園	三吉町 1-2
		N16	寿福祉センター保育所	寿町 4-13-1
		N17	ことぶき保育園	寿町 3-12-1
		N18	保育園ばんびーな	石川町 4-158-1
		N19	横浜学院幼稚園	山手町 203
		N20	保育園小紅	吉浜町 2-67
		N21	キディ石川町・横浜	吉浜町 1-6
		N22	熊猫（パンダ）幼稚園	吉浜町 2-66
		N23	ラフ・クルー元町保育園	石川町 2-64
		N24	愛嬰幼保学園横浜園	山下町 273
		N25	横浜学園附属元町幼稚園	元町 4-154
		N26	こもれび保育園根岸園	根岸町 1-27-7
	小学校	N27	横浜市立立野小学校	立野 76
		N28	横浜市立山元小学校	山元町 3-152
		N29	横浜市立元街小学校	山手町 36
		N30	横浜雙葉小学校	山手町 226
		N31	横浜国立大学教育学部附属横浜小学校	立野 64
	中学校	N32	横浜市立仲尾台中学校	仲尾台 23
		N33	聖光学院中学校	滝之上 100
		N34	フェリス女学院中学校	山手町 178
		N35	横浜共立学園中学校	山手町 212
		N36	横浜女学院中学校	山手町 203
		N37	横浜雙葉中学校	山手町 88
	高等学校	N38	神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校	本牧緑ヶ丘 37
		N39	聖光学院高等学校	滝之上 100
		N40	フェリス女学院高等学校	山手町 178
		N41	横浜共立学園高等学校	山手町 212

注：表中のNo.は、図3-29に対応します。

資料：「保育所・保育施設検索」（こども家庭庁ホームページ、令和8年3月閲覧）

「病児病後児保育一覧」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「乳幼児一時預かり事業」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「幼稚園・認定こども園一覧」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「横浜市立学校名簿」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

表3-50 主な教育施設等

行政区分	区分	No.	名称	住所
中区	高等学校	N42	横浜女学院高等学校	山手町 203
		N43	横浜雙葉高等学校	山手町 88
	特別支援学校	N44	横浜訓盲学院	竹之丸 181
	大学	N45	フェリス女学院大学山手キャンパス	山手町 37
		N46	湘南医療大学横浜山手キャンパス	山手町 27
	専修学校	N47	神奈川県立衛生看護専門学校	根岸町 2-85-2
		N48	横浜ベルエポック美容専門学校	千歳町 3-6
	各種学校	N49	サンモールインターナショナルスクール	山手町 83
		N50	横浜山手中華学校	吉浜町 2-66
	南区	保育所・幼稚園	M01	中村愛児園
M02			玉泉寺幼稚園	中村町 1-6-1
M03			やすらぎ保育園	万世町 2-38-16
M04			みなみマーノ保育園	浦舟町 3-44-3
M05			P-kaboo 保育園	白妙町 4-42-3
M06			公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター 浜びよ保育園	浦舟町 4-57
M07			横浜市しろばら保育園	中村町 4-270
M08			ばばほいくしつ黄金町	前里町 1-10
M09			保育園キディハウス	前里町 2-42
M10			京急キッズランド黄金町保育園	白金町 1-23-2 地先
M11			きらり保育園吉野町	吉野町 1-1-5
M12			キッズハウスチャビィ	吉野町 1-3
M13			神奈川中央ヤクルト販売株式会社 吉野町センター保育室	新川町 1-1-12
M14			たんぼぼ保育園吉野町	吉野町 2-5
M15			アスク吉野町保育園	山王町 3-24-8
M16			ピースランド保育園	吉野町 3-7
M17			横浜みなみ薫保育園	山王町 4-25
M18			男女共同参画センター横浜南「子どもの部屋」	南太田 1-7-20
M19			お三の宮日枝幼稚園	山王町 5-37
M20			横浜れんげ幼稚園	三春台 19
M21			めいとく保育園	庚台 48
M22			白百合光の子幼稚園	南太田 1-37-10
M23			山王台学園ゆずの実保育園	南太田 1-27-19
M24			清水ヶ丘保育園	清水ヶ丘 25
M25			チームナーサリーBigHug 南太田	花之木町 1-9-12
M26			小学館アカデミーまいた保育園	宮元町 1-15-1
M27			つくしんぼ園	睦町 1-17-4
M28			睦町保育園	睦町 1-30
M29			NL キッズランド	共進町 3-63
M30			すもーるすてっぷ保育園	榎町 2-60-4
M31			三星幼稚園	堀ノ内町 2-211
M32			横浜英和幼稚園	蒔田町 124

注：表中の No. は、図3-29 に対応します。

資料：「保育所・保育施設検索」（こども家庭庁ホームページ、令和8年3月閲覧）

「病児病後児保育一覧」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「乳幼児一時預かり事業」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「幼稚園・認定こども園一覧」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「横浜市立学校名簿」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

表3-51 主な教育施設等

行政区分	区分	No.	名称	住所
南区	小学校	M33	横浜市立石川小学校	中村町 1-66
		M34	横浜市立中村小学校	中村町 4-269-1
		M35	横浜市立南吉田小学校	高根町 2-14
		M36	横浜市立日枝小学校	山王町 5-31
		M37	横浜市立南太田小学校	南太田 1-17-1
		M38	横浜市立蒔田小学校	蒔田町 1020
南区	中学校	M39	横浜市立平楽中学校	平楽 1
		M40	横浜市立共進中学校	東蒔田町 1-5
	特別支援学校	M41	中村特別支援学校	中村町 4-269-1
		M42	浦舟特別支援学校	浦舟町 3-46
		M43	市大附属市民総合医療センター院内学級	浦舟町 4-57
専修学校	M44	横浜テクノオート専門学校	中村町 5-315	
磯子区	保育所・幼稚園	I01	横浜ナーサリー	丸山 1-17-17
		I02	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター保育所 ゆず保育園	丸山 1-26-27
		I03	あっぷる滝頭保育園	滝頭 1-2-17
		I04	横浜市東滝頭保育園（分園）	滝頭 3-1-68
		I05	横浜市東滝頭保育園	滝頭 2-31-32
		I06	根岸幼稚園	西町 1-1
		I07	育美幼稚園	岡村 4-26-7
		I08	岡村幼児園	岡村 2-13-11
		I09	神奈川中央ヤクルト販売株式会社 磯子センター保育室	久木町 1-17
		I10	八幡橋幼稚園	原町 11-2
		I11	根岸サンフラワー保育園	原町 9-7
		I12	根岸すみれ保育園	原町 13-10
		I13	原町星の子保育園	原町 14-2
		I14	西町星の子保育園	西町 10-2
		I15	根岸星の子保育園	東町 19-33
		I16	オリーブ保育園磯子	磯子 1-1-135
		I17	オリーブ保育園	磯子 1-4-88
		I18	日枝幼児園	磯子 4-3-11
		I19	根岸第二サンフラワー保育園	西町 10-3
		I20	横浜病児保育室ファイブ	磯子 2丁目 13-13
	小学校	I21	横浜市立滝頭小学校	丸山 2-25-1
		I22	横浜市立岡村小学校	岡村 4-7-1
		I23	横浜市立根岸小学校	西町 2-46
		I24	横浜市立磯子小学校	久木町 11-1
		I25	横浜市立山王台小学校	磯子 5-2-1
	中学校	I26	横浜市立岡村中学校	岡村 1-14-1
		I27	横浜市立根岸中学校	西町 17-13
	高等学校	I28	横浜市立横浜商業高等学校（別科）	丸山 1-22-21
		I29	横浜学園高等学校	岡村 2-4-1

注：表中のNo.は、図3-29に対応します。

資料：「保育所・保育施設検索」（こども家庭庁ホームページ、令和8年3月閲覧）

「病児病後児保育一覧」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「乳幼児一時預かり事業」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

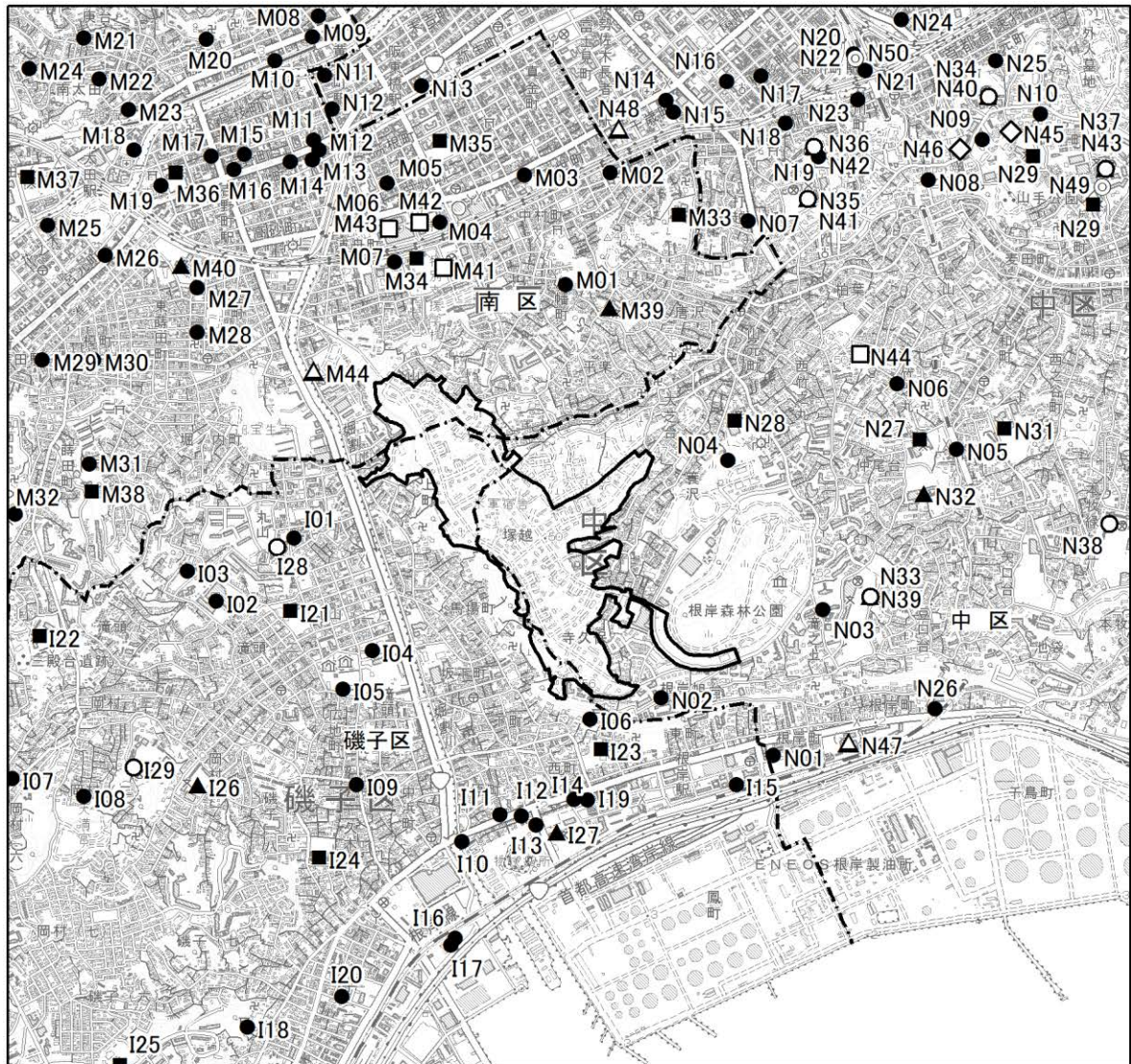
「幼稚園・認定こども園一覧」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「横浜市立学校名簿」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）



凡例

- 実施区域
- - - 区界
- 保育所・幼稚園
- 小学校
- ▲ 中学校
- 高等学校
- ◇ 大学
- 特別支援学校
- △ 専修学校
- ◎ 各種学校

注：図中の No. は、表 3-49～表 3-51 に対応します。

資料：

- 「保育所・保育施設検索」（こども家庭庁ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧）
- 「病児病後児保育一覧」（横浜市ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧）
- 「乳幼児一時預かり事業」（横浜市ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧）
- 「幼稚園・認定こども園一覧」（横浜市ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧）
- 「横浜市立学校名簿」（横浜市ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧）
- 「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧）
- 「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧）
- 「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧）

図 3-29 主な教育施設等

(イ) 主な医療機関

調査区域における主な医療機関は、表3-52～表3-54及び図3-30に示すとおりです。

調査区域には、医療機関が130箇所存在します。

実施区域の周辺には、「関谷クリニック (N53)」及び「住田こどもクリニック (I15)」が存在します。

表3-52 主な医療機関

行政区分	No.	名称	住所
中区	N01	向井クリニック	元町 1-51-1
	N02	元町アレルギー科・小児科クリニック	元町 2-99
	N03	横濱元町メンタルクリニック	元町 2-99
	N04	UnMed Clinic Motomachi	元町 3-116
	N05	元町耳鼻咽喉科	元町 3-133-9
	N06	グレイス在宅クリニック	元町 3-133-9
	N07	石川クリニック	山手町 55
	N08	元町マリン眼科	元町 4-166
	N09	元町アイクリニック	元町 4-168
	N10	元町美容皮膚科クリニック	元町 5-202-1
	N11	秋山内科クリニック	元町 5-209
	N12	元町眼科	石川町 1-3
	N13	もとまち皮フ科-横浜・石川町駅前-	石川町 1-12-201
	N14	小菅医院	石川町 1-11-2
	N15	石川町なのはなクリニック	吉浜町 1-2
	N16	桜井耳鼻咽喉科医院	吉浜町 1-9
	N17	石川町クリニック	寿町 1-1-2
	N18	石川町内科クリニック	松影町 1-3-7
	N19	川嶋泌尿器・皮膚科医院	吉浜町 2-4
	N20	ことぶき共同診療所	松影町 2-7-17
	N21	健仁整形外科・内科	松影町 2-8-10
	N22	横浜市寿町健康福祉交流センター診療所	寿町 4-14
	N23	ポーラのクリニック	不老町 3-14-5
	N24	長者町ファミリークリニック	長者町 3-7-5
	N25	白井医院	千歳町 1-2
	N26	平松整形外科クリニック	千歳町 1-2
	N27	横浜掖済会病院	山田町 1-2
	N28	イチロークリニック	山田町 8-1
	N29	産婦人科マチダクリニック	山田町 7-8
	N30	岩田クリニック	伊勢佐木町 5-129-14
	N31	小笹医院	末吉町 3-56-5
	N32	神人整形外科クリニック	伊勢佐木町 6-146
	N33	大石クリニック	弥生町 4-41
	N34	内田内科クリニック	中村町 1-1-1
	N35	かめのはしクリニック	石川町 3-108-1
	N36	ザ・ブラフ・メディカル&デンタル・クリニック	山手町 82
	N37	横浜山手クリニック	山手町 88-8
	N38	山手消化器・内科クリニック	麦田町 4-102-3
	N39	川俣クリニック	麦田町 4-107

注：表中のNo.は、図3-30に対応します。

資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」

（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

表3-53 主な医療機関

行政区分	No.	名称	住所
中区	N40	野崎小児科医院	麦田町 4-99
	N41	大和外科・整形外科医院	大和町 1-21
	N42	かねこ内科	柏葉 33
	N43	山手クリニック	山元町 2-60
	N44	やまもと整形外科医院	山元町 2-77-10
	N45	山崎医院	山元町 3-142
	N46	元町クリニック	竹之丸 158-20
	N47	山手駅前通りつちや泌尿器科・内科	大和町 1-6-4
	N48	山手すずらん皮膚科クリニック	大和町 1-6-4
	N49	山手の森こころのクリニック	大和町 2-60-1
	N50	中島医院	大和町 2-34-5
	N51	宇都宮内科胃腸科医院	大和町 2-37
	N52	横浜やまて耳鼻咽喉科	大和町 2-48-7
	N53	関谷クリニック	滝之上 128
	N54	さくら t's クリニック	根岸町 2-80-2
	N55	新妻クリニック	根岸町 3-176-39
	N56	よこはま港南診療所	池袋 5
	N57	黄金町・阪東橋眼科	伊勢佐木町 6-143
	N58	ぬまた内科・消化器内科クリニック阪東橋	中区曙町 4-56 4F
南区	M01	横浜健診クリニック	万世町 1-18-2
	M02	村山クリニック	真金町 1-7
	M03	渡辺医院	真金町 1-3
	M04	横浜橋クリニック	浦舟町 1-1-14
	M05	うらふね耳鼻咽喉科	浦舟町 1-2-3
	M06	原クリニック	浦舟町 1-1
	M07	相原アレルギー科・小児科クリニック	高根町 3-17
	M08	碧水脳神経クリニック	白妙町 2-7
	M09	みらい在宅クリニック	浦舟町 2-22
	M10	もみやまクリニック	浦舟町 3-34
	M11	はやし整形外科	浦舟町 3-34
	M12	浦舟金沢内科クリニック	浦舟町 4-47-2-201
	M13	大沼皮フ科	浦舟町 4-50-4
	M14	うらふね脳外科クリニック	浦舟町 4-50
	M15	横浜市立大学附属市民総合医療センター	浦舟町 4-57
	M16	神奈川県結核予防会中央健康相談所	中村町 3-191-7
	M17	横浜いずみ泌尿器科	初音町 3-63-3
	M18	水野医院	白金町 1-9
	M19	千尋こころのクリニック	前里町 1-4-1
	M20	こがね町すこやか内科・内視鏡クリニック	西中町 2-31
	M21	吉野町うちだ内科クリニック	吉野町 1-1-6
	M22	ふたば整形外科	二葉町 1-1-30
	M23	久保クリニック	南吉田町 2-28
	M24	山王クリニック	山王町 2-22
	M25	吉野町第一クリニック	山王町 3-24-8
	M26	吉野町横東整形外科	吉野町 3-7-17
	M27	まえざわ内科クリニック	吉野町 3-7-17
	M28	横浜ひまわりクリニック	西中町 4-72
	M29	さいとう整形外科クリニック	日枝町 3-91-2
	M30	吉野町眼科	山王町 4-26-3

注：表中のNo.は、図3-30に対応します。

資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」

（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

表3-54 主な医療機関

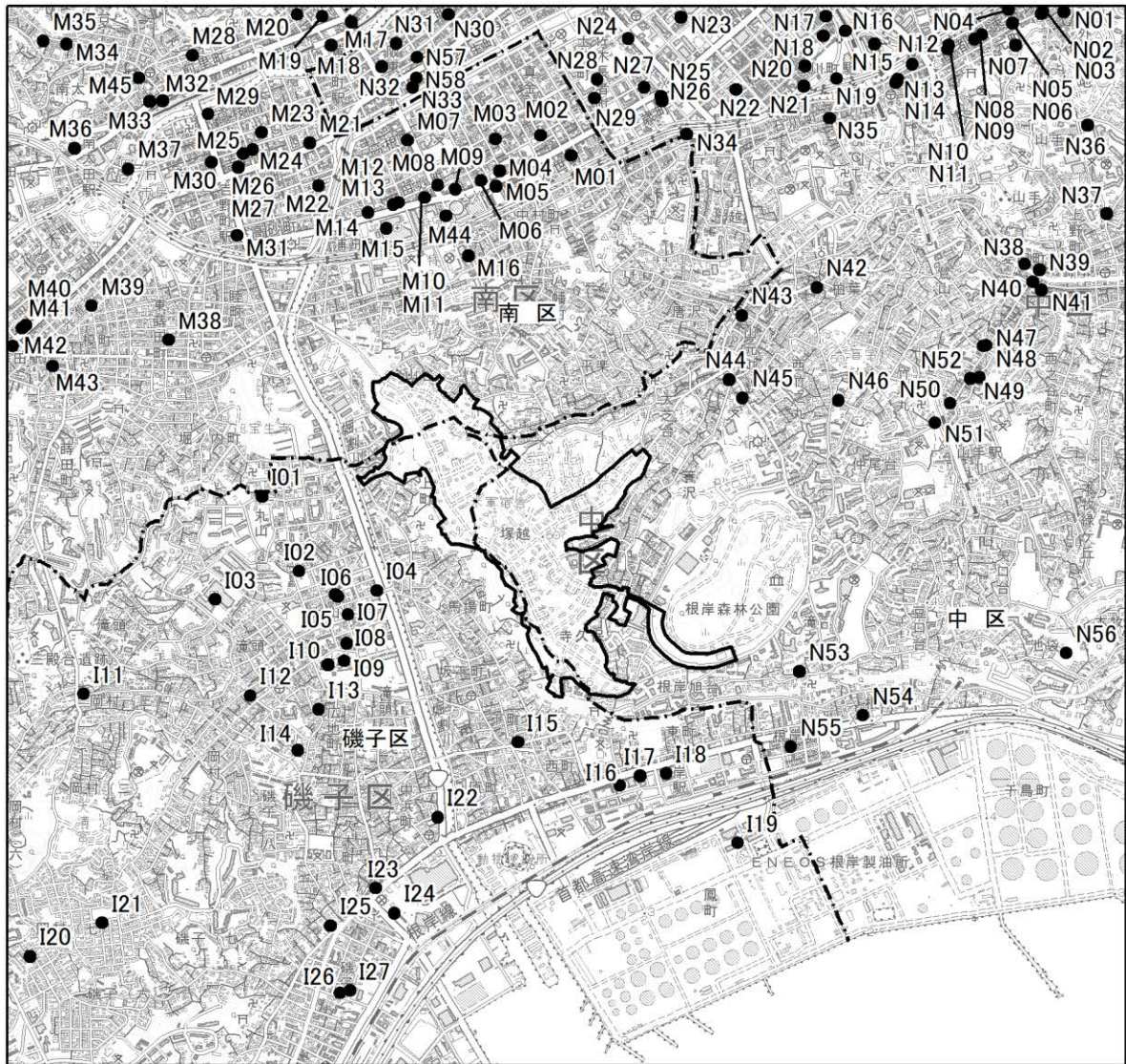
行政区分	No.	名称	住所
南区	M31	坂井医院	高砂町 3-28
	M32	三上耳鼻咽喉科	南太田 1-4-32
	M33	みうらクリニック	南太田 1-29-2
	M34	あずま医院	清水ヶ丘 1-21
	M35	清水ヶ丘病院	清水ヶ丘 17
	M36	南太田整形外科リハビリテーションクリニック	南太田 1-23-13
	M37	佐藤病院	南太田 1-10-3
	M38	富永医院	東蒔田町 16-19
	M39	よなみね内科クリニック	共進町 1-34
	M40	鳥山医院	宮元町 2-34
	M41	蒔田眼科クリニック	宮元町 2-37
	M42	鶴養医院	宮元町 3-55
	M43	蒔田皮膚泌尿器科クリニック	榎町 2-69
	M44	横浜阪東橋・循環器内科外科クリニック	浦舟町 3-43-6
	M45	みやび内科クリニック	南太田 1-34-7
磯子区	I01	タンポポ診療所	丸山 1-20-9
	I02	更生施設甲突寮医務室	丸山 1-19-20
	I03	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター	滝頭 1-2-1
	I04	矢吹整形外科	丸山 2-3-6
	I05	武安医院	丸山 2-15-1
	I06	武安耳鼻咽喉科医院	丸山 2-15-2
	I07	林クリニック	丸山 2-9-10
	I08	なかや内科医院	丸山 2-18-6
	I09	特別養護老人ホーム新磯子ホーム医務室	滝頭 2-29-1
	I10	特別養護老人ホームたきがしら芭蕉苑医務室	滝頭 2-30-1
	I11	塚本医院	岡村 3-22-36
	I12	今井医院	岡村 3-1-25
	I13	大久保内科医院	広地町 2-12
	I14	ファミリークリニック山高医院	岡村 1-1-21
	I15	住田こどもクリニック	下町 8-16
	I16	おざわ整形外科クリニック	西町 12-1
	I17	横浜わたなべ内科・内視鏡クリニック 根岸院	西町 12-12
	I18	モンビルクリニック	東町 15-32
	I19	ENEOS 株式会社根岸製油所医務室	鳳町 5-1
	I20	志摩医院	岡村 7-29-3
	I21	さいとう小児科	岡村 7-20-14
	I22	飛鳥田医院	中浜町 4-21
	I23	平本医院	久木町 17-10
	I24	横浜市磯子区休日急患診療所	磯子 1-3-13
	I25	かげやま医院	久木町 23-15
	I26	矢崎小児科	磯子 2-13-13
	I27	及能内科クリニック	磯子 2-13-8

注：表中のNo.は、図3-30に対応します。

資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」

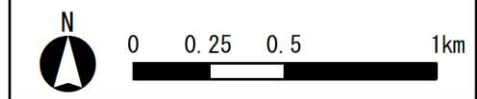
（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）



凡例

- 実施区域
- - - - 区界
- 主な医療機関



注：図中のNo.は、表3-52～表3-54に対応します。

資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」

（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-30 主な医療機関

(ウ) 主な官公庁等

調査区域における主な官公庁等は、表3-55及び図3-31に示すとおりです。

調査区域には、警察署が2箇所、消防署が3箇所、郵便局が15箇所、区役所が1箇所存在します。

表3-55 主な官公庁等

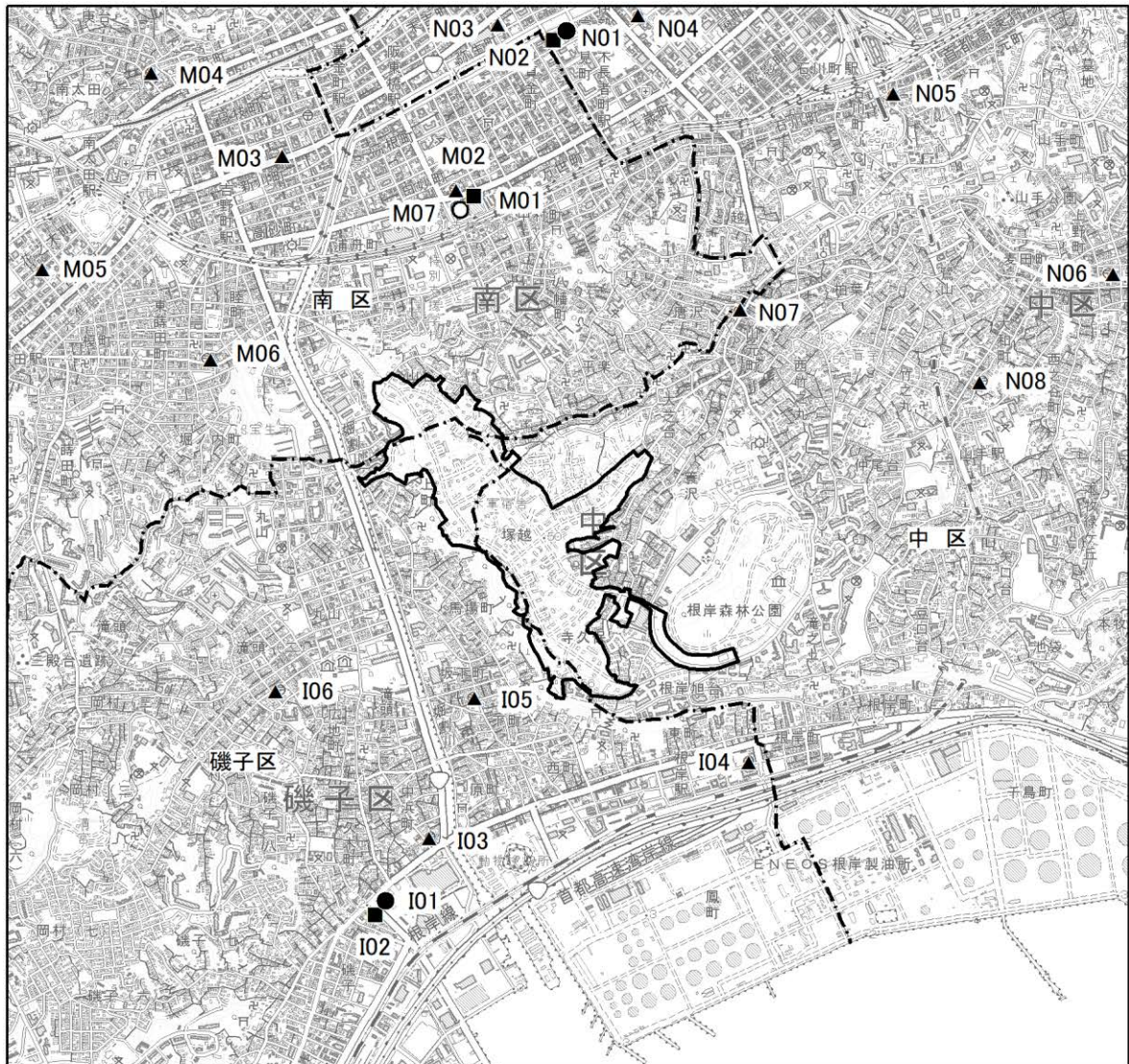
行政区分	区分	No.	名称	住所
中区	警察署	N01	伊勢佐木警察署	山吹町 2-3
	消防署	N02	中消防署	山吹町 2-2
	郵便局	N03	横浜中郵便局	曙町 2-31
		N04	横浜長者町郵便局	長者町 4-9-1
		N05	石川町駅前郵便局	石川町 2-76
		N06	横浜北方郵便局	上野町 2-65
		N07	横浜山元町郵便局	山元町 2-95
		N08	横浜大和郵便局	大和町 2-58-3
南区	消防署	M01	南消防署	浦舟町 2-33
	郵便局	M02	横浜浦舟郵便局	浦舟町 2-22
		M03	横浜吉野町郵便局	南吉田町 1-13
		M04	横浜南太田郵便局	南太田 1-32-34
		M05	横浜宿町郵便局	宿町 2-32
		M06	横浜中村橋郵便局	睦町 1-34-9
		区役所	M07	横浜市南区役所
磯子区	警察署	I01	磯子警察署	磯子 1-3-5
	消防署	I02	磯子消防署	磯子 2-1-3
	郵便局	I03	横浜中浜郵便局	中浜町 5-11
		I04	根岸駅前郵便局	東町 13-21
		I05	横浜坂下郵便局	坂下町 9-10
		I06	横浜滝頭郵便局	滝頭 2-37-18

注：表中のNo.は、図3-31に対応します。

資料：「2023年度版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

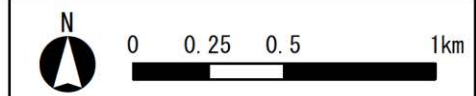
「郵便局・ATMをさがす」（日本郵政グループホームページ、令和8年3月閲覧）

「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）



凡例

- 実施区域
- 区界
- 警察署
- 消防署
- 郵便局
- 区役所



注：図中のNo.は、表3-55に対応します。

資料：「2023年度版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「郵便局・ATMをさがす」（日本郵政グループホームページ、令和8年3月閲覧）

「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-31 主な官公庁等

(I) 主な福祉施設等

調査区域における主な福祉施設等は表3-56～表3-57及び図3-32に示すとおりです。

調査区域には、福祉施設が42箇所存在します。これらのうち実施区域の周辺には、「リハビリホームグランダ山手・横浜(N03)」、「山手湊輝邸(N04)」、「横浜市箕沢地域ケアプラザ(N09)」、「わかたけ南(M02)」、「リバーサイドフェニックス(M03)」、「グループホームふぁいと天神橋(M08)」、「ちくぶ坂下ホーム(I03)」、「スマイル根岸の家(I07)」及び「スマイル根岸の杜(I11)」が存在します。

表3-56 主な福祉施設等

行政区分	区分	No.	名称	住所
中区	介護老人保健施設	N01	えきさい横浜	山田町 1-1
	認知症高齢者グループホーム	N02	バナナ園横浜山手	鷺山 88
	介護付有料老人ホーム等	N03	リハビリホームグランダ山手・横浜	根岸旭台 68-2
		N04	山手湊輝邸	根岸旭台 26-1
	住宅型有料老人ホーム	N05	ゆうゆう assist ナーシングホーム 横浜・長者町	長者町 3-7
	老人福祉センター	N06	麦田清風荘	麦田町 1-26-1
	地域ケアプラザ	N07	横浜市不老町地域ケアプラザ	不老町 3-15-2
		N08	横浜市麦田地域ケアプラザ	麦田町 1-26-2
		N09	横浜市箕沢地域ケアプラザ	箕沢 13-204
南区	特別養護老人ホーム	M01	横浜市浦舟ホーム	浦舟町 3-46
		M02	わかたけ南	山谷 115-5
		M03	リバーサイドフェニックス	中村町 5-316-1
		M04	みなもの桜	中村町 4-274-8
	認知症高齢者グループホーム	M05	グループホームクロスハート南・横浜	日枝町 1-5
		M06	花物語まいた	花之木町 1-15-5
		M07	グループホーム みのり	堀ノ内町 2-136-3
		M08	グループホーム ふぁいと天神橋	中村町 5-317-3
	小規模多機能型居宅介護	M09	花織まいた	花之木町 1-15-5
	介護付有料老人ホーム等	M10	エクセルシオール横浜阪東橋	真金町 2-13
		M11	はなことば南	新川町 2-4-38
		M12	サニーステージ横濱吉野町	新川町 5-28-2
	地域ケアプラザ	M13	横浜市中村地域ケアプラザ	中村町 2-120-3
		M14	横浜市浦舟地域ケアプラザ	浦舟町 3-46
		M15	横浜市睦地域ケアプラザ	睦町 1-31-1
	障害者福祉施設	M16	南区生活支援センターサザンウインド	新川町 1-1

注：表中のNo.は、図3-32に対応します。

資料：「高齢者福祉保健施設一覧（令和7年3月1日時点）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「地域ケアプラザ一覧」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「精神障害者生活支援センター」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

表3-57 主な福祉施設等

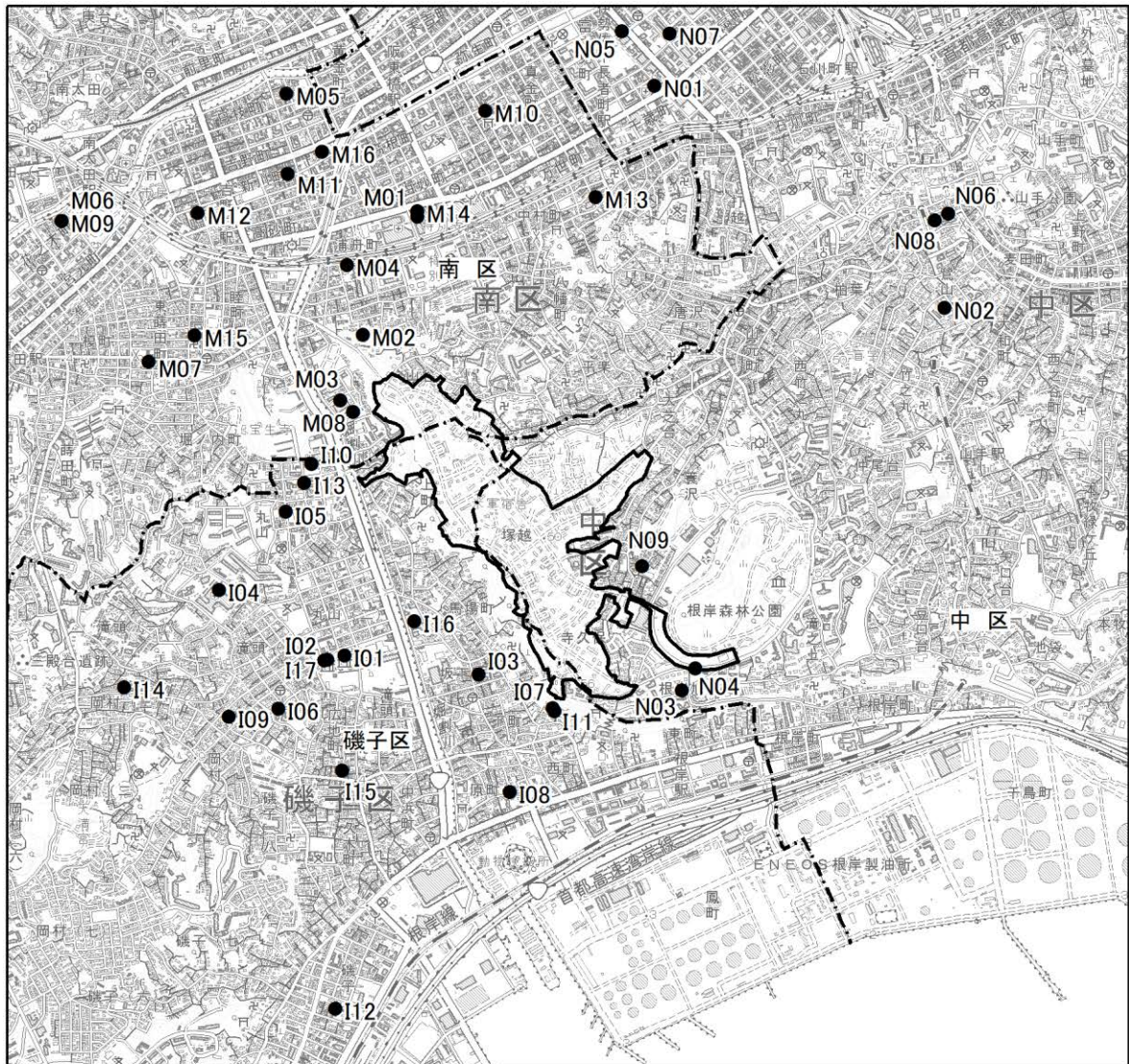
行政区分	区分	No.	名称	住所
磯子区	特別養護老人ホーム	I01	新磯子ホーム	滝頭 2-29-1
		I02	たきがしら芭蕉苑	滝頭 2-30-1
		I03	ちくぶ坂下ホーム	坂下町 3-22
	介護老人保健施設	I04	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 介護老人保健施設	滝頭 1-2-1
	認知症高齢者グループホーム	I05	グループホームみのり丸ちゃん山ちゃん	丸山 1-16-5
		I06	グループホーム銀らんの丘	広地町 11-41
		I07	スマイル根岸の家	下町 11-16
		I08	グループホーム 磯子	原町 3-20
		I09	グループホーム エクセレント横濱磯子	岡村 3-2-4
		I10	ライブラリ横浜丸山	丸山 1-10-15
	小規模多機能型居宅介護	I11	スマイル根岸の杜	下町 11-18
	介護付有料老人ホーム等	I12	メディカル・リハビリホームくらら磯子	磯子 2-15-33
		I13	ホームシニアフォレスト横濱磯子	丸山 1-14-5
	住宅型有料老人ホーム	I14	まどかホーム岡村	岡村 3-17-32
		I15	あっとほーむ広地	広地町 7-12
	地域ケアプラザ	I16	横浜市根岸地域ケアプラザ	馬場町 1-42
		I17	横浜市滝頭地域ケアプラザ	滝頭 2-30-1

注：表中のNo.は、図3-32に対応します。

資料：「高齢者福祉保健施設一覧（令和7年3月1日時点）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

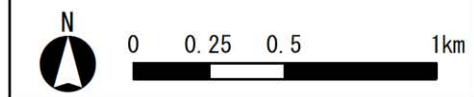
「地域ケアプラザ一覧」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「精神障害者生活支援センター」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）



凡例

- 実施区域
- 区界
- 福祉施設



注：図中のNo.は、表3-56～表3-57に対応します。

資料：「高齢者福祉保健施設一覧（令和7年3月1日時点）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「地域ケアプラザ一覧」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「精神障害者生活支援センター」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-32 主な福祉施設等

(オ) その他の市民利用施設等

調査区域におけるその他の市民利用施設等は、表3-58及び図3-33に示すとおりです。

調査区域には、地区センター、コミュニティハウス及び図書館等の市民利用施設が21箇所存在します。これらのうち実施区域の近くには、「山元小学校コミュニティハウス(N03)」、「馬の博物館(N05)」、「中村公園プール(M06)」及び「根岸地区センター(I01)」が存在します。

表3-58 その他の市民利用施設等

行政区分	区分	No.	名称	住所
中区	地区センター	N01	竹之丸地区センター	竹之丸 133-3
	コミュニティハウス	N02	仲尾台中学校コミュニティハウス	仲尾台 23
		N03	山元小学校コミュニティハウス	山元町 3-152
		N04	横浜吉田中学校コミュニティハウス	山田町 3-9
	文化施設	N05	馬の博物館	根岸台 1-3
		N06	横浜山手テニス発祥記念館	山手町 230
南区	公会堂	M01	南公会堂	浦舟町 2-33
	地区センター	M02	中村地区センター	中村町 4-270
	コミュニティハウス	M03	浦舟コミュニティハウス	浦舟町 3-46
		M04	睦コミュニティハウス	睦町 1-25
	区民文化センター	M05	吉野町市民プラザ	吉野町 5-26
	スポーツ施設	M06	中村公園プール	中村町 4-269-2
磯子区	地区センター	I01	根岸地区センター	馬場町 1-42
	コミュニティハウス	I02	岡村中学校コミュニティハウス	岡村 1-14-1
		I03	滝頭コミュニティハウス	滝頭 2-31-39
		I04	根岸中学校コミュニティハウス	西町 17-13
	文化施設	I05	横浜市三殿台考古館	岡村 4-11-22
		I06	横浜市電保存館	滝頭 3-1-53
	スポーツ施設	I07	たきがしら会館	滝頭 3-1-68
		I08	磯子腰越公園プール	磯子 8-12-3
		I09	芦名橋公園プール	磯子 2-15-6

注：表中のNo.は、図3-33に対応します。



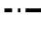





資料：「2023年度版 横浜市暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

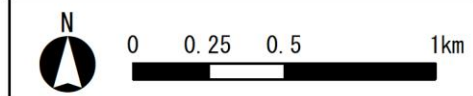
「横浜市地区センター情報」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「学校施設活用型コミュニティハウス（スクール）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）



凡例

- |   |      |   |           |
|---|------|---|-----------|
|  | 実施区域 |  | 公会堂       |
|  | 区界   |  | 地区センター    |
|   |      |  | コミュニティハウス |
|   |      |  | 区民文化センター  |
|   |      |  | 文化施設      |
|   |      |  | スポーツ施設    |



注：図中のNo.は、表3-58に対応します。

資料：「2023年度版 横浜市暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「横浜市地区センター情報」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「コミュニティハウス」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-33 その他の市民利用施設等

(カ) 主な公園・緑地・街路樹等

調査区域における主な公園・緑地・街路樹等は、表3-59～表3-61及び図3-34に示すとおりです。

調査区域には、主な公園・緑地等が120箇所存在します。これらのうち「根岸森林公園(N01)」が実施区域に隣接して存在するほか、実施区域の近くには「大芝台公園(N18)」、「箕沢公園(N19)」、「根岸旭台公園(N20)」、「中村冒険パーク(M13)」、「山谷公園(M16)」、「中村町五丁目公園(M18)」、「磯子上町公園(I20)」、「根岸なつかし公園(I01)」及び「根岸坂下公園(I22)」が存在します。

表3-59 主な公園・緑地等

行政区分	区分	No.	名称	面積 (m <sup>2</sup> )
中区	総合公園	N01	根岸森林公園	193,102
		N02	本牧山頂公園	227,031
	近隣公園	N03	元町公園	23,389
		N04	山手イタリア山庭園	13,286
		N05	山手公園	27,753
		N06	柏葉公園	8,471
	街区公園	N07	山吹公園	2,713
		N08	千歳公園	2,310
		N09	寿公園	763
		N10	吉浜町公園	3,066
		N11	元町百段公園	750
		N12	牛坂下公園	1,006
		N13	石川町五丁目公園	484
		N14	地藏坂公園	1,058
		N15	鷺山さくら公園	1,214
		N16	鷺山公園	310
		N17	竹の丸公園	308
		N18	大芝台公園	2,314
		N19	箕沢公園	475
		N20	根岸旭台公園	475
		N21	山元町五丁目公園	969
		N22	仲尾台公園	1,362
		N23	本牧緑ヶ丘公園	629
		N24	矢口台公園	225
		N25	仲尾台第二公園	1,202
		N26	豆口台第三公園	316
		N27	豆口台第二公園	214
		N28	豆口台公園	674
		N29	豆口台第四公園	436
		N30	滝ノ上公園	339

注：表中のNo.は、図3-34に対応します。

資料：「公園 横浜市の都市公園 データ集（令和7年3月31日時点）（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）」

「横浜市公園緑地配置図（平成29年7月1日時点）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）」

表3-60 主な公園・緑地等

行政区分	区分	No.	名称	面積 (m <sup>2</sup> )
中区	街区公園	N31	加曽台公園	464
		N32	池袋第二公園	347
		N33	池袋公園	454
		N34	池袋第三公園	682
		N35	本牧荒井公園	955
		N36	不動下公園	3,495
		N37	七曲公園	1,046
		N38	池袋第四公園	953
		N39	大平町公園	2,836
		N40	富士見川公園	2,498
	緑地	N41	加曽台緑地	—
		N42	本牧荒井緑地	—
	地区公園	N43	大通り公園	35,718
南区	都市緑地	M01	蒔田緑地	423
	近隣公園	M02	唐沢公園	9,461
		M03	蒔田公園	24,355
		M04	阪東橋公園	11,203
		M05	東橋公園	673
	街区公園	M06	山ノ下公園	893
		M07	真金町公園	999
		M08	中居公園	1,696
		M09	中村東公園	1,584
		M10	双葉公園	495
		M11	八幡公園	1,187
		M12	平楽公園	2,086
		M13	中村冒険パーク	2,896
		M14	八幡第二公園	226
		M15	中村公園	6,351
		M16	山谷公園	1,246
		M17	中村稲荷公園	412
		M18	中村町五丁目公園	885
		M19	池下橋公園	861
		M20	庚台公園	226
		M21	山王橋公園	2,542
		M22	南太田公園	1,804
		M23	共進第一公園	719
		M24	東蒔田公園	1,160
		M25	睦町公園	3,953
		M26	石島公園	410
		M27	東蒔田第二公園	1,190
		M28	榎町公園	228
		M29	睦町さくら公園	1,762
		M30	西ノ谷公園	753
		M31	堀ノ内第二公園	363
		M32	睦町二丁目公園	252
		M33	門前公園	725
		M34	蒔田の森公園	7,170
		M35	蒔田伊勢山公園	3,420
		M36	谷戸田第二公園	496
		M37	蒔田谷戸田上第二公園	1,268

注：表中のNo.は、図3-34に対応します。

資料：「公園 横浜市の都市公園 データ集（令和7年3月31日時点）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「横浜市公園緑地配置図（平成29年7月1日時点）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

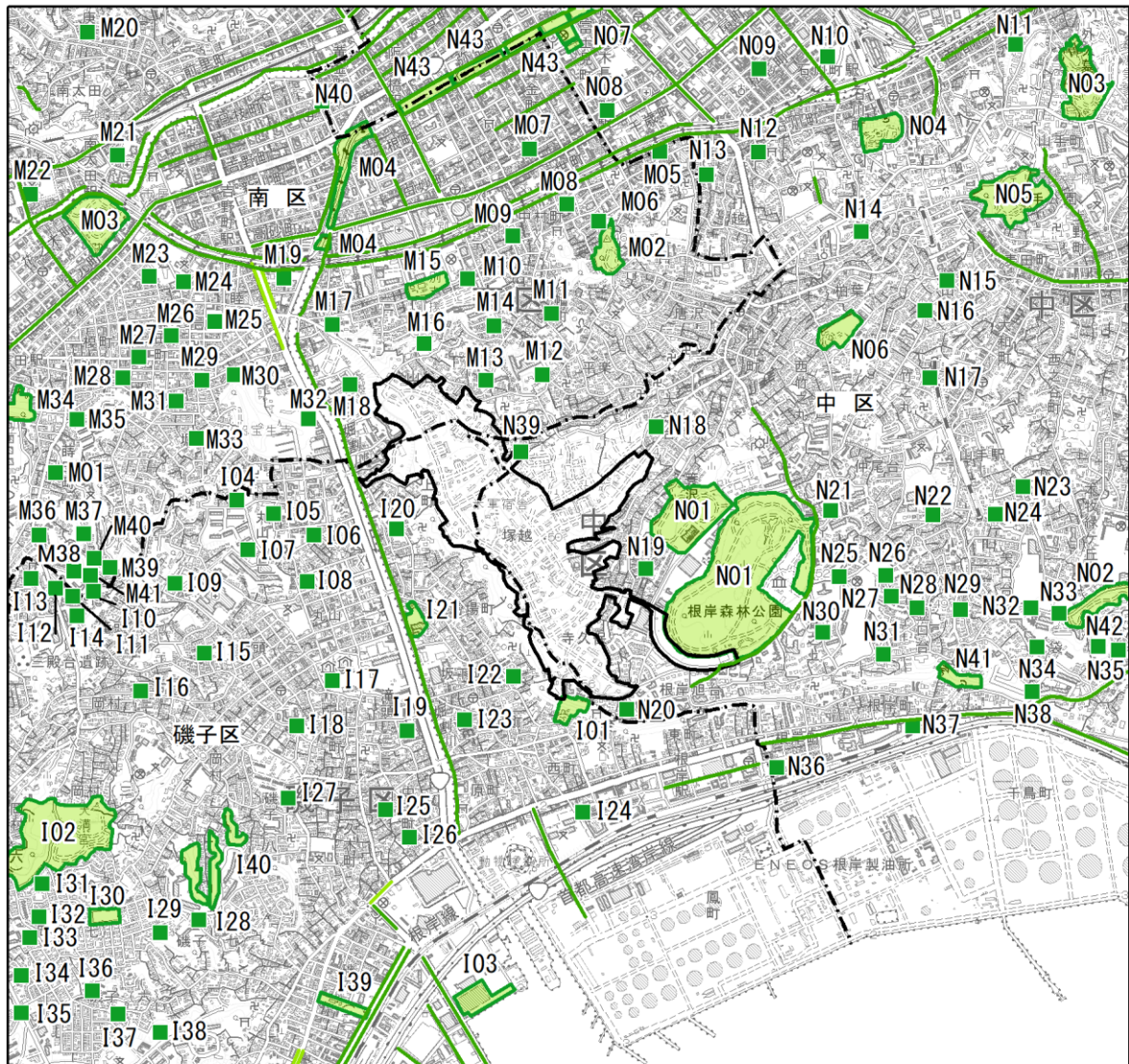
表3-61 主な公園・緑地等

行政区分	区分	No.	名称	面積 (m <sup>2</sup> )
南区	街区公園	M38	谷戸田公園	392
		M39	蒔田三度台公園	1,526
		M40	蒔田見晴らし公園	633
		M41	蒔田谷戸田上公園	614
磯子区	歴史公園	I01	根岸なつかし公園	6,148
	地区公園	I02	岡村公園	68,139
	近隣公園	I03	磯子・海の見える公園	8,306
	街区公園	I04	丸山一丁目公園	2,110
		I05	分田公園	525
		I06	丸山中公園	540
		I07	丸山一丁目第二公園	3,889
		I08	丸山町公園	2,313
		I09	滝頭公園	1,850
		I10	滝頭第三公園	587
		I11	岡村三丁目第三公園	524
		I12	岡村三丁目第二公園	1,428
		I13	岡村ひばりヶ丘公園	1,040
		I14	岡村三丁目第四公園	850
		I15	滝頭一丁目公園	1,080
		I16	岡村三丁目公園	356
		I17	滝頭二丁目公園	3,886
		I18	広地町公園	1,140
		I19	滝頭第二公園	1,500
		I20	磯子上町公園	1,535
		I21	根岸馬場町公園	2,200
		I22	根岸坂下公園	1,132
		I23	磯子下町公園	1,012
		I24	西町公園	1,294
		I25	中浜町公園	303
		I26	中浜町第二公園	1,519
		I27	磯子腰越公園	3,984
		I28	磯子峯第二公園	3,043
		I29	磯子峰公園	171
		I30	泉谷公園	3,474
		I31	泉谷第三公園	161
		I32	泉谷第二公園	328
		I33	笹堀第五公園	488
		I34	笹堀第三公園	648
		I35	笹堀第四公園	154
		I36	磯子山田第二公園	401
		I37	磯子山田公園	295
		I38	磯子谷第二公園	2,212
		I39	芦名橋公園	3,582
	緑地	I40	岡村一丁目緑地	—

注：表中のNo.は、図3-34に対応します。

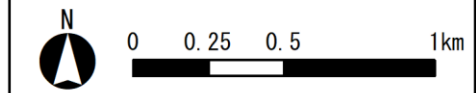
資料：「公園 横浜市の都市公園 データ集（令和7年3月31日時点）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「横浜市公園緑地配置図（平成29年7月1日時点）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）



凡例

- 実施区域
- 区界
- 主な公園・緑地等
- 街路樹(市管理)
- 街路樹(国管理)



注：図中の No. は、表 3-59～表 3-61 に対応します。

資料：「公園 横浜市の都市公園 データ集 (令和 7 年 3 月 31 日時点)」(横浜市ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧)  
「横浜市公園緑地配置図 (平成 29 年 7 月 1 日時点)」(横浜市ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧)

図 3-34 主な公園・緑地・街路樹等

## ケ 文化財等の状況

### (ア) 指定・登録文化財

調査区域における指定・登録文化財の状況は、表3-62及び図3-35に示すとおりです。

調査区域には、指定・登録文化財が19箇所存在します。これらのうち実施区域の近くには、市指定文化財の「旧柳下家住宅(N07)」、県指定文化財の「根岸八幡神社の社叢林(I04)」が存在します。

表3-62 指定・登録文化財の状況

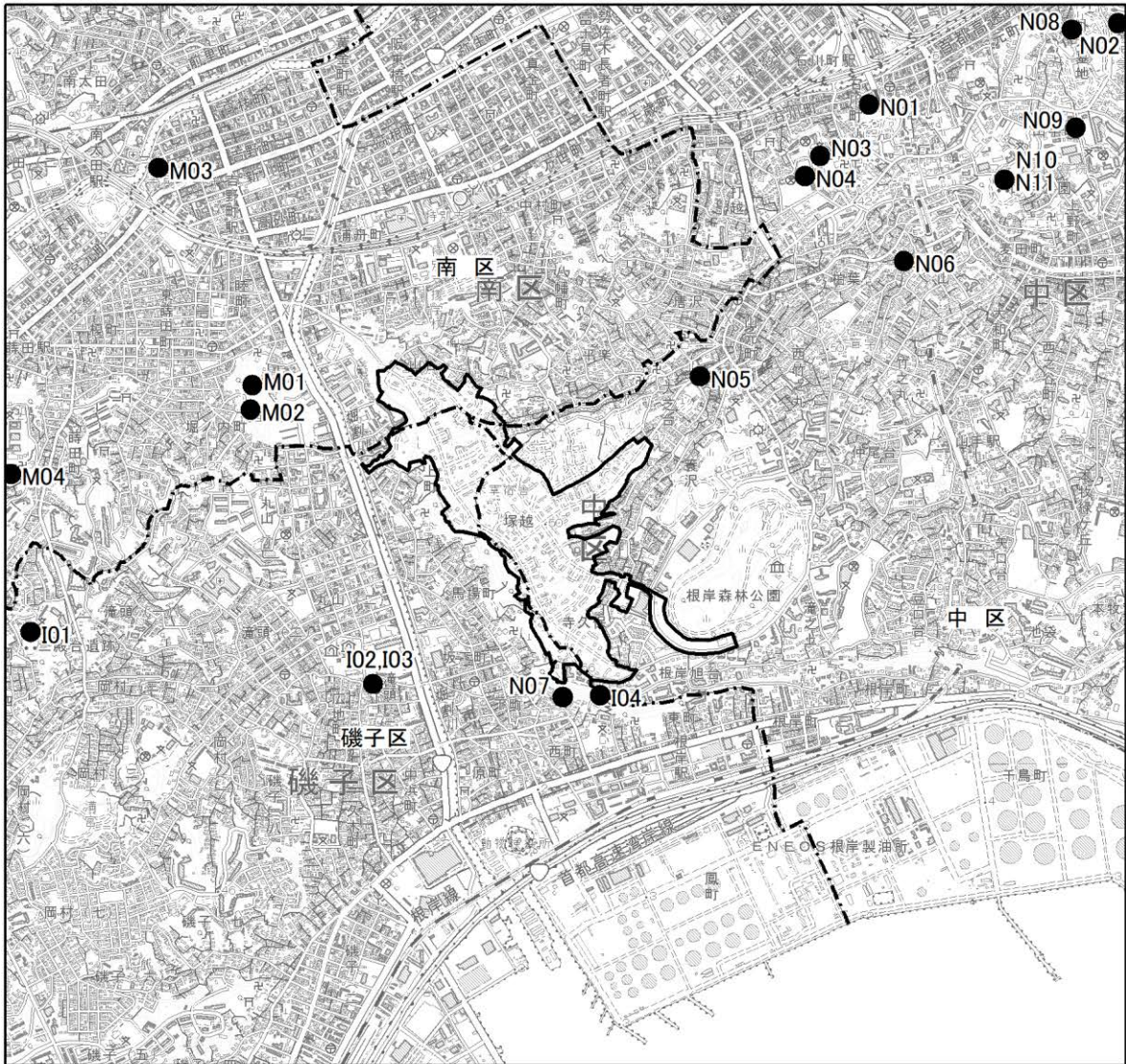
行政区分	No.	区分	種類	名称	所在地	指定・登録年月日
中区	N01	国指定	建造物	旧内田家住宅	山手町 16	H09.05.29
	N02	市指定		横浜地方気象台庁舎	山手町 99	H17.11.01
	N03			山手 214 番館	山手町 214	H06.11.01
	N04			横浜共立学園本校舎	山手町 211-1	S63.11.01
	N05			地藏王廟	大芝台 7	H02.11.01
	N06			岩田家住宅	柏葉 69	R04.12.15
	N07			旧柳下家住宅	下町 10	H14.11.01
	N08	国登録		ジェラール水屋敷地下貯水槽	元町 1-77-4	H13.04.24
	N09			中嶋家住宅(旧ピゴット邸)主屋	山手町 69-7	R05.08.07
	N10			名勝	山手公園	山手町 230
	N11	市登録	史跡			
南区	M01	県指定	天然記念物	宝生寺・弘誓院の寺林	堀ノ内町 1-68(宝生寺)	S55.02.15
	M02	市指定	建造物	宝生寺本堂(灌頂堂)		S63.11.01
	M03	市登録	史跡	吉田新田鎮守(日枝神社)境内	山王町 5-32(日枝神社)	H02.11.01
	M04			吉良家の供養塔	蒔田町 933(勝国寺)	H05.11.01
磯子区	I01	国指定	史跡	三殿台遺跡	岡村 4-11-22	S41.04.02
	I02		建造物	旧松野家住宅主屋	滝頭三丁目 180	R07.08.06
	I03					旧松野家住宅表門及び塀
	I04	県指定	天然記念物	根岸八幡神社の社叢林	西町 1-1(根岸八幡神社)	S55.02.15

注：表中のNo.は、図3-35に対応します。

資料：「神奈川県文化財目録(市町村別)」(神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧)

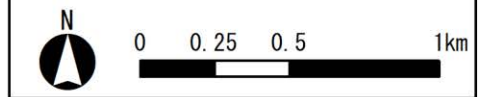
「国・神奈川県及び横浜市指定・登録文化財目録」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

「横浜市行政地図情報提供システム(文化財ハマ Site)」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)



凡例

- 実施区域
- 区界
- 指定・登録文化財



注：図中のNo.は、表3-62に対応します。

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

「国・神奈川県及び横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-35 指定・登録文化財の状況

(イ) 横浜市認定歴史的建造物

調査区域における横浜市認定歴史的建造物の状況は、表3-63及び図3-36に示すとおりです。

調査区域には、横浜市認定歴史的建造物が28箇所存在します。これらのうち「旧根岸競馬場一等馬見所（N26）」は実施区域から近い所に存在します。

表3-63 横浜市認定歴史的建造物の状況

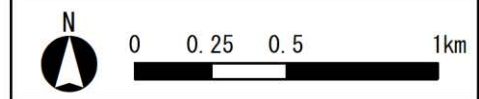
行政区分	No.	名称	所在地	認定年度
中区	N01	カトリック山手教会聖堂	山手町 44	昭和 63 年度
	N02	横浜山手聖公会	山手町 235	平成元年度
	N03	石橋邸	山手町	平成 3 年度
	N04	松原邸	山手町	平成 6 年度
	N05	宇田川邸	山手町	平成 6 年度
	N06	BEATTY（ビーティ）邸	山手町	平成 6 年度
	N07	エリスマン邸	元町 1 丁目(元町公園内)	平成 6 年度
	N08	ブラフ 18 番館（旧カトリック山手教会司祭館）	山手町 16	平成 6 年度
	N09	カトリック横浜司教館別館	山手町 45-2	平成 6 年度
	N10	カトリック横浜司教館（旧相馬永胤邸）	山手町	平成 8 年度
	N11	岡田邸	山手町	平成 10 年度
	N12	山手資料館	山手町 236	平成 11 年度
	N13	山手 234 番館	山手町 234-1	平成 11 年度
	N14	ベーリック・ホール	山手町 72(元町公園内)	平成 13 年度
	N15	山手 76 番館	山手町	平成 13 年度
	N16	山手隧道	麦田町 1-17～石川町 1-39	平成 13 年度
	N17	打越橋	打越 26～山手町 223	平成 15 年度
	N18	桜道橋	山手町 28～麦田町 1-17	平成 16 年度
	N19	西之橋	山下町 277～石川町 2-1	平成 17 年度
	N20	山手 89-8 番館	山手町	平成 18 年度
	N21	フェリス女学院 10 号館 （旧ライジングサン石油会社社宅）	山手町	平成 19 年度
	N22	フェリス女学院 6 号館別館	山手町	平成 24 年度
	N23	山手 26 番館	山手町	平成 25 年度
	N24	山手 237 番館	山手町	令和 5 年度
	N25	山手 69-6 番館	山手町	令和 5 年度
	N26	旧根岸競馬場一等馬見所	根岸台 根岸森林公園内	令和 6 年度
南区	M01	浦舟水道橋	浦舟町 2-33～ 中村町 3-191 地先	平成 12 年度
	M02	吉野橋	吉野町 1-26 番地 2 地先、 宮元町 1-7 番地先	平成 30 年度

注：表中の No. は、図 3-36 に対応します。ただし、地番非公開の建造物については図示していません。  
資料：「横浜市認定歴史的建造物一覧」（横浜市ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧）



凡例

- 実施区域
- 区界
- 横浜市認定歴史的建造物



注：図中のNo.は、表3-63に対応します。ただし、地番非公開の建造物については図示していません。  
 資料：「横浜市認定歴史的建造物一覧」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-36 横浜市認定歴史的建造物の状況

(ウ) 周知の埋蔵文化財包蔵地

調査区域における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表3-64～表3-65及び図3-37に示すとおりです。

調査区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地が37箇所存在します。これらのうち実施区域内には、9箇所（N09、N10、N11、N12、N13、M03、I01、I02、I03）の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在します。

表3-64 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期
中区	N01	元町1丁目77-4他1	工場(船舶給水関連施設)跡	公園	台地上	近代(明治期)
	N02	山手町99	散布地・近代建物跡	宅地	台地上	縄文・古墳・近代
	N03	山手町77付近	貝塚	墓地・公園	台地上・斜面	縄文(中・後期)
	N04	元町1丁目77	外国人住宅跡	公園	台地上	近代(明治期～大正末期)
	N05	仲尾台60付近	散布地	宅地	台地斜面	不明
	N06	滝之上100付近	散布地	学校	台地上	縄文(早期)
	N07	豆口台82付近	散布地	畑地・荒地	台地斜面	不明
	N08	本牧緑ヶ丘137付近	貝塚	学校・宅地	台地上・斜面	縄文(前期)
	N09	大芝台42付近	散布地	墓地・山林	台地上	不明
	N10	塚越92付近	散布地	山林・宅地	台地上	縄文(早期)
	N11	塚越35付近	散布地	宅地・山林	台地上・斜面	縄文(前期)
	N12	塚越5付近	散布地・貝塚	宅地	台地上・斜面	縄文(前期)
	N13	寺久保町89付近	貝塚	宅地	台地上・斜面	縄文(後期)
南区	M01	三春台42付近	屋敷跡	学校	台地上	室町?
	M02	南太田2丁目252付近	塚	墓地・雑木林	台地上	不明
	M03	山谷23付近	集落跡・貝塚	宅地	台地上	縄文(後期)
	M04	堀ノ内町1丁目68付近	散布地	雑木林	台地上	縄文(早・前・中期)・歴史
	M05	堀ノ内町2丁目239付近	散布地	宅地・雑木林	台地上	不明
	M06	蒔田町1020・1027付近	散布地	学校・宅地	台地上・斜面	縄文・弥生(後期)・古墳
	M07	蒔田町124付近	集落跡・城跡	学校	台地上	縄文(前期)・弥生(中・後期)・古墳・室町?
磯子区	I01	上町13付近	散布地	宅地	台地上	縄文(早期)
	I02	坂下町5付近	散布地	宅地・荒地	台地上	縄文(前期)
	I03	下町13付近	散布地	宅地	台地上	縄文(中期)
	I04	丸山一丁目23付近	散布地	宅地	台地上	縄文(前期)
	I05	滝頭一丁目2付近	屋敷跡	宅地	低地	中世
	I06	滝頭一丁目6付近	塚	宅地	台地上	不明
	I07	岡村四丁目11付近	集落跡・貝塚	史跡地	台地上・斜面	縄文(中・後期)・弥生(中・後期)・古墳
	I08	岡村二丁目4付近	貝塚	学校	台地上	縄文(前期)
	I09	岡村二丁目15付近	散布地	宅地・荒地	台地上	縄文(中期)・弥生(中期)
	I10	岡村六丁目2付近	散布地	宅地・公園	台地上	弥生(後期)・古墳・歴史

注：表中のNo.は、図3-37に対応します。

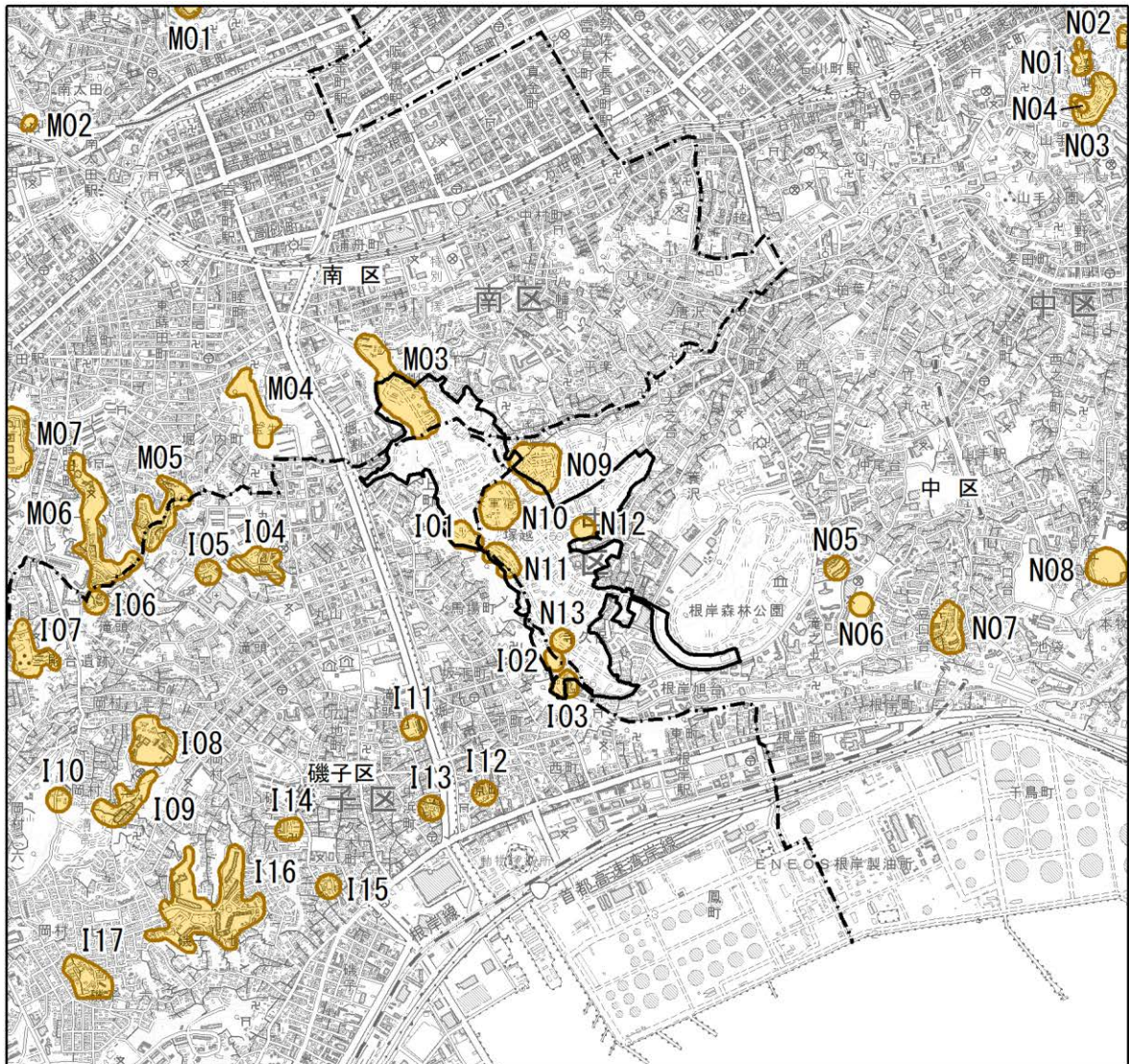
資料：「横浜市行政地図情報提供システム(文化財ハマ Site)」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

表3-65 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期
磯子区	I11	滝頭三丁目 8 付近	塚	宅地	低地	不明
	I12	原町 8 付近	古墳?	宅地	低地	古墳?
	I13	中浜町 3 付近	塚	境内	低地	不明
	I14	磯子八丁目 11 付近	屋敷跡	宅地	低地	中世
	I15	久木町 20 付近	古墳	宅地	低地	古墳
	I16	磯子七丁目 6・12~13・ 岡村一丁目 22・24 付近	集落跡・貝塚	宅地	台地上・台地斜面	縄文(前・中・後期)・弥生(後期)・古墳(前期)・平安
	I17	磯子六丁目 32 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(中期)・弥生(後期)

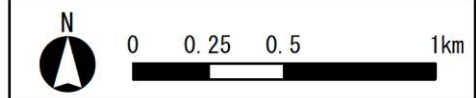
注：表中の No. は、図 3-37 に対応します。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ、令和 8 年 3 月閲覧）



凡例

- 実施区域
- 区界
- 周知の埋蔵文化財包蔵地



注：図中のNo.は、表3-64～表3-65に対応します。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-37 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

コ 公害等の状況

(ア) 公害苦情の発生状況

調査対象地域における公害苦情の発生状況は、表3-66に示すとおりです。

公害苦情の発生件数は、中区が112件、南区が83件、磯子区が49件であり、各区ともに騒音に関する公害苦情が最も多くなっています。

表3-66 公害苦情の発生状況（令和6年度）

区分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
中区	12	2	—	67	12	—	14	5	112
南区	16	—	—	36	17	—	13	1	83
磯子区	16	—	—	19	4	—	10	—	49

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

(イ) 大気汚染の状況

調査区域における大気汚染常時監視測定局（一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局）の測定項目は表3-67に、位置は図3-38に示すとおりです。また、環境基準の適合条件は表3-68に、各測定局の過去5年間（令和2年度～令和6年度）の測定結果は表3-69～表3-74に示すとおりです。ただし、一般環境大気測定局の「中区加曽台」は令和2,3年度は測定を休止し令和4年度末で廃止となったため、令和元年度の測定結果もあわせて示しています。

二酸化硫黄は、「南区南太田」のみで測定されており、測定年度の全てで環境基準に適合しています。

浮遊粒子状物質は3測定局で測定されており、測定年度の全てで環境基準に適合しています。

一酸化炭素は、調査区域の測定局では測定が行われていません。

二酸化窒素は3測定局で測定されており、測定年度の全てで環境基準に適合しています。

微小粒子状物質は、「南区南太田」のみで測定されており、測定年度の全てで環境基準に適合しています。

光化学オキシダントは、「南区南太田」のみで測定されており、測定年度の全てで環境基準に適合していません。

ダイオキシン類は、「南区南太田」のみで測定されており、測定年度の全てで環境基準に適合しています。

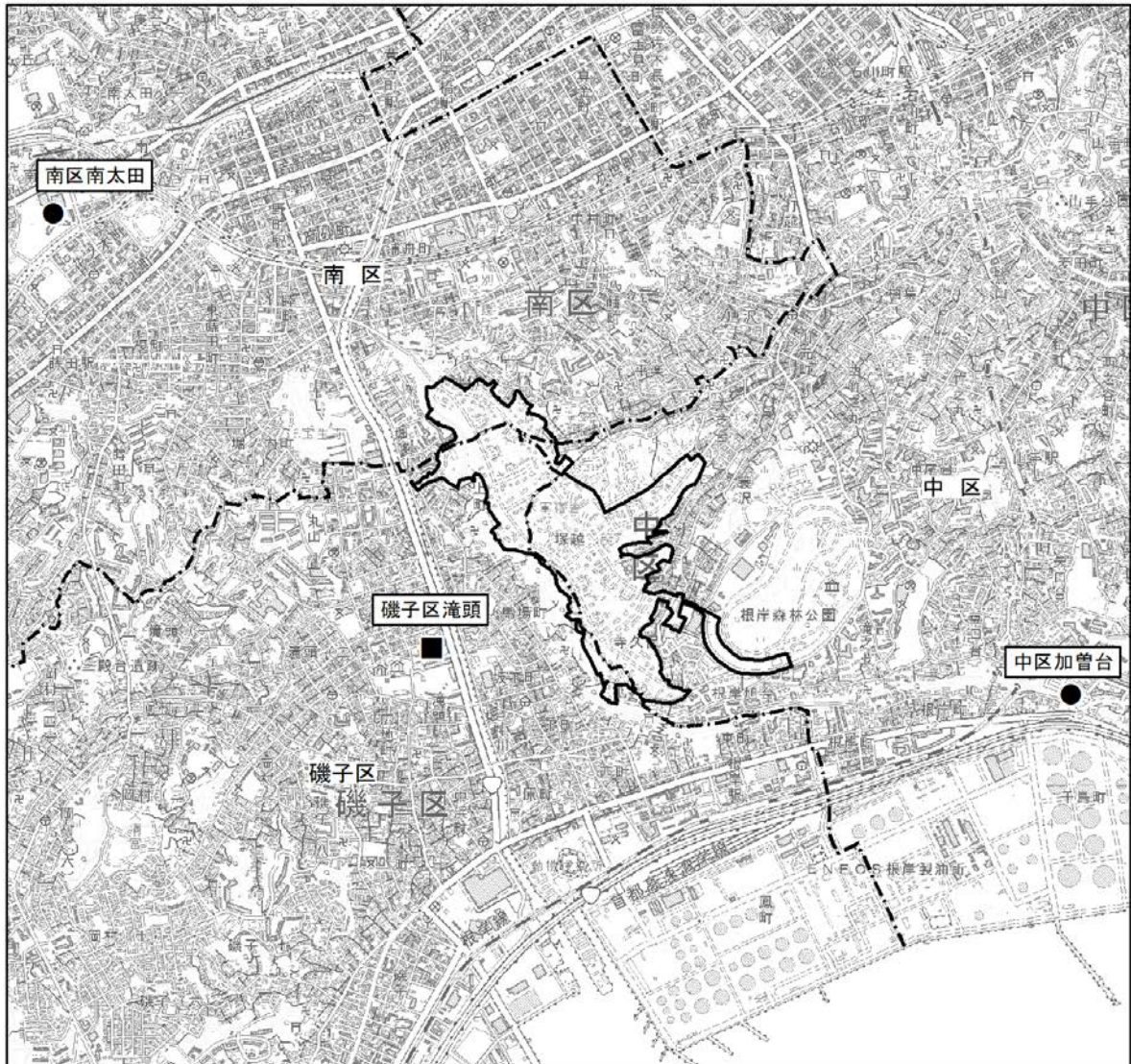
表3-67 大気汚染常時監視測定局の測定項目

項目		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	微小粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類
一般環境大気測定局	中区加曽台	—	○	—	○	—	—	—
	南区南太田	○	○	—	○	○	○	○
自動車排出ガス測定局	磯子区滝頭	—	○	—	○	—	—	—

注1：「○」は測定項目、「—」は測定が行われていない項目を示します。

注2：「中区加曽台」は、令和2,3年度は測定を休止し、令和4年度末で廃止となっています。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書（令和2年度-2020）～（令和6年度-2024）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）



凡例

- 実施区域
- 区界
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局



注：中区加曽台は、令和2,3年度は測定を休止し、令和4年度末で廃止となっています。  
 資料：「横浜市大気汚染調査報告書（令和2年度-2020）～（令和6年度-2024）」  
 （横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-38 大気汚染常時監視測定局

表3-68 大気汚染に係る環境基準の適合条件について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	長期的評価・ 短期的評価の 併用	【長期的評価】 日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.1ppm を超えないこと。 日平均値が 0.04ppm を超えないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)		【長期的評価】 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。
一酸化炭素 (CO)		【長期的評価】 日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 8 時間平均値が 20ppm を超えないこと。 日平均値が 10ppm を超えないこと。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	98%値評価	【98%値評価】 日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注2</sup> ) 以内であること。 【環境基準】 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	年平均値評価・ 98%値評価の 併用	年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注2</sup> ) 以内であること。
光化学オキシダント (OX)	短期的評価	1 年間で昼間 (5 時～20 時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

注1：2%除外値で評価する二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

注2：98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

注3：横浜市は二酸化窒素について、「横浜市環境管理計画」において目標値を 0.04 ppm としています。

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号)

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)

表3-69 大気質測定結果（二酸化硫黄）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (長期・短期的評価)
南区南太田	令和2年度	0.001	0.003	無	0	0	○
	令和3年度	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和4年度	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和5年度	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和6年度	0.002	0.003	無	0	0	○

注1:「環境基準の適合・不適合状況」の「○」は長期的評価、短期的評価ともに適合を示します。

注2:環境基準とは、長期的評価は、日平均値が0.04ppmを超えた日数が1年間で2%以内であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。短期的評価は、1時間値が0.1ppmを超えないこと。日平均値が0.04ppmを超えないこと。

資料:「横浜市大気汚染調査報告書(令和2年度-2020)～(令和6年度-2024)」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

表3-70 大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (長期・短期的評価)
中区加曽台	令和元年度	0.015	0.045	無	0	0	○
	令和2年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—	—
南区南太田	令和2年度	0.015	0.043	無	0	0	○
	令和3年度	0.015	0.034	無	0	0	○
	令和4年度	0.015	0.031	無	0	0	○
	令和5年度	0.016	0.035	無	0	0	○
	令和6年度	0.016	0.041	無	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (長期・短期的評価)
磯子区滝頭	令和2年度	0.016	0.043	無	0	0	○
	令和3年度	0.015	0.037	無	0	0	○
	令和4年度	0.015	0.031	無	0	0	○
	令和5年度	0.015	0.035	無	0	0	○
	令和6年度	0.016	0.043	無	0	0	○

注1:中区加曽台は、令和2,3年度は測定を休止し、令和4年度末で廃止となっています。

注2:環境基準適合状況の「○」は長期的評価、短期的評価ともに適合を示します。

注3:環境基準とは、長期的評価は、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数が1年間で2%以内であり、かつ、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないこと。短期的評価は、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。

資料:「横浜市大気汚染調査報告書(令和2年度-2020)～(令和6年度-2024)」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

表3-71 大気質測定結果（二酸化窒素）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数(日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
中区加曽台	令和元年度	0.017	0.037	0	0	○
	令和2年度	-	-	-	-	-
	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
南区南太田	令和2年度	0.014	0.035	0	0	○
	令和3年度	0.015	0.035	0	0	○
	令和4年度	0.014	0.033	0	0	○
	令和5年度	0.012	0.034	0	0	○
	令和6年度	0.012	0.033	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数(日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
磯子区滝頭	令和2年度	0.017	0.039	0	0	○
	令和3年度	0.017	0.034	0	0	○
	令和4年度	0.016	0.033	0	0	○
	令和5年度	0.014	0.034	0	0	○
	令和6年度	0.015	0.032	0	0	○

注1：中区加曽台は、令和2,3年度は測定を休止し、令和4年度末で廃止となっています。

注2：「環境基準適合・不適合状況」の「○」は「98%値評価」に適合を示します。

注3：98%値評価とは、日平均値が0.06ppmを超えた日数が1年間で2%以内であること。

注4：環境基準とは、日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書（令和2年度-2020）～（令和6年度-2024）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

表3-72 大気質測定結果（微小粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の年間98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評 価)
南区南太田	令和2年度	7.8	19.6	0	○
	令和3年度	7.5	16.5	0	○
	令和4年度	7.2	15.0	0	○
	令和5年度	7.3	16.8	0	○
	令和6年度	7.6	18.4	0	○

注1：「環境基準適合・不適合状況」の「○」は「年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ98%値評価に適合」を示します。

注2：環境基準とは、年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数が1年間で2%以内であること。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書（令和2年度-2020）～（令和6年度-2024）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

表3-73 大気質測定結果（光化学オキシダント）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数 (日)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数 (時間)	環境基準の適合・不適合 (短期的評価)
南区南太田	令和2年度	0.028	44	192	×
	令和3年度	0.032	54	256	×
	令和4年度	0.031	60	265	×
	令和5年度	0.033	68	318	×
	令和6年度	0.036	92	470	×

注1：「環境基準の適合・不適合状況」の「×」は不適合であることを示します。

注2：環境基準とは、1年間で昼間（5時～20時）のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書（令和2年度-2020）～（令和6年度-2024）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

表3-74 大気質測定結果（ダイオキシン類）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価)
南区南太田	令和2年度	—	—
	令和3年度	—	—
	令和4年度	0.012	○
	令和5年度	—	—
	令和6年度	—	—

注1：「環境基準適合・不適合状況」の「○」は適合していることを示します。

注2：環境基準とは、複数回の測定値の年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。

注3：「—」は測定が行われていないことを示します。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書（令和2年度-2020）～（令和6年度-2024）」  
（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

(ウ) 水質汚濁の状況

a 河川

調査区域及びその周辺における河川の水質測定結果は表3-75～表3-78に、測定地点は図3-39に示すとおりです。

清水橋における過去5年間（令和2年度～令和6年度）の測定結果は、生活環境項目では、令和2年度、令和4年度、令和6年度の水素イオン濃度、令和3年度の生物化学的酸素要求量、全ての年度の溶存酸素量、全ての年度の大腸菌群数（大腸菌数）を除いて環境基準に適合しています。

健康項目、要監視項目及びダイオキシン類は、各年度の測定項目の全てで環境基準に適合しています。

表3-75 河川の水質測定結果（生活環境項目）

項目	地点	大岡川				
	河川	清水橋				
	測定地点	B類型				
	類型	B類型				
	測定年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水素イオン濃度[pH]	年平均値	8.1	8.0	8.1	8.0	8.0
	最小～最大	7.7～8.6	7.5～8.5	7.6～8.6	7.5～8.3	7.8～8.6
生物化学的酸素要求量 [BOD] (mg/L)	75%値	1.7	3.6	1.4	1.4	1.4
	最小～最大	0.7～6.3	0.8～9.9	<0.4～2.4	0.5～3.5	<0.5～2.5
浮遊物質量[SS] (mg/L)	年平均値	3	4	3	3	2.5
	最小～最大	1～11	1～9	1～13	1～7	<1～7
溶存酸素量[DO] (mg/L)	年平均値	7.5	7.8	8.2	7.6	7.7
	最小～最大	4.0～10.7	3.8～13	4.6～12.4	4.4～11.5	4.3～12
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年平均値 (90%値)	9.0E+03	2.4E+05	(5.4E+04)	(1.2E+04)	2.3E+04
	大腸菌数 <sup>注3</sup> (CFU/100mL)	最小～最大	4.9E+02～ 3.3E+04	1.3E+03～ 1.3E+06	3～ 8.5E+04	370～ 1.2E+04
全亜鉛 (mg/L)	年平均値	0.006	0.008	0.008	0.007	0.007
	最小～最大	0.002～ 0.014	0.004～ 0.013	0.005～ 0.010	0.004～ 0.014	0.004～ 0.019
ノニルフェノール (mg/L)	年平均値	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	最小～最大	<0.00006～ <0.00006	<0.00006～ <0.00006	<0.00006～ <0.00006	<0.00006～ <0.00006	<0.00006～ <0.00006
L A S (mg/L)	年平均値	0.0015	0.0010	0.0002	0.0020	0.0046
	最小～最大	<0.0006～ 0.0024	0.0010～ 0.0010	0.0001～ 0.0002	0.0019～ 0.0021	0.0008～ 0.0084

注1：網掛けは、環境基準に適合していないことを示します。

注2：環境基準値（B類型）

- 水素イオン濃度指数：6.5以上8.5以下
- 生物化学的酸素要求量：3mg/L以下（75%値）
- 浮遊物質量：25mg/L以下
- 溶存酸素量：5mg/L以上
- 大腸菌群数：5,000MPN/100mL以下
- 大腸菌数：1,000CFU/100mL以下（90%値）

注3：大腸菌に関する指標については、令和3年4月1日から「大腸菌数」に変更となっており、令和4年度以降の測定は「大腸菌数」で行われています。

注4：年平均値については、各年度における「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」に関連するデータ（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）より、すべての有効な測定結果を算術平均した値です。

資料：「令和2年度～令和6年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

表3-76 河川の水質測定結果（健康項目）

項目	地点	大岡川					環境基準
		清水橋					
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	検出されないこと
鉛	(mg/L)	<0.005	<0.0005	0.0006	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
砒素	(mg/L)	<0.005	<0.0007	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	—	—	—	—	—	検出されないこと
P C B	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0004	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.01 以下
セレン	(mg/L)	<0.002	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.99	1.1	1.4	1.5	1.5	10 以下
ふっ素	(mg/L)	—	—	—	—	—	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	—	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注1:「—」は、測定が行われていない項目を示します。

注2:「ND」及び「<」は、測定下限値未満であることを示します。

注3:「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

注4:複数回測定された項目については、最大値を記載しています。

資料:「令和2年度～令和6年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

表3-77 河川の水質測定結果（要監視項目）

項目	地点	大岡川					指針値
		清水橋					
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
EPN (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.006 以下
ニッケル (mg/L)		<0.008	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	—
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) (mg/L)		—	—	—	0.000004	—	—
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)(直鎖体) (mg/L)		—	—	—	0.000002	—	—
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (mg/L)		—	—	—	0.000007	—	—
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (直鎖体) (mg/L)		—	—	—	0.000006	—	—
PFOS 及び PFOA の合算値 (mg/L)		—	—	—	0.000012	—	0.00005 以下 (暫定)

注1:「—」は、測定が行われていない項目を示します。

注2:「ND」及び「<」は、測定下限値未満であることを示します。

資料:「令和2年度～令和6年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

表3-78 河川の水質測定結果（ダイオキシン類）

項目	地点	大岡川					環境基準
		清水橋					
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
水質 (pg-TEQ/L)		—	0.072	—	0.046	—	1 以下
底質 (pg-TEQ/g)		—	0.91	—	1.3	—	150 以下

注:「—」は、測定が行われていない項目を示します。

資料:「令和2年度～令和6年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

b 海域

調査区域及びその周辺における海域の水質測定結果は表3-79～表3-80に、測定地点は図3-40に示すとおりです。

磯子沖における過去5年間（令和2年度～令和6年度）の測定結果は、生活環境項目では、令和3年度～令和6年度の水素イオン濃度を除いて環境基準に適合しています。

健康項目は、各年度の測定項目の全てで環境基準に適合しています。

表3-79 海域の水質測定結果（生活環境項目）

項目	地点	東京湾				
	海域	磯子沖				
	測定地点	磯子沖				
	類型	C類型				
	測定年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水素イオン濃度[pH]	年平均値	8.2	8.3	8.2	8.2	8.2
	最小～最大	8.1～8.3	8.0～8.6	8.0～8.6	8.0～8.6	8.1～8.5
化学的酸素要求量 [COD] (mg/L)	75%値	3.2	2.7	2.7	2.9	2.8
	最小～最大	1.6～3.8	1.4～3.6	1.2～4.3	1.5～4.3	1.4～4.2
溶存酸素量[DO] (mg/L)	年平均値	8.4	11.9	8.1	8.1	8.0
	最小～最大	5.6～10.4	7.2～12	4.8～10	5.3～10.5	4.3～12
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年平均値 (90%値)	1.7E+02	660	(86)	(55)	61
	大腸菌数注4 (CFU/100mL)	最小～最大	<2.0E+00～ 1.7E+03	2～4.9E+03	<1～120	<1～210
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	年平均値	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	最小～最大	<0.5～<0.5	<0.5～<0.5	<0.5～<0.5	<0.5～<0.5	<0.5～<0.5
全窒素 (mg/L)	年平均値	0.48	0.61	0.40	0.49	0.50
	最小～最大	0.27～0.65	0.32～1.0	0.26～0.58	0.28～0.72	0.30～0.73
全磷 (mg/L)	年平均値	0.045	0.059	0.043	0.044	0.050
	最小～最大	0.027～ 0.068	0.031～ 0.14	0.026～ 0.057	0.027～ 0.087	0.026～ 0.110
全亜鉛 (mg/L)	年平均値	—	—	—	—	—
	最小～最大	—	—	—	—	—
ノニルフェノール (mg/L)	年平均値	—	—	—	—	—
	最小～最大	—	—	—	—	—
LAS (mg/L)	年平均値	—	—	—	—	—
	最小～最大	—	—	—	—	—

注1:「—」は、測定が行われていない項目を示します。

注2:網掛けは、環境基準に適合していないことを示します。

注3:環境基準値（C類型）

水素イオン濃度指数 : 7.0以上8.3以下

化学的酸素要求量 : 8mg/L以下(75%値)

溶存酸素量 : 2mg/L以上

注4:大腸菌に関する指標については、令和3年4月1日から「大腸菌数」に変更となっており、令和4年度以降の測定は「大腸菌数」で行われています。

注5:年平均値については、各年度における「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」に関連するデータ（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）より、すべての有効な測定結果を算術平均した値です。

資料:「令和2年度～令和6年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

表3-80 海域の水質測定結果（健康項目）

項目	地点	東京湾					環境基準
		磯子沖					
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.1	検出されないこと
鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	—	—	—	—	—	検出されないこと
P C B	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0002	<0.0002	<0.0004	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0005	<0.0005	<0.0006	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.0003	<0.0003	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	0.01 以下
セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.26	0.30	0.25	0.25	0.4	10 以下
ふっ素	(mg/L)	—	—	—	—	—	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	—	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注1:「—」は、測定が行われていない項目を示します。

注2:「ND」及び「<」は、測定下限値未満であることを示します。

注3:「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

資料:「令和2年度～令和6年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

c 地下水

調査区域における地下水の水質測定地点（調査メッシュ）は、図3-40に示すとおりです。

過去5年間（令和2年度～令和6年度）の調査区域の測定地点では、表3-81に示す測定項目の全てで環境基準に適合しています。

表3-81 地下水の水質測定項目

項目	地点	メッシュ調査					環境基準
		R2年度 (磯子区大岡二丁目)	R3年度 (該当メッシュなし)	R4年度 (磯子区東町)	R5年度 (西区東久保町・中区箕沢・南区大岡一丁)	R6年度 (該当メッシュなし)	
カドミウム (mg/L)	○	-	○	○	-	0.003 以下	
全シアン (mg/L)	○	-	○	○	-	検出されないこと	
鉛 (mg/L)	○	-	○	○	-	0.01 以下	
六価クロム (mg/L)	○	-	○	○	-	0.05 以下	
砒素 (mg/L)	○	-	○	○	-	0.01 以下	
総水銀 (mg/L)	○	-	○	○	-	0.0005 以下	
P C B (mg/L)	○	-	○	○	-	検出されないこと	
ジクロロメタン (mg/L)	○	-	○	○	-	0.02 以下	
四塩化炭素 (mg/L)	○	-	○	○	-	0.002 以下	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	○	-	○	○	-	0.004 以下	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	○	-	○	○	-	0.1 以下	
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	○	-	○	○	-	0.04 以下	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	○	-	○	○	-	1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	○	-	○	○	-	0.006 以下	
トリクロロエチレン (mg/L)	○	-	○	○	-	0.01 以下	
テトラクロロエチレン (mg/L)	○	-	○	○	-	0.01 以下	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	○	-	○	○	-	0.002 以下	
チウラム (mg/L)	○	-	○	○	-	0.006 以下	
シマジン (mg/L)	○	-	○	○	-	0.003 以下	
チオベンカルブ (mg/L)	○	-	○	○	-	0.02 以下	
ベンゼン (mg/L)	○	-	○	○	-	0.01 以下	
セレン (mg/L)	○	-	○	○	-	0.01 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	○	-	○	○	-	10 以下	
ふっ素 (mg/L)	○	-	○	○	-	0.8 以下	
ほう素 (mg/L)	○	-	○	○	-	1 以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)	○	-	○	○	-	0.05 以下	
クロロホルム (mg/L)	-	-	-	-	-	0.06 以下	
pH	○	-	○	○	-	5.8～8.6	

注1:「○」は環境基準を達成した項目を、「×」は環境基準を達成していない項目を示します。

年間に複数回測定がある場合は、全ての測定で達成した場合に「○」としています。

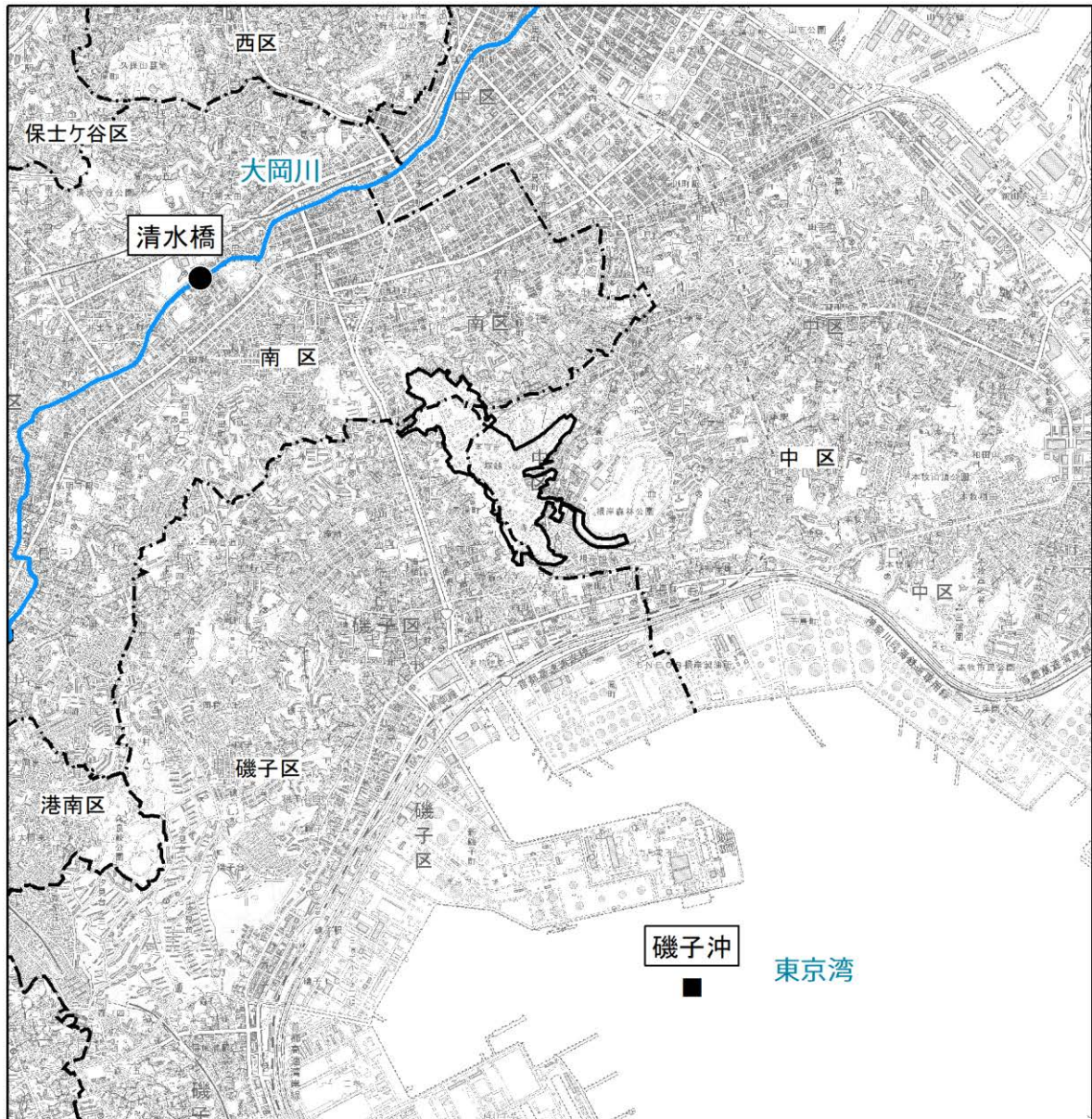
注2:「-」は、測定が行われていない項目を示します。

注3:「ND」及び「<」は、測定下限値未満であることを示します。

注4:「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

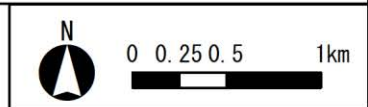
資料:「令和2年度～令和6年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)



凡 例

- 実施区域
- 区界
- 水質測定河川
- 水質測定地点(河川)
- 水質測定地点(海域)



資料：「令和2年度～令和6年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」  
 (横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

図3-39 水質測定地点

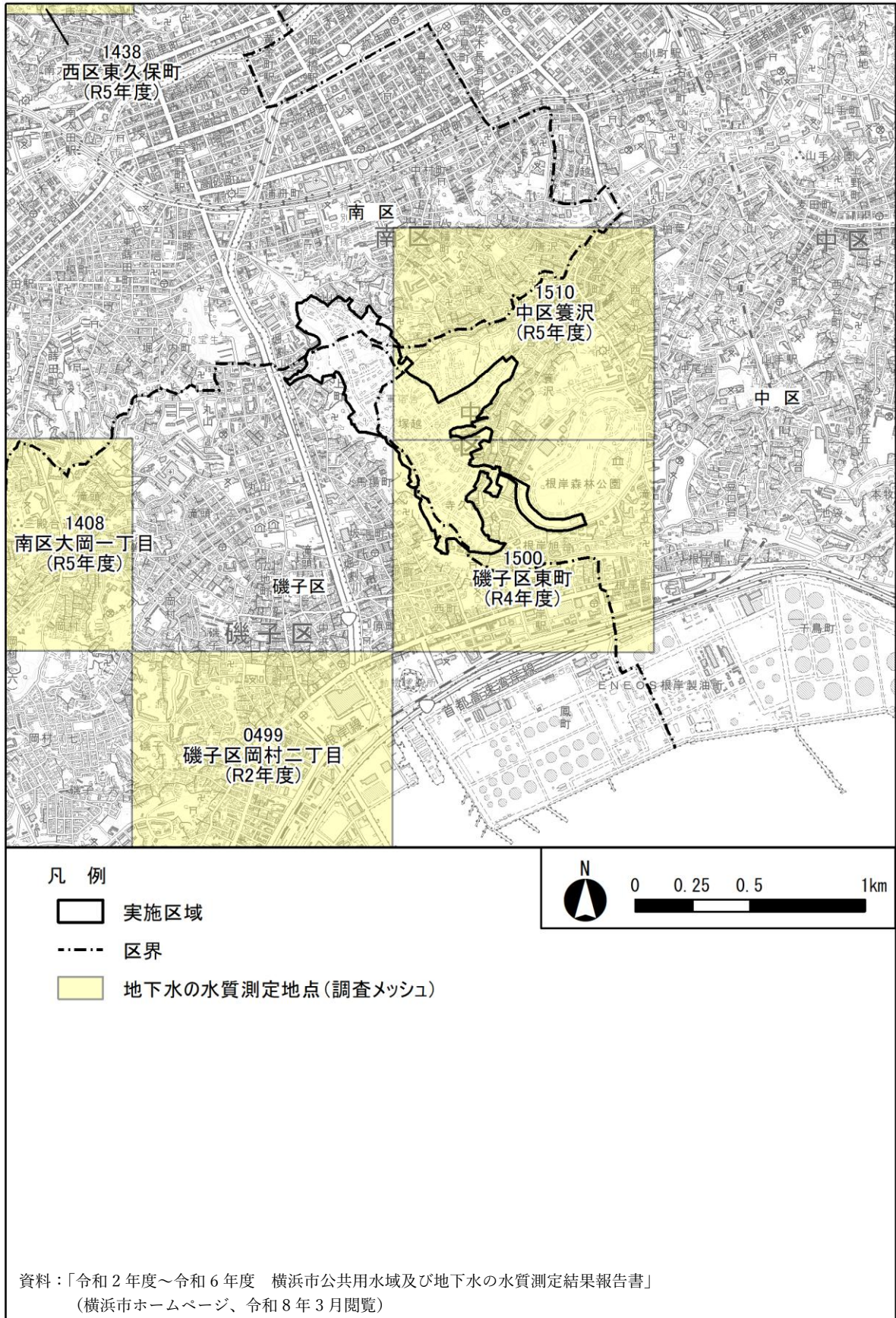


図3-40 地下水の水質測定地点

(I) 騒音の状況

a 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音の測定結果は表3-82に、測定地点は図3-41に示すとおりです。

調査区域では、令和4年度・令和5年度に測定が行われており、国道357号・高速湾岸線(No.1)は昼間及び夜間ともに、市道山下高砂線(No.3)は夜間に環境基準(幹線交通を担う道路に係る基準値(特例適用))に適合していません。

表3-82 道路交通騒音の測定結果(令和4年度・令和5年度)

No.	道路名	測定場所	用途地域	地域の類型	特例適用	等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> ) 単位:dB(デシベル)				測定年度
						昼間		夜間		
						環境基準		環境基準		
1	国道357号 高速湾岸線	磯子区磯子 二丁目	工業地域	C	○	72	70	69	65	R5
2	国道16号	磯子区滝頭 三丁目	近隣商業地域	C	○	68	70	65	65	R5
3	市道山下高砂線	南区浦舟町4 丁目	商業地域	C	○	70	70	66	65	R4

注1:表中のNo.は、図3-41に対応します。

注2:特例適用とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の基準が設定されていることを示します。

注3:網掛けは、環境基準に適合していないことを示します。

注4:環境基準(幹線交通を担う道路に係る基準値(特例適用))とは昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下であること。

注5:地域の類型は以下のとおりです。

C:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注6:昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間:午前6時~午後10時 夜間:午後10時~午前6時

注7:等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

資料:「令和4年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 -道路・新幹線-」

(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

「令和5年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 -道路・新幹線-」

(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

b 一般環境騒音

調査区域に一般環境騒音の測定地点は存在しません。

c 鉄道騒音

調査区域に鉄道騒音の測定地点は存在しません。

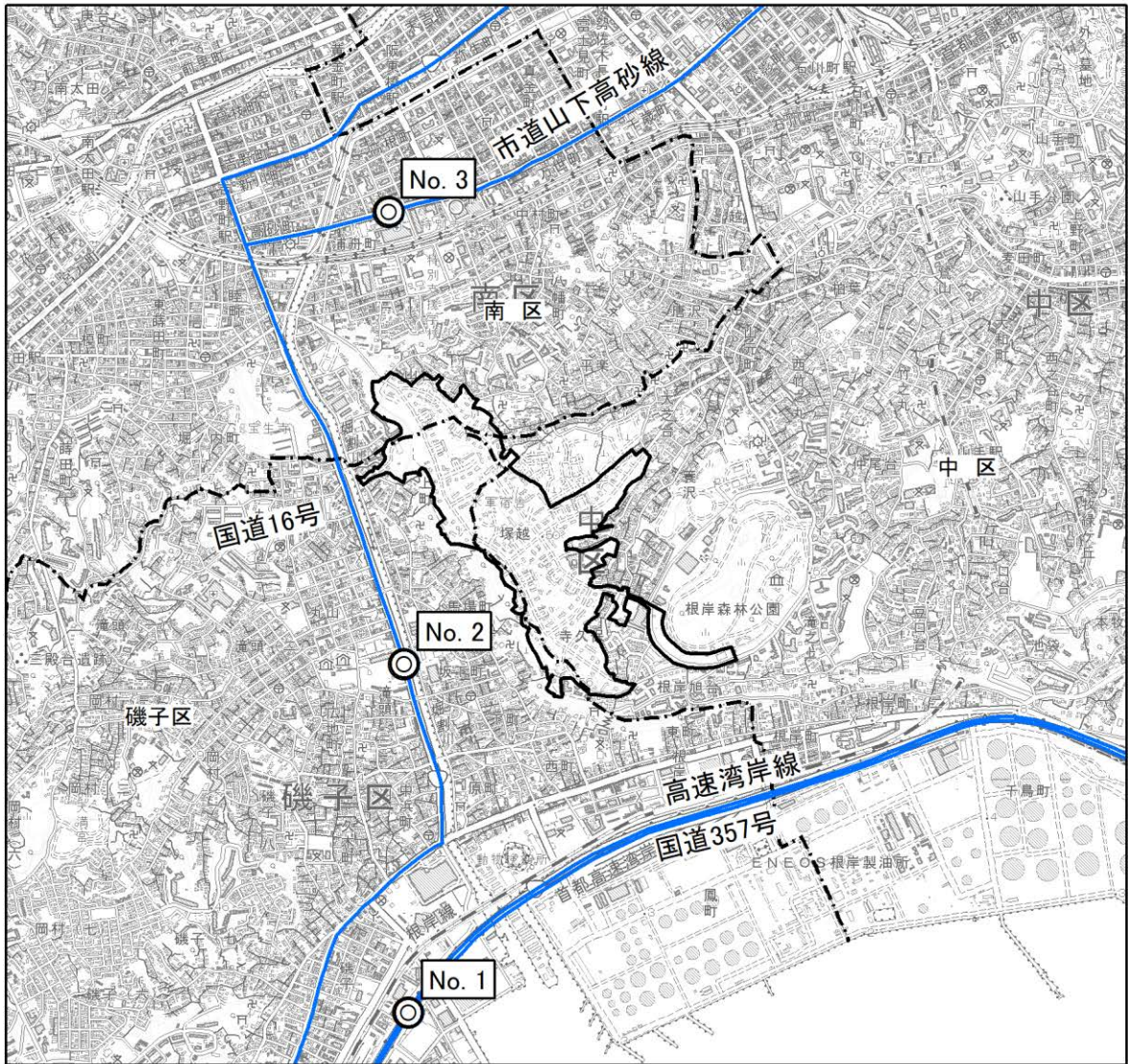
(オ) 振動の状況

a 道路交通振動

調査区域に道路交通振動の測定地点は存在しません。

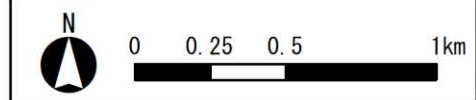
b 鉄道振動

調査区域に鉄道振動の測定地点は存在しません。



凡例

- 実施区域
- 区界
- 道路交通騒音測定地点
- 道路交通騒音測定路線



資料：「令和4年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 ー道路・新幹線ー」  
 (横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)  
 「令和5年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 ー道路・新幹線ー」  
 (横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

図3-41 道路交通騒音測定地点

(カ) 土壌汚染の状況

a 土壌汚染対策法に基づき指定された汚染された土地の指定状況

調査区域における「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号)及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表3-83～表3-84及び図3-42に示すとおりです。

調査区域には、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定が7箇所、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく形質変更時要届出区域の指定が2箇所あります。

なお、実施区域の一部である現在米軍消防施設がある場所においては、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域(指-215)の指定があります。

表3-83 形質変更時要届出区域の指定状況(土壌汚染対策法)

指定番号	所在地	指定年月日	面積(m <sup>2</sup> )	指定に係る特定有害物質
指-89	南区浦舟町3丁目44番4及び45番3の各一部並びに45番4	H27.2.13	830	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
指-103	中区翁町2丁目9番10の一部	H28.5.2	1,162.82	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
指-109	磯子区滝頭一丁目及び丸山1丁目地内	H28.5.25	1,385.549	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
指-142	磯子区丸山一丁目459番2の一部	H30.2.15	134.18	クロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン
指-178	南区浦舟町5丁目77番3、77番4の各一部	R2.3.13	297.9	鉛及びその化合物
指-215	中区箕沢、根岸台及び山元町4丁目地内	R5.1.13	5,003.381	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物
指-216	中区山手町277番の一部	R5.4.5	300	鉛及びその化合物

注：実施区域においては、指-215のうち、鉛及びその化合物(含有量)、ふっ素及びその化合物(溶出量)が指定に係る特定有害物質となっています。

資料：「汚染された区域に指定された土地一覧」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

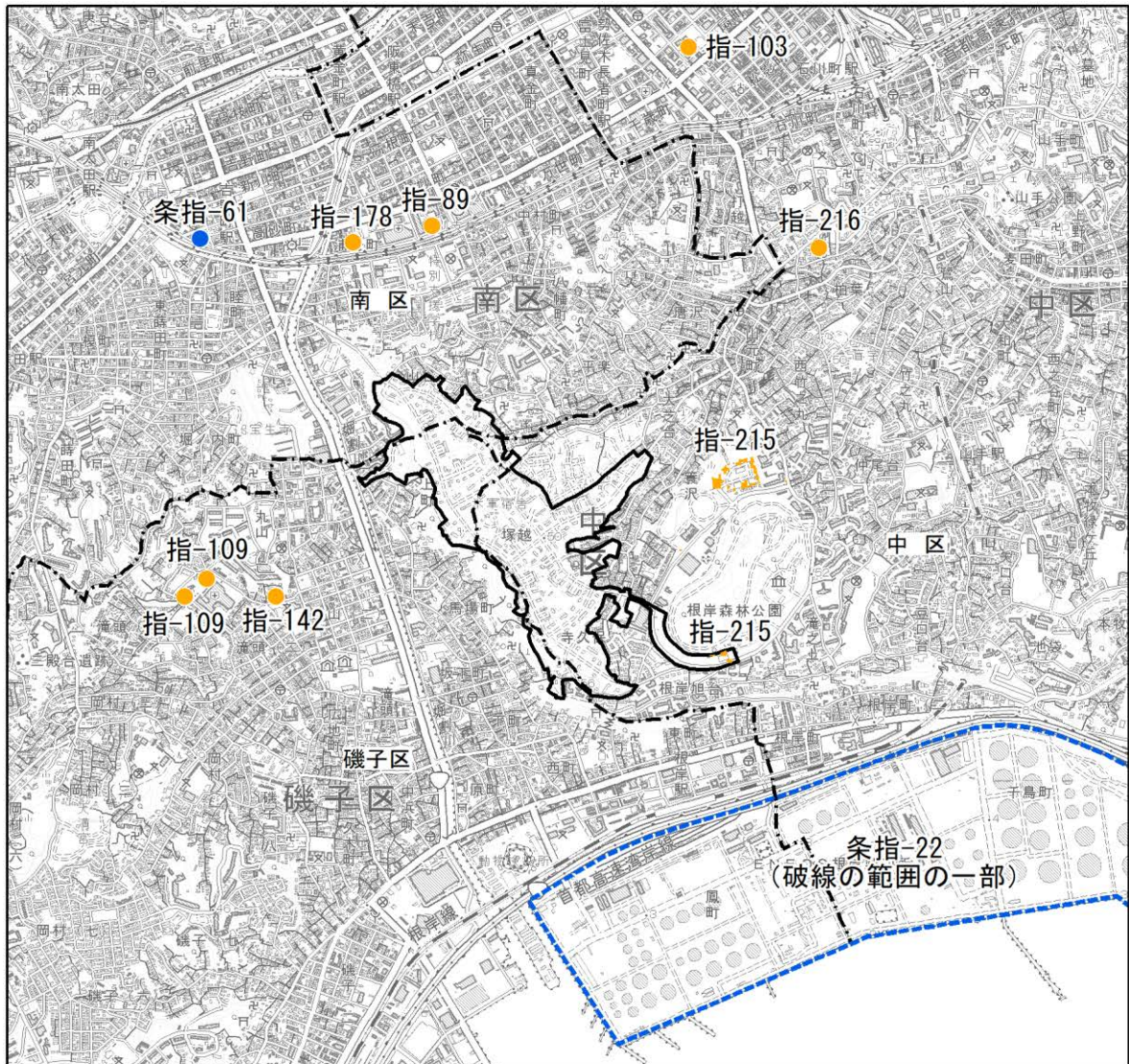
「形質変更時要届出区域台帳」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

表3-84 形質変更時要届出区域の指定状況(横浜市条例)

指定番号	所在地	指定年月日	面積(m <sup>2</sup> )	指定に係る特定有害物質
条指-22	中区千鳥町3番1、7番、豊浦町1番、磯子区鳳町5番1の各一部	H29.11.15 H30.6.5 R1.7.5 R1.11.25	248.565	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
条指-61	南区二葉町4丁目39番3	R5.3.15	248.56	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 砒素及びその化合物 鉛及びその化合物

資料：「汚染された区域に指定された土地一覧」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)


「形質変更時要届出区域台帳」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)




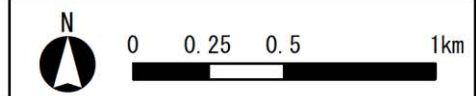
凡例

 実施区域

 区界

 形質変更時要届出区域(土壤汚染対策法)

 形質変更時要届出区域(横浜市条例)



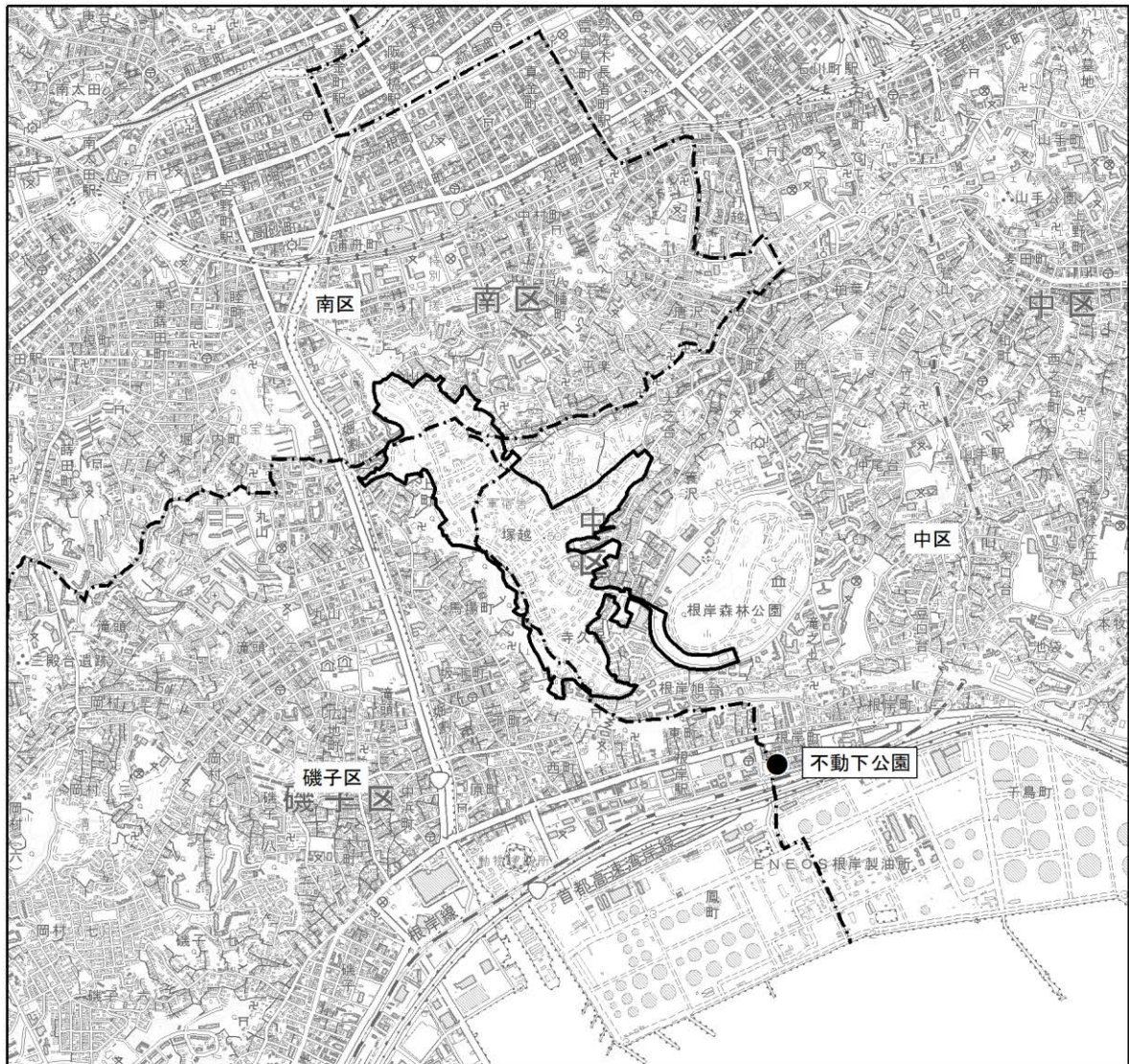
資料：「汚染された区域に指定された土地一覧」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

図3-42 土壤汚染に係る形質変更時要届出区域

**b 土壌中のダイオキシン類汚染**

調査区域における土壌中のダイオキシン類の調査は、令和5年度に「不動下公園」で行われており、調査地点は図3-43に示すとおりです。

その調査結果は、0.84pg-TEQ/gであり、環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）に適合しています。



凡例

□ 実施区域

- - - 区界

● 土壌中のダイオキシン類調査地点



0 0.25 0.5 1km

資料：「土壌中のダイオキシン類調査結果（令和5年度）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-43 土壌中のダイオキシン類調査地点

(キ) 悪臭の状況

調査区域において、公的機関による悪臭の測定は行われていません。

横浜市では「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」(昭和48年5月横浜市告示第129号)により市街化区域が悪臭の規制地域に指定されています。

なお、「悪臭防止法施行令」(昭和47年5月政令第207号)に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は、実施区域に存在しません。

(ク) 地盤沈下の状況

調査区域における水準測量成果は表3-85に、水準点の位置は図3-44に示すとおりです。

調査区域の水準点では、平成27年～平成30年の4年間では、大きな変動はみられませんでした。なお、令和元年以降は、全ての水準点において測定は行われていません。

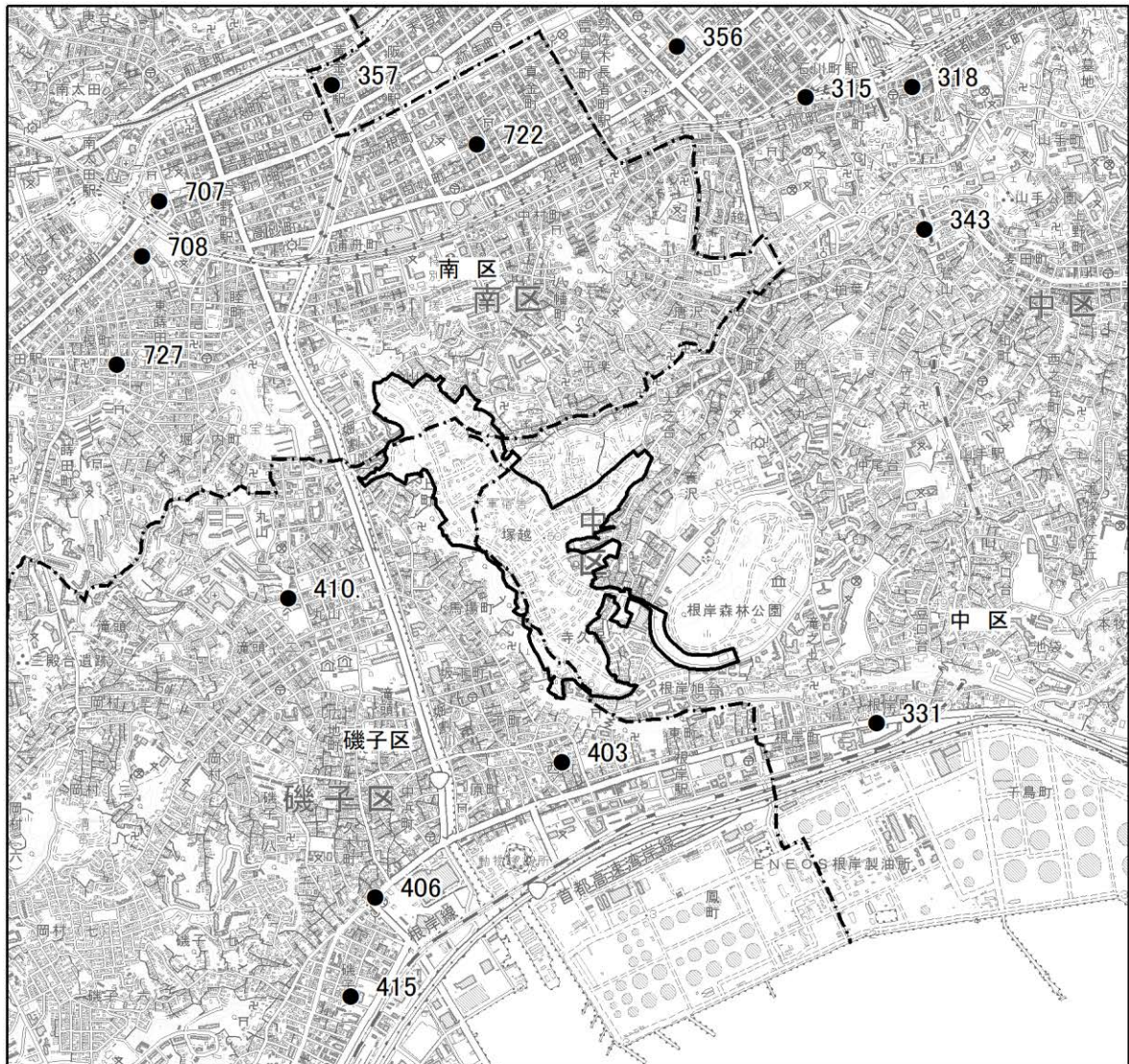
表3-85 水準測量成果

区名	水準点 番号	測量結果[標高] (m)									
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
中区	横浜气象台	39.0668	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	315	2.5957	-	-	-	-	-	-	-	-	
	318	4.3053	-	-	-	-	-	-	-	-	
	331	2.0483	2.0497	2.0516	2.0505	-	-	-	-	-	
	343	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	356	2.1021	-	-	-	-	-	-	-	-	
	357	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
南区	707	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	708	2.3145	-	-	-	-	-	-	-	-	
	722	1.5925	-	-	-	-	-	-	-	-	
	727	3.5843	-	-	-	-	-	-	-	-	
磯子区	403	2.9969	2.9982	2.9995	2.9975	-	-	-	-	-	
	406	1.9396	1.9413	1.9414	1.9399	-	-	-	-	-	
	410	5.5508	-	-	-	-	-	-	-	-	
	415	1.5543	1.5563	1.5561	1.5526	-	-	-	-	-	

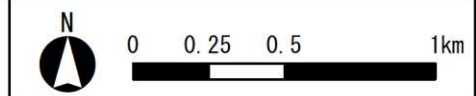
注1：観測基準日は、各年1月1日です。

注2：「-」は、測定が行われていないことを示します。

資料：「水準測量成果表(水準点の標高)」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)



- 凡例
- 実施区域
  - 区界
  - 水準点



注：水準点のNo.は表3-85に対応します。

資料：「水準測量成果表（水準点の標高）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-44 水準点位置図

## サ 災害の状況

### (ア) 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 3-86 に示すとおりです。

令和元年から令和 6 年の被害の状況を見ると、中区、南区及び磯子区ともに令和元年の住家被害及びその他の被害数が多くなっています。

なお、実施区域北西部の斜面地では、平成 11 年に大規模な崩落事故が発生し、斜面地の下側に立地するマンションなどに大きな被害を与えました。現在は国によって、コンクリートによる法面保護対策が実施され、維持管理されています。

表3-86 横浜市の災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類		横浜市						中区						南区						磯子区						
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
人的被害	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	重傷者	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽傷者	13	0	7	0	11	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
住家被害	全壊	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	半壊	102	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	
	一部破損	2,377	1	4	0	2	93	0	0	0	0	1	70	0	0	0	1	0	260	0	0	0	0	0	0	
	床上浸水	51	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	
	床下浸水	33	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	
非住家被害	公共建物	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一部破損	55	0	1	3	1	1	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
		浸水	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	全壊	10	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	19	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
		一部破損	249	0	0	0	4	31	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0
		浸水	504	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
畑被害	田の流出・埋没	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	田の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畑の流出・陥没	2	0	0.0268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畑の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の被害	文教施設	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	道路	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	橋梁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	河川	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	港湾	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	砂防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	清掃施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	崖くずれ	60	4	9	0	9	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0	0	
	鉄道不通	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	被害船舶	隻	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水道	戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	電話	回線	1	0	0	0	940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ガス	戸	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ブロック塀等	箇所	72	0	6	3	2	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	
その他	所	2,397	2	58	15	34	14	83	0	7	1	6	0	176	0	2	1	0	3	90	0	2	1	4	2	

注1：全壊とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。

注2：半壊とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので。

注3：一部破損とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

資料：「横浜市の災害」（令和元年～令和6年分、横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

#### (イ) 地震

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図3-45～図3-47に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市、平成24年10月）にて被害想定対象とされた3地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

調査区域では、元禄型関東地震で震度6弱～7、東京湾北部地震で震度5強～6強、南海トラフ巨大地震で震度5弱～6弱の揺れが想定されています。

なお、実施区域では、元禄型関東地震で震度6弱～6強、東京湾北部地震で震度5強～6弱、南海トラフ巨大地震で震度5弱～5強の揺れが想定されています。

#### (ウ) 浸水想定区域

調査区域における浸水想定区域は、図3-48～図3-50に示すとおりです。

洪水による浸水想定区域は、主に大岡川、中村川、堀川及び堀割川の周辺に分布しています。なお、実施区域に浸水想定区域は存在しません。

内水による浸水想定区域は、調査区域の全域に分布しています。なお、実施区域の一部には、0～0.02m未満、0.02～0.2m未満及び0.2～0.5m未満の浸水想定区域が分布しています。

高潮による浸水想定区域は、主に大岡川、中村川、堀割川の周辺及び東京湾沿いに分布しています。なお、実施区域に浸水想定区域は存在しません。

#### (I) 津波浸水予測区域

調査区域における津波浸水予測区域は、図3-51に示すとおりです。

津波浸水予測区域は、主に大岡川、中村川、堀川、堀割川の周辺及び東京湾沿いに分布しています。なお、実施区域に津波浸水予測区域は存在しません。

#### (オ) 液状化の可能性が高いと想定される地域

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図3-52～図3-54に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市、平成24年10月）にて被害想定対象とされた3地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

調査区域には、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が存在します。なお、実施区域は、大部分が「液状化危険度はかなり低い」とされる区域ですが、一部に「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が存在します。

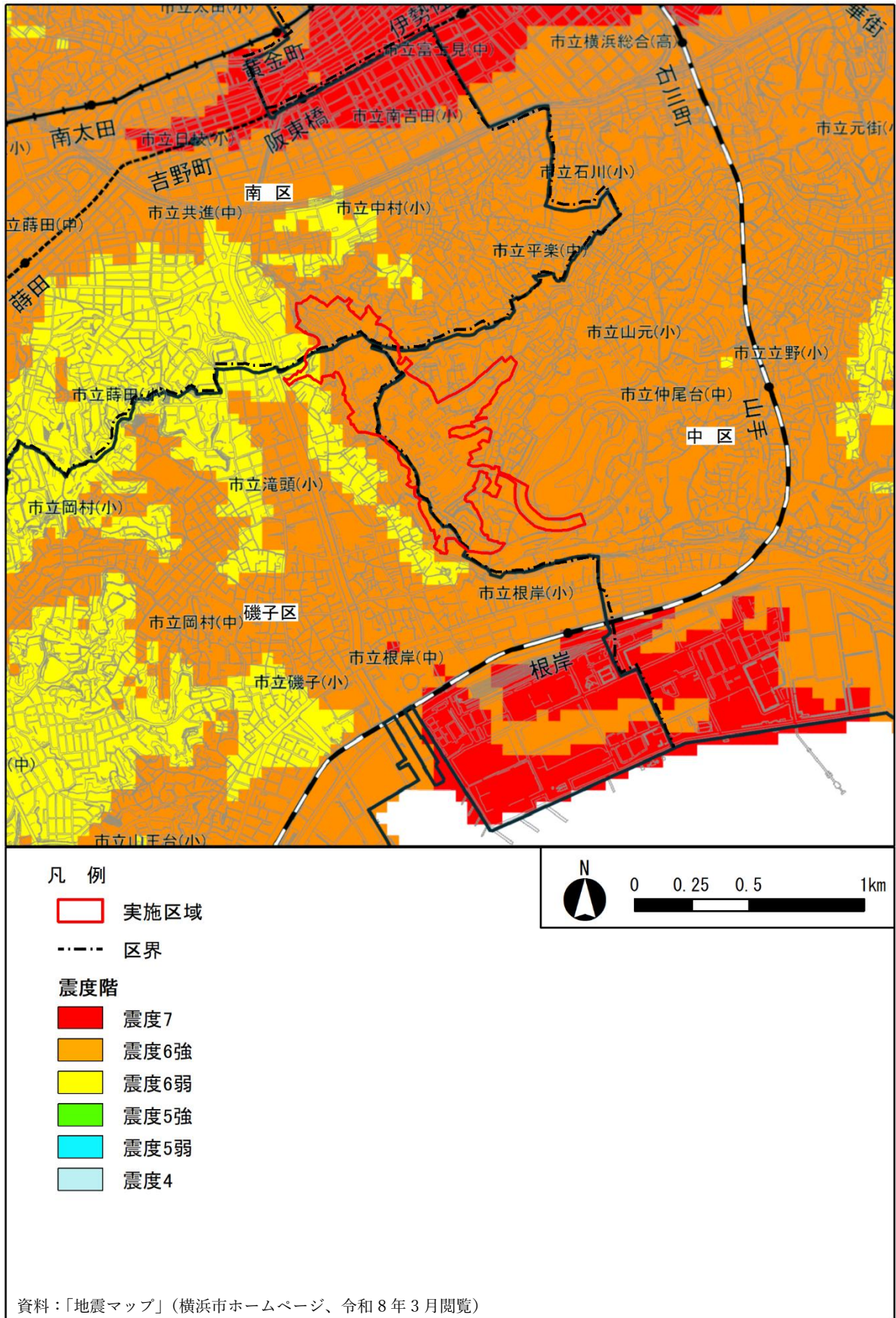


図3-45 地震マップ（元禄型関東地震）

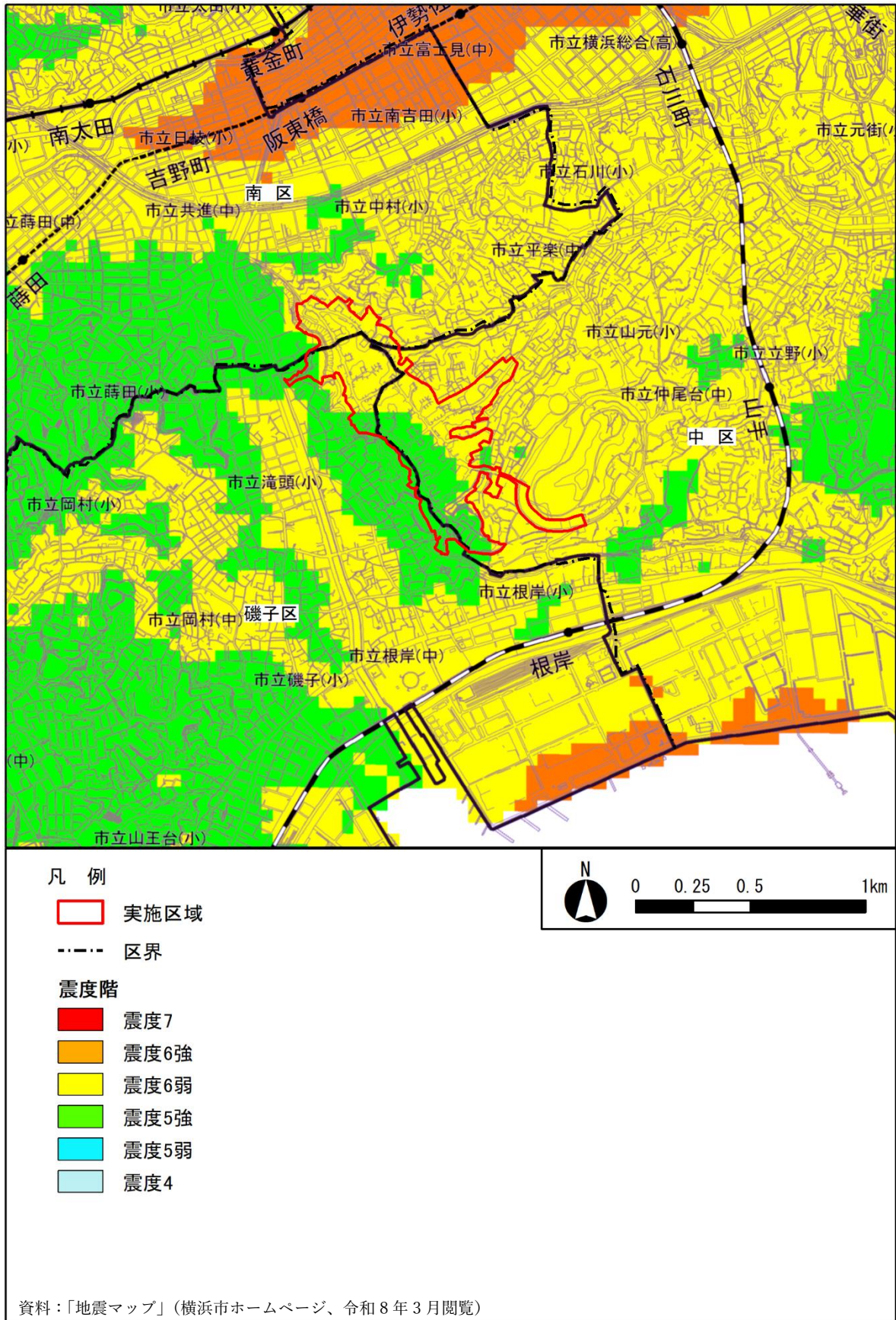


図3-46 地震マップ（東京湾北部地震）

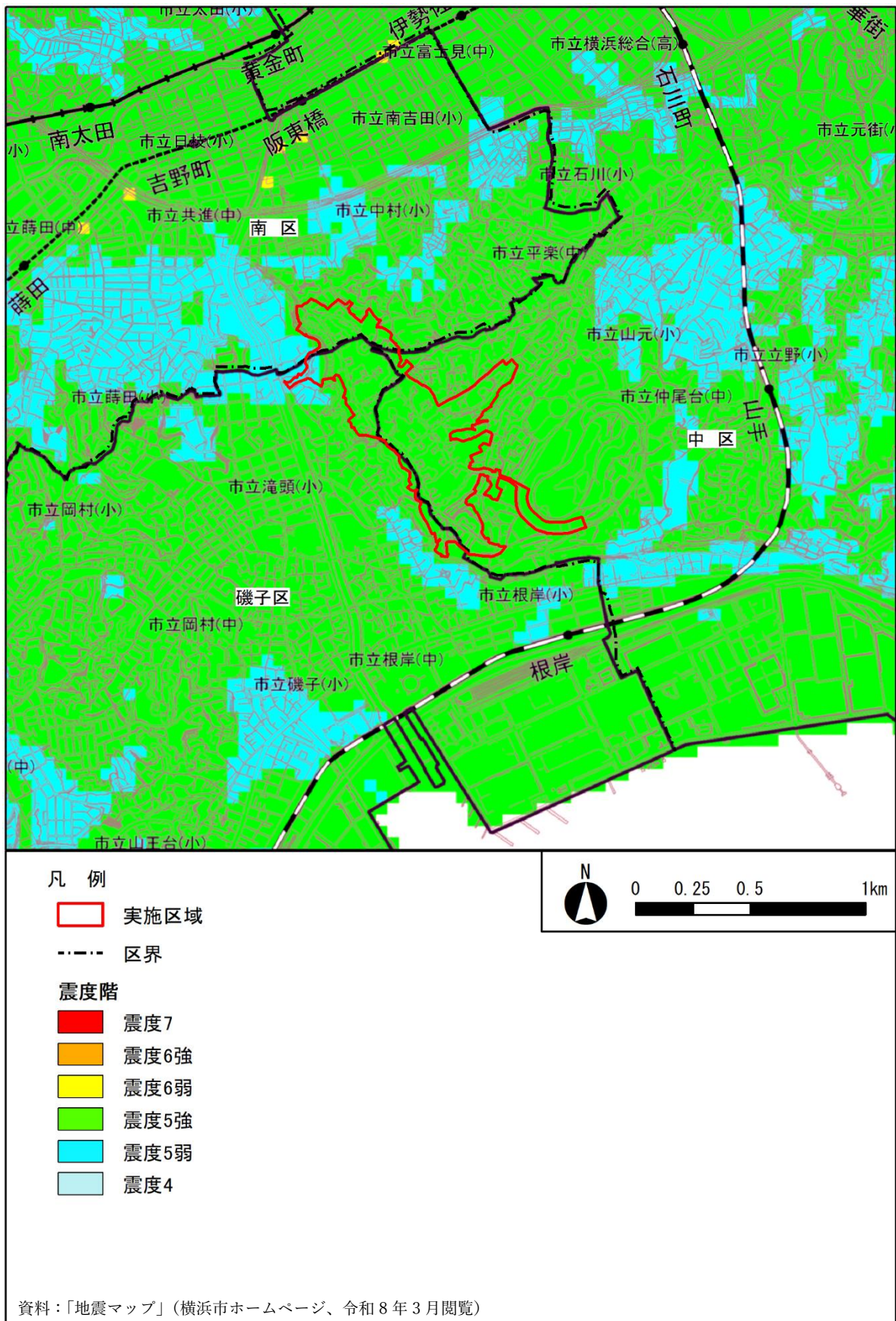


図3-47 地震マップ（南海トラフ巨大地震）

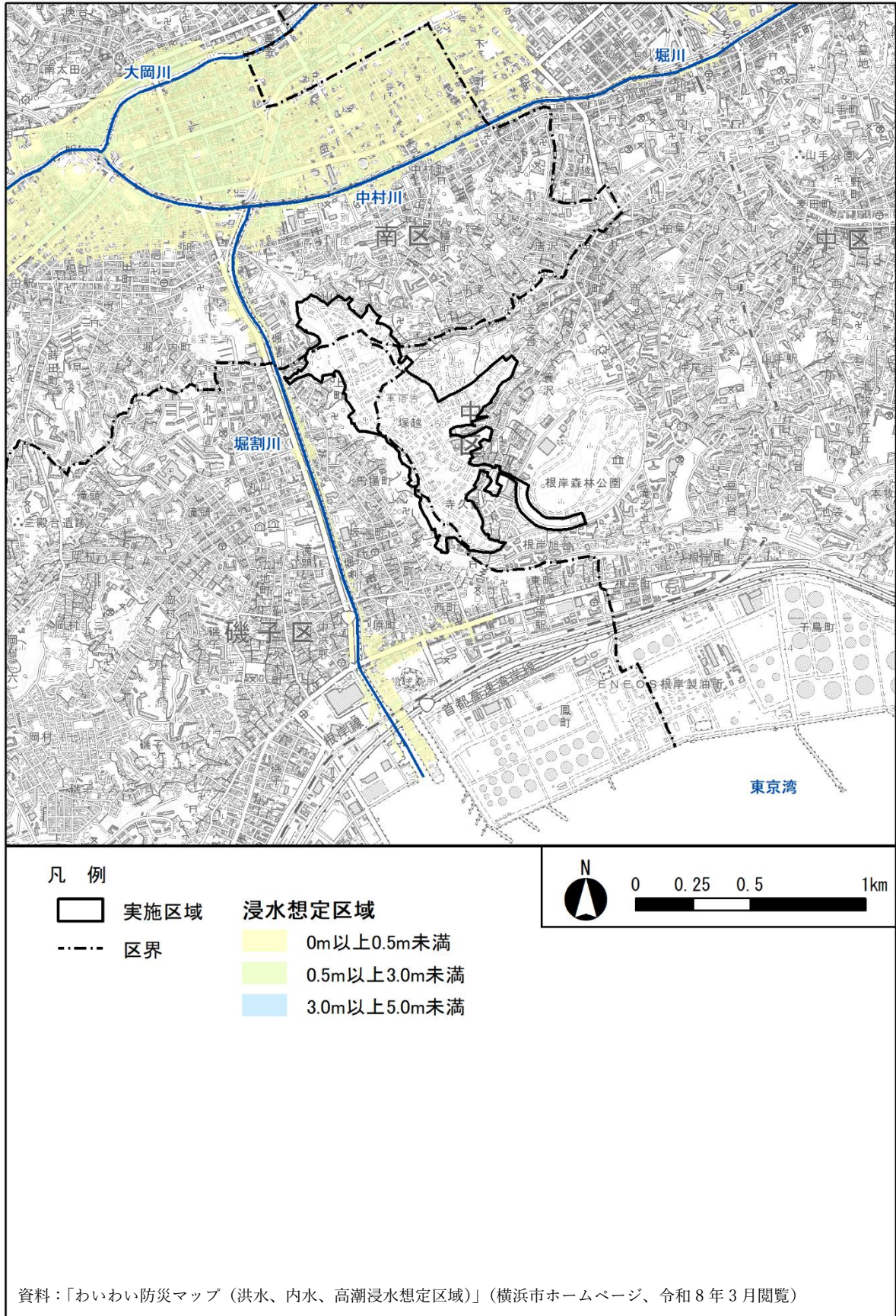
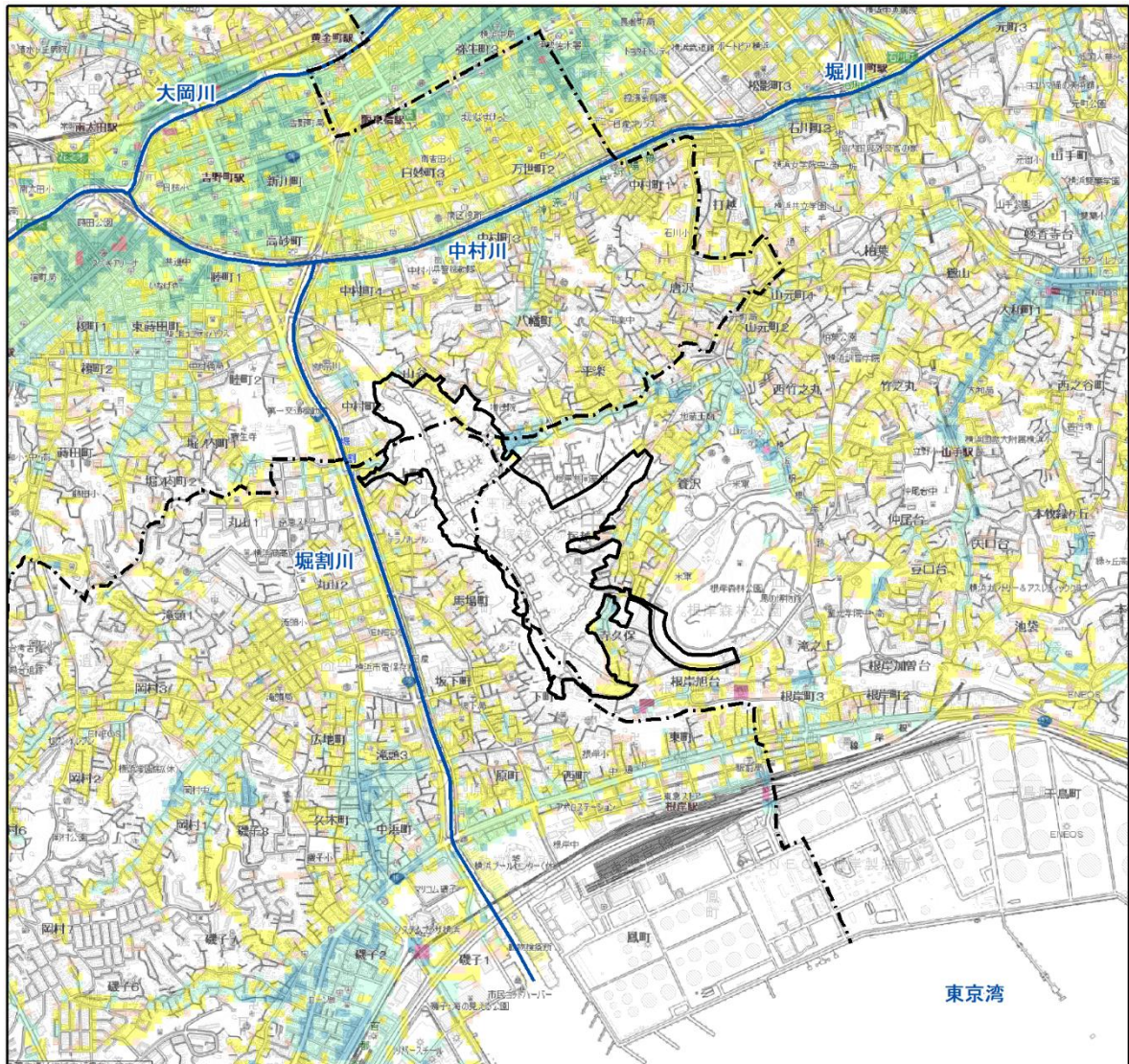


図3-48 浸水想定区域（洪水）



凡例

□ 実施区域

--- 区界

浸水想定区域

0~0.02m未満

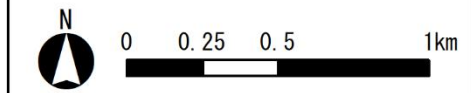
0.02~0.2m未満

0.2~0.5m未満

0.5~1.0m未満

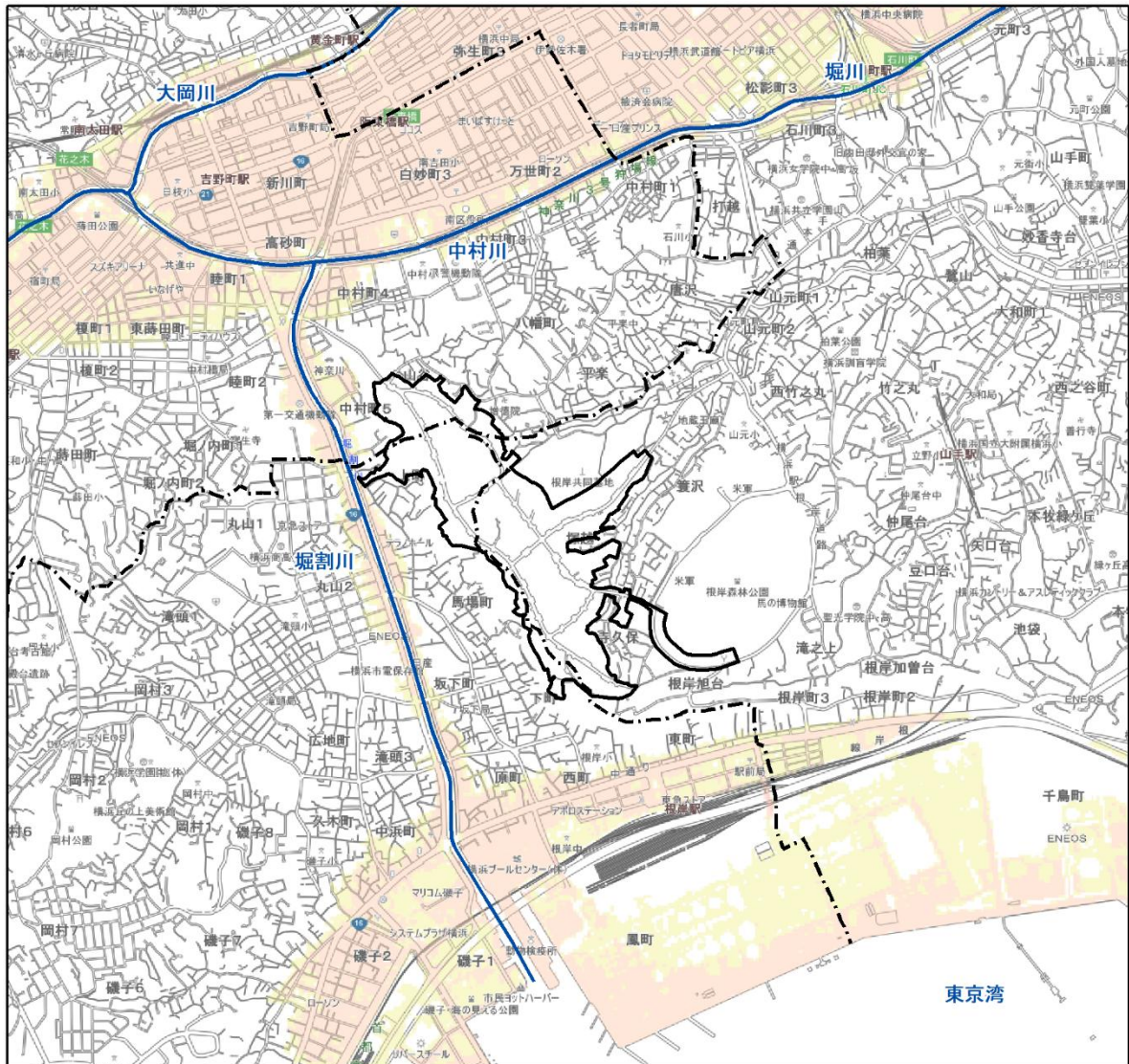
1.0~2.0m未満

2.0m以上



資料：「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-49 浸水想定区域（内水）



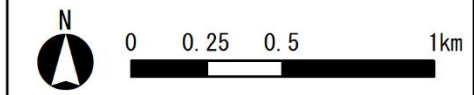
凡例

□ 実施区域

--- 区界

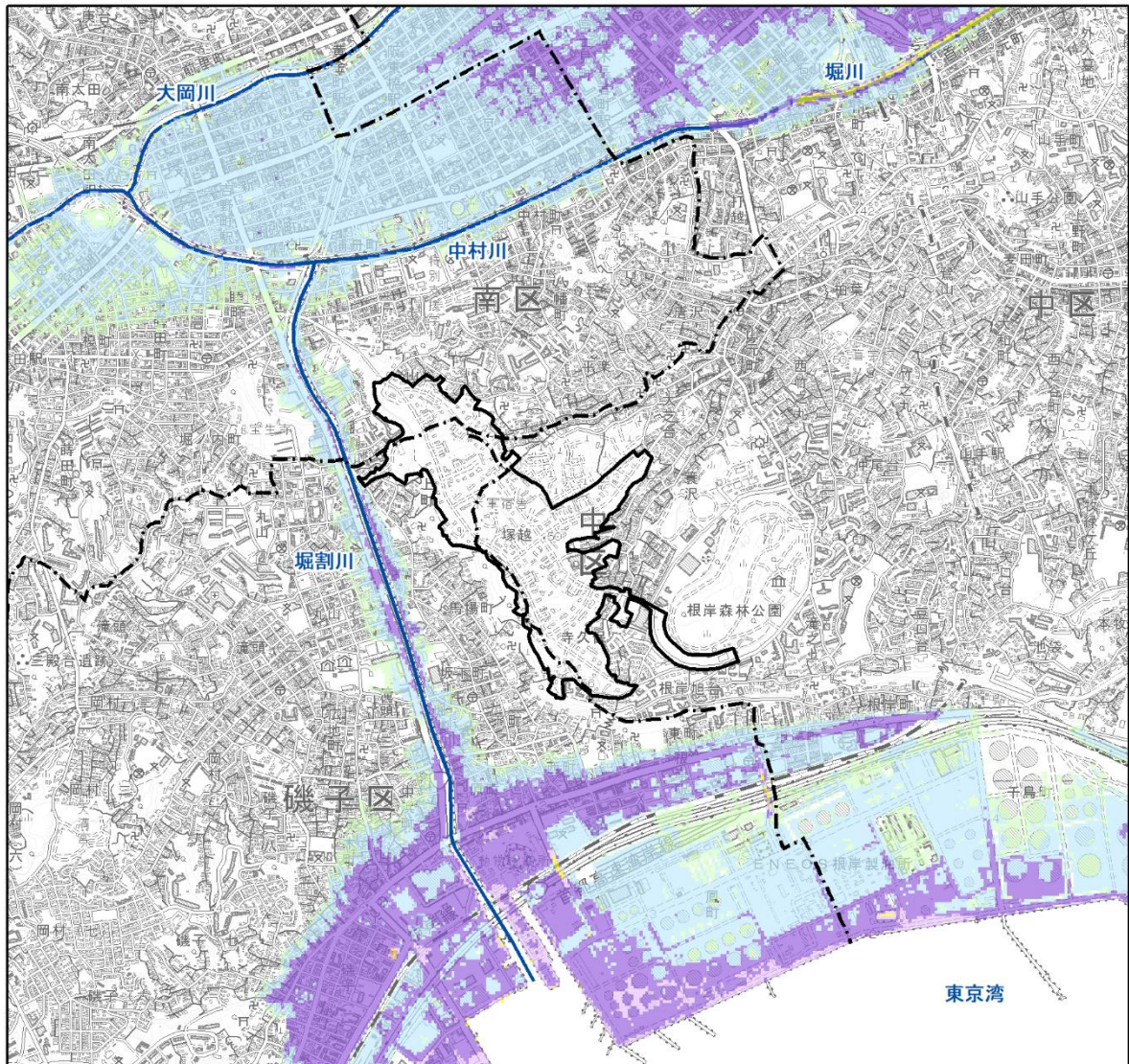
浸水想定区域

- 0~0.5m未満
- 0.5~3.0m未満
- 3.0~5.0m未満
- 5.0~10.0m未満
- 10.0~20.0m未満
- 20.0m以上



資料：「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-50 浸水想定区域（高潮）



凡例

□ 実施区域

--- 区界

浸水予測区域

0.01m以上 ~ 0.3m未満

0.3m以上 ~ 1m未満

1m以上 ~ 2m未満

2m以上 ~ 3m未満

3m以上 ~ 4m未満

4m以上 ~ 5m未満

5m以上 ~ 10m未満



0 0.25 0.5 1km

資料：「わいわい防災マップ（津波浸水予測区域）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-51 津波浸水予測区域

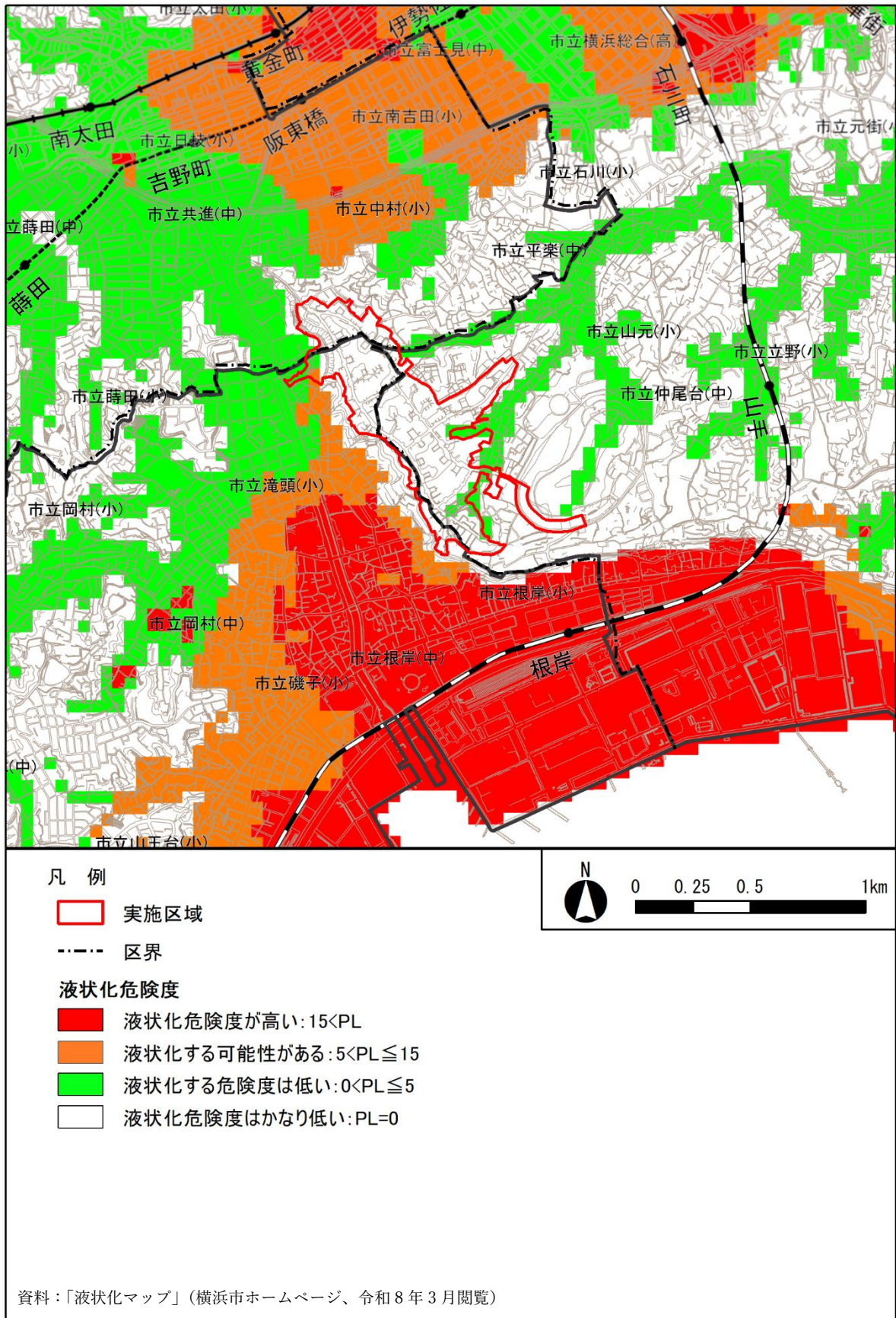
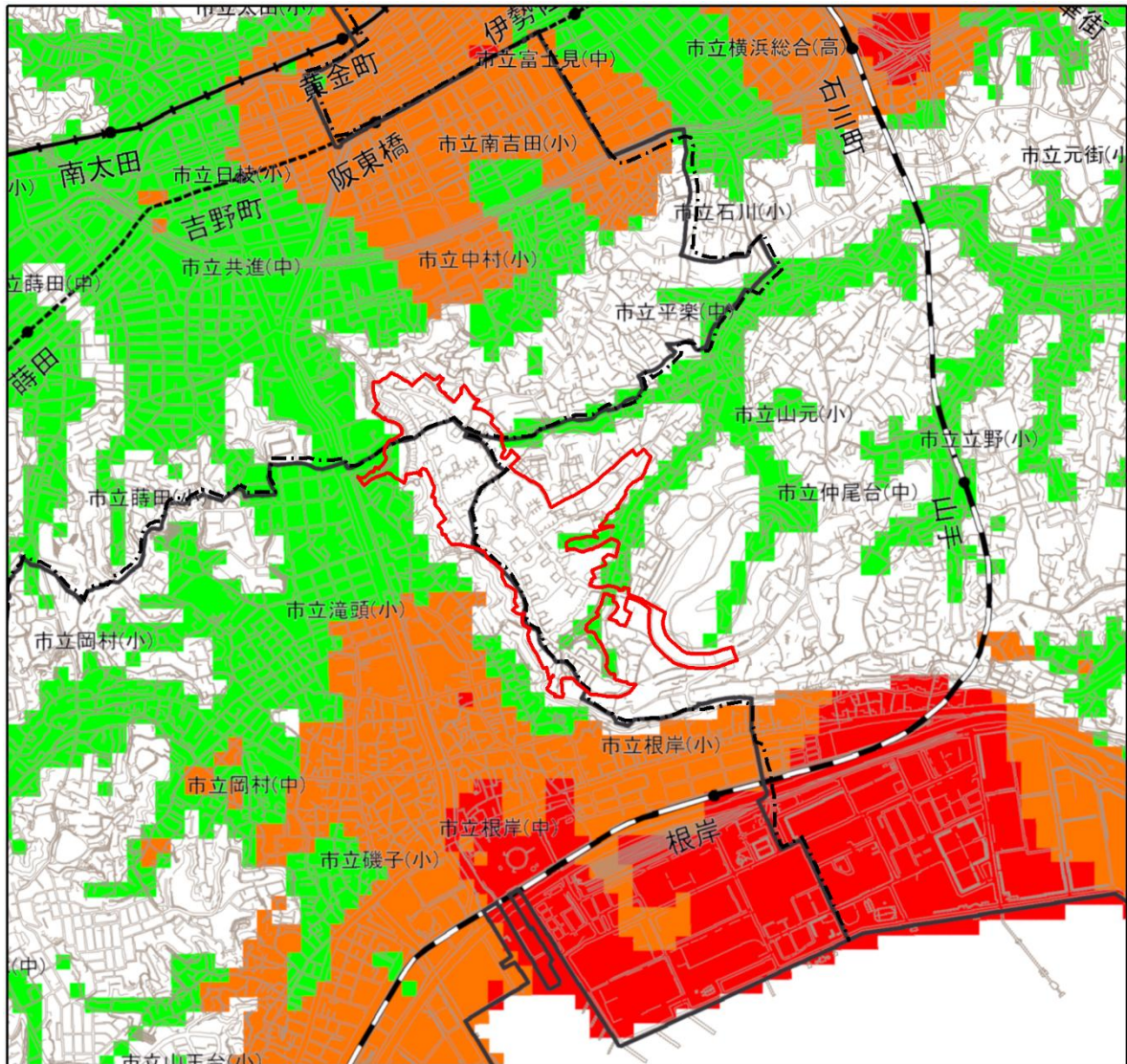


図3-52 液状化マップ(元禄型関東地震)



凡例

■ 実施区域

--- 区界

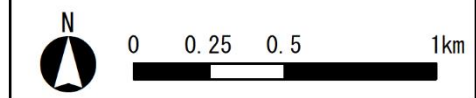
液状化危険度

■ 液状化危険度が高い:  $15 < PL$

■ 液状化する可能性がある:  $5 < PL \leq 15$

■ 液状化する危険度は低い:  $0 < PL \leq 5$

□ 液状化危険度はかなり低い:  $PL = 0$



資料:「液状化マップ」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

図3-53 液状化マップ(東京湾北部地震)

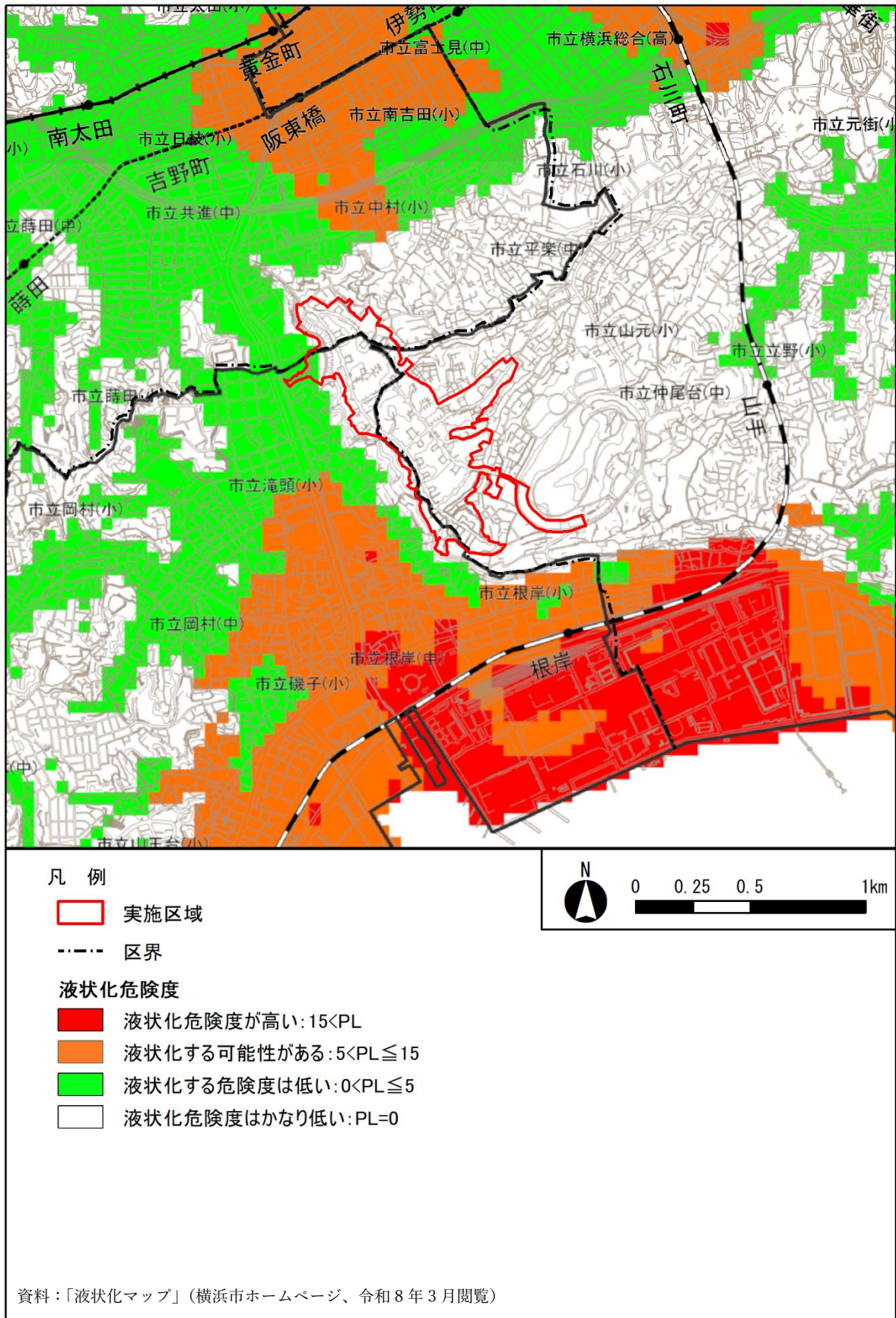


図3-54 液状化マップ(南海トラフ巨大地震)

(カ) 関係法令による指定状況

a 保安林

調査区域における「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号)に基づく保安林の指定状況は、図 3-55 に示すとおりです。

調査区域には保安林の指定があります。なお、実施区域に隣接する西側斜面には保安林の指定があります。

b 砂防指定地

調査区域に「砂防法」(明治 30 年 3 月法律第 29 号)に基づく砂防指定地の指定はありません。

c 地すべり防止区域

調査区域に「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域の指定はありません。

d 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、図 3-56 に示すとおりです。

調査区域及び実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域の指定があります。

e 土砂災害警戒区域

調査区域における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 5 月法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域の指定状況は、図 3-57 に示すとおりです。

調査区域及び実施区域には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があります。

f 港湾区域

調査区域における「港湾法」(昭和 25 年 5 月法律第 218 号)に基づく港湾区域の指定状況は図 3-58 に示すとおりであり、横浜港に港湾区域の指定があります。

g 河川保全区域

調査区域に「河川法」(昭和 39 年 7 月法律第 167 号)に基づく河川保全区域の指定はありません。

h 宅地造成等工事規制区域

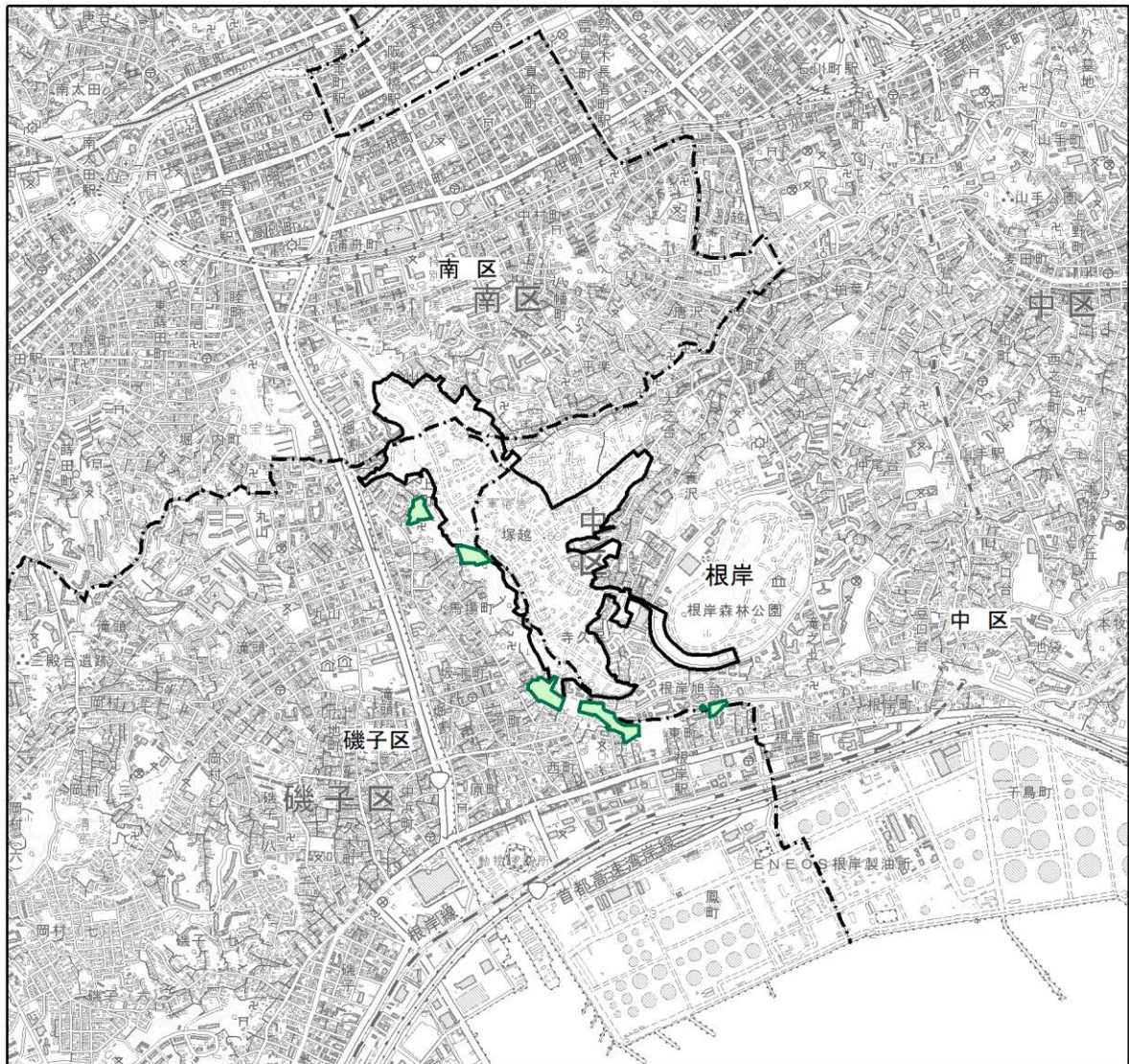
調査区域における「盛土規制法」(昭和 36 年 11 月法律第 191 号)に基づく宅地造成等工事規制区域の指定状況は、図 3-59 に示すとおりです。

調査区域及び実施区域を含む横浜市全域は、宅地造成等工事規制区域の指定があります。

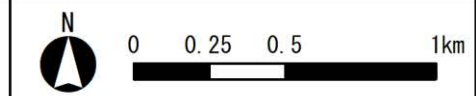
(※) 災害応急用井戸の状況

横浜市では、民間の協力のもと、地震等災害時に洗浄水等飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しています。

調査区域における災害応急用井戸の分布状況は、図3-60に示すとおりであり、中区に29箇所、南区に13箇所、磯子区に15箇所存在しています。なお、実施区域には、1箇所の災害応急用井戸が存在します。



- 凡例
- 実施区域
  - 区界
  - 保安林



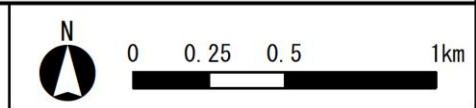
資料：「神奈川県横浜川崎地区農政事務所からの提供情報より作成した図」

図3-55 保安林の指定状況



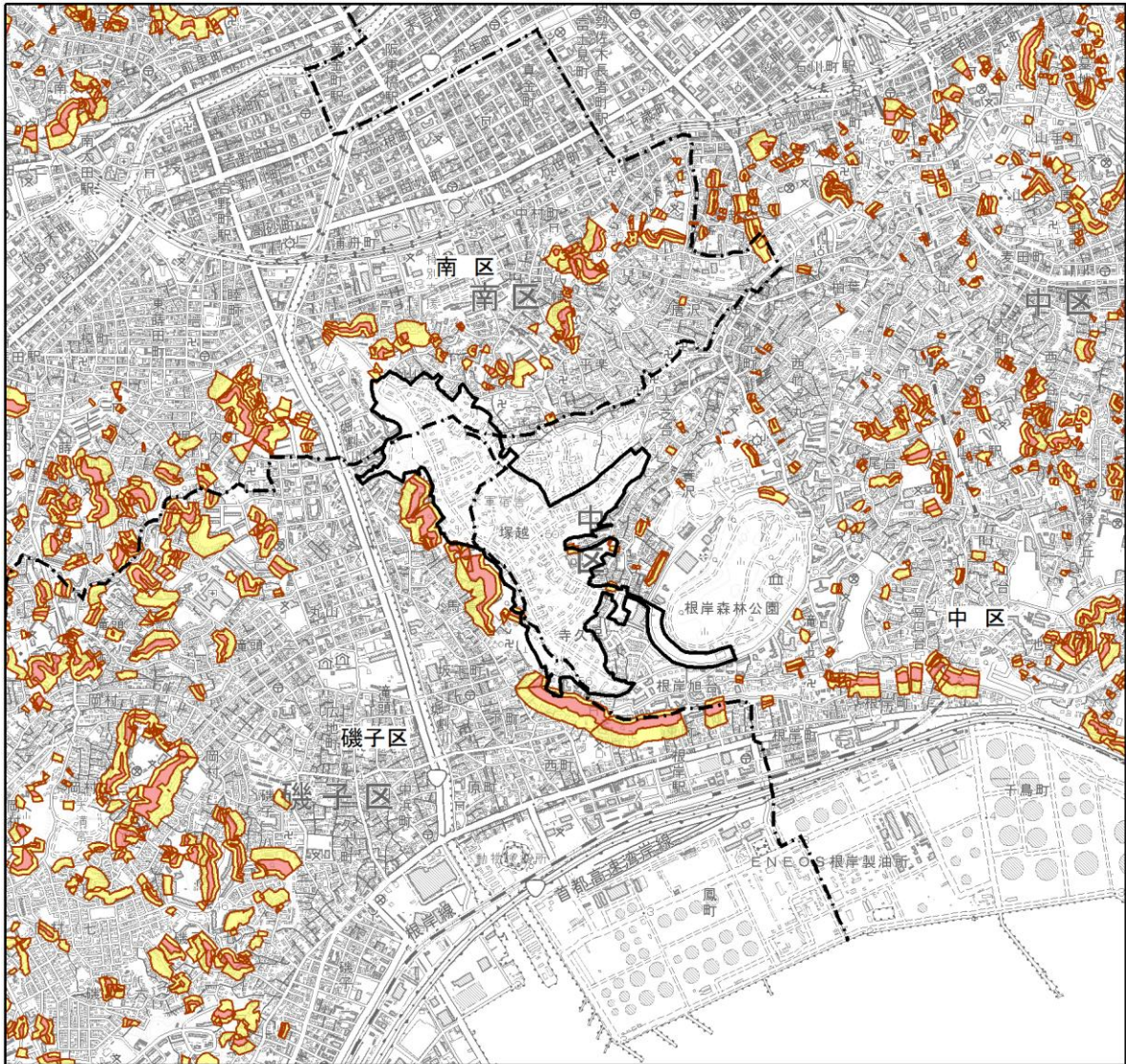
凡例

- 実施区域
- 区界
- 急傾斜地崩壊危険区域

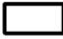


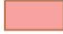


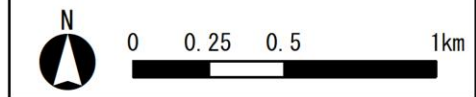
資料：「国土数値情報（急傾斜地崩壊危険区域）」（国土交通省ホームページ、令和8年3月閲覧）  
「神奈川県土砂災害情報ポータル」（神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-56 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



凡例

-  実施区域
-  区界
-  土砂災害警戒区域
-  土砂災害特別警戒区域

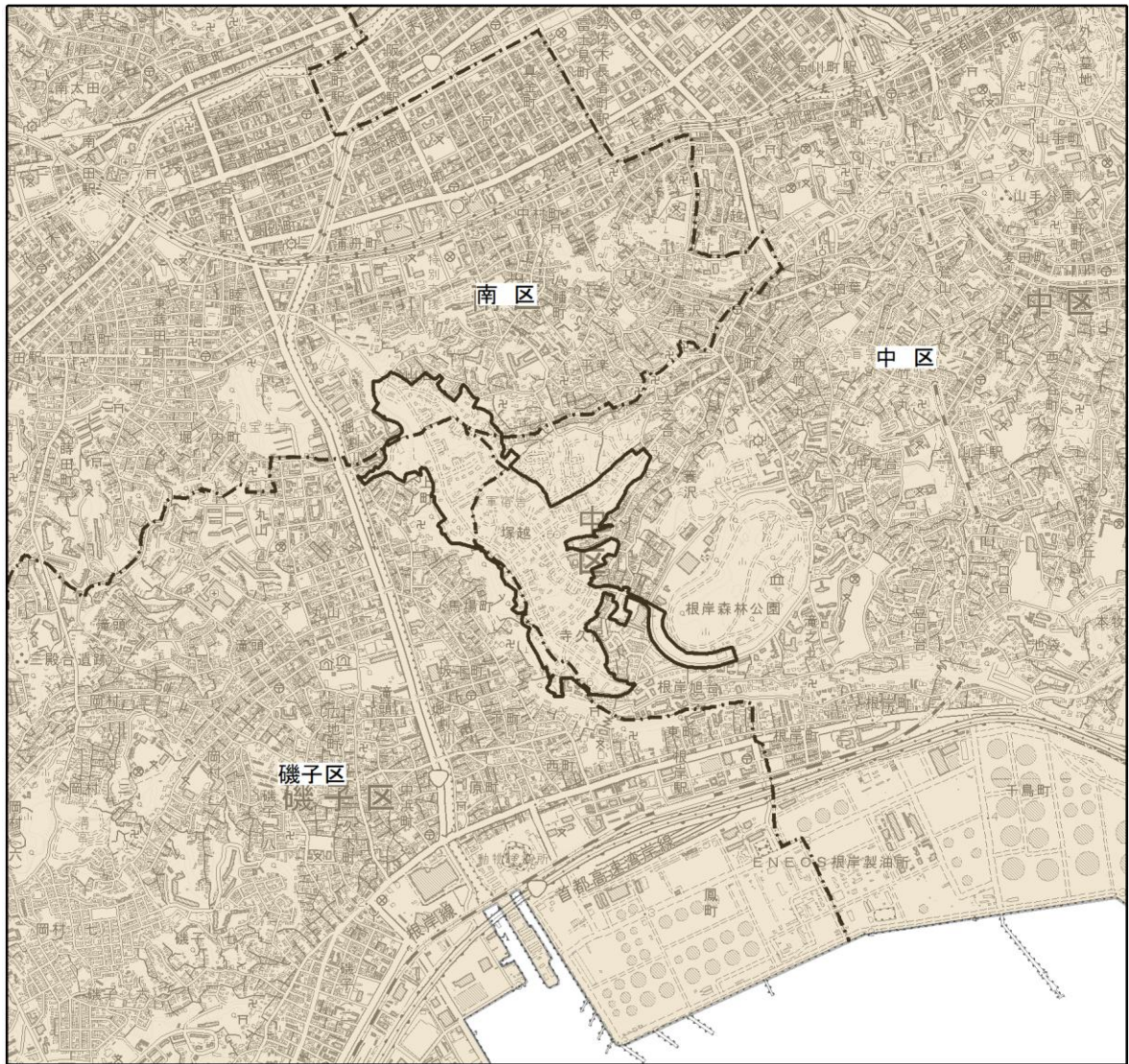


資料：「国土数値情報（土砂災害警戒区域）」（国土交通省ホームページ、令和8年3月閲覧）  
 「わいわい防災マップ（土砂災害）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-57 土砂災害警戒区域の指定状況




図3-58 港湾区域の指定状況



凡 例

 実施区域

 区界

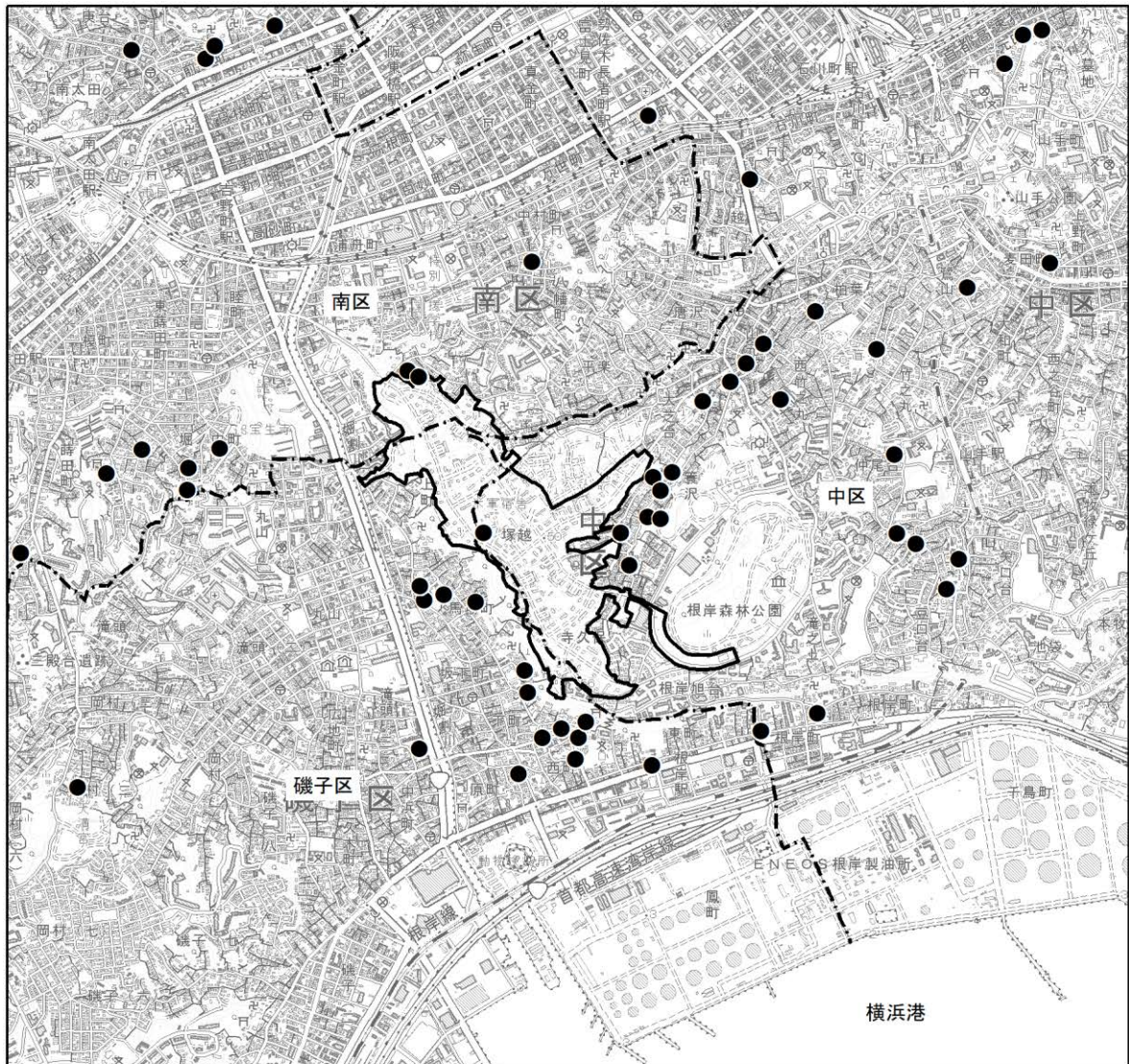
 宅地造成等工事規制区域(横浜市全域)



0 0.25 0.5 1km

資料：「盛土規制法の規制区域」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

図3-59 宅地造成等工事規制区域の指定状況

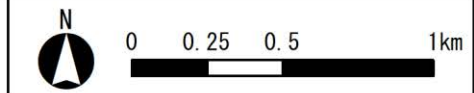


凡例

□ 実施区域

--- 区界

● 災害応急用井戸



資料：「わいわい防災マップ（災害用井戸協力の家）」（横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

図3-60 災害応急用井戸の状況

## シ 廃棄物の状況

### (ア) 一般廃棄物

実施区域が位置する横浜市における一般廃棄物の処理状況は、表3-87に示すとおりです。

令和6年度のごみと資源の総量は約111万トンで、ごみ量が約81万トン、資源化量が約30万トンとなっています。

過去5年間（令和2年度～令和6年度）の推移は、ごみ量、資源化量共に概ね減少傾向となっています。

表3-87 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
ごみと資源の総量		1,200,410	1,178,320	1,160,264	1,119,824	1,106,897		
処理内 量	家庭系	焼却	598,514	578,970	565,853	546,318	531,288	
		埋立	316	307	286	290	293	
		小計	598,830	579,277	566,139	546,608	531,581	
	事業系	焼却	267,824	273,094	278,706	274,207	275,188	
		埋立	2,610	2,766	2,655	2,319	2,164	
		小計	270,434	275,860	281,362	276,526	277,352	
	計		869,264	855,137	847,500	823,134	808,933	
	処理内 量	資源 化量	缶	9,728	9,533	8,968	8,336	7,967
			びん	20,538	19,566	18,193	16,556	15,534
			ペットボトル	14,077	14,372	14,176	14,032	13,936
			ガラス残さ	4,907	5,098	5,011	5,042	5,146
			小さな金属類	5,276	4,726	4,256	4,022	3,927
			プラスチック製容器包装	51,129	50,094	48,276	46,555	47,172
			スプレー缶	620	619	611	611	616
			古紙	1,254	973	968	929	982
古布			467	426	387	420	413	
蛍光灯、電球			77	70	59	56	45	
乾電池			319	336	341	358	325	
粗大金属			7,209	7,077	6,533	6,220	6,156	
羽毛布団			8	12	12	13	11	
小型家電			85	91	95	99	114	
燃えないごみ			1,327	1,233	1,192	1,128	991	
その他	0	0	0.4	4	0			
小計		117,023	114,225	109,079	104,402	103,334		
資源集団回収		149,024	142,784	136,438	128,058	122,491		
事業系	せん定枝	49,457	49,313	47,817	42,795	46,999		
	生ごみ	15,643	16,861	19,430	21,434	23,001		
	小計	65,100	66,174	67,246	64,230	25,139		
計		331,146	323,183	312,763	296,690	297,964		
処理内 量	ごみ	焼却	866,338	852,065	844,559	820,525	806,476	
		直接埋立	2,926	3,072	2,941	2,609	2,458	
		計	869,264	855,137	847,500	823,134	808,933	
資源化量		329,950	331,146	323,183	296,690	297,964		
焼却残さ	埋立	124,000	120,803	117,688	114,426	109,885		
	資源化	830	796	986	793	565		

注1：家庭系の「その他」は、せん定枝リサイクル実証実験及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

注2：事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

注3：表中の数値は端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「事業概要」（令和3年度～令和7年度、横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧）

(イ) 産業廃棄物

横浜市及び神奈川県における産業廃棄物の状況は、表3-88～表3-89に示すとおりです。

令和5年度における横浜市の産業廃棄物発生量は約822万トンで、神奈川県全体(1,710万トン)の約48%となっています。

横浜市における過去5年間(令和元年度～令和5年度)の産業廃棄物発生量は、減少傾向にあります。

表3-88 産業廃棄物の状況(横浜市)

単位：万トン

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発生量	919	888	846	901	822
減量化量	613	599	551	600	554
再生利用量	284	275	272	287	241
最終処分量	22	14	22	14	27

注：端数処理により、内訳の合計と発生量が一致しない場合があります。

資料：「令和7年度 事業概要」(横浜市ホームページ、令和8年3月閲覧)

表3-89 産業廃棄物の状況(神奈川県)

単位：万トン

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発生量	1,808	1,737	1,714	1,740	1,710
減量化量	1,089	1,060	1,020	1,035	1,024
再生利用量	691	650	668	678	661
最終処分量	28	27	28	27	24

注：端数処理により、内訳の合計と発生量が一致しない場合があります。

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」(神奈川県ホームページ、令和8年3月閲覧)

## ス 法令等の状況

関連法令及び関連計画と対象事業との関係の有無は、表3-90～表3-93に示すとおりです。

適用法令等は、現在の法令の施行状況より判断したものであり、対象事業と関連のある適用法令は順守します。

表3-90 関連法令等

項目	関係法令等	対象事業との関係	
公害防止	環境一般	環境基本法	○
		神奈川県環境基本条例	—
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
		環境影響評価法	—
		横浜市環境影響評価条例	○
		横浜市開発事業等の調整等に関する条例	○
		生活環境保全推進ガイドライン	○
	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○	
	大気汚染	大気汚染防止法	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	—
		神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	—
	水質汚濁	水質汚濁防止法	—
		下水道法	—
		横浜市下水道条例	—
	土壌汚染	土壌汚染対策法	○
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
	騒音	騒音規制法	○
	振動	振動規制法	○
	地盤沈下	工業用水法	○
建築物用地下水の採取の規制に関する法律		—	
悪臭	悪臭防止法	○	
日照障害	建築基準法	○	
	横浜市建築基準条例	—	
	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例	—	
	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	—	

注：「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」等、複数の項目に関係する関係法令がありますが、これらについては「環境一般」もしくは主に関係する項目のところに示しています。

表3-91 関連法令等

項目	関係法令等	対象事業との関係	
公害防止	循環型社会形成推進基本法	-	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	-	
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	○	
	資源の有効な利用の促進に関する法律	-	
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	-	
	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	-	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	
	神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○	
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○	
	神奈川県循環型社会づくり計画	○	
	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	-	
	石綿排出等工事に関する指導指針	-	
	神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	-	
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	
	神奈川県分別収集促進計画	-	
	横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ プラ 5.3 プラン～	-	
	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	-	
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	-
グリーン調達	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	-	
環境計画等	神奈川地域公害防止計画	-	
	エコツーリズム推進法	-	
	横浜市環境管理計画	○	
	横浜市水と緑の基本計画	○	
	「横浜スマートシティプロジェクト」マスタープラン	-	
	横浜グリーンバレー構想	-	
自然環境保全	生物多様性基本法	-	
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	-	
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	-	
	生物多様性保全上重要な里地里山	○	
	自然環境保全条例（神奈川県）	-	
	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	-	
	横浜市生物多様性保全再生指針	-	
	横浜市みどりアップ計画（2024-2028）	○	
	横浜自然観察の森条例	-	
	横浜つながりの森構想	-	
	国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	-
		神奈川県県立自然公園条例	-
		都市公園法	-
		神奈川県都市公園条例	-
横浜市公園条例		-	
自然環境保全地域等	自然環境保全法	-	
特別緑地保全地区	都市緑地法	-	
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	-	

注：「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」等、複数の項目に関係する関係法令がありますが、これらについては「環境一般」もしくは主に関係する項目のところに示しています。

表3-92 関連法令等

項目	関係法令等	対象事業との関係	
自然環境保全	風致地区	都市計画法 横浜市風致地区条例	○ ○
	敷地内緑地、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
		横浜市緑化地域に関する条例	-
		緑化地域制度	-
	海岸保全地域	海岸法	-
	森林地域	国土利用計画法	○
	生産緑地地区	生産緑地法	○
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	-
	農業専用地区	横浜市農業専用地区制度	-
		横浜都市農業推進プラン 2024-2028	-
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	○
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	-
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	-
	自然再生	自然再生推進法	-
かながわ水源環境保全・再生施策大綱		-	
水循環	水循環基本法	○	
	水循環基本計画	○	
災害防止	保安林	森林法	○
	砂防指定地	砂防法	-
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	-
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	○
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○
	港湾区域	港湾法	○
	河川保全区域	河川法	-
	宅地造成等工事規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	○
	地震	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）	-
		横浜市防災計画	-
	航空障害	航空法	-
	防火・危険物等の取り扱い	消防法	-
		横浜市火災予防条例	-
化学物質の適正な管理に関する指針		-	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律		-	
地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○
		エネルギー政策基本法	-
		再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	-
		エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	-
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	-
		非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	-
		バイオマス活用推進基本法	-
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	-
		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	-
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	-		

注：「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」等、複数の項目に関係する関係法令がありますが、これらについては「環境一般」もしくは主に関係する項目のところに示しています。

表3-93 関連法令等

項目		関係法令等	対象事業との関係
地球環境保全	温暖化対策	神奈川県循環型社会づくり計画	—
		神奈川県バイオマス利活用計画	—
		横浜市地域冷暖房推進指針	—
		横浜市建築物環境配慮制度（CASBEE 横浜）	—
		地球温暖化対策計画書制度（横浜市）	—
		横浜市低炭素電気普及促進計画書制度	—
		再生可能エネルギー導入検討報告制度（横浜市）	—
その他	景観	景観法	—
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
		屋外広告物法	—
		神奈川県屋外広告物条例	—
		横浜市屋外広告物条例	—
		神奈川県景観条例	—
		神奈川県景観づくり基本方針	—
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	—
		横浜市景観ビジョン	—
		横浜市景観計画	—
		関内地区・山手地区都市景観協議地区	—
		関内地区・山手地区都市景観形成ガイドライン	—
		まちづくり方針	道路法
	横浜都市交通計画		○
	横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）・区プラン		○
	横浜市都心臨海部再生マスタープラン		—
	土地区画整理法		○
	建築協定		—
	横浜市駐車場条例		—
	横浜市自転車活用推進計画		—
	横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例		—
	横浜市放置自転車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例		—
	根岸住宅地区跡地利用基本計画		○
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		—
	文化財	文化財保護法	○
		神奈川県文化財保護条例	○
		横浜市文化財保護条例	○
	その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	—
		地下空間における浸水対策ガイドライン	—
		光害対策ガイドライン	—
		工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン	—

注：「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」等、複数の項目に関係する関係法令がありますが、これらについては「環境一般」もしくは主に関係する項目のところに示しています。

### (3) 調査区域の地域特性

「(2) 地域の概況」から要約される調査区域等における地域特性の概況は、表3-94～表3-96に示すとおりです。

実施区域の大半は、米軍施設であり、昭和22年に米軍人やその家族などが居住する住宅地区として接収されました。その後、平成16年の日米合同委員会における返還方針の合意、平成30年11月の返還方針の合意の見直しを経て、令和2年6月から原状回復作業が開始されています。

主な道路網としては、調査区域に高速湾岸線、高速神奈川3号狩場線、国道16号、横浜駅根岸線及び山下本牧磯子線が通っており、バス路線としては、横浜市営バス、神奈川中央交通、京浜急行バス、相鉄バス及びフジエクスプレス（横浜タウンバス）が運行しています。

また主な旅客用鉄道は、JR京浜東北・根岸線及び横浜市高速鉄道1号線（ブルーライン）が通っており、最寄りの駅としては、JRの根岸駅及び山手駅、横浜市高速鉄道の吉野町駅及び阪東橋駅があります。

「横浜市都市計画マスタープラン」の中区プラン（令和2年3月）では、「土地利用分野の目標」として「業務・商業等の都心機能や港湾・物流機能が高まり、海・港・歴史的資源と一体となった市街地の多様な魅力を区民も来街者も満喫できるまち」が掲げられ、南区プラン（平成31年2月）では、「土地利用の方針」として「多世代が暮らしやすく、安全で快適な住環境をつくっていきます」、「南区のにぎわいや活力形成につながる良好な商業、業務、工業等の環境を維持し、地域のニーズや立地環境に合わせた適正な土地利用を誘導していきます」、「土地利用転換等が行われる際には、周辺環境へ配慮した計画を誘導します」の3項目が掲げられ、磯子区プラン（平成30年3月）では、「土地利用の方針」として「良好な市街地環境となるよう秩序ある土地利用を図ります」が掲げられています。また、根岸住宅地区に関しては、各区のプランともに、まちづくりの方針として「米軍根岸住宅地区の跡地利用の検討」が掲げられています。

調査区域の地域特性は、「跡地利用基本計画」（令和3年3月）における、「横浜らしい景観をつくり出している歴史的な建造物や多くの教育施設等が立地する山手地区に近接するとともに、緑豊かで多くの人々が集う根岸森林公園に隣接しています。また、本市のターミナル駅である横浜駅や、多彩な機能が集積する、みなとみらい21地区などの都心臨海部に近く、緑に囲まれた高台を有する約43ha<sup>注</sup>の広大な地区であり、その立地や周辺環境の状況から、ポテンシャルの高い地区と捉えることができます」と言い表すことができます。

注：「約43ha」は跡地利用基本計画で示される面積（ここでは引用部分）であり、民有地及び国有地の合計である。対象事業としては1章に示したように約43haを面積として設定しており、これには民有地及び国有地のほか、実施区域内の無番地や非提供地も計上している。

表3-94 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜地方気象台における令和7年の気象状況は、平均気温が17.6℃、最高気温が38.1℃、最低気温が-0.6℃、平均湿度が68%、平均風速が3.5m/s、最多風向が北、日照時間が2,259.9時間、降水総量が1321.5mmとなっています。</li> </ul>
地形、地質、地盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施区域の地形は、下末吉段丘面群及び山麓斜面が主体であり、周辺を含めると一般斜面、平坦化地及び盛土地となっています。</li> <li>・実施区域の標高（250mメッシュの最高標高）は、一部を除き「40m以上～50m未満」及び「50m以上」となっています。</li> <li>・実施区域の表層地質は、大部分が「火山灰・泥・砂及び礫」であり、一部に「泥を主とする未固結堆積物」、「砂・泥互層及び砂質泥岩」となっています。</li> <li>・実施区域の土壌は、「人工改変土」となっています。</li> <li>・実施区域は、一部を除き「丘陵地および台地面」となっており、軟弱地盤の分布はほとんどありません。</li> </ul>
水循環の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域の周辺には、大岡川、中村川、堀川、堀割川及び大岡川分水路の5河川が流れています。また、調査区域の南側は、東京湾となっています。</li> <li>・実施区域の周辺の河川としては、実施区域の西側を堀割川が流れています。</li> <li>・調査区域には、地下水利用施設が1箇所（学校法人 聖光学院）存在します。</li> <li>・調査区域には、湧水が2箇所（打越湧水、滝之上白滝不動尊）存在します。</li> </ul>
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施区域の現存植生は、「緑の多い住宅地」が大部分を占めており、一部が「シイ・カシ二次林」、「オニシバリーコナラ群集」、「市街地」となっています。</li> <li>・調査区域及びその周辺において確認された植物の重要な種は、33目61科148種です。</li> <li>・調査区域には、神奈川県指定の天然記念物である「根岸八幡神社の社叢林」、「宝生寺・弘誓院の寺林」及び特定植物群落の「大岡のイロハモミジケヤキ群集」が存在します。また、植生自然度9に該当する植生として、「ヤブコウジースダジイ群集」、「イノデータブノキ群集」が存在します。</li> <li>・調査区域には、巨樹・巨木林が1本、横浜市の名木古木が89件存在します。</li> <li>・調査区域及びその周辺において確認された動物の重要な種は、哺乳類3目3科4種、鳥類12目31科75種、爬虫類2目4科7種、両生類1目3科6種、魚類6目11科23種、昆虫類等7目26科68種、底生動物7目11科14種及び陸産貝類2目4科5種です。</li> <li>・調査区域及びその周辺の動物の注目すべき生息地としては、鳥獣保護区及び保安林の指定があります。</li> <li>・実施区域の環境類型区分は大部分が「市街地等」であり、実施区域の西側から南側にかけては帯状に「樹林（代償植生）」となっています。</li> <li>・調査区域の重要な自然環境のまとまりの場としては、天然記念物、鳥獣保護区、植生自然度9、特定植物群落及び湧水が存在します。</li> <li>・実施区域には、「鳥獣保護区（根岸）」の指定があります。</li> </ul>

表3-95 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象地域における令和6年10月1日時点の人口及び世帯数は、中区が約15万人、約8万9千世帯、南区が約20万人、約10万9千世帯、磯子区が約16万人、約8万世帯となっています。</li> <li>・令和2年から令和6年における人口及び世帯数の推移は、各区ともにほぼ横ばいで推移しています。</li> <li>・調査対象地域における事業所数は、各区ともに「卸売業、小売業」が最も多く、従業者数は、中区では「サービス業（他に分類されないもの）」、南区及び磯子区では「医療、福祉」が最も多くなっています。</li> </ul>
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象地域における地目別土地利用は、各区ともに宅地の割合が最も多くなっています。</li> <li>・実施区域は、大部分が低層建物で、一部が森林、高層建物、低層建物（密集地）、公園・緑地となっています。実施区域の周辺は、低層建物、低層建物（密集地）、公共施設等用地、公園・緑地等となっています。</li> <li>・実施区域は、大部分が第1種低層住居専用地域であり、一部に第1種住居地域、第1種中高層住居専用地域、準工業地域の指定があります。また、実施区域の周辺は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準工業地域に指定されています。</li> </ul>
交通、運輸の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域には、高速湾岸線、高速神奈川3号狩場線、国道16号、横浜駅根岸線及び山下本牧磯子線等が通っています。</li> <li>・調査区域では、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、京浜急行バス、相鉄バス及びフジエクスプレス（横浜タウンバス）が運行しています。</li> <li>・調査区域の鉄道駅としては、JR京浜東北・根岸線の石川町駅、山手駅及び根岸駅、京浜急行本線の南太田駅及び黄金町駅、横浜市高速鉄道1号線（ブルーライン）の吉野町駅及び阪東橋駅、貨物鉄道駅として神奈川臨海鉄道本牧線の根岸駅があります。</li> <li>・横浜港における入港船舶数、総トン数及び海上出入貨物量は、ほぼ横ばいで推移しています。</li> </ul>
公共施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施区域の周辺の主な教育施設等としては、「ヨコハマイングリッシュプリスクール（N02）」、「根岸幼稚園（I06）」、「横浜市立山元小学校（N28）」、「横浜市立根岸小学校（I23）」及び「横浜テクノオート専門学校（M44）」が存在します。</li> <li>・実施区域の周辺の主な医療機関としては、「関谷クリニック（N53）」、「住田こどもクリニック（I15）」が存在します。</li> <li>・調査区域には、警察署が2箇所、消防署が3箇所、郵便局が15箇所、区役所が1箇所存在します。</li> <li>・実施区域の周辺の主な福祉施設等としては、「リハビリホームグランダ山手・横浜（N03）」、「山手湊輝邸（N04）」、「横浜市箕沢地域ケアプラザ（N09）」、「わかたけ南（M02）」、「リバーサイドフェニックス（M03）」、「グループホームふぁいと天神橋（M08）」、「ちくぶ坂下ホーム（I03）」、「スマイル根岸の家（I07）」及び「スマイル根岸の杜（I11）」が存在します。</li> <li>・実施区域の周辺のその他の市民利用施設等としては、「山元小学校コミュニティハウス（N03）」、「馬の博物館（N05）」、「中村公園プール（M06）」及び「根岸地区センター（I01）」が存在します。</li> <li>・実施区域の周辺の主な公園・緑地等としては、「根岸森林公園（N01）」、「大芝台公園（N18）」、「箕沢公園（N19）」、「根岸旭台公園（N20）」、「中村冒険パーク（M13）」、「山谷公園（M16）」、「中村町五丁目公園（M18）」、「磯子上町公園（I20）」、「根岸なつかし公園（I01）」及び「根岸坂下公園（I22）」が存在します。</li> </ul>
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施区域の周辺の指定・登録文化財としては、市指定文化財の「旧柳下家住宅（N07）」、県指定文化財の「根岸八幡神社の社叢林（I04）」が存在します。</li> <li>・実施区域の周辺の横浜市認定歴史的建造物としては、「旧根岸競馬場一等馬見所（N26）」が存在します。</li> <li>・実施区域には、9箇所（N09、N10、N11、N12、N13、M03、I01、I02、I03）の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在します。</li> </ul>

表3-96 地域特性の概要

項目		地域特性の概要
公害等の 状況	公害 苦情	・令和6年度における公害苦情の発生件数は、中区が112件、南区が83件、磯子区が49件であり、各区ともに騒音に関する公害苦情が最も多くなっています。
	大気 汚染	・令和2年度～令和6年度における二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質の測定結果は、各測定局の全ての年度で環境基準に適合しています。 ・光化学オキシダントは、全ての年度で環境基準に適合していません。 ・ダイオキシン類は、測定年度の全てで環境基準に適合しています。
	水質 汚濁	・令和2年度～令和6年度における河川の水質測定結果は、生活環境項目では、令和2年度、令和4年度、令和6年度の水素イオン濃度、令和3年度の生物化学的酸素要求量、全ての年度の溶存酸素量、全ての年度の大腸菌群数（大腸菌数）が環境基準に適合していません。 健康項目は、全ての年度の測定項目の全てで環境基準に適合しています。 ・令和2年度～令和6年度における海域の水質測定結果は、生活環境項目では、令和3年度～令和6年度の水素イオン濃度が環境基準に適合していません。 健康項目は、全ての年度の測定項目の全てで環境基準に適合しています。 ・令和2年度～令和6年度における地下水の水質測定結果は、全ての年度の測定項目の全てで環境基準に適合しています。
	騒音	・調査区域では、道路交通騒音の測定が3地点で行われており、国道357号・高速湾岸線（No.1）は昼間及び夜間ともに、市道山下高砂線（No.3）は夜間に環境基準（幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用））に適合していません。 ・調査区域に一般環境騒音及び鉄道騒音の測定地点は存在しません。
	振動	・調査区域に道路交通振動及び鉄道振動の測定地点は存在しません。
	土壌 汚染	・調査区域には、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定が7箇所、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく形質変更時要届出区域の指定が2箇所あります。 ・実施区域には、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定（指-215）があります。
	悪臭	・実施区域に特定悪臭物質を排出する事業所は存在しません。
	地盤 沈下	・調査区域における水準測量成果では、平成27年～平成30年の4年間では、大きな変動はみられませんでした。なお、令和元年度以降の測定は行われていません。
災害の状況	・実施区域では、元禄型関東地震で震度6弱～6強、東京湾北部地震で震度5強～6弱、南海トラフ巨大地震で震度5弱～5強の揺れが想定されています。 ・実施区域に洪水及び高潮による浸水想定区域は存在しませんが、一部に内水による浸水想定区域が分布しています。 ・実施区域に津波浸水予測区域は存在しません。 ・実施区域の一部に元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液化する可能性がある」、「液化危険度は低い」とされる区域が分布しています。 ・実施区域の一部及び周辺に急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等が分布しています。	
廃棄物の状況	・横浜市における令和6年度の一般廃棄物の処理状況は、ごみ量が約111万トン、資源化量が約30万トンとなっています。過去5年間の推移は、ごみ量、資源化量共に概ね減少傾向となっています。 ・横浜市における令和5年度の産業廃棄物発生量は約822万トンで、神奈川県全体の約48%となっています。また、過去5年間の産業廃棄物発生量は、令和元年度より1,000万トン以下に減少しています。	
法令等の状況	・対象事業に関連のある法令としては、「環境基本法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」、「大気汚染防止法」等があります。	

#### 4 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

##### (1) 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」(令和7年4月改定)の「別記 事業別の配慮事項 10 開発行為等に係る事業(工業団地の造成、流通業務団地の造成、土地区画整理事業を含む)」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。選定した配慮事項について、対象事業で検討した配慮の内容を表4-1～表4-4に記載しました。配慮書からの主な変更には、下線を付けています。

なお、「配慮の内容」は、配慮書で示した「計画段階配慮の内容」に対して述べられた市長意見書等を総合的に検討し、見直したものとなります。

表4-1 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	<p>(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。</p> <p>「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターゾーン、住宅地等ゾーン及び森林公園ゾーンの配置に当たっては、地盤の造成高さ等の影響を踏まえて検討します。森林公園ゾーンについては、主要な道路沿いの一部が該当します。</li> <li>・切土や盛土で構成される造成については、<u>盛土規制法の技術的基準の適合に係る協議で、盛土、切土、擁壁及び排水施設計画の規模・安全性について、切土法面や盛土法面の崩壊等による周辺環境への影響がないよう、専門的・技術的な確認を行います。</u></li> <li>・道路の整備にあたっては、<u>実施区域周辺の地域特性や交通状況を熟知している道路管理者及び交通管理者との協議において、将来（「存在・供用時」）の道路交通が安定かつ安全になるよう道路幅員、線形、交差点処理、縦横断構造等を確認します。</u></li> <li>・土地利用における生物多様性への配慮として、公園、<u>歩行環境沿いの緑地が一体となった緑の回廊のネットワークを検討します。</u></li> <li>○ <u>なお、周辺の密集市街地の防災力向上につながるように、フェンス等で行き止まりになっていた既存の道路を整備する道路を結び、アクセスの向上を図ります。</u></li> <li>・整備する道路及び公園においては、「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、関係機関と協議のうえ、生物多様性の保全に配慮し、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断を避けるような配置計画を検討します。</li> <li>・対象事業の実施に当たっては、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用及び省エネ運転（アイドリングストップ等）を実施します。</li> <li>・工事では、横浜市グリーン購入の推進に関する特記仕様書で、建設機械は「<u>排出ガス対策建設機械</u>」及び「<u>低騒音型建設機械</u>」を採用し、周辺環境への影響を低減させます。</li> </ul>

表4-2 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(2)	○	・計画段階配慮書の作成、及び方法書以降での情報更新を通じて、実施区域及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>道路基盤の整備施工にあつては、整備区間における安全の確保を目的として、道路管理者、交通管理者へ許可申請を行います。</u>道路管理者へは、<u>道路の効用や交通の安全を確保するため、工事用仮設の安全な形態や安全な構造、通行機能を確保する計画を策定し、道路占用許可申請を行います。</u>交通管理者へは、<u>交通の安全と円滑を確保するため、歩行者通路の確保や幅員の確保、工事区間との区画、交通整理員の適切な人員配置に関する計画を策定し、道路使用許可申請を行います。</u></li> <li>・状況に応じた設計や工法を検討し、安全な構造物の構築、工事作業上の安全確保、地下水位・地盤沈下、近接する構造物等への影響の低減を図り、市民への情報提供に努めます。</li> <li>・建設機械の稼働や関係車両の通行が集中しないよう検討します。</li> <li>・長時間連続して稼働する建設機械等がある場合、防音型仮囲いの設置等により周辺への影響の低減に努めます。</li> <li>・事業全般や工事に関する問い合わせには真摯に対応し、周辺住民とのコミュニケーションを図り情報提供を行います。</li> </ul>
	(4)	○	・「3(2)ス 法令等の状況」で整理したような、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>生物の生息・生育の場、良好な景観、緑の回廊のネットワークを確保し、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するよう努めます。</u>また、自然や緑が身近に感じられるよう配慮することを通じて、グリーンインフラの保全・活用を図っていきます。</li> <li>・透水性舗装の導入を検討し、健全な水循環の創出に努めます。</li> </ul>

表4-3 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(6) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、歩行環境沿いの緑地が一体となった緑の回廊のネットワークを通じて、生物多様性の保全と創造に努めるほか、生物の生息・生育環境の確保に努めます。</li> <li>・生物多様性の観点から、緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽に努めます。</li> <li>・隣接する根岸森林公園や斜面緑地などの緑豊かな環境などを生かしながら、<u>実施区域全体で連携した緑の回廊のネットワークの形成に努めます。</u></li> <li>・<u>緑地の配置に繋がる公園については、公共施設等の技術指針において開発面積約43haにおける、3%以上の約1.3ha程度の公園整備を検討していきます。</u></li> </ul>
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。さらに、これらによる地域単位での最適なエネルギー需給システムの導入に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業で整備する道路照明には省エネルギー型機器の導入を検討します。</li> </ul>
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業で整備する道路照明に使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めます。また、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図ります。</li> </ul>
	(9) 次世代自動車の積極的な導入や公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業においては、次世代自動車や公共交通等の運輸は対象外なので、非選定とします。</li> </ul>
	(10) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業の造成工事においては、建設発生土の再利用、低燃費型の採用等を検討し、温室効果ガス排出抑制に努めます。</li> <li>・道路照明のLED電球採用等、省エネルギー型機器の導入を検討し、温室効果ガス排出量の抑制に努めた計画とします。</li> </ul>
	(11) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業において整備する道路は、保水性舗装、遮熱性舗装等の採用を検討し、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努めます。</li> </ul>

表4-4 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(12)	街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○ ・周辺住環境に配慮した宅造地盤の高さとなるよう検討に努めます。 ・実施区域の大半は高台に位置していることから、開放的で眺望に優れています。また、実施区域周辺には良好な街並みを形成する山手地区や、多くの人々でにぎわう緑豊かな根岸森林公園があります。これらの特性を生かし、周辺環境と調和した計画とします。
	(13)	大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において建物に地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。	× ・対象事業では、建物の建築を想定していないため、非選定とします。
	(14)	駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	× ・対象事業では、駐車場整備を想定していないため、非選定とします。
	(15)	風害、光害、日照阻害等の影響を少なくする。	○ ・「光害対策ガイドライン（平成10年3月、環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない道路照明計画を検討します。 ・夜間道路照明においては、適切な照度とし、配光を検討します。
	(16)	地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の交通経路の分断を避ける。	○ ・周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、工事においては文化財保護法に基づき、 <u>工事着手前に所管する教育委員会との協議を行うとともに、必要に応じて試掘・確認調査を実施し、その結果に応じた保存又は記録保存等の措置を講じます。</u>
	(17)	雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○ ・歩道や公園部分には透水性舗装の導入、緑化により地下水の涵養に配慮した計画を検討します。
	(18)	廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。	○ ・コンクリート廃材や建設汚泥等の建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。 なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理します。 ・木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの活用を促します。 ・建設発生土は、場内利用を原則としますが、 <u>やむを得ず場外区域の外へ搬出することとなった場合であっても、規定のとおり「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に基づいて対応し、環境負荷低減を図ります。</u>

## (2) 環境情報の概要等

### ア 配慮書の縦覧等

本事業の配慮書は、令和7年8月5日に公告され、同日から令和7年8月19日までの15日間、縦覧されました。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4-5に示すとおりです。

表4-5 配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和7年8月5日～令和7年8月19日（15日間）
縦覧対象区	中区、南区、磯子区
縦覧場所	・みどり環境局 環境影響評価課 ・中区役所 区政推進課 ・南区役所 区政推進課 ・磯子区役所 区政推進課

### イ 環境情報の概要

配慮書に対し、横浜市環境影響評価条例第10条に基づく「配慮書について環境の保全に関する情報」の提供はありませんでした。

## (3) 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解

本事業の配慮書に対する、横浜市環境影響評価条例第11条第1項に規定される環境の保全の見地からの配慮市長意見書の送付を、令和7年9月29日に受けました。

配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4-6に示すとおりです。

また、配慮市長意見及び都市計画決定権者の見解は、表4-7～表4-8に示すとおりです。

表4-6 配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和7年10月15日～令和7年10月29日（15日間）
縦覧対象区	中区、南区、磯子区
縦覧場所	・みどり環境局 環境影響評価課 ・中区役所 区政推進課 ・南区役所 区政推進課 ・磯子区役所 区政推進課

表4-7 配慮市長意見書の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 全 般 的 事 項	(1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとして いる事項については、各々の 検討状況を方法書に記載して ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配慮事項に対応する配慮の内容については、現時点での検討状況を踏まえて方法書を作成し、「4(1) 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容」に示します。</li> <li>・ 今後も検討を進めて熟度を高めていく予定であり、その検討過程を通じて配慮の内容を適切に反映します。</li> </ul>
	(2) 今後の事業の進展において は、本市の最新の計画等と整 合を図るなど、適時、適切な 配慮内容となるよう努めてく ださい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の進捗に合わせ、適時、適切な配慮内容となるよう努めます。</li> </ul>
	(3) 配慮事項に対する配慮の内容 については、相互に密接に関 連する複数の事項があること から、全体的な視点で引き続 き検討してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画に関して行う配慮内容が複数の配慮事項（環境要素）に影響を与えることを認識し、引き続き、全体的な視点で検討していきます。</li> </ul>
	(4) 風致地区や用途地域等の地域 地区を見直すとしていること から、環境影響評価に係る調 査及び予測の手法の前提とな る地域地区の見直しの内容や 造成計画の方向性について、 方法書に記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域地区等の見直し及び造成計画の方向性について、「2(6)ウ 地域地区等の見直しの方向性」と「2(3)イ 土地の切土や盛土（一次造成）(ア)造成計画」に、記載します。</li> </ul>

表4-8 配慮市長意見書の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	周辺環境への影響、生物の生息・生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項(1)】	ア 造成計画の検討に当たっては、計画区域内外の高低差について、景観的な調和のみならず安全性の観点からも配慮し、その配慮内容を方法書に記載してください。  イ 周辺の斜面林や根岸森林公園の緑地との関係のみならず、より広域的な視点でエコロジカルネットワークなどの緑地の機能を踏まえて、計画区域内の緑地の配置や面積等を検討してください。
	緑化等による生物の生息・生育空間の確保と生物多様性の保全と創造 【配慮事項(6)】	・計画区域は高台にあり、根岸森林公園と隣接したまとまりのある緑地を形成していることから、鳥類にとって重要な移動途中の中継地となっている可能性があることや、米軍住宅地としてこれまで確保されてきた緑地の状況も踏まえて、計画区域西側の緑地の配置や面積等を検討してください。
	廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用 【配慮事項(18)】	・建設発生土については、原則として場内再利用するよう施工計画を検討してください。  ・建設発生土の再利用の配慮内容については、表4-4の【配慮事項(18)】に示します。

## 5 環境影響要因及び環境影響評価項目

### (1) 環境影響要因の抽出

「2 都市計画対象事業の計画内容」で整理した事業特性、「3 地域の概況及び地域特性」で整理した地域特性等を踏まえ、表5-1に示すように、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下、「環境影響要因」といいます。）を抽出しました。

なお、「存在・供用時」は、対象事業の二次造成の完了時点の状態を指しており（図2-6参照）、建築物等の建築やそれに起因する関連車両の走行については、別事業であるため、影響要因の対象外としています。

表5-1 環境影響要因の抽出

区分	環境影響要因	要因の概要
工事中	地物の撤去、切土や盛土の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の実施に伴い、地物を撤去します。</li> <li>・工事の実施に伴い、地表を改変します。</li> </ul>
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切土及び盛土（一次造成）のために建設機械が実施区域内で稼働します。</li> <li>・道路や公園の公共施設の整備（二次造成）のために建設機械が実施区域内で稼働します。</li> </ul>
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業の工事用車両が実施区域に出入りするために周辺道路を走行します。</li> </ul>
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設工作物（宅盤、道路や公園）が、地上に出現します。</li> </ul>

※ 環境影響要因の区分及び項目名は「横浜市環境影響評価技術指針」（令和7年4月改定）を参考に設定した。

### (2) 環境影響評価項目の選定

事業特性と地域特性を勘案して選定した、環境影響評価を行う項目（以下、「環境影響評価項目」とします。）を表5-2に示します。

環境影響評価項目として、①温室効果ガス、②生物・生態系（生態系、動物、植物）、③緑地、④水循環（地下水水位及び湧水の流量）、⑤大気質、⑥騒音、⑦振動、⑧地域交通（交通混雑）、⑨景観、⑩触れ合い活動の場の計10項目を選定しました。

なお、環境影響評価項目を選定又は非選定とした理由は、表5-3～表5-13に示しております。

表5-2 環境影響評価項目の選定

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響要因 環境影響評価項目及び細目		工事中			存在・供用時
			盛去地、物の撤 土の の実 施 や 撤	稼働 建設 機械 の	の工 事用 車 両 の 走 行	び物 の共 供 用 存 在 及 作 業 の 道 路 の 設 計 及 工 作
気候変動への対策	温室効果ガス	温室効果ガス	-	○	○	○
身近な自然環境の 保全・再生・創造	生物・生態系	生態系	○	○	○	○
		動物	○	○	○	○
		植物	○	-	-	○
	緑地	緑地	-	-	-	○
	水循環	地下水位及び湧水の流量	-	-	-	○
		河川等の形態、流量	-	-	-	-
海域の流況		-	-	-	-	
安心して快適に生 活できる生活環境 の保全	廃棄物・ 建設発生土	一般廃棄物	-	-	-	-
		産業廃棄物	-	-	-	-
		建設発生土	-	-	-	-
	大気質	大気汚染	○	○	○	○
	水質・底質	公共用水域の水質	-	-	-	-
		地下水の水質	-	-	-	-
		公共用水域の底質	-	-	-	-
	土壌	土壌汚染	-	-	-	-
	騒音	騒音	-	○	○	○
	振動	振動	-	○	○	○
	地盤	地盤沈下	-	-	-	-
		土地の安定性	-	-	-	-
	悪臭	悪臭	-	-	-	-
	低周波音	低周波音	-	-	-	-
	電波障害	テレビ電波障害	-	-	-	-
	日影	日照阻害	-	-	-	-
		シャドーフリッカー	-	-	-	-
風環境	局地的な風向・風速	-	-	-	-	
安全	浸水	-	-	-	-	
	火災・爆発	-	-	-	-	
	有害物漏洩	-	-	-	-	
快適な地域環境の 確保	地域交通	交通経路の分断	-	-	-	-
		交通混雑	-	-	○	-
		歩行者等の安全	-	-	-	-
	景観	景観	-	-	-	○
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	○	○	○
	文化財等	文化財等	-	-	-	-

※ 環境影響要因の区分及び項目名は「横浜市環境影響評価技術指針」（令和7年4月改定）を参考に設定した。

表5-3 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（工事中）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
温室効果ガス	温室効果ガス	○	・工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い温室効果ガスの排出が見込まれること、また、2050年カーボンニュートラルの観点から、環境影響評価項目として選定します。
生物・生態系	生態系	○	・工事中の地物の撤去、切土や盛土の実施、建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い実施区域で成立する陸域生態系へ直接・間接的影響が生じる可能性があります。また、同様に実施区域を生息・生育環境とする動物・植物へ直接・間接的影響が生じる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。
	動物	○	
	植物	○	
緑地	緑地	×	・実施区域は工事中に改変され、公共施設工作物（宅盤、道路や公園）が地上に出現します。これに伴い緑地の機能に変化が生じる可能性がありますが、この影響は、現況と二次造成の完了時点を比較することで「存在・供用時」の中で取り扱うことから、工事中の環境影響評価項目として選定しません。
水循環	地下水位及び湧水の流量	×	・実施区域は工事中に改変され、公共施設工作物（宅盤、道路や公園）が地上に出現します。これに伴い雨水の浸透能力が変化し、地下水位及び湧水の流量に変化が生じる可能性がありますが、実施区域周辺の地下水は岩盤上面付近の被圧帯水層に分布しており、当該箇所までの地盤中に地下水は分布しておらず（巻末添付資料のボーリング柱状図参照）、表層しか造成しないことから、対象事業による地下水位への影響はありません。 ・また、湧水の流量については、存在・供用時の地表被覆の状況により左右されるものであることから、存在・供用時に影響の評価を行います。 ・以上より、工事中の環境影響評価項目として選定しません。
	河川等の形態、流量	×	・実施区域は堀割川及び中村川の集水域に含まれると想定されますが、現状で実施区域内から両河川に注ぐ沢はありません。また、工事中に区域内からの表面流出や地下浸透が変化する可能性はありますが、両河川の流域全体の規模からすると影響は極めて小さいと考えます。以上のことから、環境影響評価項目として選定しません。
	海域の流況	×	・実施区域は海域と離れた場所にあり、「河川等の形態、流量」で述べたように、河川への影響は小さく、河川を通じた海域への影響も想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。

※ 「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

表5-4 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（工事中）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
廃棄物・ 建設発生土	一般廃棄物	×	・一般廃棄物は、工事に伴い設置する工事事務所から発生しますが、少量であると想定されることから、環境影響評価項目として選定しません。
	産業廃棄物	×	・工事に伴い発生する産業廃棄物は、建設リサイクル法及び関係法令に基づき、発生量の把握、分別及び再資源化が義務付けられており、適切な処分を実施します。工事を通じて適切な処分を確実に実施することで、影響はないもしくは軽微となることから、環境影響評価項目として選定しません。
	建設発生土	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設発生土は、場内再利用を原則とし、やむを得ず実施区域の外へ搬出することとなった場合も「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に基づいて適切に処理します。工事を通じて適切な処分を確実に実施することで、影響はないもしくは軽微となることから、環境影響評価項目として選定しません。</li> <li>・やむを得ず、場外搬出する際においても、巻末添付資料の横浜市港湾局資料やみどり環境局資料にあるように、横浜市では新本牧ふ頭の早期整備完了は港湾機能の強化のために必要としており、当該事業に建設発生土を用いることは、必要なこととなっています。運搬距離については、処分先までは最短距離での工事の発注を行います。</li> </ul>
大気質	大気汚染	○	・切土や盛土の実施、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん）が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼす可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。

※ 「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

表5-5 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（工事中）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
水質・底質	公共用水域の水質	×	・工事排水は、近隣河川へ排水せず公共下水道（合流式 <sup>※2</sup> ）に排水する計画であり、公共用水域の水質に影響を及ぼさないと考えため、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	・対象事業では土地の改変を行いますが、地下水の水質に著しい影響を及ぼす作業は想定していません。 ・実施区域の一部の現在米軍消防施設がある場所においては、鉛及びその化合物（含有量）及びふっ素及びその化合物（溶出量（地下水汚染なし））について、土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」に指定されていますが、地下水汚染が確認されていないので、環境影響評価項目として選定しません。 （場所や汚染状況は巻末添付資料の環境影響評価の土壤に係る地歴調査結果参照）
	公共用水域の底質	×	・「公共用水域の水質」で述べたように、公共用水域への工事排水は行わないこと、公共用水域の改変は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
土壌	土壌汚染	×	・実施区域の一部である現在米軍消防施設がある場所においては、土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」（土壤汚染の人への摂取経路がなく健康被害が生ずるおそれがない）に指定されていますが、土壤汚染対策法や横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づいて対応することから、周辺環境への影響が低減・回避されます。 ・米軍消防施設がある場所の形質変更時要届出区域に指定された以外の箇所については、土壤汚染対策法の区域指定に係る土壤調査実施後に環境影響評価の対象とする物質の製造、使用、処理、貯蔵、保管の履歴はありません。（巻末添付資料の環境影響評価の土壤に係る地歴調査結果参照） 以上のことから、環境影響評価項目として選定しません。

※1 「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

※2 実施区域及び周辺の公共下水道の排水方式は主に合流式である。工事排水は、必要な処理を行ったのち、これに排水する想定である。

表5-6 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（工事中）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
騒音	騒音	○	・建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼす可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	・建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼす可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施区域周辺の地下水は岩盤上面付近の被圧帯水層に分布しており、当該箇所までの地盤中に地下水は分布していないことから、地下構造物を設置する際に採用されることが多い矢板等を用いても、表層部分の貫入となるため、地下水位を低下させることがないことから、粘性土層の脱水による収縮に起因する地盤沈下は想定されません。（巻末添付資料のボーリング柱状図を参照）</li> <li>・切土や盛土で構成される造成については、盛土規制法の技術的基準の適合に係る協議で、盛土、切土、擁壁及び排水施設計画の規模・安全性について、切土法面や盛土法面の崩壊や基礎地盤の沈下等による周辺環境への影響がないよう、専門的・技術的な確認が行われます。市施行で行う対象事業においては、規定のとおり法令に基づいて対応することから、切土法面や盛土法面の崩壊や基礎地盤の沈下等による周辺環境への影響がないよう安全を確保します。</li> <li>・上記のことから地盤沈下の影響は回避できると考えられるため、環境影響評価項目として選定しません。</li> </ul>
	土地の安定性	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切土や盛土で構成される造成については、盛土規制法の技術的基準の適合に係る協議で、盛土、切土、擁壁及び排水施設計画の規模・安全性について、切土法面や盛土法面の崩壊や基礎地盤の沈下等による周辺環境への影響がないよう、専門的・技術的な確認が行われます。市施行で行う対象事業においては、規定のとおり法令に基づいて対応することから、切土法面や盛土法面の崩壊や基礎地盤の沈下等による周辺環境への影響がないよう安全を確保します。</li> <li>・以上より、土地の安定性に関する影響は回避できると考えられることから、環境影響評価項目として選定しません。</li> </ul>
悪臭	悪臭	×	・工事において、生活環境に影響を及ぼすような悪臭の発生を伴う作業は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	・工事に使用する建設機械による低周波音の発生は否定できませんが、工事稼働を休日及び早朝夜間は休工にし、稼働時間帯の配慮により、日常生活に影響を及ぼすような低周波音の発生を抑制するので、環境影響評価項目として選定しません。

※ 「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

表5-7 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（工事中）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
電波障害	テレビ電波障害	×	・工事に使用する建設機械はテレビ電波障害の影響が生じるような規模・高さではないことから、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照障害	×	・工事に使用する建設機械は日影の影響が生じるような規模・高さではないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	
風環境	局地的な風向・風速	×	・工事に使用する建設機械は強風現象を引き起こすような規模・高さではないことから、環境影響評価項目として選定しません。
安全	浸水	×	・工事において、周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、工事の影響で雨水流出量が増加する可能性があります。雨水排水対策を行うため、周辺地域に対する浸水を生じさせることはないと考えています。
	火災・爆発	×	・工事中及び供用時に、火災や爆発の要因となる物質の使用・保有は行わず、工事中の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	・工事中及び供用時に、毒物や劇物の使用・保有は行わず、工事中の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
地域交通	交通経路の分断	×	・現状、実施区域は原則的に立入禁止であり、工事中もその状態は変わらないため、土地改変による地域住民の日常的な交通経路の遮断が新たに生じることはありません。 ・なお、根岸旭台交差点から根岸森林公園に沿った現在一般交通の用に供されている箇所については、道路の半断面ずつの道路整備やう回路の設置による、一般交通を確保する工夫により、交通環境への影響を低減します。 ・以上から、影響を回避又は低減するので、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	・工事用車両の走行に伴い、交通混雑に対し影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者等の安全	×	・工事に当たっては、仮設構造物の安全性や歩行者等の通行機能を確保する計画を策定し、道路使用許可や道路占用許可を得て実施します。これらの手続を通じて、歩行者等の安全に影響を及ぼすおそれはないことから、環境影響評価項目として選定しません。 ・なお、スクールゾーンについては規制時間中の工事車両の通行禁止を徹底します。 ・以上から、影響を回避又は低減するので、環境影響評価項目として選定しません。

※ 「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

表5-8 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（工事中）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
景観	景観	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施区域は工事中に改変され、景観の変化が生じますが、この影響は、現況と二次造成の完了時点を比較することで「存在・供用時」の中で取り扱うことから、環境影響評価項目として選定しません。</li> </ul>
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施区域の近隣には触れ合い活動の場となっている根岸森林公園があります。</li> <li>・建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する騒音・振動・大気汚染・交通混雑が、隣接する根岸森林公園の活動特性や利用経路に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。</li> </ul>
文化財等	文化財等	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますので、その保護・保存について文化財保護法に基づき対応します。</li> <li>・工事中に新たな埋蔵文化財の存在を認知した際においても、周知の埋蔵文化財包蔵地と同様、その保護・保存について文化財保護法に基づき対応<sup>※2</sup>します。</li> <li>・以上より、影響を回避又は低減するので、環境影響評価項目として選定しません。</li> </ul>

※1 「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

※2 工事中に新たな埋蔵文化財包蔵地等が発見された場合には、文化財保護法に基づく手続や関係機関と協議を行い、必要な措置（記録保存等）を行います。

表5-9 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（存在・供用時）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
温室効果ガス	温室効果ガス	○	・道路や公園の公共施設の街灯は電力供給を受けて稼働するものとなるので、環境影響評価項目として選定します。
生物・生態系	生態系	○	・供用時には公共施設工作物（宅盤、道路や公園）が地上に出現します。これに伴い実施区域で成立する陸域生態系が変化し、生息・生育環境とする動物・植物への直接・間接的影響が生じる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。
	動物	○	
	植物	○	
緑地	緑地	○	・供用時には公共施設工作物（宅盤、道路や公園）が地上に出現します。これに伴い緑地の機能に変化が生じる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施区域周辺の地下水は岩盤上面付近の被圧帯水層に分布しており、当該箇所までの地盤中に地下水は分布していないので（巻末添付資料のボーリング柱状図参照）、対象事業による地下水位への影響はありません。</li> <li>・また、湧水の流量については、存在・供用時の地表被覆の状況により左右されるものであり、雨水の浸透能力が変化し、湧水の流量に変化が生じる可能性があります。</li> <li>・以上から、湧水の流量を環境影響評価項目として選定します。</li> </ul>
	河川等の形態、流量	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施区域は堀割川及び中村川の集水域に含まれると想定されますが、現状で実施区域内から両河川に注ぐ沢はありません。また、実施区域内の公共施設工作物（宅盤、道路や公園）の出現によって区域内からの表面流出や地下浸透が変化する可能性はありますが、実施区域を含む流域全体の規模からすると影響は極めて小さいと考えます。</li> <li>・以上から、環境影響評価項目として選定しません。</li> </ul>
	海域の流況	×	・実施区域は海域と離れた場所にあり、「河川等の形態、流量」で述べたように、河川への影響は小さく、河川を通じた海域への影響も想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	×	・供用時に出現する公共施設工作物（宅盤、道路や公園）による一般廃棄物の発生は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。

※ 「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

表5-10 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（存在・供用時）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
廃棄物・建設発生土	産業廃棄物	×	・供用時に出現する公共施設工作物（宅盤、道路や公園）による産業廃棄物の発生は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	建設発生土	×	・供用時に出現する公共施設工作物（宅盤、道路や公園）による建設発生土の発生は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	・対象事業の完了時点において整備する道路は供用が開始されるので、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	・供用時の雨水排水は、公共下水道（合流式又は部分分流式）※2による排水を想定する。また、供用時に出現する公共施設工作物（宅盤、道路や公園）による水質汚濁の要因となる物質の発生は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	・供用時に出現する公共施設工作物（宅盤、道路や公園）による地下水汚染の要因となる物質の発生は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	・上記「公共用水域の水質」で述べたように、水質汚濁の要因となる物質の発生は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。
土壌	土壌汚染	×	・対象事業では土壌汚染物質を製造・使用・処理・貯蔵・保管を行う施設は設置しないことから、土壌汚染物質の発生は想定されませんので、環境影響評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	・対象事業の完了時点において整備する道路は供用が開始されるので、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	・対象事業の完了時点において整備する道路は供用が開始されるので、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。

※1 「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

※2 実施区域及び周辺の公共下水道の排水方式は主に合流式である。

表5-11 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（存在・供用時）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
地盤	地盤沈下	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施区域周辺の地下水は岩盤上面付近の被圧帯水層に分布しており、当該箇所までの地盤中に地下水は分布していないことから（巻末添付資料ボーリング柱状図参照）、対象事業の後に行われる建築物の地下構造物を設置する際に採用されることが多い矢板等を用いても表層部分の貫入となるため、地下水位を低下させることがないので、粘性土層の脱水による収縮に起因する地盤沈下は想定されません。</li> <li>・切土や盛土で構成される造成については、盛土規制法の技術的基準の適合に係る協議で、盛土、切土、擁壁及び排水施設設計面の規模・安全性について、切土法面や盛土法面の崩壊や基礎地盤の沈下等による周辺環境への影響がないよう、専門的・技術的な確認を行います。市施行で行う対象事業においては、規定のとおり法令に基づいて対応することから、切土法面や盛土法面の崩壊や基礎地盤の沈下等による周辺環境への影響がないよう安全を確保します。</li> <li>・上記のことから地盤沈下に関する影響は未然に回避できると考えられることから、環境影響評価項目として選定しません。</li> </ul>
	土地の安定性	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切土や盛土で構成される造成については、盛土規制法の技術的基準の適合に係る協議で、盛土、切土、擁壁及び排水施設設計面の規模・安全性について、切土法面や盛土法面の崩壊や基礎地盤の沈下等による周辺環境への影響がないよう、専門的・技術的な確認が行われます。市施行で行う対象事業においては、規定のとおり法令に基づいて対応することから、切土法面や盛土法面の崩壊や基礎地盤の沈下等による周辺環境への影響がないよう安全を確保します。</li> <li>・以上より、土地の安定性に関する影響は回避できると考えられることから、環境影響評価項目として選定しません。</li> </ul>
悪臭	悪臭	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「存在・供用時」に出現する公共施設工作物（宅盤、道路や公園）による悪臭の発生は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。</li> </ul>
低周波音	低周波音	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「存在・供用時」に出現する公共施設工作物（宅盤、道路や公園）による低周波音の発生は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。</li> </ul>
電波障害	テレビ電波障害	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業は、テレビ電波障害を引き起こすおそれのある事業（高層建築物の建設）ではないことから、環境影響評価項目として選定しません。</li> </ul>
日影	日照阻害	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業は、日照阻害やシャドーフリッカーを引き起こすおそれのある事業（高層建築物の建設、風力発電施設等）ではないことから、環境影響評価項目として選定しません。</li> </ul>
	シャドーフリッカー	×	

※ 「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

表5-12 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（存在・供用時）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
風環境	局地的な風向・風速	×	・対象事業は、強風現象を引き起こす可能性がある事業（高層建築物、高架構造物の建設等）ではないことから、環境影響評価項目として選定しません。
安全	浸水	×	・「存在・供用時」に出現する公共施設工作物（宅盤、道路や公園）は周辺地域に浸水を生じさせる要因にならないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	・「存在・供用時」に、火災や爆発の要因となる物質の使用・保有は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	・「存在・供用時」に、毒物や劇物の使用・保有は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
地域交通	交通経路の分断	×	・現状、実施区域は原則的に立入禁止であり、供用時も、地域住民の日常的な交通経路の遮断が新たに生じることはないのので、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「存在・供用時」は二次造成の完了時点の状態を指しており（図2-6参照）、建築物等の建築やそれに起因する関連車両の走行については、別事業であるため、影響要因の対象外としています。</li> <li>・実施区域周辺の地域特性や交通状況を熟知している道路管理者及び交通管理者との協議において、将来（「存在・供用時」）の道路交通が安定かつ安全になるよう道路幅員、線形、交差点処理、縦横断構造等を確認します。</li> <li>・対象事業においても、道路交通が安定かつ安全になるよう道路幅員、線形、交差点処理、縦横断構造等を検討した計画を策定して上述の協議を行います。</li> <li>・以上から、影響は回避・低減されるので、環境影響評価項目として選定しません。</li> </ul>
	歩行者等の安全	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施区域周辺の地域特性や交通状況を熟知している道路管理者及び交通管理者との協議において、将来（「存在・供用時」）の道路交通が安定かつ安全になるよう道路幅員、線形、交差点処理、縦横断構造等を確認します。</li> <li>・対象事業においても、道路交通が安定かつ安全になるよう道路幅員、線形、交差点処理、縦横断構造等を検討した計画を策定して上述の協議を行います。</li> <li>・以上から、影響は回避・低減されるので、環境影響評価項目として選定しません。</li> <li>・なお、本事業は基盤整備完了までを対象としています。基盤整備後のまちづくりの過程で歩行者等に変化が生じる可能性もあります。これについては、横浜市として地域住民の方々や関係機関と協力・調整しながら、必要な対策を検討・実施していきます。</li> </ul>

※ 「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

表5-13 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（存在・供用時）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
景観	景観	○	・実施区域は工事中に改変され、公共施設工作物（宅盤、道路や公園）が地上に出現します。「存在・供用時」に景観の変化が生じる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	・実施区域内に公園が整備されるとともに、隣接する根岸森林公園の活動特性や利用経路に変化が生じる可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	・実施区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、「存在・供用時」に、環境影響要因として設定した「宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用」による影響はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

※ 「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

(見開きの関係で白紙)

## 6 環境影響評価項目に係る調査及び予測の手法

対象事業では、建築物等の建築を影響要因として考慮しておらず、本章で示す「調査及び予測の手法」もその前提で検討したものです。「2(6)ウ地域地区等の見直しの方向性」に示したように地域地区等の見直しを検討していますが、「調査及び予測の手法」の内容が大きく変わることは想定していません。

### (1) 温室効果ガス

温室効果ガスに係る調査手法を表6-1に、予測・評価手法を表6-2に示します。

表6-1 温室効果ガスに係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
1.温室効果ガスに係る 原単位の把握	資料	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」 (環境省・経済産業省)※等により、予測式及び 原単位を整理する。	—
2.排出削減対策	資料	対象事業と同種又は類似事業を対象に、温室効果 ガスの排出削減対策やその効果等を整理する。	—
3.関係法令、計画等	資料	次の法令等の内容を整理する。 ・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・地球温暖化対策計画(国) ・横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例 ・横浜市地球温暖化対策実行計画 ・横浜市再生可能エネルギー活用戦略 ・横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例 ・横浜市生活環境の保全等に関する条例	—

※ 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」は、度々改定が行われていることから、調査・予測時に最新版のものを使用する。なお、現時点での最新版はVer.6.1(令和8年3月公表)。

表6-2 温室効果ガスに係る予測・評価手法

環境影響要因		予測手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量並びにそれらの削減の程度	工事期間全体	実施区域	建設機械及び工事用車両の種類や台数等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省)※等に基づき、温室効果ガスの排出量及び削減量を予測する。
	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガスの排出量並びにそれらの削減の程度		実施区域及びその周辺	
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用	公共施設工作物の供用に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量並びにそれらの削減の程度	基盤整備完了直後	実施区域	エネルギーの使用を伴う公共施設工作物を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省)※等に基づき、温室効果ガスの排出量及び削減量を予測する。
環境影響要因		評価手法			
工事中	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避・低減しているかについて考察する。</li> <li>・環境保全目標の設定に当たっては、前掲表6-1に示す各調査項目の調査結果や、国及び横浜市が掲げる2050年カーボンニュートラルを踏まえ、温室効果ガスの排出を最小限にとどめる水準を参考に、適切な内容を設定する。</li> </ul>			
	工事用車両の走行				
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用				

※ 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」は時点最新版を使用する(表6-1の注釈参照)。

(2) 生物・生態系

生物・生態系に係る調査手法を表6-3及び表6-4に、予測・評価手法を表6-5に示します。

表6-3 生物・生態系に係る調査手法(1/2)

調査項目	調査方法		調査地域
1.生態系の状況	資料	既存資料の収集及び後述する現地調査の結果を用いて、調査地域の植物相、動物相、生態系の状況を把握する。	実施区域及びその周辺
	現地	<p>①陸生動物の状況 動物相、注目すべき動物種、陸域の環境特性等の状況を把握する。</p> <p>a.哺乳類 任意観察法及びフィールドサイン法、トラップ法、無人撮影法、バットディテクター調査法により調査を行う。 調査時期：4季（春季、夏季、秋季、冬季）</p> <p>b.鳥類 任意観察法及びラインセンサス法、定点観察法、夜間録音調査法により調査を行う。 調査時期：5季（春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季） なお、猛禽類が確認された際は有識者へヒアリングを行い、確認された猛禽類に対応した調査（繁殖期における定点調査など）を実施します。</p> <p>c.両生類及び爬虫類 任意観察法及び任意採集法により調査を行う。 調査時期：4季（早春季、春季、夏季、秋季）</p> <p>d.昆虫類 任意観察法及び任意採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法により調査を行う。 調査時期：3季（春季、夏季、秋季）</p>	<p>任意観察法、フィールドサイン法、任意採集法、バットディテクター調査法の調査地域は実施区域及びその周辺 200m に加え、緑地が一体となっている根岸森林公園及び根岸競馬記念公苑までの範囲とする。（以下、一般動物調査地域）</p> <p>トラップ法、無人撮影法、夜間録音調査法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法の調査地点は実施区域及びその周辺の3地点とする。鳥類のうち定点観察法の調査地点は実施区域及びその周辺の3地点とする。また、ラインセンサス法の調査ルートは実施区域及びその周辺の3ルートとする。</p> <p>【図6-1参照】</p>

表6-4 生物・生態系に係る調査手法(2/2)

調査項目	調査方法		調査地域
1.生態系の状況	現地	<p>②陸生植物の状況</p> <p>植物相、注目すべき植物種、陸域の環境特性等の状況を把握する。</p> <p>a.植物種</p> <p>植物相調査（任意観察法及び任意採集法）により植物相や注目すべき植物種等を把握する。</p> <p>調査時期：4季（早春季、春季、夏季、秋季）</p> <p>b.植物群落</p> <p>植物社会学的植生調査等により植物群落の種類や立地環境等を把握する。</p> <p>調査時期：1季（夏季～秋季）</p> <p>c.大径木の状況</p> <p>地際から1.5mの高さの幹の周囲が90cm以上の個体を対象に毎木調査を行う。</p> <p>調査時期：1季（夏季～秋季）</p>	<p>植物相調査及び植物社会学的植生調査の調査地域は実施区域及びその周辺200mに加え、緑地が一体となっている根岸森林公園及び根岸競馬記念公苑までの範囲とする。</p> <p>大径木の調査地域は実施区域とする。</p> <p>【図6-2参照】</p>
2.関係法令、計画等	資料	<p>次の関係法令等を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市水と緑の基本計画</li> <li>・横浜市環境管理計画</li> </ul>	—

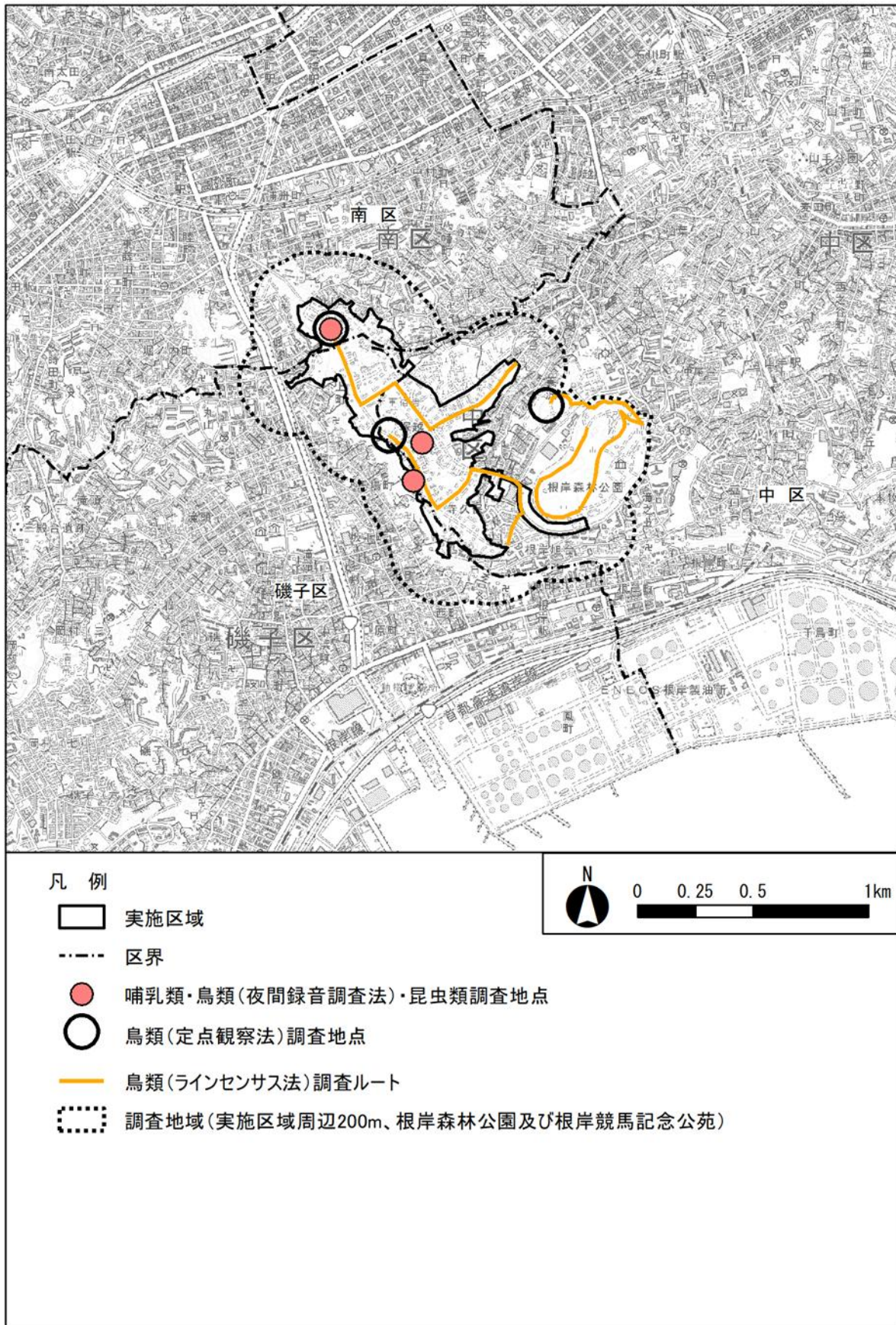


図6-1 現地調査地点(陸生動物)

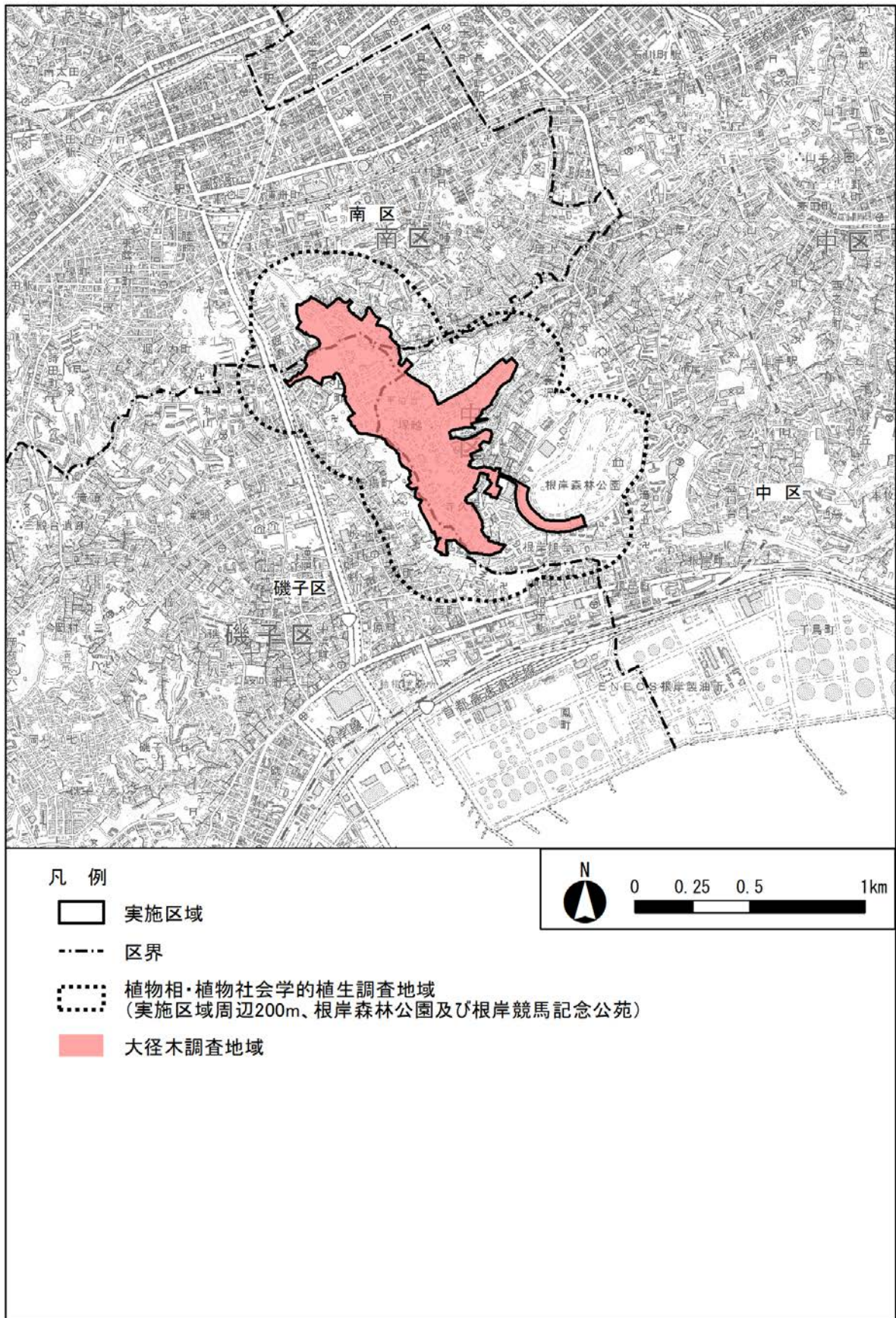


图6-2 現地調査地点（陸生植物）

表6-5 生物・生態系に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	地物の撤去、切土や盛土の実施	生態系、陸生動物の動物相、陸生植物の植物相の変化の内容及びその程度	工事期間全体	実施区域及びその周辺	生態系、陸生動物の動物相、陸生植物の植物相の状況及び生息環境と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測
	建設機械の稼働				
	工事用車両の走行				
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用	生態系、陸生動物の動物相、陸生植物の植物相の変化の内容及びその程度	対象事業に係る工事の完了後、動植物の生息環境が安定するまでの期間*	実施区域及びその周辺	生態系、陸生動物の動物相、陸生植物の植物相の状況及び生息環境と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測
環境影響要因		評価手法			
工事中	地物の撤去、切土や盛土の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより、対象事業の実施が生物及び生態系に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避・低減しているかについて考察する。</li> <li>・環境保全目標の設定に当たっては、前掲表6-3及び表6-4に示す各調査項目の調査結果を踏まえ、法令や計画等で定められる基準や目標、生物及び生態系への影響を最小限にとどめる水準を参考に、適切な内容を設定する。</li> </ul>			
	建設機械の稼働				
	工事用車両の走行				
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用				

※ 対象事業では、上物（建物等）は含めていない。そのため、「存在・供用時」の予測時期としては、宅盤、道路や公園の公共施設工作物の整備完了時点を原則としている。基盤整備完了後に、動植物の生息環境が安定するには一定時間を要すると想定されるが、実際はその期間において、区画に建築物等が建設される可能性がある。以上のことを考慮し、予測においては、準備書段階で検討している用途地域等の情報から類推できる建物等による一般的影響を可能な範囲で加味することとする。

### (3) 緑地

緑地に係る調査手法を表6-6に、予測・評価手法を表6-7に示します。

表6-6 緑地に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
1. 緑地の状況 ・緑地の位置づけ及び立地 ・緑地の面積及び形状等 ・特に重要な緑地の特性および状況 ・緑地の機能の状況	資料	<p>○緑地の位置づけ及び立地 既存資料及び計画等を参考に、実施区域における緑地の位置付け及び立地を把握する。</p> <p>○緑地の面積及び形状等 緑地の面積及び形状、実施区域の面積に対する実施区域内の緑地面積の割合、市域面積に対する調査地域内の緑地面積の割合を植生区分別に把握する。</p> <p>○特に重要な緑地の特性および状況 「第3章 地域の概況及び地域特性」で把握した内容を踏まえ、以下の緑地等を抽出し、それぞれの特性及び状況を把握する。 ・エコロジカルネットワークの主要な軸又は拠点となる緑地 ・地域に親しまれている緑地のうち、並木及び大径木等の主要なもの ・その他環境保全機能、社会的機能等から保全すべきと考えられる緑地</p>	実施区域及びその周辺 200m に加え、緑地が一体となっている根岸森林公園及び根岸競馬記念公苑までの範囲とする。
	資料 現地	<p>○緑地の機能の状況</p> <p>a) エコロジカルネットワークの特性及び状況 資料調査の「緑地の位置付け及び立地」及び「6(2)生物・生態系」の調査結果を踏まえ、エコロジカルネットワークを評価するうえで着目する動物種及び動物群集を設定し、その動物種及び動物群集の生息の状況を通じて、実施区域内とその周辺の緑地の関係性を把握する。</p> <p>b) グリーンインフラとしての機能 資料調査の「特に重要な緑地の特性および状況」及び「6(2)生物・生態系」の調査結果を踏まえ、グリーンインフラとして、生物の生息・生育の場の提供、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和等の環境保全機能、防災・減災等の社会的機能等について把握する。</p>	
2. 関係法令、計画等	資料	<p>次の関係法令等を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市水と緑の基本計画</li> <li>・横浜みどりアップ計画</li> <li>・緑の環境をつくり育てる条例</li> <li>・緑化率を定めた法令、地区計画等</li> <li>・横浜市都市計画マスタープラン</li> <li>・横浜市地球温暖化対策実行計画</li> <li>・横浜市環境管理計画</li> </ul>	—



図6-3 調査地域(緑地)

表6-7 緑地に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
存在・ 供用時	宅盤、道路や公園の 公共施設工作物の 存在及び供用	緑地の位置づけ 及び立地の変化	原則として対象事業に係る 工事の完了 後、一定期間 をおいた時期 とする。	実施区域及びその 周辺	緑地の位置と施設 配置図、施工計画と の重ね合わせ、緑地 面積又は緑地面積 割合の変化の算定、 環境適合性を把握 し、緑化計画の妥当 性を推定するなど により、影響の程度 を定性的に予測す る。
		緑地の面積及び 形状等の変化			
		特に重要な緑地 の特性の変化			
		緑地の機能の変 化			
環境影響要因		評価手法			
存在・ 供用時	宅盤、道路や公園の 公共施設工作物の 存在及び供用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより、対象事業の実施が緑地に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避・低減しているか、又はプラス面の効果について考察する。</li> <li>・環境保全目標の設定に当たっては、前掲表6-6に示す各調査項目の調査結果を踏まえ、緑地及びその機能への影響を最小限にとどめる水準、もしくは維持又は回復する水準、向上する水準を参考に、適切な内容を設定する。</li> </ul>			

(4) 水循環(地下水水位及び湧水の流量)

水循環(地下水水位及び湧水の流量)に係る調査手法を表6-8に、予測・評価手法を表6-9に示します。

表6-8 水循環(地下水水位及び湧水の流量)に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
1.流域の状況	資料	既存資料の収集整理により実施区域を含む流域の地形的特徴、地表面の被覆等を把握する。	実施区域及びその周辺
2.地下水、湧水の状況	資料	既存資料の収集整理により湧水の状況を把握する。	実施区域及びその周辺 実施区域周辺の2地点 (地点G1、G2) 【図6-4参照】
	現地	○湧水の流量 調査時期：2回(渇水期、豊水期の平水時)	
3.降水量の状況	資料	横浜地方気象台で観測されている降水量等の既存資料の収集整理により把握する。	横浜地方気象台
4.関係法令、計画等	資料	下記の関係法令等を整理する。 ・水循環基本法 ・水循環基本計画(国) ・横浜市環境管理計画 ・横浜市水と緑の基本計画	—

表6-9 水循環（地下水位及び湧水の流量）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用	地下水涵養機能	基盤整備完了直後※ <sup>1</sup>	実施区域	事業計画を踏まえ、土地利用の変化に伴う雨水涵養能力の変化の程度※ <sup>2</sup> を求め、湧水への影響の程度を定性的に予測する。
環境影響要因		評価手法			
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより、対象事業の実施が水循環に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避・低減しているかについて考察する。</li> <li>・環境保全目標の設定に当たっては、前掲表6-8に示す各調査項目の調査結果を踏まえ、水循環への影響を最小限にとどめる水準を参考に、適切な内容を設定する。</li> </ul>			

※1 土地利用の変化は工事中から生じると想定されるが、予測条件である土地利用は、基盤整備完了直後を想定したものである。また、対象事業では、建築物等の建築などの影響要因を対象外としている。これらを踏まえ、予測時期を「基盤整備完了直後」として設定した。

※2 「雨水涵養能力の変化の程度」は、土地利用毎の雨水浸透能を設定し、実施区域における平均的な浸透能力を算出する方法を想定する。



図6-4 現地調査地点（水循環）

(5) 大気質

大気質に係る調査手法を表6-10及び表6-11に、予測・評価手法を表6-12及び表6-13に示します。

表6-10 大気質に係る調査手法(1/2)

調査項目	調査方法		調査地域
1.大気質の状況 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・降下ばいじん	資料	実施区域に近い大気汚染常時監視測定局の観測データを収集・整理し、大気汚染物質濃度(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を把握する。	南区南太田測定局(一般局)
	現地	<b>【一般環境】</b> ○二酸化窒素 「二酸化窒素に係る環境基準について」(環境省)に基づき公定法により測定する。 調査時期:4季(春、夏、秋、冬)×7日間 ○浮遊粒子状物質 「大気の汚染に係る環境基準について」(環境省)に基づきβ線吸収法等により測定する。 調査時期:4季(春、夏、秋、冬)×7日間 ○降下ばいじん ダストジャー法により測定する。 調査時期:4季(春、夏、秋、冬)×1か月間	実施区域内の1地点(P1) <b>【図6-5参照】</b>
		<b>【沿道環境】</b> ○二酸化窒素 「二酸化窒素に係る環境基準について」(環境省)に基づき簡易法(PTIO法 <sup>※1</sup> )より測定する。 調査時期:4季(春、夏、秋、冬)×7日間	工事用車両の走行ルート上の6地点(H1~H2、H4~H7) <b>【図6-5参照】</b>
2.気象の状況 ・風向、風速 ・日射量	資料	実施区域に近い大気汚染常時監視測定局の観測データ(風向・風速、日射量 <sup>※2</sup> 、放射収支量 <sup>※2</sup> )を収集整理する。	実施区域及びその周辺
	現地	○気象(風向、風速) 「地上気象観測指針」(気象庁)に準じる方法で測定する。 調査時期:4季(春、夏、秋、冬)×7日間	実施区域内の1地点(P1) <b>【図6-5参照】</b>
3.地形、工作物の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理を行い、必要に応じて現地踏査で確認する。	実施区域及びその周辺
4.土地利用の状況	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料の収集整理を行い、必要に応じて現地踏査で確認する。	実施区域及びその周辺

※1 「PTIO法」とは、横浜市環境科学研究所により開発された短期暴露用拡散型サンプラーを用いる方法。  
 ※2 資料調査で収集する気象データのうち日射量及び放射収支量については、第3章に示す「調査区域」内の測定局では観測されていないため、「調査区域」外の測定局も含めて調査する。

表6-11 大気質に係る調査手法(2/2)

調査項目	調査方法		調査地域
5.大気汚染物質の主要な発生源の状況	資料	都市計画基本図等の既存資料の収集整理を行う。	実施区域及びその周辺
6.自動車交通量等の状況	資料	道路交通センサス等の既存資料の収集整理を行う。	実施区域及びその周辺
	現地	自動車断面交通量及び走行速度を測定する。 調査時期：2回(平日・休日各1回)×24時間	工事用車両の走行ルート上の6地点(H1~H2、H4~H7) 【図6-5参照】
7.関係法令、計画等	資料	次の関係法令等を整理する。 ・環境基本法 ・大気汚染防止法 ・横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例 ・横浜市生活環境の保全等に関する条例 ・横浜市環境管理計画 ・生活環境保全推進ガイドライン	—

表6-12 大気質に係る予測手法

環境影響要因		予測手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	地物の撤去、切土や盛土の実施 <sup>※1</sup>	降下ばいじん量	造成による影響が最大となる時期	最大着地濃度の出現地点	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年3月)に示される方法により降下ばいじん量を予測する。
	建設機械の稼働	大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度	建設機械の稼働による影響が最大となる時期	最大着地濃度の出現地点を含む範囲	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年3月)に示される大気拡散式(プルーム・パフ式)により年平均値及び日平均値 <sup>※2</sup> を予測する。
	工事用車両の走行	大気質(二酸化窒素)濃度	工事用車両の走行による影響が最大となる時期	工事用車両の走行ルート上の6地点((H1~H2、H4~H7)【図6-5参照】)	「建設機械の稼働」と同様の方法とする。
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用	大気質(二酸化窒素)濃度	基盤整備完了直後 <sup>※3</sup>	事業関係車両 <sup>※4</sup> の走行ルート上の6地点(H1~H2、H4~H7)【図6-5参照】	「建設機械の稼働」と同様の方法とする。

※1 建設機械が造成工事をするなどで粉じん等が発生するが、対象事業の環境影響要因として「地物の撤去、切土や盛土の実施」を設定していることから、これを環境影響要因としている。

※2 「日平均値」は、98%値等に換算した上で環境基準等と比較することを念頭においた指標である。

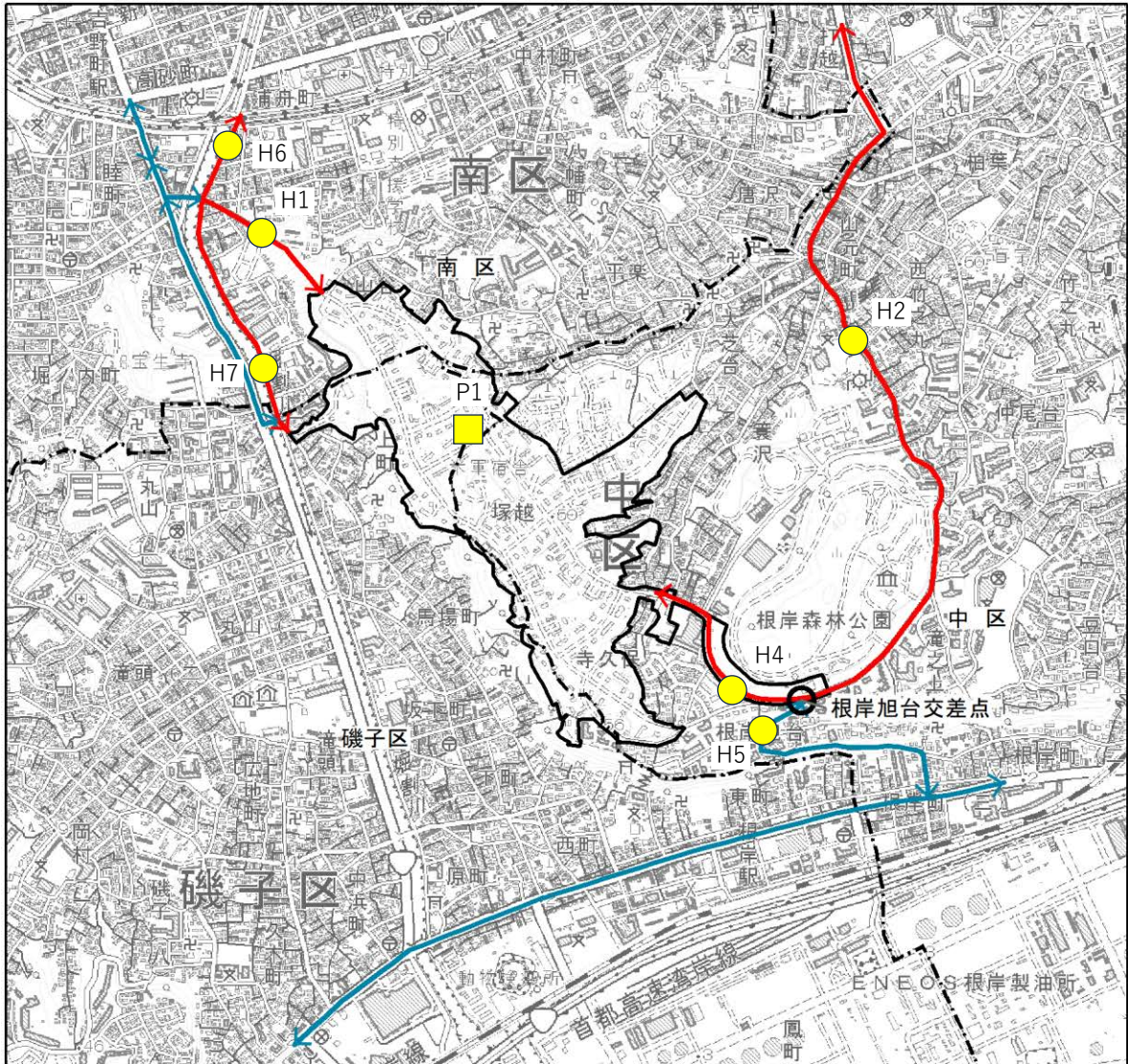
※3 「基盤整備完了直後」は、実際には交通量が少ないことが想定されるが、予測では基盤整備完了直後の建物等による影響が無い状態に対し入手可能な将来交通量データを設定して予測することを想定する。

※4 「事業関係車両」の台数は、対象事業の土地利用計画及び道路計画に関連して推計される将来交通量を活用することを想定したものである。

表6-13 大気質に係る評価手法

環境影響要因		評価手法
工事中	地物の撤去、切土や盛土の実施 <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全目標を設定し、これと予測結果を対比することにより、対象事業の実施が大気質に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避・低減しているかについて考察する。</li> <li>・環境保全目標の設定に当たっては、前掲表6-10～表6-11に示す各調査項目の調査結果を踏まえ、法令や計画等で定められる基準や目標、大気質への影響を最小限にとどめる水準を参考に、適切な内容を設定する。</li> </ul>
	建設機械の稼働	
	工事用車両の走行	
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用	

※1 建設機械が造成工事をする中で粉じん等が発生するが、対象事業の環境影響要因として「地物の撤去、切土や盛土の実施」を設定していることから、これを環境影響要因としている。



- 凡例
- 実施区域
  - 区界
  - ↔ 工事用車両走行ルート(大型車両を含む)
  - ↔ 工事用車両走行ルート(大型車両を除く)
  - 一般大気・地上気象 調査地点
  - 沿道大気・断面交通量 調査地点



図6-5 現地調査地点(大気質)

(6) 騒音

騒音に係る調査手法を表6-14に、予測・評価手法を表6-15に示します。

表6-14 騒音に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
1.騒音の状況 ・環境騒音 ・道路交通騒音	現地	○環境騒音 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)に定める方法により測定する。 調査時期:2回(平日・休日各1回)×24時間	実施区域内の1地点(P1) 【図6-6参照】
		○道路交通騒音 「騒音に係る環境基準について」に定める方法により測定する。 調査時期:2回(平日・休日各1回)×24時間	工事用車両の走行ルート上の6地点(H1~H2、H4~H7) 【図6-6参照】
2.地形、工作物の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理を行い、必要に応じて現地踏査で確認する。	実施区域及びその周辺
3.土地利用の状況	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料の収集整理を行い、必要に応じて現地踏査で確認する。	実施区域及びその周辺
4.騒音の主要な発生源の状況	資料	都市計画基本図等の既存資料の収集整理を行う。	実施区域及びその周辺
5.自動車交通量等の状況	資料	道路交通センサス等の既存資料の収集整理を行う。	実施区域及びその周辺
	現地	自動車断面交通量及び走行速度を測定する。 調査時期:2回(平日・休日各1回)×24時間	工事用車両の走行ルート上の6地点(H1~H2、H4~H7) 【図6-6参照】
6.関係法令、計画等	資料	次の関係法令等を整理する。 ・環境基本法 ・騒音規制法 ・横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例 ・横浜市生活環境の保全等に関する条例 ・横浜市環境管理計画 ・生活環境保全推進ガイドライン	—

表6-15 騒音に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う騒音	建設機械の稼働による影響が最大となる時期	実施区域から100m程度の範囲	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されている「ASJ CN-Model」により予測する。
	工事用車両の走行	道路交通騒音	工事用車両の走行による影響が最大となる時期	工事用車両の走行ルート上の6地点（H1～H2、H4～H7） 【図6-6参照】	一般社団法人日本音響学会が発表している「道路交通騒音の予測計算モデル（ASJ RTN-Model）」を用い、現況の騒音レベルに工事用車両の影響を加味することで予測する。
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用	道路交通騒音	基盤整備完了直後	事業関係車両 <sup>※1</sup> の走行ルート上の6地点（H1～H2、H4～H7） 【図6-6参照】	想定される将来交通量に対し、一般社団法人日本音響学会が発表している「道路交通騒音の予測計算モデル（ASJ RTN-Model）」を用いる方法で予測する。
環境影響要因		評価手法			
工事中	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全目標を設定し、これと予測結果を対比することにより、対象事業の実施が騒音に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避・低減しているかについて考察する。</li> <li>・環境保全目標の設定に当たっては、前掲表6-14に示す各調査項目の調査結果を踏まえ、法令や計画等で定められる基準や目標、騒音による影響を最小限にとどめる水準を参考に、適切な内容を設定する。</li> </ul>			
	工事用車両の走行				
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用				

※1 「事業関係車両」の台数は、対象事業の土地利用計画及び道路計画に関連して推計される将来交通量を活用することを想定したものである。

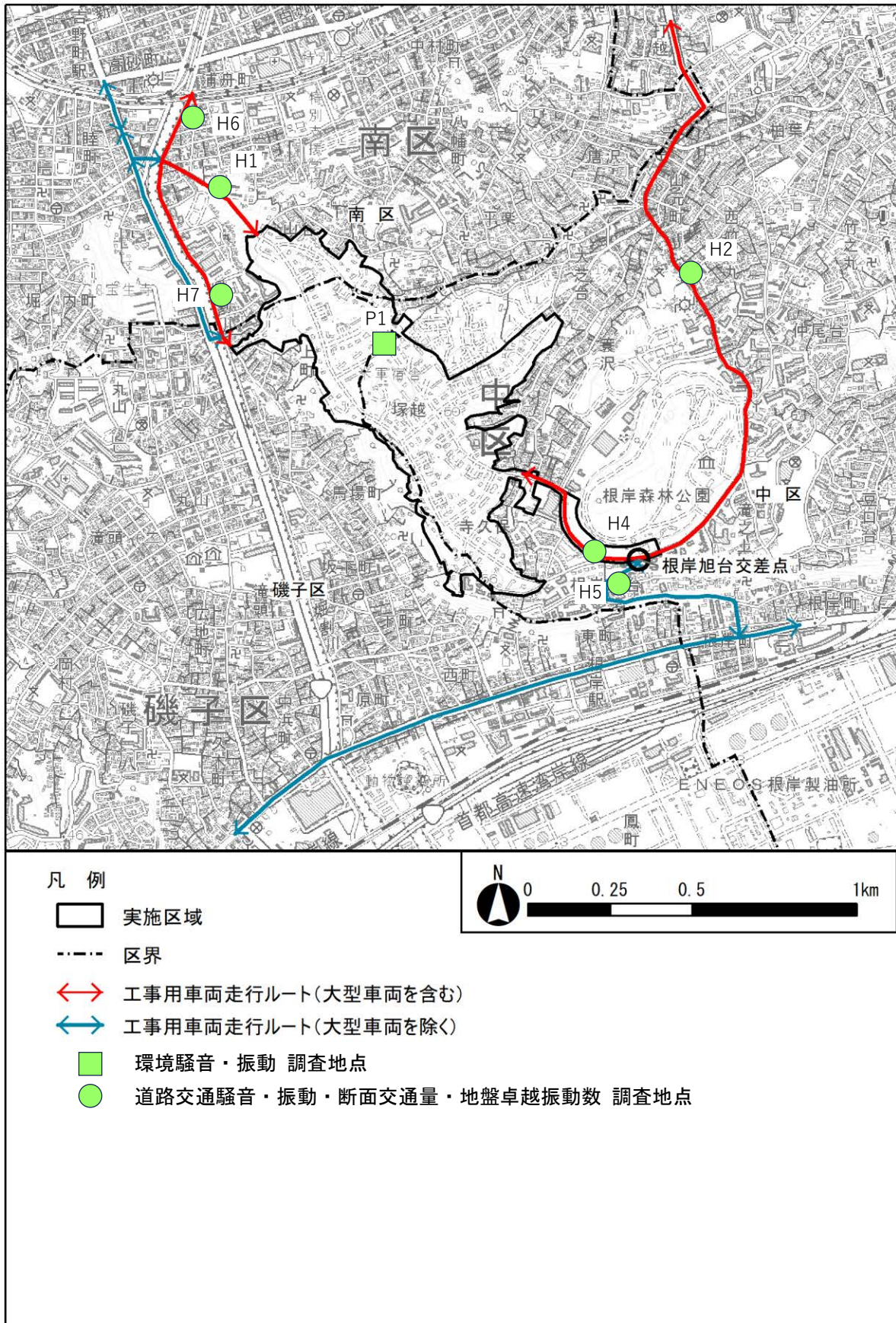


図6-6 現地調査地点（騒音・振動）

(7) 振動

振動に係る調査手法を表6-16に、予測・評価手法を表6-17に示します。

表6-16 振動に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
1.振動の状況 ・環境振動 ・道路交通振動	現地	○環境振動 「振動レベルの測定法」(JIS Z 8735)に定める方法により測定する。 調査時期:2回(平日・休日各1回)×24時間	実施区域内の1地点 (P1) 【前掲図6-6参照】
		○道路交通振動 「振動レベルの測定法」(JIS Z 8735)に定める方法により測定する。 調査時期:2回(平日・休日各1回)×24時間	工事用車両の走行ルート上の6地点(H1~H2、H4~H7) 【前掲図6-6参照】
2.地形、工作物、地盤の状況	資料	地形図等の既存資料の収集整理を行い、必要に応じて現地踏査で確認する。	実施区域及びその周辺
	現地	○地盤卓越振動数 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に基づく方法 調査時期:1回	工事用車両の走行ルート上の6地点(H1~H2、H4~H7) 【前掲図6-6参照】
3.土地利用の状況	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料の収集整理を行い、必要に応じて現地踏査で確認する。	実施区域及びその周辺
4.振動の主要な発生源の状況	資料	都市計画基本図等の既存資料の収集整理を行う。	実施区域及びその周辺
5.自動車交通量等の状況	資料	道路交通センサス等の既存資料の収集整理を行う。	実施区域及びその周辺
	現地	自動車断面交通量及び走行速度を測定する。 調査時期:2回(平日・休日各1回)×24時間	工事用車両の走行ルート上の6地点(H1~H2、H4~H7) 【前掲図6-6参照】
6.関係法令、計画等	資料	次の関係法令等を整理する。 ・環境基本法 ・振動規制法 ・横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例 ・横浜市生活環境の保全等に関する条例 ・横浜市環境管理計画 ・生活環境保全推進ガイドライン	—

表6-17 振動に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う振動	建設機械の稼働による影響が最大となる時期	実施区域から100m程度の範囲	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されている振動の伝播理論式により予測する。
	工事用車両の走行	道路交通振動	工事用車両の走行による影響が最大となる時期	工事用車両の走行ルート上の6地点（H1～H2、H4～H7）【前掲図6-6参照】	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示される時間率振動レベルの80%上端値（L10）の予測式を用い、現況の振動レベルに工事用車両の影響を加味することで予測する。
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用	道路交通振動	基盤整備完了直後	事業関係車両 <sup>※1</sup> の走行ルート上の6地点（H1～H2、H4～H7）【前掲図6-6参照】	想定される将来交通量に対し、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されるL <sub>10</sub> の予測式を用いる方法で予測する。
環境影響要因		評価手法			
工事中	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全目標を設定し、これと予測結果を対比することにより、対象事業の実施が振動に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避・低減しているかについて考察する。</li> <li>環境保全目標の設定に当たっては、前掲表6-16に示す各調査項目の調査結果を踏まえ、法令や計画等で定められる基準や目標、振動による影響を最小限にとどめる水準を参考に、適切な内容を設定する。</li> </ul>			
	工事用車両の走行				
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用				

※1 「事業関係車両」の台数は、対象事業の土地利用計画及び道路計画に関連して推計される将来交通量を活用することを想定したものである。

(8) 地域交通(交通混雑)

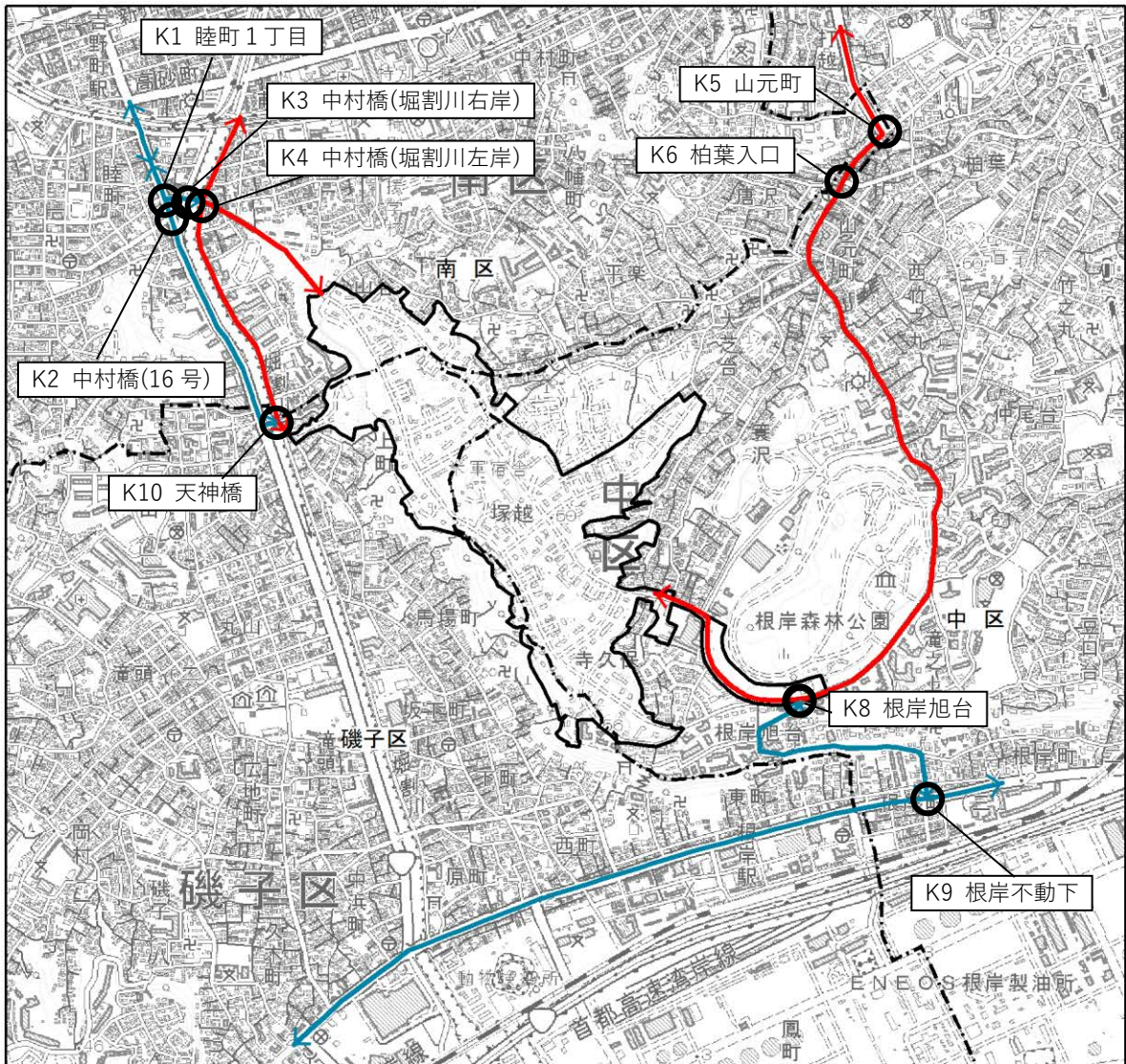
地域交通（交通混雑）に係る調査手法を表6-18に、予測・評価手法を表6-19に示します。

表6-18 地域交通（交通混雑）に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
1.道路の状況 ・主要な交通経路及び 交通量 ・主要交差点における 交通管理	資料	左記項目について、既存資料の収集整理を行う。	実施区域及びその周辺  工事用車両の走行ルート上の主要交差点9地点 (K1~K6、K8~K10) 【図6-7参照】
	現地	○主要な交通経路及び交通量 主要交差点における時間別・車種別・方向別自動車交通量及び渋滞の状況を測定する。 調査時期：1回（平日）×16時間（6~22時）  ○主要交差点における交通管理 主要交差点における信号現示を代表的時間帯で測定する。 調査時期：1回（平日） ×朝昼夕夜の代表的時間帯	
2.関係法令、計画等	資料	次の関係法令等を整理する。 ・横浜市都市計画マスタープラン ・横浜都市交通計画	—

表6-19 地域交通（交通混雑）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	工事用車両の走行	交差点における需要率及び交通容量比	工事用車両の走行台数が最大となる時期	工事用車両の走行ルート上の主要交差点9地点【図6-7参照】	交差点需要率の算出等により、交通混雑の程度を予測する。
環境影響要因		評価手法			
工事中	工事用車両の走行	交差点における需要率及び交通容量比	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全目標を設定し、これと予測結果と対比することにより、対象事業の実施が地域交通に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避・低減しているかについて考察する。</li> <li>・環境保全目標の設定に当たっては、前掲表6-18に示す各調査項目の調査結果を踏まえ、交通混雑への影響を最小限にとどめる水準を参考に、適切な内容を設定する。</li> </ul>		



- 凡例
- 実施区域
  - 区界
  - ↔ 工事用車両走行ルート(大型車両を含む)
  - ↔ 工事用車両走行ルート(大型車両を除く)
  - 主要交差点部の交通量等



図6-7 現地調査地点(地域交通)

## (9) 景観

景観に係る調査手法を表6-20に、予測・評価手法を表6-21に示します。

表6-20 景観に係る調査手法

調査項目※1	調査方法		調査地域
1.地域景観の特性	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により把握する。	実施区域及びその周辺
2.主要な眺望地点からの景観等	現地	主要な眺望地点の分布状況や眺望景観を現地踏査及び写真撮影により把握する。また、実施区域に近い調査地点においては、地点周辺における地物等の状況もあわせて把握する。 調査時期：4季（春、夏、秋、冬）	実施区域及びその周辺の8地点※2 【図6-8参照】
3.関係法令、計画等	資料	次の関係法令等を整理する。 ・横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例 ・横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例 ・横浜市景観ビジョン ・横浜市景観計画 ・横浜市都市計画マスタープラン ・横浜市環境管理計画	—

※1 「横浜市環境影響評価技術指針」（令和7年4月）では、調査項目として「近景域の状態」がある。これは主に実施区域内及び近傍が生活空間として利用されている場合にその影響をみるための項目であると考えられるが、実施区域は現在で基本的に人の居住がなく、二次造成完了時点でも人の居住は環境影響要因の対象外としていることから、調査項目には含めていない。

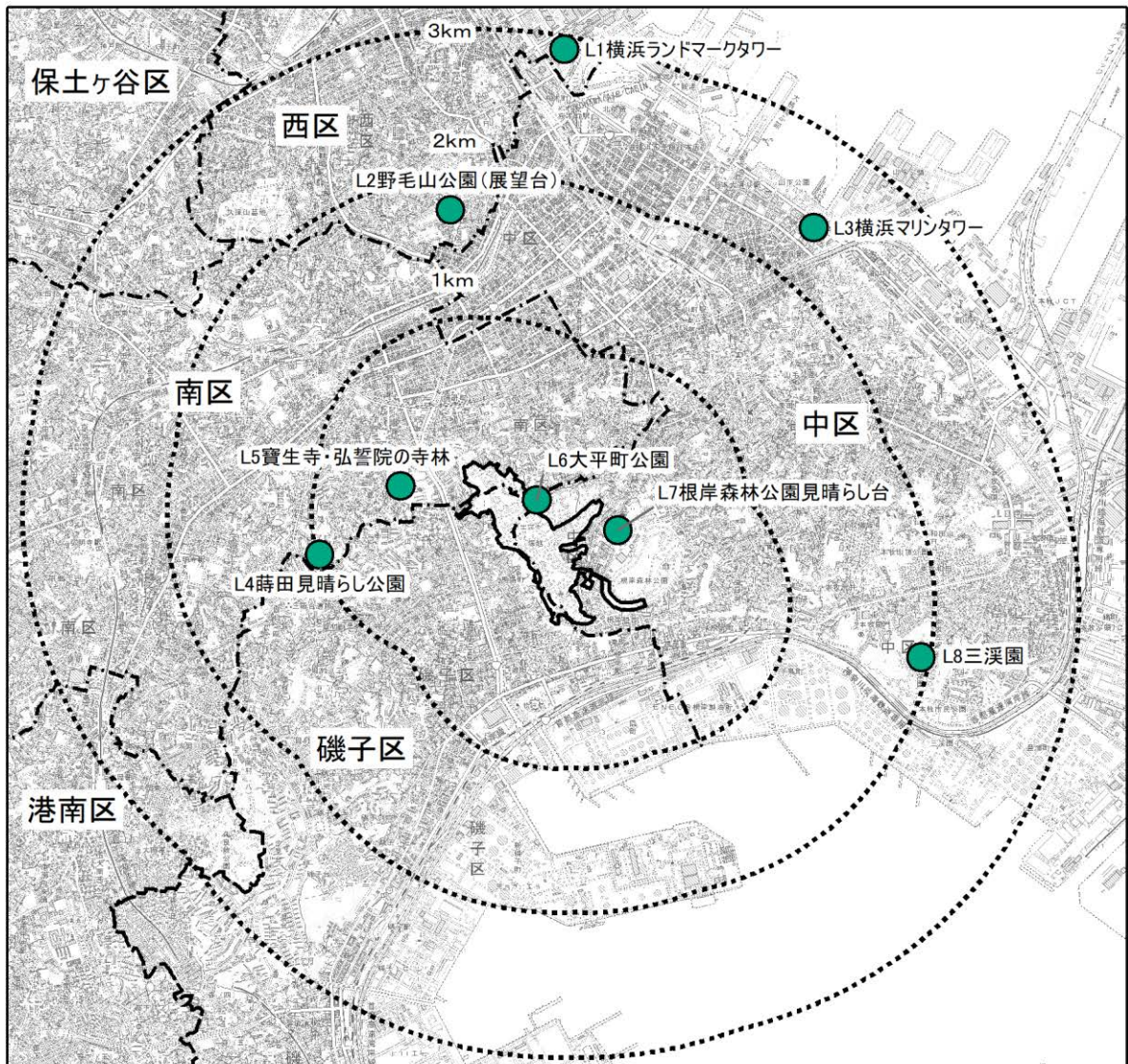
※2 図6-8に示す調査地点は、配慮書手続きまでに収集した情報（観光情報、眺望利用がありそうな公園等の分布）及び事前概査での可視状況に基づき抽出したものである。事前調査により実施区域は周辺市街地より高い台地上にあることや崖地の樹林に遮られることが多かったため、調査地点は比較的高台に位置する図6-8に示す8地点が残った。

表6-21 景観に係る予測・評価手法

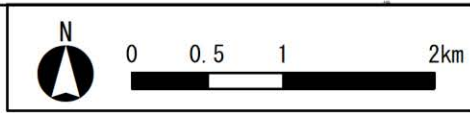
環境影響要因		予測手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用	基盤整備により変化する景観の状況	基盤整備完了直後 <sup>※1</sup>	変化する景観の状況を適切に把握し得る地点 <sup>※2</sup>	フォトモンタージュ作成により、眺望の変化の程度を予測する。
環境影響要因		評価手法			
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより対象事業の実施が景観に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避・低減しているかについて考察する。</li> <li>・環境保全目標の設定に当たっては、前掲表6-20に示す各調査項目の調査結果を踏まえ、地域景観を保全する水準、周辺景観の調和を損なわない水準、主要な眺望地点からの眺望阻害を最小限にとどめる水準を参考に、適切な内容を設定する。</li> </ul>			

※1 対象事業では、「存在・供用時」に考慮する環境影響要因は「宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用」であり、上物（建物等）は含めていない。そのため、「存在・供用時」の予測時期としては、宅盤、道路や公園の公共施設工作物の整備完了時点としている。

※2 予測地点は、図6-8に示す現地調査地点を基本とするが、現地調査結果や土地利用計画等の最新情報を踏まえて、適宜設定する。



- 凡例
- 実施区域
  - 区界
  - 景観調査地点



※ 本図に示す地点は、配慮書手続きまでに収集した情報（観光情報、眺望利用がありそうな公園等の分布）及び事前概査での可視状況に基づき抽出したものである。

図6-8 現地調査地点（景観）

## (10) 触れ合い活動の場

触れ合い活動の場に係る調査手法を表6-22に、予測・評価手法を表6-23に示します。

表6-22 触れ合い活動の場に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
1.触れ合い活動の場の状況	資料	左記項目について、既存資料の収集整理を行い、必要に応じて現地踏査で確認する。	実施区域及びその周辺
・触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況等 ・触れ合い活動の場の活動特性 ・触れ合い活動の場までの利用経路	現地	左記項目について、現地踏査により調査を行う。 調査時期：4季（春、夏、秋、冬）※1	実施区域に隣接する根岸森林公園及び根岸競馬記念公苑※2 【図6-9参照】
2.関係法令、計画等	資料	次の関係法令等を整理する。 ・横浜市水と緑の基本計画 ・横浜みどりアップ計画 ・横浜市都市計画マスタープラン	—

※1 調査日は公園利用者が多く、より活動の多様性が高いと考えられる休日を想定する。

※2 根岸森林公園は、横浜市を代表する公園（面積約20ha）であることに加え、実施区域に隣接するため影響が及ぶ可能性があることから、資料調査に加えて現地調査を行う。また、根岸競馬記念公苑についても馬の博物館は2026年6月現在休館中であるが、一部の敷地については根岸森林公園と一体になって利用がされていると考えられることからあわせて調査を行う。

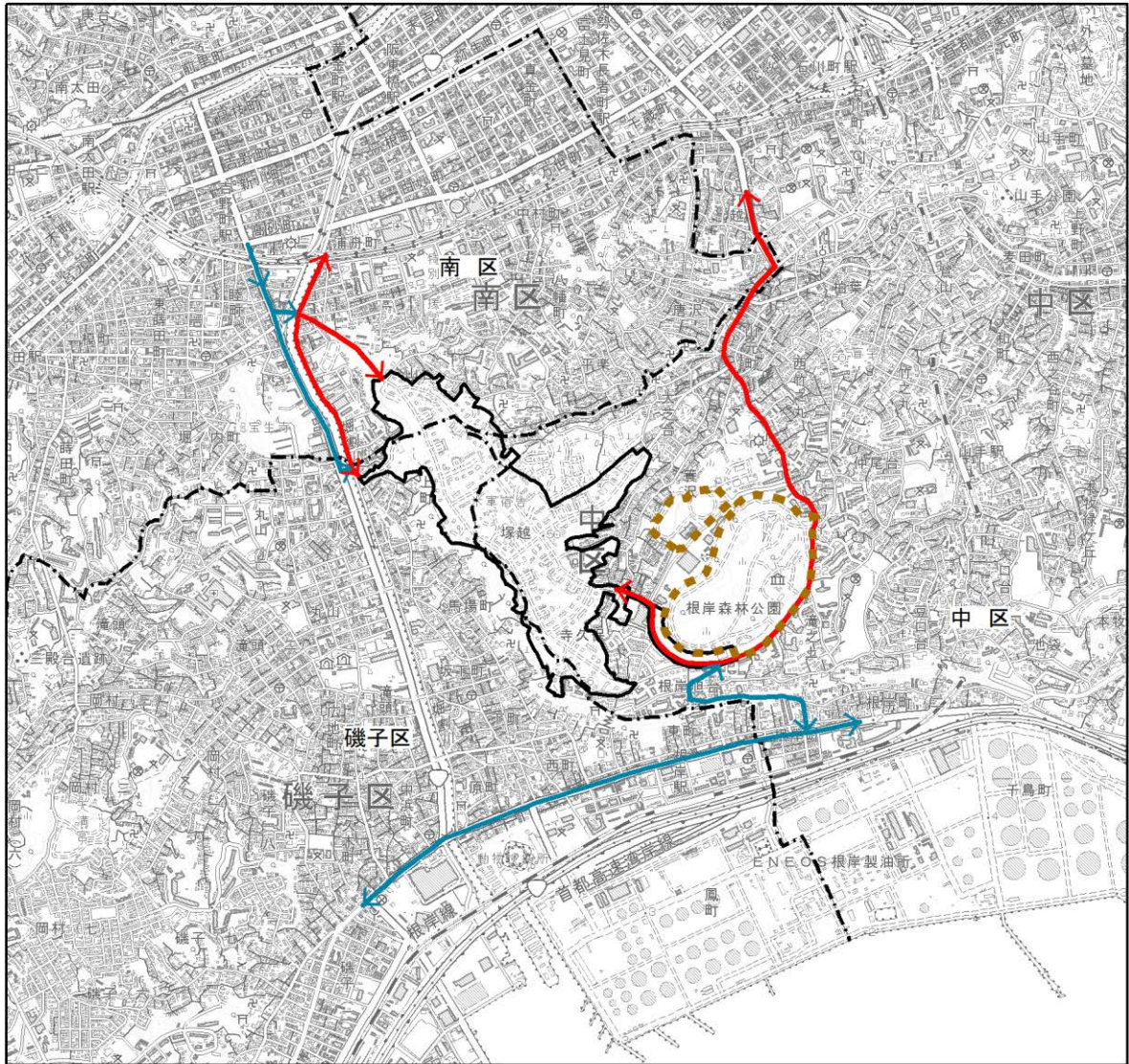
表6-23 触れ合い活動の場に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	地物の撤去、切土や盛土の実施、工事用車両の走行、建設機械の稼働	触れ合い活動の場及び活動特性の変化の程度	工事期間全体	現地調査地点と同一の地点	事業計画 <sup>※2</sup> と触れ合い活動の場を重ね合わせ、他の環境影響評価項目の予測結果 <sup>※3</sup> も参考に、影響の程度を定性的に予測する。
		触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度			
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用	触れ合い活動の場及び活動特性の変化の程度	基盤施設の整備完了以降で一定の利用が想定される時期 <sup>※1</sup>		
		触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度			
環境影響要因		評価手法			
工事中	地物の撤去、切土や盛土の実施、工事用車両の走行、建設機械の稼働	・環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより対象事業の実施が触れ合い活動の場に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避・低減しているか、又はプラス面の効果について考察する。			
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用	・環境保全目標の設定に当たっては、前掲表6-22に示す各調査項目の調査結果を踏まえ、触れ合い活動の場の状況、活動特性、利用経路への影響を最小化する水準、もしくは触れ合い活動の向上に寄与する水準を参考に、適切な内容を設定する。			

※1 対象事業では、「存在・供用時」に考慮する環境影響要因は「宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用」であり、上物（建物等）は含めていない。そのため、「存在・供用時」の予測時期としては、宅盤、道路や公園の公共施設工作物の整備完了時点を原則としている。しかし、基盤整備完了後に、事業実施区域及びその周辺が触れ合い活動の場として認知・利用されるには一定時間を要することが想定されるため、それを考慮した予測時期とした。

※2 重ね合わせる「事業計画」とは、工事中については施工範囲、存在・供用時については基盤整備の内容を想定する。

※3 参考とする「他の影響評価項目」は、人の利用に影響を与える環境要素（緑、生き物、音環境等）を念頭に、各項目の予測結果を踏まえて適切なものを検討する。



凡例

- 実施区域
- 区界
- 触れ合い活動の場調査地域
- 工事用車両走行ルート(大型車両を含む)
- 工事用車両走行ルート(大型車両を除く)

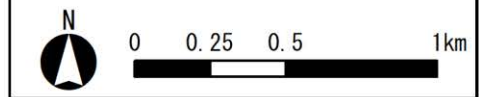


図6-9 現地調査地点(触れ合い活動の場)

(見開きの関係で白紙)

## 7 方法書対象地域

方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）については、環境影響評価制度の趣旨に基づき、事業の実施により環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲として設定します。

具体的には、本事業における環境影響評価項目の温室効果ガス、生態系、動物、植物、緑地、湧水の流量、大気汚染、騒音、振動、交通混雑、景観及びふれあい活動の場への影響が想定される周辺地域とします。

各項目について影響の発現特性を踏まえた整理結果は表7-1のとおりであり、整理結果を踏まえ、評価項目ごとの影響範囲の特性を総合的に勘案しました。

表7-1 評価項目における影響の発現特性

評価項目	整理結果
温室効果ガス	事業活動に伴うエネルギー使用に起因し広域的に発生するため、距離に依存せず事業全体の排出量として評価
生態系、動物、植物	生息・生育環境の分布及び移動範囲に依存し、連続した生態系構造として把握する必要あり
緑地	周辺環境との連続性及び緑地ネットワークの構成に着目して評価
湧水の流量	地形変化の影響を受けるため、流域及び地下水系の範囲で捉える必要あり
大気汚染	粉じん及び排出ガスは拡散による影響を受けるが、特に発生源近傍において影響が顕著
騒音、振動	距離減衰特性を有し、発生源近接域において生活環境への影響が顕著
交通混雑	発生交通は周辺道路網を通じて影響を及ぼすため、対象は道路ネットワーク及び主要交差点
景観	構造物の出現等による視覚的影響であり、視認性及び眺望点に基づき評価
ふれあい活動の場	公園や散策路等の利用状況に依存し、利用者の活動範囲及びアクセス経路を踏まえて評価

上記の整理を踏まえ、大気汚染、騒音及び振動の生活環境に係る項目については、いずれも発生源からの拡散又は距離減衰の影響を受け、特に近接域において影響が顕著となる共通の特性を有することから、生活環境に係る項目における影響が特に顕著となる範囲を基準とすることが合理的であると判断しました。

以上から、事業の実施により環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲については、一般に、生活環境項目（大気汚染、騒音、振動）においては、数百メートル程度の範囲が影響の把握及び住民生活との関係において重要となる距離スケールとされていること及び、既往の環境影響評価事例を参考とし、本事業では実施区域境界から約 200m の範囲を方法書の内容について周知を図る必要がある地域の基本として設定しました。

以上より、上記の約 200mの範囲にかかる町名等を方法書の内容について周知を図る対象とします。（表7-2及び図7-1）

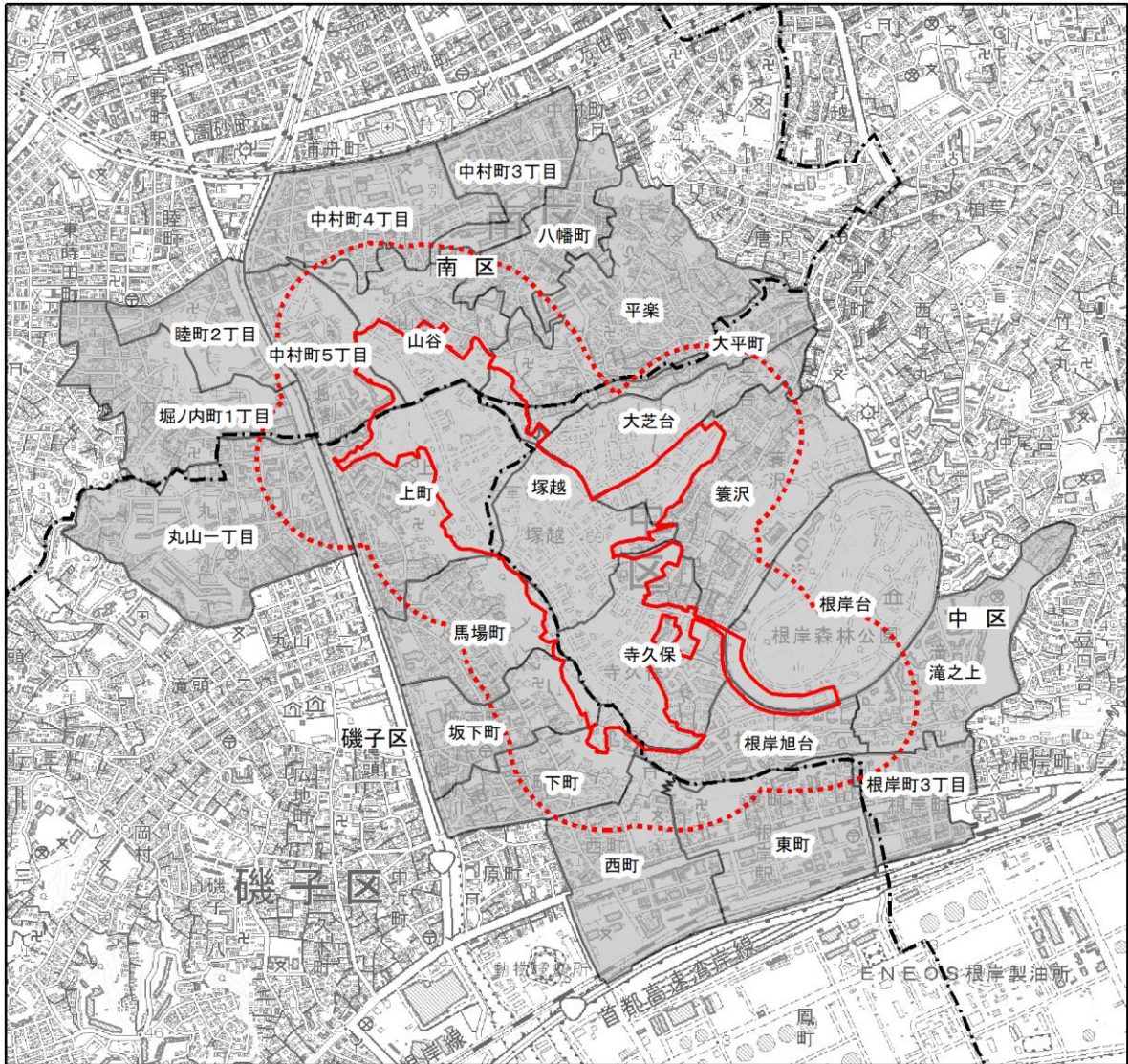
なお、対象となる町名等で環境影響が及ばないと想定される範囲が大きい場合は、上記の約

200mを目安に道路などの線状構造物で区切ることとします。

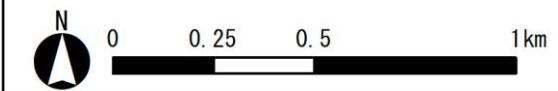
表7-2 方法書対象地域

区名	町名等
中区	大芝台、大平町、滝之上、塚越、寺久保、根岸旭台、根岸台、根岸町3丁目、箕沢
南区	山谷、平楽、中村町3丁目、中村町4丁目、中村町5丁目、八幡町、堀ノ内町1丁目、睦町2丁目
磯子区	上町、坂下町、下町、西町、馬場町、東町、丸山一丁目

※町名等の表記は、「横浜市の町名一覧（令和6年9月2日現在）」（横浜市市民局）による。



- 凡例
- 実施区域
  - 区界
  - 影響範囲(実施区域周辺200m)
  - 方法書対象地域



出典：町境界は「e-Stat（政府統計の総合窓口）統計地理情報システムデータダウンロード」サイトより取得

図7-1 方法書対象地域

## ～～～卷末添付資料～～～

- 1 米軍根岸住宅地区跡地 土地利用の方向性についての市民意見募集資料
- 2 ボーリング柱状図および位置図資料
- 3 横浜市埋立事業に係る横浜市港湾局資料及びみどり環境局資料
- 4 環境影響評価項目の土壤に係る地歴調査結果

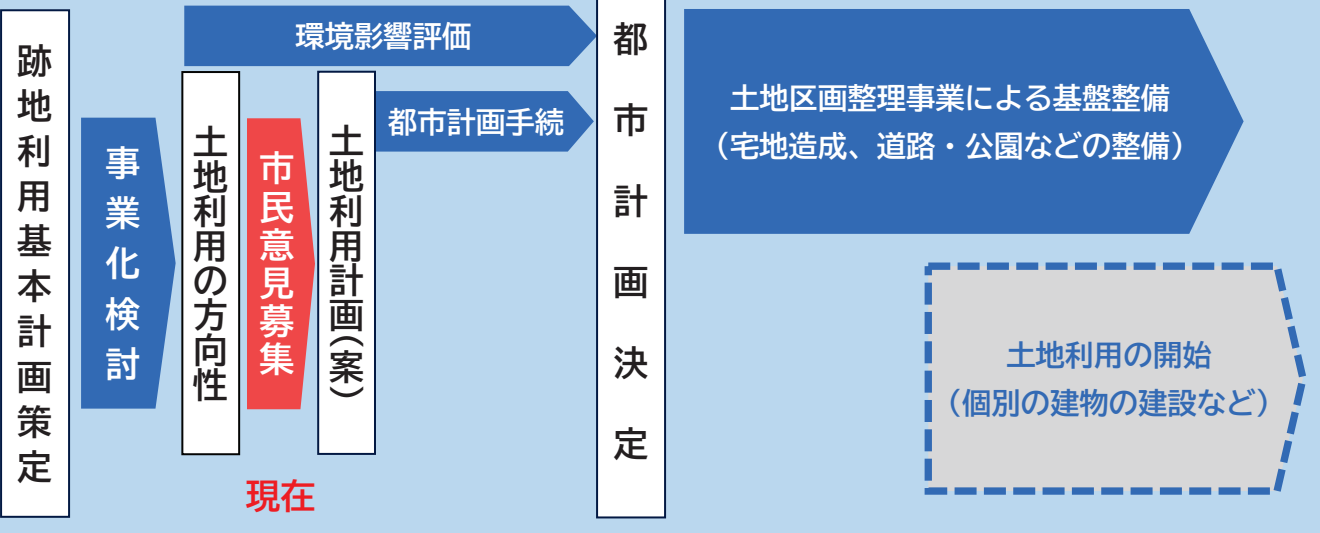
1 米軍根岸住宅地区跡地  
土地利用の方向性についての市民意見募集資料

# 目標スケジュール

令和7年度～令和9年度

令和10年度以降～

令和3年3月



※ 現時点の想定であり、確定したものではありません。

## 意見募集の概要

受付期間	令和7年10月20日(月) から 令和7年11月19日(水) まで	
ご意見の提出方法	横浜市電子申請・届出システム	電子メール、FAX、郵送
	横浜市電子申請・届出システムのオンライン入力フォームへアクセスし、ご入力ください。 右の二次元コードからアクセス または 根岸住宅地区の跡地利用 で検索 入力フォーム	年代、住所(市、区、町名まで)、土地利用の方向性へのご意見を記載いただき、お送りください。 書式は問いません。 【送付先】 電子メール：tb-kichitaisaku@city.yokohama.lg.jp FAX：045-663-2318 郵送：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市 都市整備局 基地対策課 根岸担当 宛 (令和7年11月19日消印有効)

- ・お寄せいただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
- ・ご意見の概要は、横浜市の考え方と併せて、個人情報を除き、後日、市のホームページで公表します。
- ・お電話での受付や、ご意見への個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX 番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に伴い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

## 問合せ先

横浜市 都市整備局 基地対策課 根岸担当  
 電話：045-671-2472 FAX：045-663-2318  
 電子メール：tb-kichitaisaku@city.yokohama.lg.jp

右の二次元コードからアクセス  
 または  
 根岸住宅地区の跡地利用 で検索



横浜市基地対策課  
 ホームページ

# 米軍根岸住宅地区跡地 土地利用の方向性 みなさまのご意見を募集します

## 募集期間

令和7年10月20日(月) から 令和7年11月19日(水) まで

根岸住宅地区は、昭和22年に接収された中区、南区、磯子区にまたがる米軍施設であり、金沢区にある八景島の約2倍の広さがあります。平成16年には日米間で返還方針が合意され、現地では施設の撤去がほぼ完了し、返還に向けた準備が進んでいます。

当地区では、「根岸住宅地区跡地利用基本計画(令和3年3月)」を策定してきましたが、当地区を最有力候補地としていた横浜市立大学附属2病院・医学部等の再整備について、病院は別の浦舟地区に整備する方針に見直しが行われました。

そのため、こうした状況の変化を捉え「土地利用の方向性」をとりまとめましたので、みなさまのご意見をお伺いします。

- ・現在は、骨格となる道路と3つの土地利用ゾーンを定めている段階です。この内容について、ご意見をいただき、今後、詳細を決めていきます。
- ・道路や身近な公園等の公共施設の整備や宅地の造成が必要となるため、土地区画整理事業により基盤整備を進めていきます。その後に個々の敷地で建物建設が行われていきます。

## 根岸住宅地区の概要



面積：約43ha(米軍提供面積)  
 現在の都市計画：第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、準防火地域、第三種風致地区

## 根岸住宅地区の現況

みなとみらい地区や遠く富士山が望める高台に位置し、外国人居留地の歴史を伝え、文教施設が集積する山手地区とつながる、緑豊かな根岸森林公園に隣接しています。



## 土地利用の方向性

駅や各方面からのアクセスを想定し、骨格となる道路と緑のネットワークを配置します。

土地利用は、地区の中央にセンターゾーンを配置することとし、その周りに住宅地等ゾーンを配置します。また、根岸森林公園に隣接する部分については、既存の根岸森林公園と一体的に利用できるような森林公園ゾーンを配置します。

### 道路と緑のネットワーク

- 周辺の骨格道路と接続する道路ネットワークを形成する。
- 周辺の密集市街地の防災力向上につながるアクセスを確保する。
- 緑や景観を楽しみながら回遊できる、緑の回廊ネットワークを形成する。

### センターゾーン

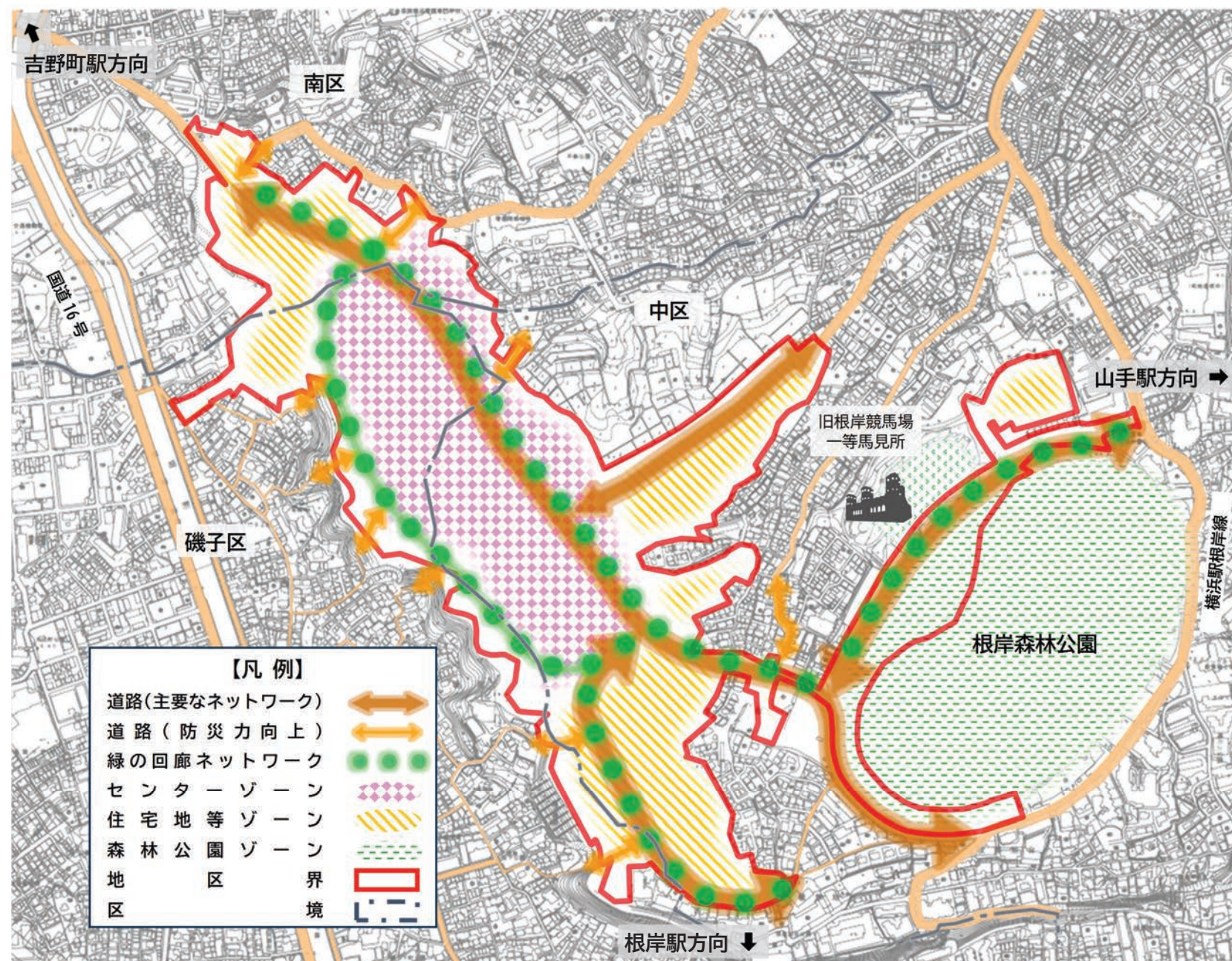
- 横浜市立大学の医学部を核に、これと連携した研究施設などを誘致し、医療や健康をテーマとしたまちづくりを目指す。
- 商業、子育て施設などの生活利便施設や、公園などの公共公益施設を配置し、地区内や周辺の利便性を高めるとともに、様々な人の交流や賑わいづくりを進める。

### 住宅地等ゾーン

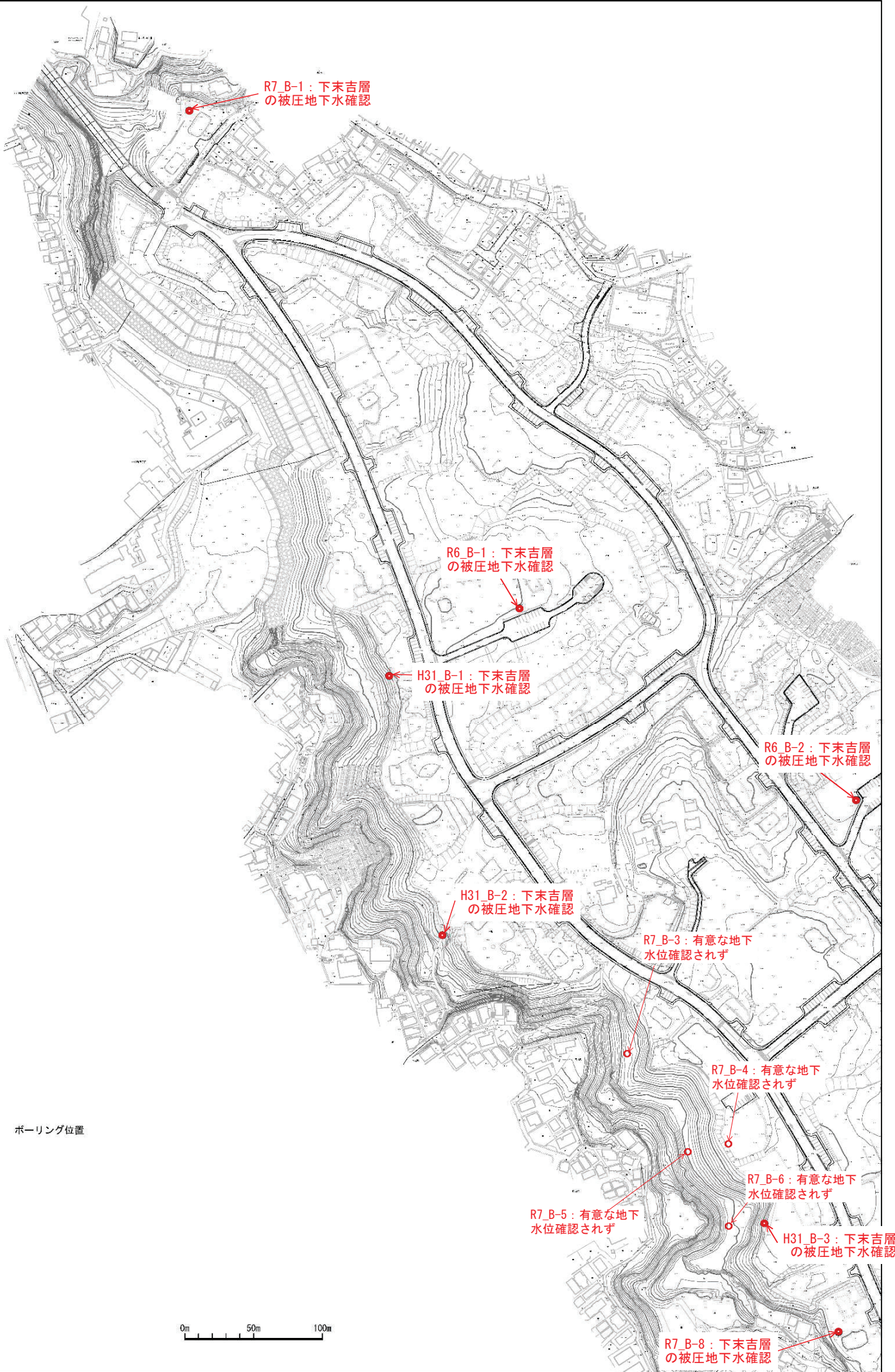
- 高台からの眺望を生かし、良好な住環境の形成を目指す。
- 景観に配慮した特徴的な街並みを有し、ゆとりある質の高い住宅を誘導する。

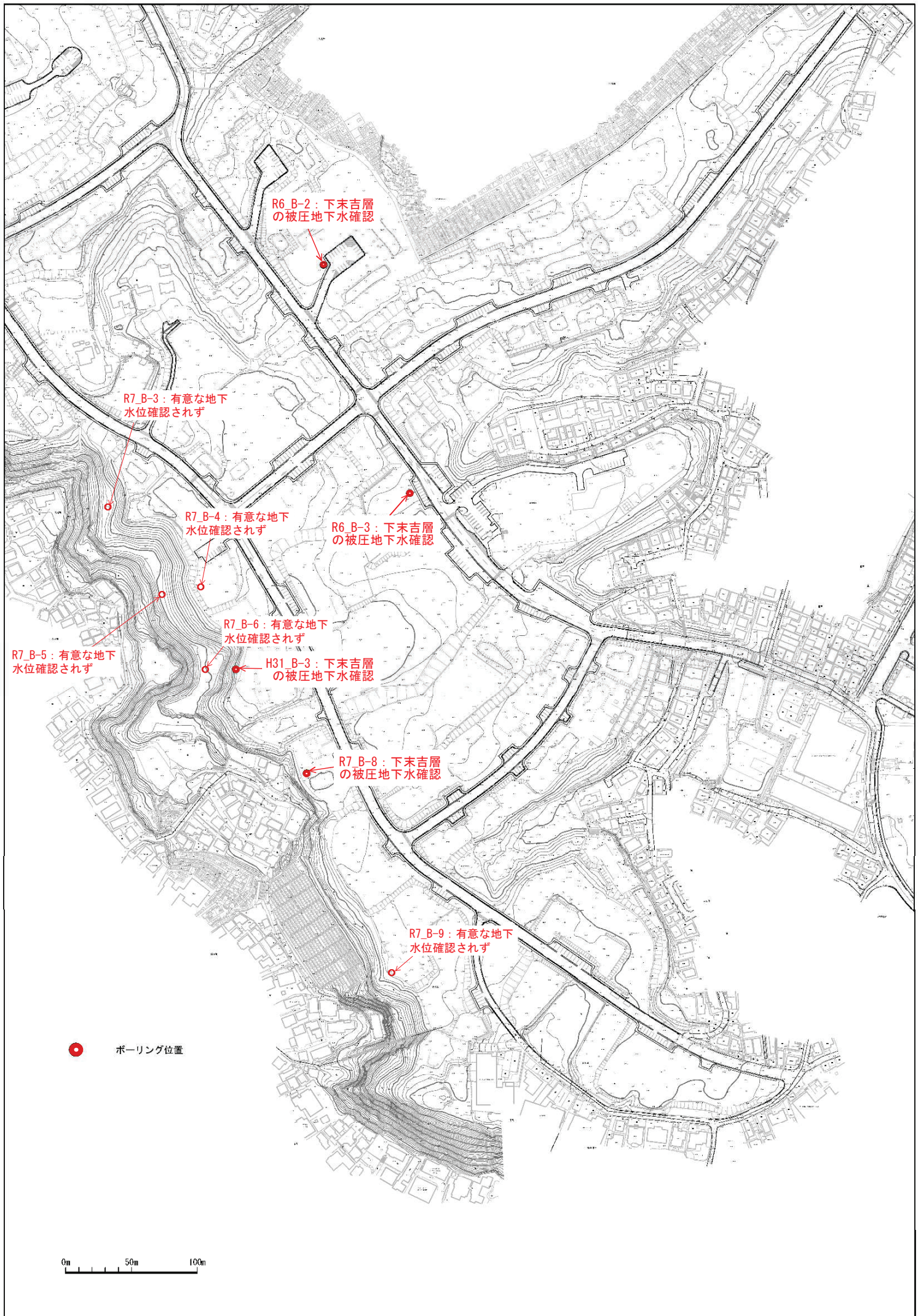
### 森林公園ゾーン

- 根岸森林公園を拡張する。
- 隣接の一等馬見所の保全・活用などと連携し、観光スポットとしても魅力ある憩いの場づくりを進める。



## 2 ボーリング柱状図および位置図資料





# ボーリング柱状図

調査名 平成31年度磯子区馬場町地内地質調査委託

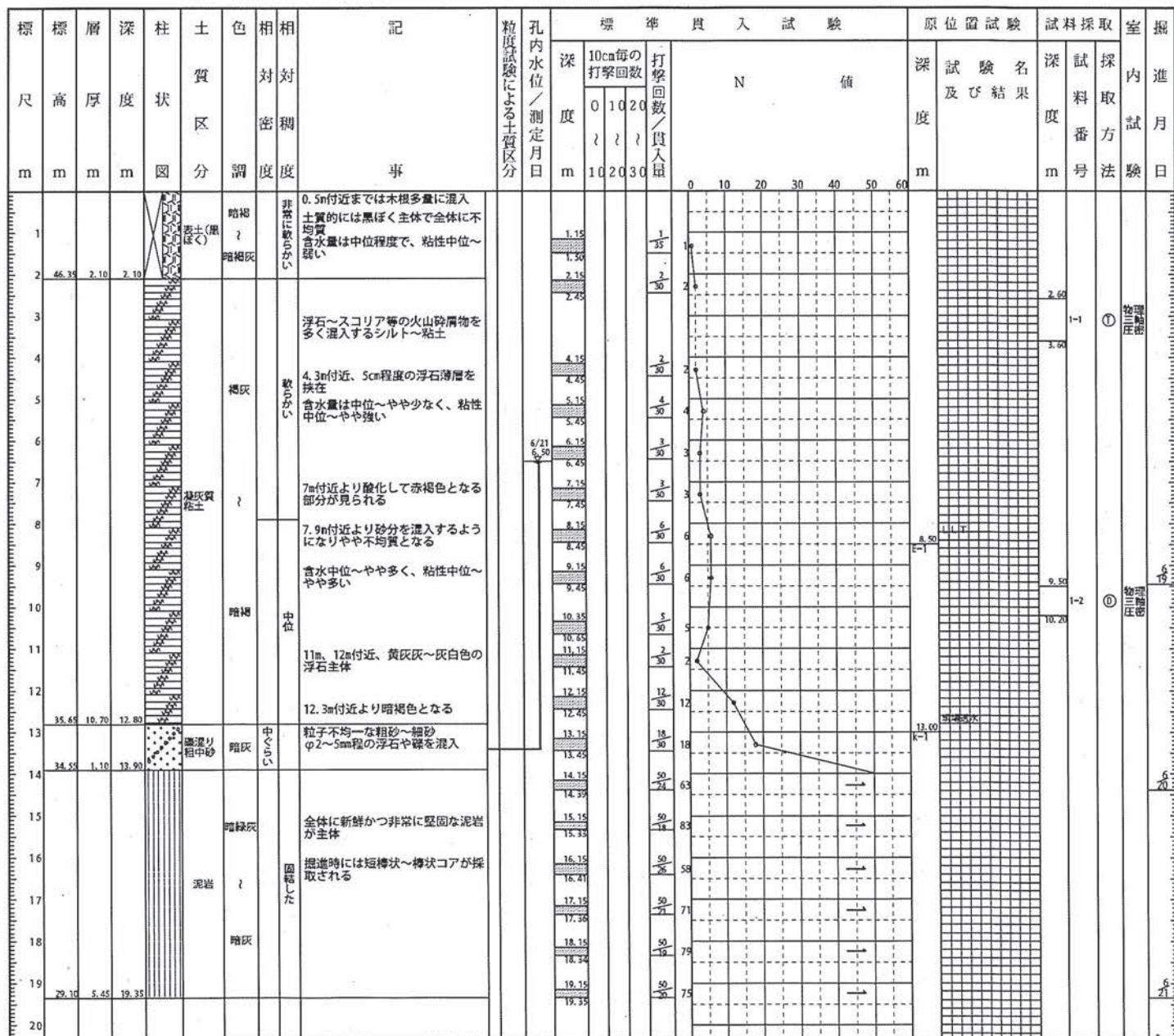
ボーリング№ 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業・工事名

シート№

ボーリング名 No.B-1	調査位置 横浜市磯子区上町地内	北緯	東経
発注機関 横浜市政策局基地対策課	調査期間 2019/6/14~2019/6/25		
調査業者名 株式会社横浜ソイルリサーチ 電話	主任技師	現代理人	コサ定ア者
ボーリング責任者			
孔口標高 TP 48.45m	角 180° 上下 0°	方 北 0° 西 270° 東 90° 南 180°	地盤勾配 32° 鉛直 90°
総掘進長 19.35m	使用機種	試験機 YBM-05	ハンマー落下用具 半自動型
	エンジン ヤンマーNFD9-EK	ポンプ 東邦地下工機BG-3C	



備考

注1) 試料採取方法の記号

注2) 原位置試験方法の記号

- T: シンウォールサンプラー      Tr: トリプルサンプラー
- : 標準貫入試験用サンプラー      A: オーガー
- D: デニソン型サンプラー











# 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 令和7年度根岸住宅地区地質調査業務委託

事業・工事名

調査目的及び調査対象 砂防 地すべり・斜面崩壊

ボーリング名	No. B-1	調査位置	北緯	35° 25' 46.7500"	
発注機関	横浜市都市整備局	調査期間	2025/ 8/26~2025/ 8/27	東経	139° 37' 29.5400"
調査業者名	株式会社 山地下地質コンサルタント	主任技師	現場	コ	ア
電話			現	代	理
孔口標高	46.03m	角	180°	方	北 0°
総削孔長	15.39m	度	0°	向	西 90° 東 90° 南 180°
				地盤勾配	水平 0°
				使用機種	試験機 DO-C
					エンジン NFD-10
					ポンプ BG-3C

標尺 (m)	標高 (m)	深度 (m)	現場土質名 (模様)	現場土質名	地盤材料の工学的分類	色相	相対密度	相対稠度	記号	記述	孔内水位 / 測定月日	標準貫入試験					試料採取	室内試験	削孔月日			
												深度 (m)	N 値	100mm 毎の打撃回数	打撃ごとの貫入量	50 回の貫入量				自沈時の貫入量	採取方法	
	45.33	0.70	表土	表土	礫層	rc1				上層50cmは礫、ガラを含む粘性土 下部は有機質ローム	8/27 5.91	1.15	1	2	3	6	300	1.50	ID-1	③	管理	
			ローム	ローム	茶褐色	rc2				全体に浮石、スコリアが点在する均質な火山灰質粘性土 含水は中位~やや多く粘性を有する 1.5~1.9m間はやや粘土化した浮石薄層 2.1m完全透水		1.45						2.40				
	42.23	3.80										3.15	1	1	2	3	320	4.50	ID-2	④	管理	
			凝灰質粘土	凝灰質粘土	茶褐色	rc2				全体に粘土化した浮石、スコリア等の火山砕屑物を含むやや不均質な粘土・シルトが主体 含水は浮石を多く含む所では多く、その他では中位である 粘性は中~やや大きい 5.5m付近に完全透水する		3.47						5.40				
			凝灰質粘土	凝灰質粘土	茶褐色	rc2				7.5~9.5m間は粘土化した浮石が主体である		4.15	1	1	1	3	330					
			凝灰質粘土	凝灰質粘土	茶褐色	rc2				やや風化・粘土化した浮石でスコリアを含みほぼ均質 含水量やや多く粘性は弱い		4.48										
	37.83	8.20	浮石	浮石	淡黄灰	rc2				浮石、スコリアを含む粘性土で5cm程度の細砂を互層状に含む 中粒程度の浮石を含む粒子の不均一な粗中砂~細砂 若干シルト分を含む		5.15	1	1	2	2	310					
			凝灰質粘土	凝灰質粘土	茶褐色	rc2						6.45										
	36.73	6.30	凝灰質粘土	凝灰質粘土	茶褐色	rc2						7.15	1	1	2	2	320					
			中細砂	中細砂	暗褐色	rd2						2.47										
	36.18	9.85	中細砂	中細砂	暗褐色	rd2						8.15	1	1	2	2	310					
			固結シルト	固結シルト	茶褐色	rc4				上部11.3m付近までは茶褐色の細砂薄層を挟む 全体には含水量、粘性は少なく暗灰色のほぼ均質な固結シルト		8.48										
			暗褐色	暗褐色	暗褐色	rc4						9.15	1	1	1	1	450					
	35.13	10.80	暗褐色	暗褐色	暗褐色	rc4						9.60										
			泥岩	泥岩	暗褐色	rc5				ほぼ均質で含水、粘性の少ない新鮮なシルト岩~砂泥りシルト岩で固結して硬いクラックも少なく100%長い棒状コアとなる 14.25m付近に浮石及び微細砂薄層を挟む		10.15	3	3	4	19	350					
												10.45										
	32.78	13.25										11.15	8	10	14	32	350					
												11.45										
												12.15	9	13	21	43	350					
												12.45										
	30.84	15.39										13.15	14	17	19	50	280					
												13.45										
												14.15	17	21	12	50	230					
												14.35										
												15.15	16	20	14	50	240					
												15.35										

株式会社山地下地質コンサルタント

# 土質ボーリング柱状図 (標準貫入試験)

調査名 令和7年度根岸住宅地区地質調査業務委託

事業・工事名

調査目的及び調査対象 砂防 掘削・掘削のり面

ボーリング名	No.B-3	調査位置			北緯	35° 25' 24.5400"	
発注機関	横浜市都市整備局	調査期間	2025/ 9/11~2025/ 9/18		東経	139° 37' 42.2000"	
調査業者名	株式会社 山下地質コンサルタント	主任技師			現場代理人		
電話	TP	現代			コ	ア	
ボーリング	角		方		ボーリング		第
標高	42.43m	180°	北 0°	地盤勾配	責任者		第
総削孔長	9.45m	上 90°	225°	23°	試錐機		KR-SH-1
		下 0°	180°	水平 0°	エンジン		TF-9
		度	向	90°	ポンプ		V5-P

標尺 (m)	標高 (m)	深 度 (m)	現場土質名 (模様)	現場土質名	地盤材料の工学的分類	色 相 対 密 度 調 度 度	相 対 密 度	相 対 密 度	記 事	孔内水位 / 測定月日	標準貫入試験					試料採取		室内試験	削孔月日
											深 度 - N 値 図					深 度 (m)	試料番号		
1	40.83	1.60	表土	表土	砂	rc2			木根、細礫を含む有機質ローム不均質で含水量少なく粘性も弱い。1.3m付近より砂質ローム。		1.15	1	1	2					
2	39.28	2.45	有機質ローム	有機質ローム	有機質ローム	rc2			ほぼ均質な有機質ローム、含水量少なく粘性も弱い。浮石・スコリアが点在。		1.45	190	110	300					
3	38.43	4.00	ローム	ローム	ローム	rc3			風化した浮石やスコリアを含む均質な火山灰質粘性土。含水量中位で粘性を有する。3mで透水する。		2.15	1	2	1	4				
4	36.43	6.00	凝灰質粘土	凝灰質粘土	凝灰質粘土	rc3			上部は半固結状でやや砂質、下部は浮石混りのシルト・粘土質な軟弱粘性土。浮石・スコリアを含みや相変化、強度変化する。含水量中位~やや多く粘性を有する。		2.45	3.15	1	2	2	5			
5	36.05	6.35	浮石	浮石	浮石	rc3			やや風化した浮石層で含水量は中位で粘性は弱い。		4.15	2	4	6	12				
6	35.18	7.25	シルト質細砂	シルト質細砂	シルト質細砂	rd5			ほぼ均質で含水量、粘性の少ないシルト岩~砂混りシルト岩。全体としては暗灰色で新鮮な泥岩であるが最上部と8.45~9m間は亀裂面に沿って黄褐色となる。9m以降は暗灰色で硬質なシルト岩であるもののN値が若干低下する。		5.15	1	1	2					
7	32.28	9.45	泥岩	泥岩	泥岩	rc4					5.45	6.15	1	1	4	6			
8											6.45	7.15	6	15	29	50	280		
9											7.45	8.15	12	18	20	59	270		
10											8.42	9.15	10	14	17	41	300		
11											9.45								

地下水位確認されず

株式会社山下地質コンサルタント

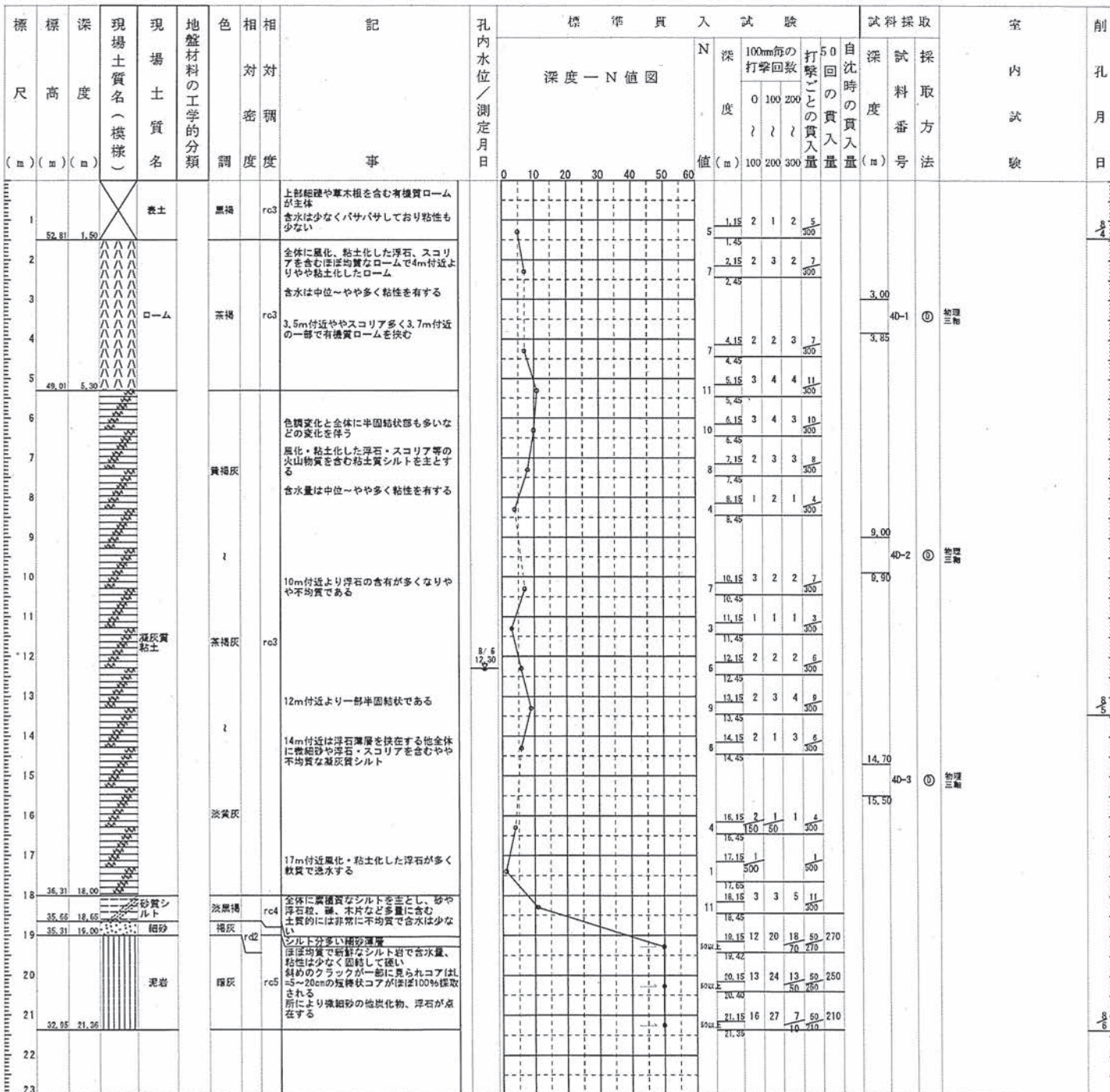
# 土質ボーリング柱状図 (標準貫入試験)

調査名 令和7年度根岸住宅地区地質調査業務委託

事業・工事名

調査目的及び調査対象 砂防 地すべり・斜面崩壊

ボーリング名	No.B-4	調査位置	根岸住宅地区(IIエリア)	北緯	35° 25' 22.4500"
発注機関	横浜市都市整備局	調査期間	2025/ 8/ 4~2025/ 8/ 6	東経	139° 37' 45.0900"
調査業者名	株式会社 山下地質コンサルタント	主任技師	〇〇〇〇〇〇	現場	〇〇〇〇〇〇
電話	〇〇〇〇〇〇	現代理人	〇〇〇〇〇〇	コ	ア
孔口標高	54.31m	試験機	YBM-05	選	定
総削孔長	21.36m	エンジン	NFD-9	ポン	V-5P
角	180°	方	北 0°	ポ	ン
度	上 90°	地盤勾配	0°	プ	
	下 0°	角	0°		
		向	180°		



有意な地下水位確認されず (溜水を確認)

株式会社山下地質コンサルタント

# 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 令和7年度根岸住宅地区地質調査業務委託

事業・工事名

調査目的及び調査対象 砂防 掘削・掘削のり面

ボーリング名	No.B-5	調査位置	北緯	35° 25' 22.2500"
発注機関	横浜市都市整備局	調査期間	東経	139° 37' 43.9600"
調査業者名	株式会社 山地下質コンサルタント	主任技師	現場	コア
電話	TP	現代理人	測定者	ボーリング責任者
孔口標高	41.12m	試験機	KR-SH-1	第
総削孔長	8.41m	エンジン	TF-9	ポンプ
角	180°	方	北 0°	東 90°
度	上 90°	方	西 270°	南 180°
	下 0°	地盤勾配	36°	水平 0°
		使用機種		

標尺	標高 (m)	深 度 (m)	現場土質名 (模様)	現場土質名	地盤材料の工学的分類	色 相 対 密 度	相 対 密 度	相 対 密 度	記 事	孔内水位 / 測定月日	標準貫入試験					試料採取		室内試験	削孔月日
											深 度 (m)	100mm毎の打撃回数	打撃ごとの貫入量	50回の貫入量	自沈時の貫入量	深 度 (m)	試料採取方法		
		40.32	0.80	表土	礫層	rc1			粗礫、草根様を含む不均質で締りの悪い粘性土 含水、粘性共に少ない	9/26 5/23									
1				凝灰質粘土	赤褐	rc2			全体に浮石・スコリアを含むやや不均質な火山灰質粘性土 上部はやや砂質である										
2				黄褐色					2.2m及び3.3m付近に浮石層を挟在する 含水量は中位~やや多くで粘性も中位である										
3				シルト質細砂	赤褐	rd3			微細砂、シルト分を含む細砂 浮石を含むやや均質 含水は中位で粘性は弱い										
4	37.27	3.85		固結シルト	暗褐色	rc4			均質なシルトを主とし半固結状で亀裂面は暗褐色										
5	36.17	4.85		泥岩	暗灰	rc5			ほぼ均質なシルト岩~砂混りシルト岩で暗灰~暗青灰色な新鮮な泥岩 含水量、粘性共に少なく固結して硬い 一般にL=10~20cmの棒状コアが100%採取される 一部シマ状に淡褐色部の薄層を挟在する										
6	35.02	5.50																	
7																			
8																			
9																			
10																			

有意な地下水位確認されず（溜水を確認）

株式会社山地下質コンサルタント

# 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 令和7年度根岸住宅地区地質調査業務委託

事業・工事名

調査目的及び調査対象 砂防 地すべり・斜面崩壊

ボーリング名	No.B-6	調査位置		北緯	35° 25' 20.4900"
発注機関	横浜市都市整備局	調査期間	2025/ 9/30~2025/10/ 1	東経	139° 37' 45.2200"
調査業者名	株式会社 山地下地質コンサルタント 電話	主任技師		現場 代理人	
孔口標高	39.84m	角	180° 上 90° 下	方	北 0° 270° 90° 西 東 180° 南
総削孔長	12.42m	度	0°	地盤勾配	水平 0° 鉛直 90°
		使用機種	試験機 KR-SH-1 エンジン TF-9	コア 確定者	ボーリング 責任者
				ポンプ	V5-P

標尺 (m)	標高 (m)	深 度 (m)	現場土質名 (模様)	現場土質名	地盤材料の工学的分類	色 相 対 密 度 調 度	相 対 密 度	相 対 密 度	記 事	孔内水位 / 測定月日	標準貫入試験					試料採取		室内試験	削孔月日
											深 度 - N 値 図					深 度 (m)	試 料 取 取 取 取 取		
											N 値	深 度	100mm毎の 打撃回数	50 打撃 こと の貫入 量	自沈時の貫入量	深 度 (m)	試 料 取 取 取 取 取		
1	38.24	1.60	表土	表土	表土	暗茶褐	ro2		上部は草木根を混入する 含水量は中位~やや少なく不均質で締りの悪いローム質粘性土 風化した浮石を混入する	10/1 7.80	1.15	1	1	2					
2			粘土質ローム	粘土質ローム	粘土質ローム	暗褐色	ro2		風化した浮石・スコリアを含む火山灰質粘性土 全体にやや粘土化し上部2mまではやや有機質で暗褐色 下部は茶褐で風化した浮石が多い 含水量は中位~やや多く粘性を有する		1.54	1	1	3	2.40	60-1	①	管理三點	
3	36.54	3.30	深灰質粘土	深灰質粘土	深灰質粘土	黄褐色	ro3		全体に風化・粘土化した浮石質なシルト・粘土を主とする 含水量は中位~やや多く粘性は中位 やや不均質である		2.45	1	1	4	3.30	60-2	②	物理三點	
4	35.59	4.25	シルト質中細砂	シルト質中細砂	シルト質中細砂	暗灰色	rd2		浮石粒も多く粒度は不均一。含水量は中位で粘性は少ない		3.15	1	2	4	3.30				
5	35.34	4.50	シルト	シルト	シルト	淡褐色	rd2		全体にほぼ均質なシルト~砂混りシルトで半固結~固結状を呈する		4.15	2	4	5	11	5.00	60-3	③	含水量測定二點
6			固結シルト	固結シルト	固結シルト	淡褐色	rd2		含水量は中~やや少なく粘性は弱い		4.45	5	5	7	17				
7			固結シルト	固結シルト	固結シルト	淡褐色	rd2				5.45	7	8	9	24				
8			固結シルト	固結シルト	固結シルト	淡褐色	rd2		8.30mまでの上部は淡褐色の風化色で以て深は暗灰の新鮮な固結シルト 上部の一部に見られる亀裂面は暗褐色		6.15	7	8	9	24				
9			固結シルト	固結シルト	固結シルト	暗灰色	ro4		7.5mから全量透水		6.45	7	8	9	24				
10	29.59	10.25	泥岩	泥岩	泥岩	暗灰色	ro4				7.15	5	7	9	21				
11			泥岩	泥岩	泥岩	暗灰色	ro5		ほぼ均質で含水量、粘性共に少なく固結して硬いシルト岩を主とする 含有物は少なく雲母片や微細砂を挟在		7.45	8	9	11	28				
12	27.42	12.42	泥岩	泥岩	泥岩	暗灰色	ro5		暗灰色で新鮮な棒状コアが100%採取される 一部に斜めクラックを有するが変色はなくL=5~15cmのコアとなる		8.15	8	9	11	28				
13											8.45	10	12	16	38				
14											8.15	10	12	16	38				
											8.45	10	12	16	38				
											10.15	16	22	12	50	260			
											10.41	18	22	10	50	250			
											11.40	22	10	50	250				
											12.15	14	19	17	50	270			
											12.42								

有意な地下水位確認されず（溜水を確認）

株式会社山地下地質コンサルタント

# 土質ボーリング柱状図 (標準貫入試験)

調査名 令和7年度根岸住宅地区地質調査業務委託

事業・工事名

調査目的及び調査対象 砂防 地すべり・斜面崩壊

ボーリング名	No.B-8	調査位置	根岸住宅地区(Jエリア)	北緯	35° 25' 17.9400"
発注機関	横浜市都市整備局	調査期間	2025/ 8/29~2025/ 9/ 1	東経	139° 37' 48.3300"
調査業者名	株式会社 山下地質コンサルタント	主任技師		現場	
電話				コ	
TP				ア	
角	180°	方	北 0°	ボーリング	
度	上 90°	向	西 90° 東 90° 南 180°	責任者	
度	下 0°	地盤勾配	3° 水平 0°	試験機	DO-C
度	0°			エンジン	NFD-10
度	0°			ポンプ	BG-3C

標尺 (m)	標高 (m)	深度 (m)	現場土質名 (模様)	現場土質名	地盤材料の工学的分類	色	相対密度	相対稠度	相対密稠度	記	孔内水位 / 測定月日	標準貫入試験					試料採取		室内試験	削孔月日				
												深度 (m)	N 値	100mm毎の打撃回数	打撃ことの貫入量	50回の貫入量	自沈時の貫入量	深度 (m)			試料番号	採取方法		
	44.85	0.50	表土	表土	礫層					有機質ロームが全体で少量の腐ガスを混入する	8/23 8/40													
1			ローム	ローム	茶褐色					全体に風化した浮石やスコリアが点在するほぼ均質な火山灰質粘性土 含水は中位~やや多く粘性を有する		1.15	2	2	2	6	1.50	60-1	③	管理				
2										3m以深は砂分がやや多く不均質である		1.45					2.35							
3										透水が激しい		3.15	1	1	1	3								
4	41.45	3.50										3.41												
5			黄褐色							全体に浮石・スコリア等の火山物質を多く含むシルト質粘土		4.15	1	1	1	3	4.50	60-2	③	管理				
6										土質的にはやや不均質な火山灰質粘性土で一部に炭化物や有機物を混入する		4.51					5.40							
7			黄灰							6m付近より風化・粘土化した浮石薄層をかなり多く含む浮石質粘土		6.15	1	1	1	3								
8			茶褐色							7m付近まで透水が激しい		6.48												
9	36.65	8.70	砂質シルト							全体に腐植質シルトが主体で浮石や木片細礫を含む不均質粘性土		7.15	2	2	2	6								
10	36.21	9.15	シルト質細砂							全体に浮石や腐植砂、シルト分を多く含む粒子不均一な細砂		7.41												
11	35.55	9.80	団結シルト							ほぼ均質な半固結状のシルト~砂混りシルト 含水量、粘性共に少なくやや硬質泥岩の風化部と考えられるがいずれも暗灰色を呈する		8.15	2	2	2	6								
12	33.76	11.60								ほぼ均質で未風化新鮮なシルト岩~砂混りシルト岩		8.45												
13			泥岩							全体に混入物は少ないものにより風化木片や貝殻片が点在する		8.15	5	6	6	20								
14	30.85	14.41								含水量、粘性共に少なく固結して硬いクラックも少なく長い棒状コアが100%採取される		10.15	6	8	9	23								
15												11.15	10	12	14	36								
16												11.45												
												12.15	13	18	19	50	270							
												12.42												
												13.15	11	15	23	50	200							
												13.44												
												14.15	14	17	19	50	260							
												14.41												

株式会社山下地質コンサルタント

# 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 令和7年度根岸住宅地区地質調査業務委託

事業・工事名

調査目的及び調査対象 砂防 地すべり・斜面崩壊

ボーリング名	No.B-9	調査位置	根岸住宅地区(Kエリア)	北緯	35° 25' 13.0400"
発注機関	横浜市都市整備局	調査期間	2025/ 8/ 4~2025/ 8/ 6	東経	139° 37' 50.8800"
調査業者名	株式会社 山地下地質コンサルタント	主任技師	〇〇〇〇	現場	〇〇〇〇
電話	〇〇〇〇	現代理人	〇〇〇〇	コ	ア
ボ	グ	責	任	者	〇〇〇〇
ボ	リ	ン	グ	第	〇〇
号					
孔口標高	TP 47.17m	角	180° 上 90° 下 0°	方	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°
総削孔長	20.45m	地盤勾配	0° 鉛直 90°	使用機種	試験機 KR-SH
				エンジン	NFD-9
				ポンプ	V-5P

標尺 (m)	標高 (m)	深度 (m)	現場土質名 (模様)	現場土質名	地盤材料の工学的分類	色相対対密稠度	相対稠度	相対稠度	記	孔内水位 / 測定月日	標準貫入試験					試験採取		室内試験	削孔月日				
											深度 (m)	100mm毎の打撃回数	打撃ごとの貫入量	50回の貫入量	自沈時の貫入量	深度 (m)	試験番号						
	47.02	0.15	盛土	盛土	雑	rc2			幹石を多く含む粘性土。草根混入	8/5	0	1.15	1	1	2	4	350	1.45	9D-1	①	物理三軸		
1									全体に風化・粘土化した浮石やスコリア等の火山物質を含む粘性土		4	1.45											
2				ローム					土質的にはほぼ均質なロームで下部ではやや粘土化したローム									2.35					
3									含水量は中位~やや大で粘性は中~強い														
4									3.7m付近はやや粘土化した浮石薄層を挟む														
5	42.47	4.70							浮石・スコリアを含む火山灰質な粘土~粘土質シルトで上部は比較的均質														
6				凝灰質粘土					含水量は中位~やや多粘性能もやや強い														
7	40.37	6.80							6.3m付近より浮石が多くなる														
8	39.47	7.70		浮石					風化・粘土化した黄灰色~乳白色の軟質な浮石層														
9									浮石・スコリアを含む火山灰質粘性土でやや不均質である														
10				凝灰質粘土					含水やや多く粘性を有する														
11	35.97	11.20																					
12	35.52	11.65		シルト質微細砂					浮石・薑母片を含みシルト・粘土分の多い微細砂														
13	34.47	12.70		砂質シルト					やや硬質な砂質シルト~粘土質シルト														
14									ほぼ均質な固結シルトで相変化は少ない														
15									含水量は少なく粘性も弱い														
16									最上部は黄褐色を示すが13.50m付近より暗灰色となる														
17									全体としてN値も28~43と変化し、固結度にややバラツキを有する														
18									全体に含有物は薑母片を除いて少ないが所により炭化木片や浮石、微細な貝殻片を混入する														
19																							
20	26.72	20.45																					
21																							
22																							

有意な地下水位確認されず（溜水を確認）

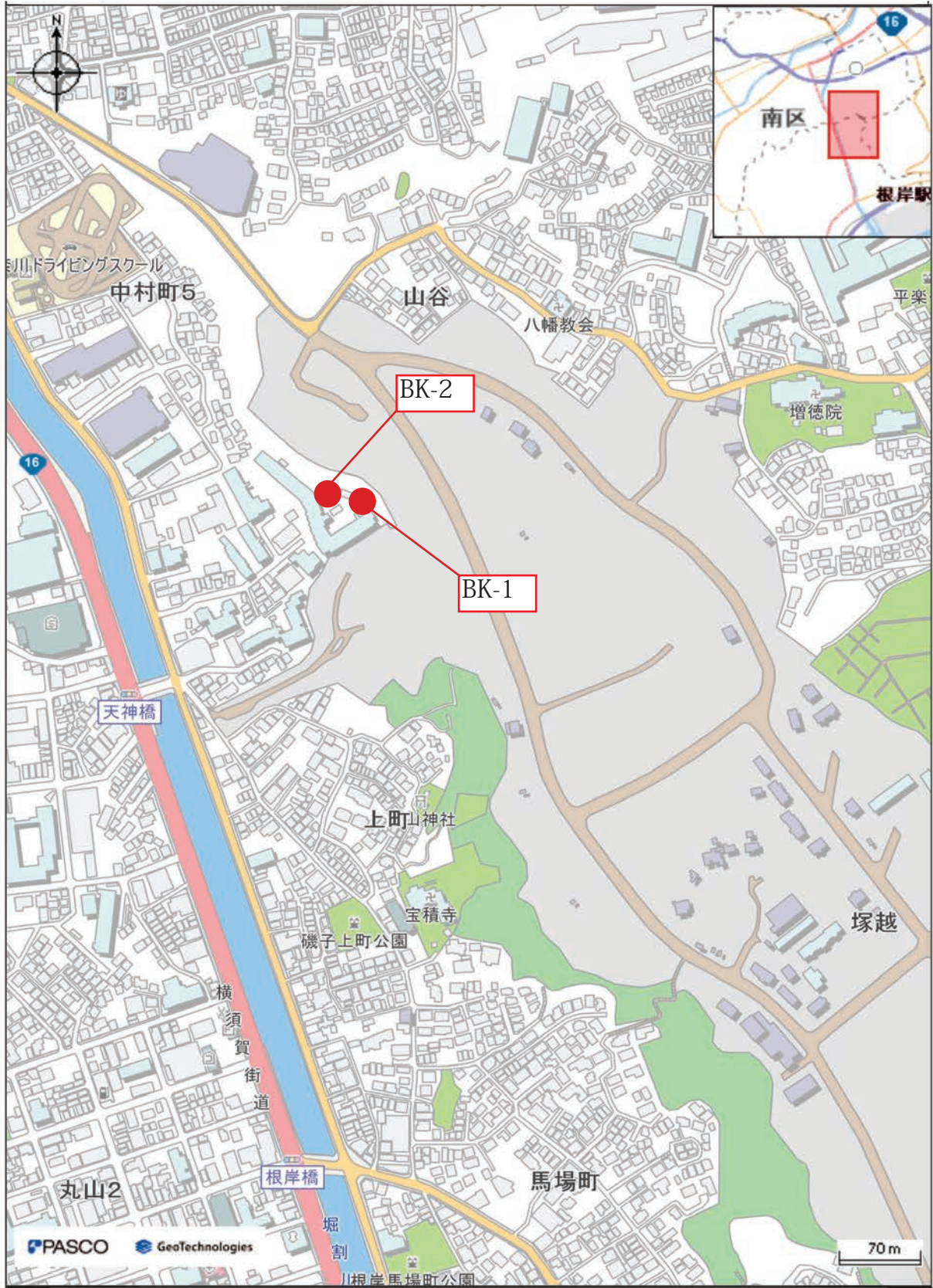
株式会社山地下地質コンサルタント

# 根岸住宅地区隣接崖地崩落対策報告書

平成11年5月

根岸住宅地区隣接崖地崩落対策委員会  
(財)防衛施設技術協会

# ボーリング位置図



地質調査一覧表

地点名称	BV-1(鉛直)		BV-2(鉛直)		BV-3(鉛直)		BV-4	BK-12	BH-1	BH-2	BH-3	CH 6本	CH-67	CH-910
名称	BV-1	W-1	BV-2	W-2	BV-3	W-3	鉛直	鉛直	水平	水平	水平	水平	水平	水平
全長 [m]	50.0	33.0	50.0	34.5	50.0	19.0	50.0	10.0	20.0	20.0	15.0	5.0	5.0	3.0
孔径 [mm]	φ86	φ66	φ86	φ66	φ86	φ66	φ66	φ66	φ66	φ66	φ66	φ86	φ86	φ86
地盤高 [m]	56.5	56.5	56.3	56.3	55.3	55.3	56.0	-	-	-	-	-	-	-
コア採取	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○
ホアホウ	○		○		○		○		○	○	○	○		○
地中レーダー	○		○		○									
地下水検層		○	○											
透水試験														○
孔内水平載荷試験			○											
PS検層	○				○									
土質・岩石試験	○		○	○	○		○							

凡 例

- ◆ 鉛直ボーリング ( BV-1~BV-4 < W-1~W-3 > )
- 水平ボーリング ( BH-1~BH-3 )
- 基礎地盤調査ボーリング ( BK-1~BK-2 )
- △ 吹付コンクリートコア抜き調査 ( CH-1~CH-10 )
- 吹付法面はつり調査 ( C-1~C-9 )

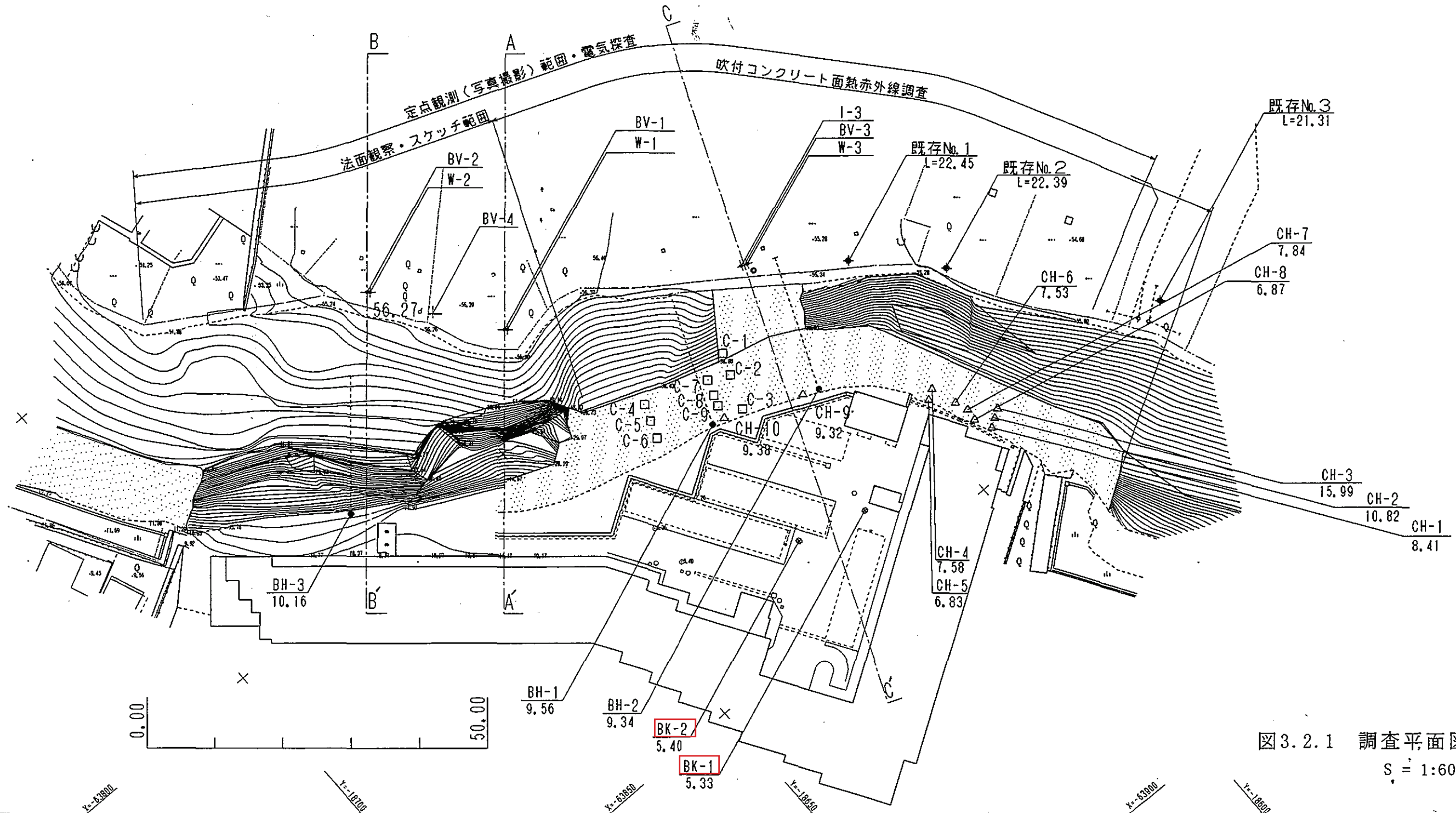
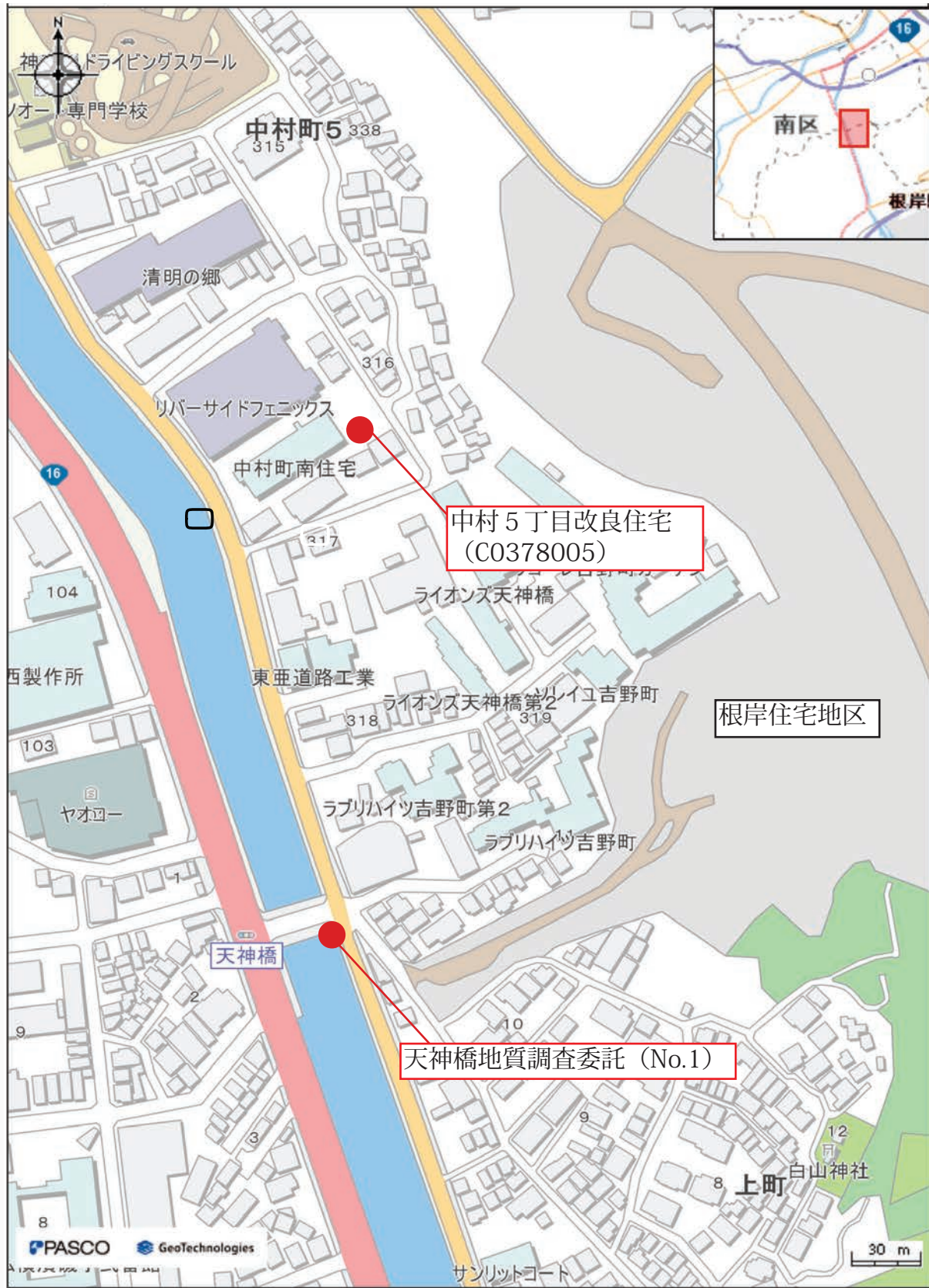


図3.2.1 調査平面図  
S = 1:600





# ボーリング位置図



# 土質ボーリング柱状図 (標準貫入試験)

調査名

事業名または工事名 中村町5丁目改良住宅(仮称)第1期新築工事に伴う土質調査業務

調査目的及び調査対象

ボーリング名	C0378005	調査位置	横浜市南区中村町5丁目316番地			北緯	35°25'41"
発注機関	横浜市建築局	調査期間	平成15年09月20日～平成15年09月20日			東経	139°37'25"
調査業者名	日本総合技術開発	主任技師	現場代理人	コア鑑定者	ボーリング責任者		
孔口標高	T.P. 3.51 m	角			方位	地盤勾配	使用機種
総削孔長	3.31 m	度			度	鉛直	試錐機
				エンジン	ヤンマー NFD10-M	ポンプ	東邦地下工機 BG-3C

標尺 (m)	標高 (m)	深度 (m)	現場土質名 (模様)	現場土質名	地盤材料の工学的分類	色	相対密度	相対稠度	記	孔内水位 / 測定年月日	標準貫入試験										試験採取	室内試験	削孔月日		
											N 値	深	10cmごとの打撃回数			50回の貫入量	自沈時の貫入量	深	試験採取						
	3.11	0.40	盛土	盛土	暗褐色青灰	非常な密な	固結した	事	全体に粘性土主体。所々コンクリートガラ、木根混る。シルトは固結状、含水小～中位。粒子均一。所々炭化物混入。所々砂質固結シルトとなる	3.05	71	1.15	21	25	4	50	21								
1	2.21	1.30	シルト質細砂	シルト質細砂								1.36			1	21									
2			泥岩	泥岩								2.15	16	14	20	50	30								
3	0.14	3.37										2.45													
												3.15	19	24	7	50	22								
												3.37			2	22									

ボーリング柱状図については、国土地盤情報データベースの一般公開資料です。 (<https://ngic.or.jp/>)

# 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名

事業名または工事名 天神橋地質調査委託

調査目的及び調査対象 道路 橋梁・高架

ボーリング名	No.1	調査位置	磯子区丸山一丁目2番地先から上町11番地先まで			北緯	35°25'34.3"
発注機関	横浜市道路局建設部橋梁課			調査期間	平成21年01月19日～平成22年02月05日		
調査業者名	株式会社 北海ボーリング 電話(045-864-1441)	主任技師	現場代理人	コア鑑定者	ボーリング責任者		
孔口標高	T.P. -1.38 m	方位	試験機	カノー-KR50C			
総削孔長	12.25 m	地盤勾配	エンジン	ヤンマー製 NFAD-12	ポンプ	カノ-V5	

標高 (m)	深度 (m)	現場土質名 (模様)	地盤材料の工学的分類	色	相対密度	相対稠度	記号	孔内水位 / 測定年月日	標準貫入試験					試験深度 (m)	採取番号	室内試験	削孔月日	
									N値	深10cmごとの打撃回数	50回の貫入量	自沈時の貫入量	試験採取方法					
-1.88	0.50	シルト混り砂	暗灰	暗灰	rc2	固結した	混雑する。ヘドロ、木片、泥岩(径30mm位)、貝殻片等混じる。粘性少しあり		11	1.15	1	1	9	11				
-2.73	1.35	シルト	暗灰	暗灰	固結した		砂分多く混じる。泥岩(径5mm位)混在する。亀裂多く径50mm位の礫状になる。亀裂間に粘土充填。全体に少量の砂、微量の軽石混じる。		75	2.15	13	12	5	30				
-3.58	2.20	風化泥岩	暗灰	暗灰	固結した		3.00m以深均質、長さ10～15cm位の棒状コアになる所多い。3.23～4.00mコアバックチューブサンプリング(RQD58%、3.95m付近コアに貝殻片混入)。4.00m付近より所々細かい亀裂あり。		188	3.15	16	34	50	20	3.23	1-1	CP	一軸,三軸,含水量,密度
-6.88	5.50	泥岩	暗灰	暗灰	固結した		4.15mベネ試料砂分多く混じり強指圧で砂化する。		125	3.23	8		50	8	4.00	1-2	CP	一軸,三軸,含水量,密度
		凝灰質泥岩	暗灰	暗灰	固結した		4.27～5.00mコアバックチューブサンプリング(RQD54%、4.50m付近コア縦薄板状割れる)。		150	4.15	33	17	50	12	5.25			
			暗灰	暗灰	固結した		5.25～5.50m凝灰質泥岩脈状、ブロック状(貝殻混り)に入る。		214	4.27	2		50	10	6.00			
			暗灰	暗灰	固結した		5.25～6.00mコアバックチューブサンプリング(RQD100%、全体に均質)。		375	5.15	50		50	10				
			暗灰	暗灰	固結した		7.00m付近シルト分多く混じる。7.55m付近より礫状コアに砂レンズ状に換層所あり。		500	6.15	50		50	7				
			暗灰	暗灰	固結した		8.00m付近シルト分多くコアに少し粘性あり。		167	6.22	7		50	7				
			暗灰	暗灰	固結した		9.00m付近より暗灰色になる。		188	7.15	50		50	4				
			暗灰	暗灰	固結した		9.40～9.60m砂と互層状(5～10cm位ずつ)。		175	7.19	4		50	4				
			暗灰	暗灰	固結した		長さ10～15cm位のコアになる所多い。		125	8.15	50		50	3				
			暗灰	暗灰	固結した		10.70～10.95m所々砂と泥岩の互層状(5～10cm位ずつ、レバー感覚)。		150	8.18	3		50	3				
			暗灰	暗灰	固結した		11.45～11.90m砂と泥岩の互層状(10cmずつ、レバー感覚)多い。		188	9.15	50		50	9				
			暗灰	暗灰	固結した				175	9.24	9		50	9				
			暗灰	暗灰	固結した				188	10.15	50		50	8				
			暗灰	暗灰	固結した				125	10.23	8		50	8				
			暗灰	暗灰	固結した				125	11.15	32	18	50	12				
			暗灰	暗灰	固結した				150	11.27	2		50	12				
			暗灰	暗灰	固結した				150	12.15	50		50	10				
			暗灰	暗灰	固結した				150	12.25			50	10				

ボーリング柱状図については、国土情報データベースの一般公開資料です。(https://ngic.or.jp/)

### 3 横浜市埋立事業に係る横浜市港湾局資料及び みどり環境局資料

■横浜市埋立事業に係る横浜市港湾局資料

横浜市 令和4年 令和3年度決算第一特別委員会

質問

新本牧の整備は本当に必要なのか

答弁

この5年間で、10万トン以上の超大型コンテナ船の着岸数が80隻から161隻と倍増していることと、2024年までに世界中で超大型コンテナ船の新造船が226隻完成いたします。こうしたことから、コンテナ船の超大型化が大変進展しております。こういったコンテナ船の受入れや寄港地の集約などの海運動向に的確に対応する必要がございます。また、輸出が主流でありました横浜港の物流機能の変化に伴いまして、輸入貨物の取扱いやコンテナターミナル近傍における高度な流通加工等の物流需要に早期に対応する必要もございます。さらに、南本牧の埋立てが完了いたしまして、今後の市内公共事業の建設発生土の受入れ場所としても必要でございます。現在進めている護岸の整備には東海旅客鉄道株式会社より600億円もの負担金を導入しており、本市の財政負担を大幅に軽減しております。コンテナターミナル等の港湾施設整備には埋立てを開始してから10年ぐらいの期間を要することから、着実な事業進捗を図ってまいります。

## (お知らせ)建設発生土の工事間流用の活用について

～建設発生土の工事間流用を検討してください！！～

- 工事から発生する土砂の運搬・処分は「大黒ふ頭中継所」・「幸浦中継所」へ
- 工事に必要な土砂を購入と考えるその前に



**「工事間流用」**を検討してください！！

《工事間流用のメリット》

- 処分費用（受入側は購入費用）がかからず、工事費（事業費）を削減できる。
- 流用相手工事の現場が近い場合、運搬費用が削減できる。

局内調整の方が  
迅速・容易

流用相手の工事を探すには…

- 各局建設発生土担当課が、局内発注工事の搬出入予定土量を把握しています。※1
- さらには、みどり環境局公園緑地維持課建設発生土等担当へお問い合わせください。

※1 工事ごとの搬出入予定土量を年2回調査しています。

（参考）建設発生土対策における基本方針（発生土の搬出に関するもの）

- ① 発生抑制・工事内利用・工事間流用の推進
- ② 本市臨海部整備事業地への指定処分の原則

《ポイント》

工事（事業）の計画・設計段階から掘削断面の合理化や工法の選定などによる発生土量の抑制を検討し、さらには、可能な限り現場内（同一工事内）で再利用しますが、現場外に搬出せざるを得ない発生土は、市域内での他工事へ流用する調整を行ってください。

これらを行ったにもかかわらず、搬出せざるを得ない発生土は、新本牧ふ頭埋立事業推進のため、指定処分（大黒ふ頭中継所・幸浦中継所へ搬出）とします。

（お問合せ）

みどり環境局公園緑地維持課建設発生土等担当

TEL：045-671-3692

E-mail：mk-hasseido@city.yokohama.lg.jp

## 4 環境影響評価項目の土壤に係る地歴調査結果



---

# 根岸住宅地区に係る地歴調査

## 報 告 書

令和8年3月

日本工営都市空間株式会社

指定番号 2014-4-2003

---

---

－ 目 次 －

(1) 調査項目 .....	1
(2) 調査範囲 .....	1
(3) 調査方法 .....	1
(4) 調査結果の概要 .....	2

資料 土壌汚染聞き取り調査結果

---

### (1) 調査項目

調査対象地では、表-1 に示すとおり、令和2年度から令和4年度にかけて防衛省により土壌汚染対策法に係る調査が行われ、区域の指定等がなされている。(詳細は、資料6参照)  
本調査では、その後の土地利用履歴を調査し、土壌汚染の状況を把握した。

表-1 土壌汚染対策法に係る調査履歴 (防衛省)

番号	業務名	調査期間	業務内容
①	根岸住宅地区(2) 土壌汚染資料等調査	令和2年6月18日～令和2年9月30日	地歴調査
②	根岸住宅地(2)土壌汚染調査	令和3年3月25日～令和3年8月31日	概況調査
③	根岸住宅地区(3)土壌調査	令和3年11月3日～令和4年6月30日	詳細調査

### (2) 調査範囲

調査地域は、根岸住宅地区およびその周辺とした。

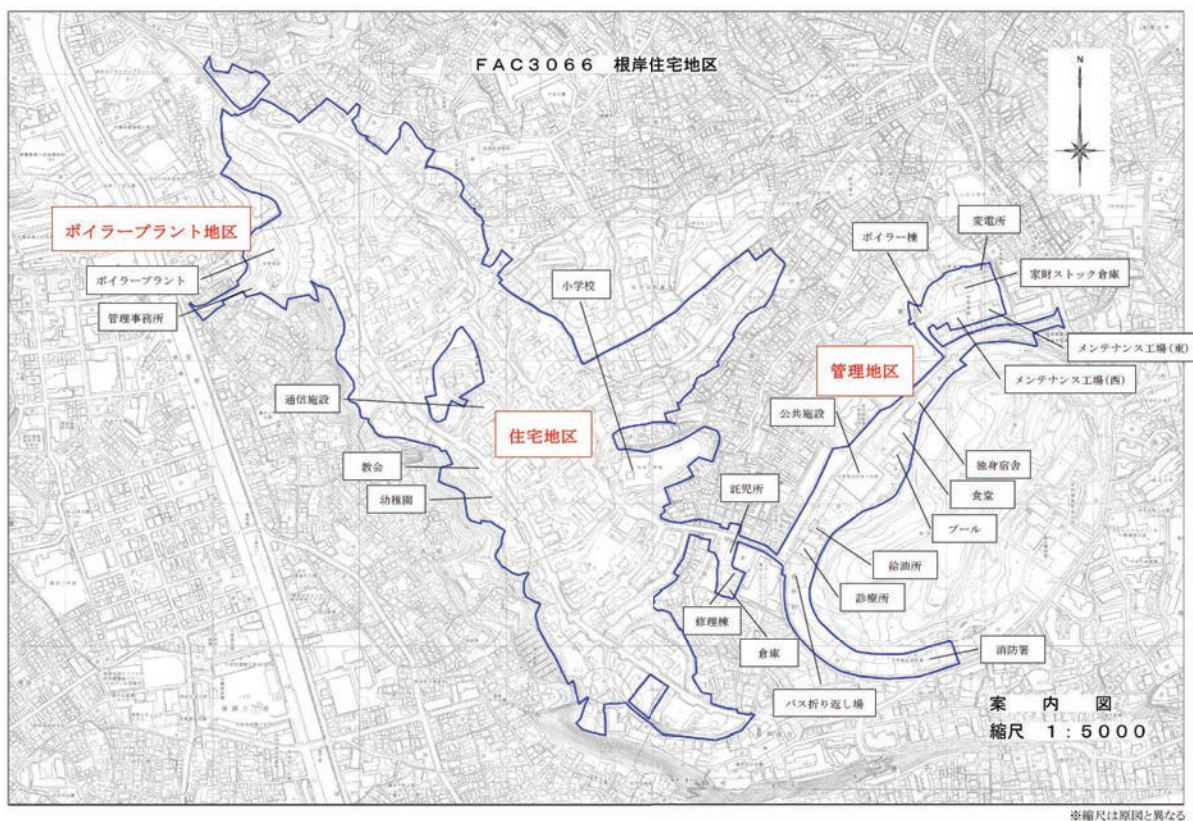


図-1 調査位置図

### (3) 調査方法

土壌汚染対策法に係る調査に準じて、以下のとおり調査を実施した。

- (a) 土地利用履歴 (令和2年以降)
- (b) 土壌汚染対策法に係る区域指定状況

---

#### (4) 調査結果の概要

形質変更時届出区域に指定された以降に防衛省へヒアリングを実施し、土地利用に変化がないことを確認したため、消防署を除く指定区域における新たな土壤汚染のおそれはないと判断された。

##### (a) 土地利用履歴調査

###### ア. 資料調査

図-2 と図-3 に、平成 25 年 (2013 年) 及び令和 3 年 (2021 年) の横浜市建設局発行 1:2,500 地形図を示した。

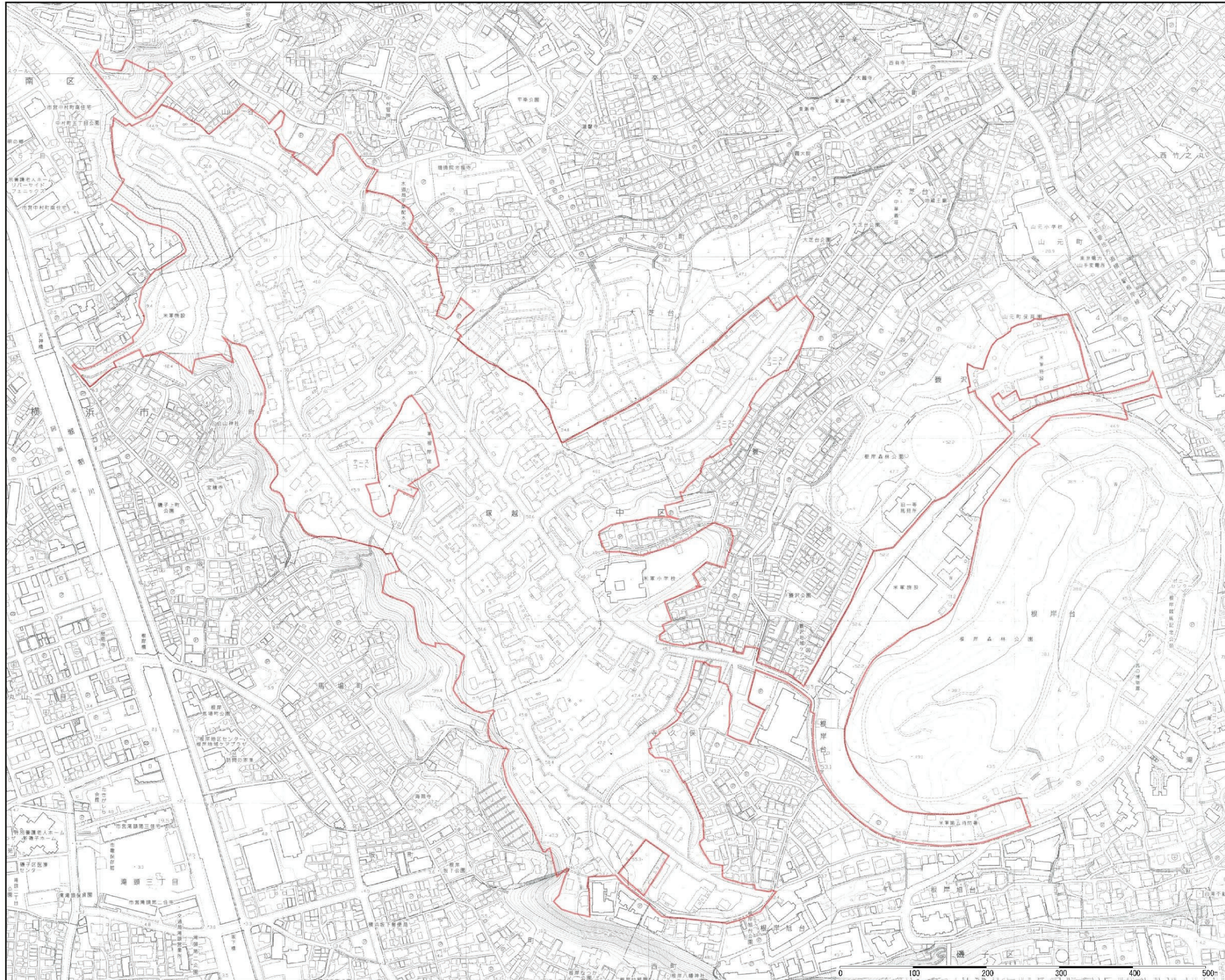
地歴調査以後、米軍から返還のための建物の撤去作業が実施されているだけで、基本的には土地利用はない。

###### イ. 聞き取り調査

防衛省の土壤汚染状況調査後の土地利用履歴について、聞き取り調査を行った (別添、防衛省聞き取り資料参照)。消防署は継続して稼働しているが、基本的には土地利用の変化はない。

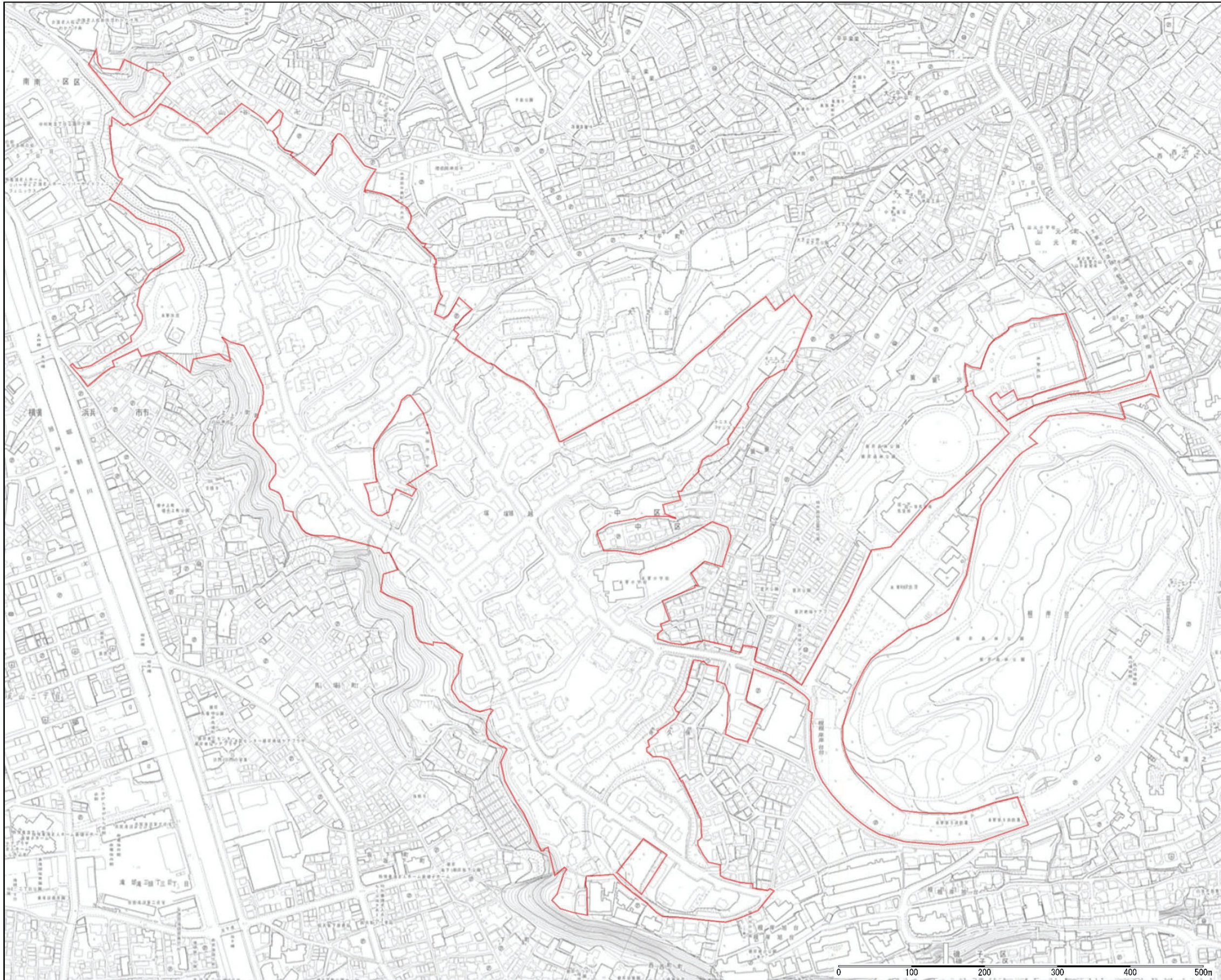
##### <主な聞き取り内容>

- ・住宅地区及びボイラープラント地区内の既設構造物及び地下埋設物について撤去工事を実施している。(南関東防衛局) → 土壤汚染対策法に係る区域指定済であり、工事については適切に実施されていることから土壤汚染のおそれはないと評価される。
- ・消防署内の資機材保管庫にて携行缶 (容量: 19L) でガソリン (使用用途: 可搬式発電機) が保管されている。(米軍)。→ ガソリンに特定有害物質であるベンゼンが含まれるが、前回調査の令和 2 年 10 月以降は保管容器からの出し入れはなく、適切に保管・管理されていることから土壤汚染が拡散している可能性はないと評価される。



「横浜市建築局発行 1/2,500 地形図(時田・山元町)」 ※縮尺は原図と異なる。

図-2 平成 25 年 (2013 年) 修正地形図



「横浜市建設局発行 1/2,500 地形図(蔭田・山元町)」 ※縮尺は原図と異なる。

図-3 令和3年(2021年)修正地形図

(b) 土壌汚染に係る調査及び区域の指定等の経緯

防衛省により実施された土壌汚染状況調査の結果を受けて、横浜市は調査対象地内の土壌汚染確認区画を対象として、形質変更時要届出区域として指定し、公示している。ただし、表-2 に示すように、指定された区域の一部は、③詳細調査で行われた追完調査や、土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）により、指定を解除している。

表-2 土壌汚染対策法に基づく区域の指定・解除の状況

様式第二十三(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

横浜市

整理番号	整-R04-12	指定年月日・指定番号	令和5年1月13日・指-215	所在地	中区寺久保一養沢、根岸台及び山元町4丁目地内、南区山谷地内、磯子区土町地内（別図のとおり）
調製・訂正年月日	令和5年1月13日調製（新規指定）、令和5年2月16日訂正（認定調査、形質変更1届出、搬出1届出）、令和5年4月6日訂正（追完・詳細調査、一部解除1）、令和5年7月14日訂正（形質変更1中間報告、一部解除2）、令和5年8月7日訂正（形質変更2届出、搬出2届出）、令和5年8月14日訂正（形質変更1完了報告）、令和5年10月25日訂正（一部解除3）				
形質変更時要届出区域の概況	事業所跡地	面積	6,475.132平方メートル 6,481.225平方メートル (R5.3.24) 6,181.225平方メートル (R5.7.14)	5,003.381平方メートル (R5.10.25)	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類					
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置					
形質変更時要届出区域の一部について、省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合することを確認した（R5.3.24一部解除） 形質変更時要届出区域の一部について、土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）が講じられた。（R5.7.14、R5.10.25一部解除）					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨					
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目	指定調査機関の名称
	令和4年3月30日 令和5年2月2日 (追完・詳細調査)	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン		含有量基準・溶出量基準、第二溶出量基準	
		水銀及びその化合物、鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準、第二溶出量基準	
		ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準、第二溶出量基準	
砒素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準、第二溶出量基準			

土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	令和5年1月16日 (令和5年1月30日)	令和5年7月21日	土壌の掘削、アスファルト舗装撤去、コンクリート舗装撤去、埋戻し	南関東防衛局	有・無	分別等処理
令和5年7月31日 (令和5年8月17日)	令和5年8月31日	土壌の掘削、アスファルト舗装撤去、コンクリート舗装撤去、埋戻し	南関東防衛局	有・無	分別等処理	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

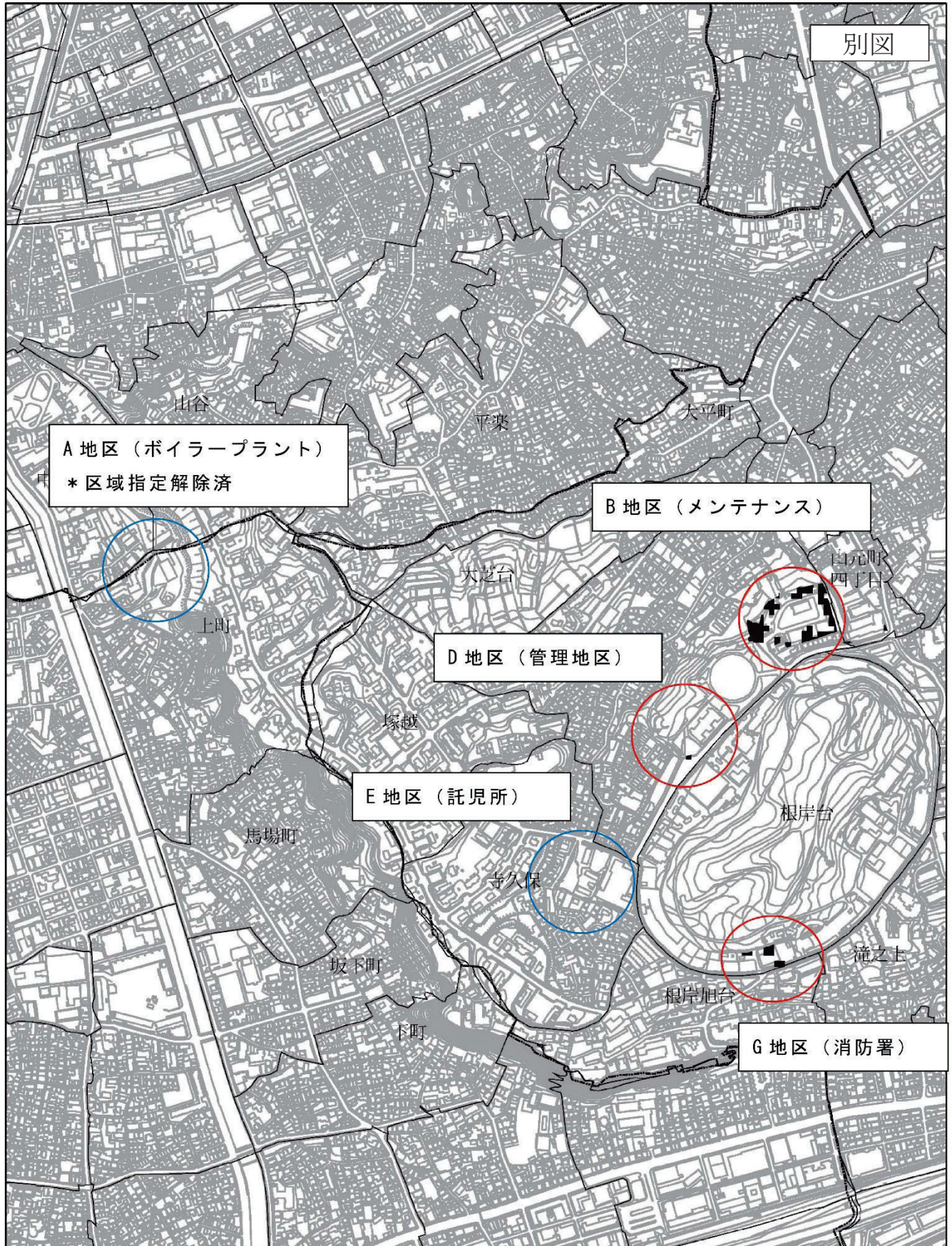
・新規指定：令和5年1月13日、面積6,475.132m<sup>2</sup>

第一種特定有害物質：~~クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン~~（溶出量、第二溶出量）

第二種特定有害物質：水銀、鉛（含有量、溶出量）

ふっ素（溶出量、第二溶出量）

砒素（溶出量）



横浜市建築局都市計画基本図データにより作成【横浜市地形図複製承認番号 平31建都計第9008号】

横浜市中区の一部

形質変更時要届出区域：■  
指-215

図-5.1 指定区域の案内図

0 60 120 240 360 480  
メートル

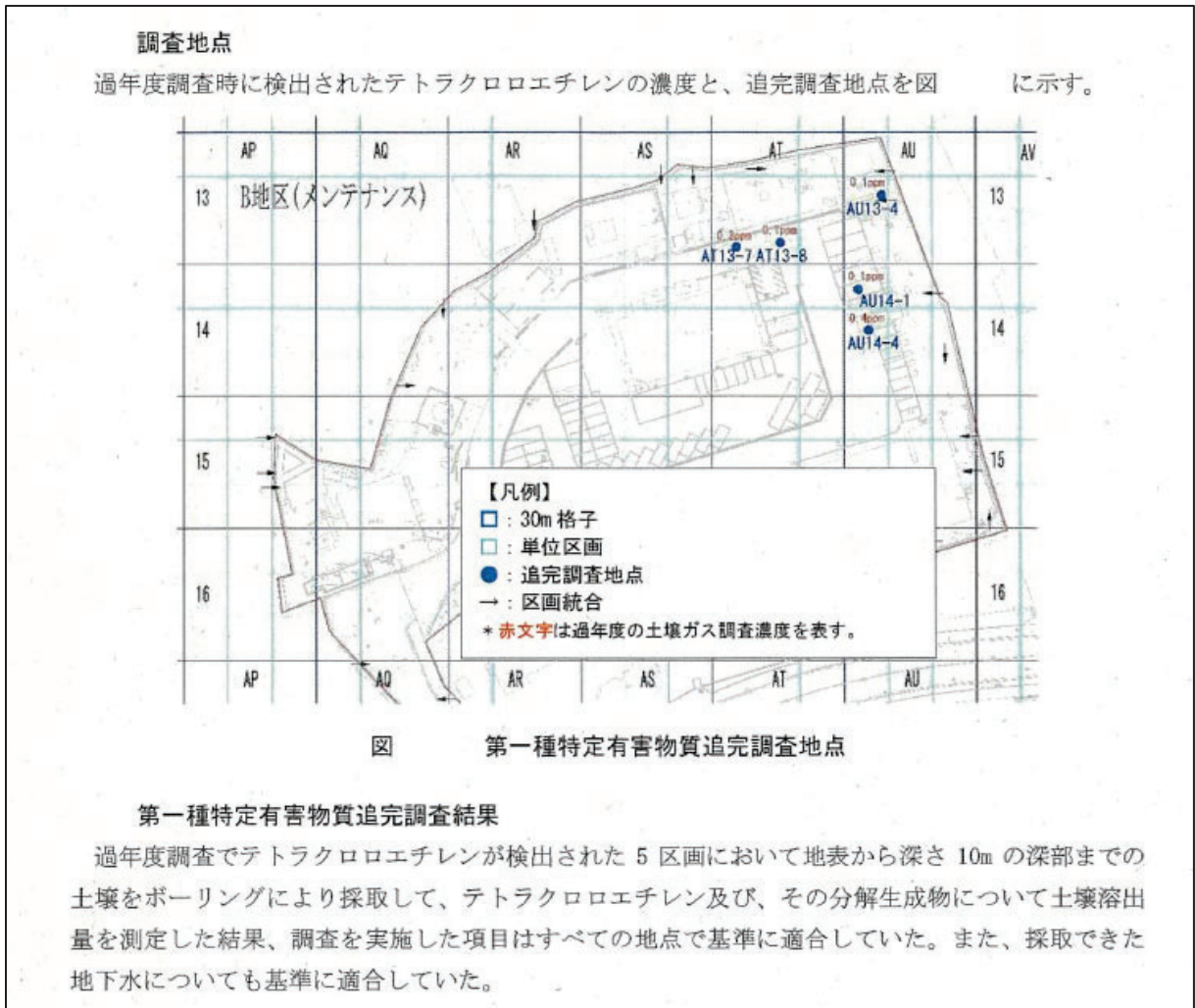


<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/joho/kuiki-daichou.files/h-215b.pdf>

※令和 5 年 4 月 6 日訂正（追完・詳細調査、一部解除）面積 5,481.225m<sup>2</sup> (R5.3.24)

追完調査・詳細調査の結果、B地区のテトラクロロエチレンとその分解生成物質（クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン）について、基準適合を確認したため、一部区域が解除された。

なお、第二種特定有害物質（鉛（含有量）、水銀（含有量、溶出量）、ふっ素（溶出量）、砒素（溶出量））の基準不適合の範囲については区域指定がされたままである。



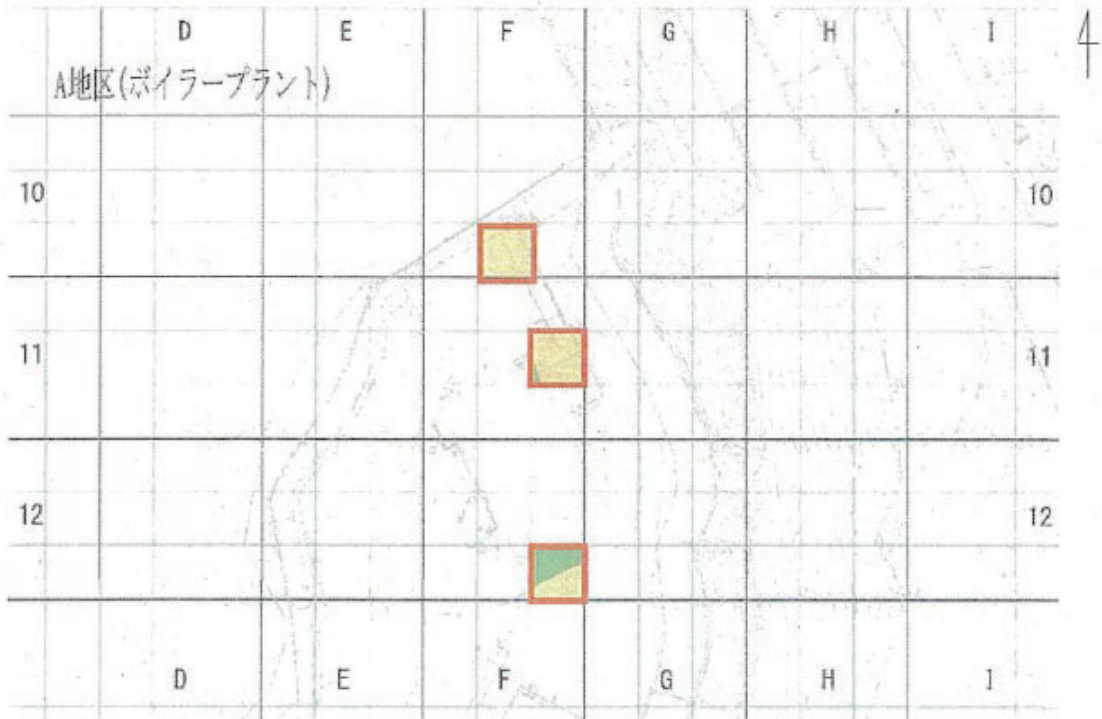


※令和5年7月14日訂正（追完・詳細調査、一部解除2）面積 5,181.225m<sup>2</sup> (R5.7.14)

A地区の鉛の含有量基準不適合土壌について、掘削除去が完了したため、一部区域が解除された。

形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面

所在地：指-215

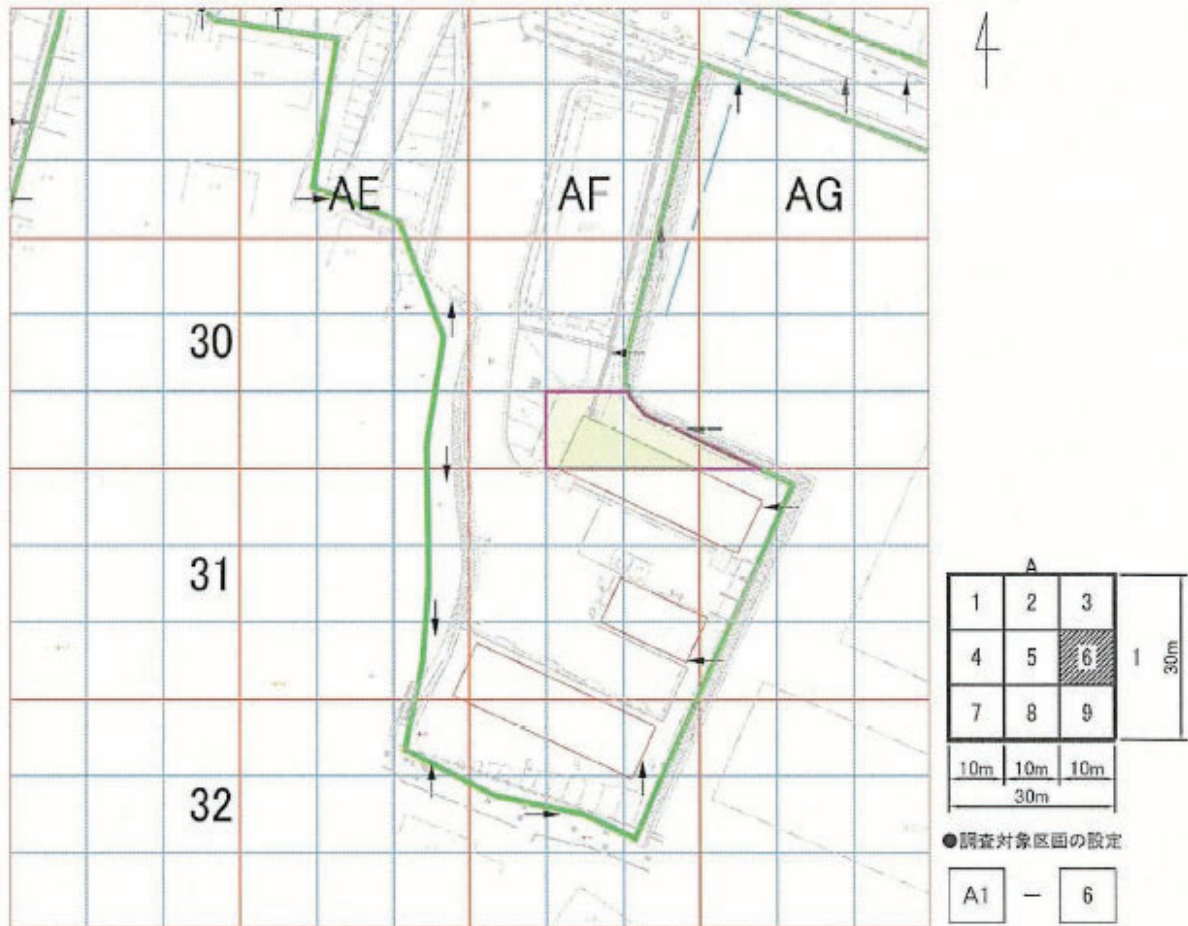


※建物基礎解体範囲に汚染土壌は存在しない。

深度 (m)	鉛及びその化合物 (含有量) (mg/kg)			掘削・搬出範囲
	F10-8	F11-6	F12-9	
表層 (GL~-0.5)	200	180	250	}
1.0	<10	65	<10	
T.P (m)	+7.90	+7.75	+7.66	
2.0	<10	<10	<10	
3.0	<10	<10	<10	
4.0	<10	12	<10	
5.0	<10	<10	<10	
6.0	<10	<10	<10	
7.0	<10	<10	<10	
8.0	<10	10	<10	
9.0	<10	10	<10	
10.0	<10	<10	<10	

※令和5年10月25日訂正（一部解除3）面積5,003.381m<sup>2</sup>（R5.10.25）

A地区の鉛の含有量基準不適合土壌について、掘削除去が完了したため、一部区域が解除された。



	鉛及びその化合物 (含有量) (mg/kg)	ふっ素及びその化合物 (溶出量) (mg/L)	
深度 (m)	AF30-8	AF30-9、AG30-7	
表層 (GL~-0.5)	160	1.6	掘削・搬出範囲
1.0	19	<0.08	
T.P (m)	+43.66	+43.85	
2.0	52	<0.08	
3.0	20	<0.08	
4.0	<10	<0.08	
5.0	<10	0.09	
6.0	<10	0.11	
7.0	<10	0.09	
8.0	<10	0.08	
9.0	<10	0.16	
10.0	<10	0.17	

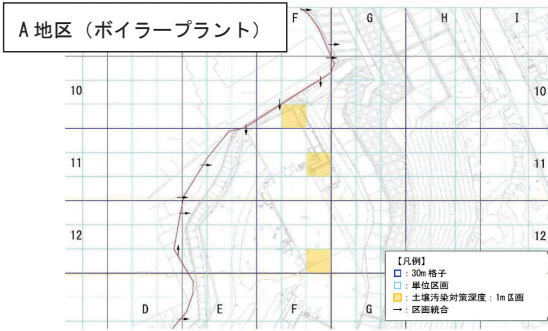


图 4.1 A 地区 (ボイラープラント) 土壤汚染対策深度

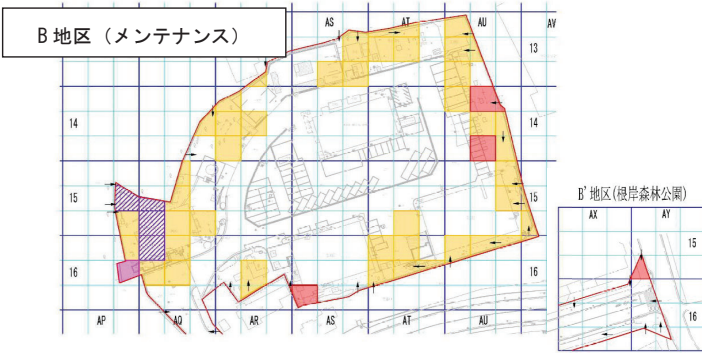


图 4.2 B 地区 (メンテナンス)、B' 地区 (椋岸森林公園) 土壤汚染対策深度

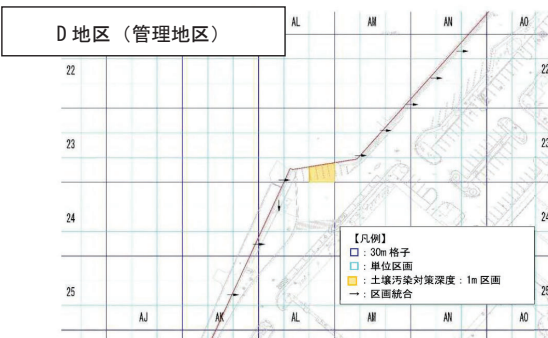
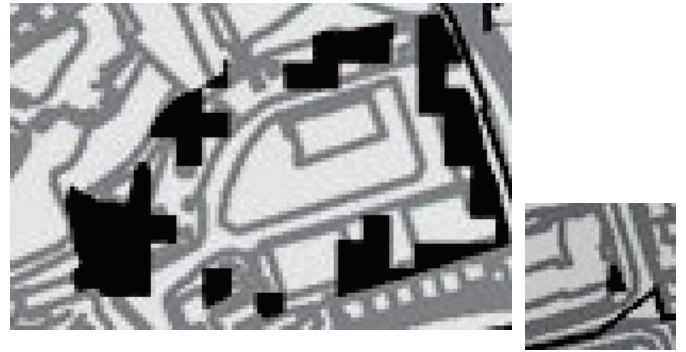


图 4.3 D 地区 (管理地区) 土壤汚染対策深度

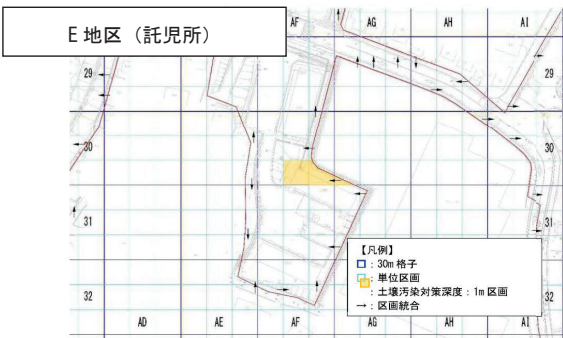


图 4.4 E 地区 (託児所) 土壤汚染対策深度

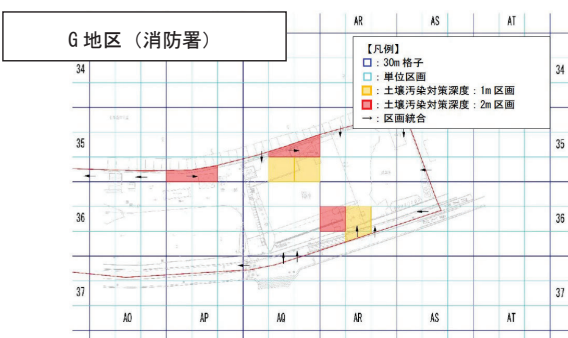


图 4.5 G 地区 (消防署) 土壤汚染対策深度



---

資料 土壤汚染聞き取り調査結果

---



## 2. Items to Confirm Regarding the Fire Station (消防署に関する確認事項)

If there have been any changes since October 2020 in the handling, status of hazardous substances (e.g., gasoline, oils, or chemicals regulated under Japanese environmental laws), please provide details below. (令和2年10月以降に、有害物質の取扱い状況などに変化がある場合は、以下にご記入ください。)

### (1) Storage Conditions of Gasoline Managed in the Storage Shed

(物置で管理されているガソリンの保管状況)

Item (項目)	Entry column (ご記入欄)	Reference (参考) (including the results of previous interview surveys) (以前の聞き取り結果など)
Storage Location (保管場所)		Fire station storage shed (消防署物置)
Storage Method (保管方法)		Portable container (携行缶)
Stored Quantity (保管量)		
Usage Method (使用方法)		
Transfer from containers (保管容器から出し入れをしたことの有無)	Yes / No <If Yes: Location(s) where materials were transferred> (有 / 無<有の場合: 出し入れを行った場所>)	If materials were transferred outside the fire station property (e.g., during training), please indicate "No". (訓練など消防署敷地以外で出し入れがある場合は「無」と記載してください。)
Presence / Absence of Leak (漏洩の有無)	Yes / No <If Yes: Outline of the situation> (有 / 無<有の場合: 漏洩状況の概要>)	None (無)

### (2) Records of spill incidents and underground dumping involving chemicals or materials containing hazardous substances. (有害物質を含む薬品等の流出事故・地中への投棄記録)

Item (項目)	Entry column (ご記入欄)	Reference (参考) (including the results of previous interview surveys) (以前の聞き取り結果など)
Presence / Absence of records (記録の有無)	Yes / No <If yes: date and time, location, substance name, quantity> (有 / 無<有の場合: 日時、場所、物質名・量>)	No records (記録なし)

#### < Contact information regarding survey details (調査内容に関する問い合わせ先) >

• Survey Company: Nippon Koei Urban Space Co., Ltd. (調査業者: 日木工営都市空間㈱)

• Contact Person: [Redacted] 担当者: [Redacted]

[Redacted] (Direct Line) E-mail: [Redacted]@n-koei.co.jp

Reference: Environmental Quality Standards for Soil Contamination (Japan)  
/ 土壤汚染に係る環境基準

Soil Leaching Standards / 土壤溶出量基準

Substance (EN)	物質名 (JP)	Standard Value / 基準値	Unit / 単位
Vinyl chloride	クロロエチレン	≤ 0.002	mg/L
Carbon tetrachloride	四塩化炭素	≤ 0.002	mg/L
1,2-Dichloroethane	1,2-ジクロロエタン	≤ 0.004	mg/L
1,1-Dichloroethylene	1,1-ジクロロエチレン	≤ 0.1	mg/L
1,2-Dichloroethylene	1,2-ジクロロエチレン	≤ 0.04	mg/L
1,3-Dichloropropene	1,3-ジクロロプロペン	≤ 0.002	mg/L
Dichloromethane	ジクロロメタン	≤ 0.02	mg/L
Tetrachloroethylene	テトラクロロエチレン	≤ 0.01	mg/L
1,1,1-Trichloroethane	1,1,1-トリクロロエタン	≤ 1	mg/L
1,1,2-Trichloroethane	1,1,2-トリクロロエタン	≤ 0.006	mg/L
Trichloroethylene	トリクロロエチレン	≤ 0.01	mg/L
Benzene	ベンゼン	≤ 0.01	mg/L
Cadmium and its compounds	カドミウム及びその化合物	≤ 0.003	mg/L
Hexavalent chromium compounds	六価クロム化合物	≤ 0.05	mg/L
Cyanide compounds	シアン化合物	Not detectable	-
Mercury and its compounds	水銀及びその化合物	≤ 0.0005 (Alkyl mercury ND)	mg/L
Selenium and its compounds	セレン及びその化合物	≤ 0.01	mg/L
Lead and its compounds	鉛及びその化合物	≤ 0.01	mg/L
Arsenic and its compounds	砒素及びその化合物	≤ 0.01	mg/L
Fluorine and its compounds	ふっ素及びその化合物	≤ 0.8	mg/L
Boron and its compounds	ほう素及びその化合物	≤ 1	mg/L
Simazine	シマジン	≤ 0.003	mg/L
Thiobencarb	チオベンカルブ	≤ 0.02	mg/L
Thiram	テウラム	≤ 0.006	mg/L
Polychlorinated biphenyls (PCB)	ポリ塩化ビフェニル	Not detectable	-
Organophosphorus compounds	有機りん化合物	Not detectable	-

Soil Content Standards / 土壤含有量基準

Substance (EN)	物質名 (JP)	Standard Value / 基準値	Unit / 単位
Cadmium and its compounds	カドミウム及びその化合物	≤ 45	mg/kg
Hexavalent chromium compounds	六価クロム化合物	≤ 250	mg/kg
Cyanide compounds (as free cyanide)	シアン化合物(遊離シアンとして)	≤ 50	mg/kg
Mercury and its compounds	水銀及びその化合物	≤ 15	mg/kg
Selenium and its compounds	セレン及びその化合物	≤ 150	mg/kg
Lead and its compounds	鉛及びその化合物	≤ 150	mg/kg
Arsenic and its compounds	砒素及びその化合物	≤ 150	mg/kg
Fluorine and its compounds	ふっ素及びその化合物	≤ 4,000	mg/kg
Boron and its compounds	ほう素及びその化合物	≤ 4,000	mg/kg

## Attachment: Interview survey sheet regarding Soil Contamination in Negishi Housing Area

(別添：根岸住宅地区における土壌汚染に関する聞き取り調査シート)

### ■ Respondent Information (記入者情報)

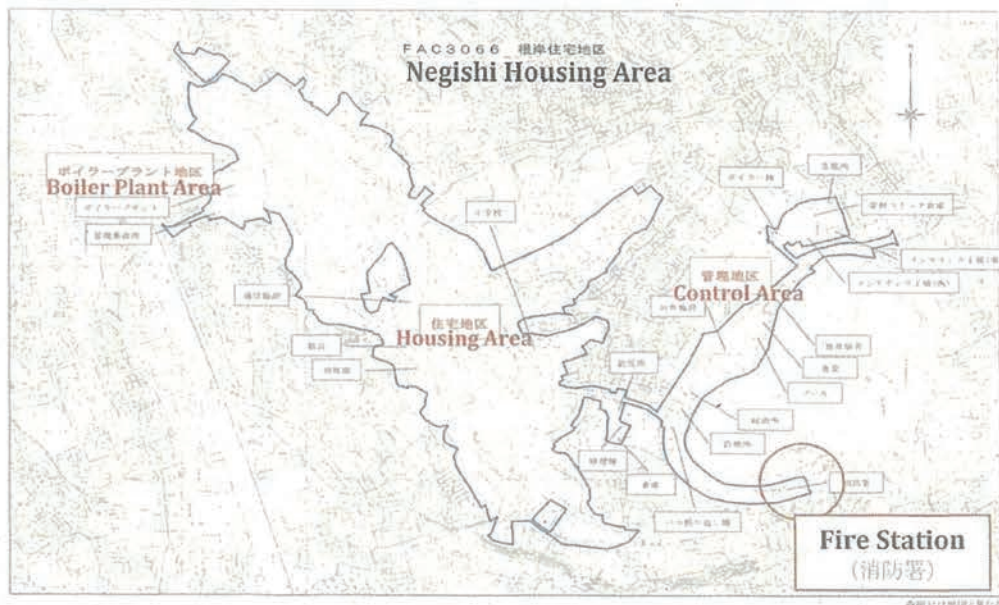
<b>Affiliation</b> (所属)	CNRJ F&ES DISTRICT-3 A-shift
<b>Name</b> (担当者名)	[REDACTED]
<b>Contact information</b> (Phone / Email) (連絡先 (電話・メール))	[REDACTED]@us.navy.mil
<b>Date</b> (記入日)	16 Mar 2026

### 1. Land Use Status in Negishi Housing Area (根岸住宅地区の土地利用状況について)

Within the area shown below, please describe the details of any changes in land use since October 2020, if applicable.

(下図の範囲において、令和2年10月以降に土地利用の変化がある場合はその内容をご記入ください。)

Item (項目)	Entry column (ご記入欄)
<b>Presence / Absence of Land Use Change</b> (土地利用の変化の有無)	Yes / <u>No</u> <If yes, describe the details> 有 / 無 <変化がある場合の内容>



**2. Items to Confirm Regarding the Fire Station (消防署に関する確認事項)**

If there have been any changes since October 2020 in the handling, status of hazardous substances (e.g., gasoline, oils, or chemicals regulated under Japanese environmental laws), please provide details below. (令和2年10月以降に、有害物質の取扱い状況などに変化がある場合は、以下にご記入ください。)

**(1) Storage Conditions of Gasoline Managed in the Storage Shed (物置で管理されているガソリンの保管状況)**

Item (項目)	Entry column (ご記入欄)	Reference (参考) (including the results of previous interview surveys) (以前の聞き取り結果など)
Storage Location (保管場所)	Fire station storage shed (There was moved to Tsurumi Fire Station on March 1, 2026)	Fire station storage shed (消防署物置)
Storage Method (保管方法)	Portable container	Portable container (携行缶)
Stored Quantity (保管量)	5 gallon (19 ℓ)	
Usage Method (使用方法)	Refueling portable generators	
Transfer from containers (保管容器から出し入れをしたことの有無)	Yes / <b>No</b> <If Yes: Location(s) where materials were transferred> (有 / 無: 有の場合: 出し入れを行った場所)	If materials were transferred outside the fire station property (e.g., during training), please indicate "No". (訓練など消防署敷地以外で出し入れがある場合は、「無」と記載してください。)
Presence / Absence of Leak (漏洩の有無)	Yes / <b>No</b> <If Yes: Outline of the situation> (有 / 無: 有の場合: 漏洩状況の概要)	None (無)

**(2) Records of spill incidents and underground dumping involving chemicals or materials containing hazardous substances. (有害物質を含む薬品等の流出事故・地中への投棄記録)**

Item (項目)	Entry column (ご記入欄)	Reference (参考) (including the results of previous interview surveys) (以前の聞き取り結果など)
Presence / Absence of records (記録の有無)	Yes / <b>No</b> <If yes: date and time, location, substance name, quantity> (有 / 無: 有の場合: 日時、場所、物質名・量)	No records (記録なし)

< Contact information regarding survey details (調査内容に関する問い合わせ先) >  
 ・ Survey Company: Nippon Koei Urban Space Co., Ltd. (調査業者: 日本工営都市空間株式会社)  
 ・ Contact Person: [Redacted] (担当者: [Redacted])  
 [Redacted] (Direct Line) E-mail: [Redacted]@n-koei.co.jp

Reference: Environmental Quality Standards for Soil Contamination (Japan)  
/ 土壤汚染に係る環境基準

Soil Leaching Standards / 土壤溶出量基準

Substance (EN)	物質名 (JP)	Standard Value / 基準値	Unit / 単位
Vinyl chloride	クロロエチレン	≤ 0.002	mg/L
Carbon tetrachloride	四塩化炭素	≤ 0.002	mg/L
1,2-Dichloroethane	1,2-ジクロロエタン	≤ 0.004	mg/L
1,1-Dichloroethylene	1,1-ジクロロエチレン	≤ 0.1	mg/L
1,2-Dichloroethylene	1,2-ジクロロエチレン	≤ 0.04	mg/L
1,3-Dichloropropene	1,3-ジクロロプロペン	≤ 0.002	mg/L
Dichloromethane	ジクロロメタン	≤ 0.02	mg/L
Tetrachloroethylene	テトラクロロエチレン	≤ 0.01	mg/L
1,1,1-Trichloroethane	1,1,1-トリクロロエタン	≤ 1	mg/L
1,1,2-Trichloroethane	1,1,2-トリクロロエタン	≤ 0.006	mg/L
Trichloroethylene	トリクロロエチレン	≤ 0.01	mg/L
Benzene	ベンゼン	≤ 0.01	mg/L
Cadmium and its compounds	カドミウム及びその化合物	≤ 0.003	mg/L
Hexavalent chromium compounds	六価クロム化合物	≤ 0.05	mg/L
Cyanide compounds	シアン化合物	Not detectable	-
Mercury and its compounds	水銀及びその化合物	≤ 0.0005 (Alkyl mercury ND)	mg/L
Selenium and its compounds	セレン及びその化合物	≤ 0.01	mg/L
Lead and its compounds	鉛及びその化合物	≤ 0.01	mg/L
Arsenic and its compounds	砒素及びその化合物	≤ 0.01	mg/L
Fluorine and its compounds	フッ素及びその化合物	≤ 0.8	mg/L
Boron and its compounds	ほう素及びその化合物	≤ 1	mg/L
Simazine	シマジン	≤ 0.003	mg/L
Thiobencarb	チオベンカルブ	≤ 0.02	mg/L
Thiram	チウラム	≤ 0.006	mg/L
Polychlorinated biphenyls (PCB)	ポリ塩化ビフェニル	Not detectable	-
Organophosphorus compounds	有機りん化合物	Not detectable	-

Soil Content Standards / 土壤含有量基準

Substance (EN)	物質名 (JP)	Standard Value / 基準値	Unit / 単位
Cadmium and its compounds	カドミウム及びその化合物	≤ 45	mg/kg
Hexavalent chromium compounds	六価クロム化合物	≤ 250	mg/kg
Cyanide compounds (as free cyanide)	シアン化合物(遊離シアンとして)	≤ 50	mg/kg
Mercury and its compounds	水銀及びその化合物	≤ 15	mg/kg
Selenium and its compounds	セレン及びその化合物	≤ 150	mg/kg
Lead and its compounds	鉛及びその化合物	≤ 150	mg/kg
Arsenic and its compounds	砒素及びその化合物	≤ 150	mg/kg
Fluorine and its compounds	フッ素及びその化合物	≤ 4,000	mg/kg
Boron and its compounds	ほう素及びその化合物	≤ 4,000	mg/kg